

令和 6 年

会津美里町議会会議録

(含：予算特別委員会)

定例会 3 月会議

2 月 28 日 開 議 ～ 3 月 15 日 散 会

会津美里町議会

令和 6 年会津美里町議会定例会 3 月会議会議録目次

第 1 日 2 月 2 8 日（水曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
開 議 （午前 1 0 時 0 0 分）	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会議録署名議員の指名	5
○陳情第 1 0 号の議題、報告、質疑、討論、採決	5
○陳情第 1 1 号の議題、報告、質疑、討論、採決	6
○町長の施政方針演説	7
○議案の上程及び提案理由の説明	1 5
○陳情の常任委員会付託について	1 9
○予算特別委員会の設置について	1 9
○議案の予算特別委員会付託について	1 9
○散会の宣告	1 9
散 会 （午前 1 1 時 2 8 分）	2 0

予算特別委員会第 1 日 2 月 2 8 日（水曜日）

○出欠席委員	2 1
○説明のため出席した者	2 1
○事務局職員出席者	2 2
開 会 （午後 1 時 0 0 分）	2 3
○開議の宣告	2 3
○議案第 2 6 号	2 3
○散会の宣告	2 6
散 会 （午後 1 時 5 8 分）	2 6

第 2 日 2 月 2 9 日（木曜日）

○議事日程	2 7
○本日の会議に付した事件	2 7
○出欠席議員	2 8
○説明のため出席した者	2 8
○事務局職員出席者	2 8
開 議 （午前 1 0 時 0 0 分）	2 9
○開議の宣告	2 9
○一般質問	2 9
根 本 謙 一 君	2 9
渋 井 清 隆 君	4 2
○発言の訂正	5 3
荒 川 佳 一 君	5 4
小 柴 葉 月 君	6 3
○延会の宣告	7 5
延 会 （午後 3 時 0 3 分）	7 5

第3日 3月4日（月曜日）

○議事日程	7 7
○本日の会議に付した事件	7 7
○出欠席議員	7 8
○説明のため出席した者	7 8
○事務局職員出席者	7 8
開 議 （午前 1 0 時 0 0 分）	7 9
○開議の宣告	7 9
○一般質問	7 9
村 松 尚 君	7 9
星 次 君	9 4
長 嶺 一 也 君	1 1 2
櫻 井 幹 夫 君	1 3 1
○散会の宣告	1 4 3
散 会 （午後 4 時 1 1 分）	1 4 3

第4日 3月5日（火曜日）

○議事日程	1 4 5
○本日の会議に付した事件	1 4 5
○出欠席議員	1 4 6
○説明のため出席した者	1 4 6
○事務局職員出席者	1 4 6
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	1 4 7
○開議の宣告	1 4 7
○議案第 1 6 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
○議案第 1 7 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 4 8
○議案第 1 8 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
○議案第 1 9 号の議題、説明、質疑	1 5 0
○同意第 1 号の議題、質疑、討論、採決	1 5 8
○同意第 2 号の議題、質疑、討論、採決	1 5 8
○同意第 3 号の議題、質疑、討論、採決	1 5 9
○総括質疑	1 6 0
○議案の常任委員会付託について	1 6 4
○発言の訂正	1 6 4
○散会の宣告	1 6 5
散 会 (午前 1 1 時 2 1 分)	1 6 5

予算特別委員会第 2 日 3 月 1 1 日 (月曜日)

○出欠席委員	1 6 7
○説明のため出席した者	1 6 7
○事務局職員出席者	1 6 9
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	1 7 0
○開議の宣告	1 7 0
○議案第 2 6 号	1 7 0
○延会の宣告	2 3 4
延 会 (午後 4 時 0 6 分)	2 3 4

予算特別委員会第 3 日 3 月 1 2 日 (火曜日)

○出欠席委員	2 3 5
○説明のため出席した者	2 3 5

○事務局職員出席者	2 3 6
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	2 3 8
○開議の宣告	2 3 8
○議案第 2 6 号	2 3 8
○閉会の宣告	2 8 4
閉 会 (午後 2 時 3 9 分)	2 8 4

第 5 日 3 月 1 5 日 (金曜日)

○議事日程	2 8 5
○本日の会議に付した事件	2 8 6
○出欠席議員	2 8 7
○説明のため出席した者	2 8 7
○事務局職員出席者	2 8 7
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	2 8 8
○開議の宣告	2 8 8
○常任委員会委員長の報告	2 8 8
○予算特別委員会委員長の報告	2 9 3
○議案第 5 号の議題、討論、採決	2 9 3
○議案第 6 号の議題、討論、採決	2 9 4
○議案第 7 号の議題、討論、採決	2 9 5
○議案第 8 号の議題、討論、採決	2 9 5
○議案第 9 号の議題、討論、採決	2 9 6
○議案第 1 0 号の議題、討論、採決	2 9 6
○議案第 1 1 号の議題、討論、採決	2 9 7
○議案第 1 2 号の議題、討論、採決	2 9 7
○議案第 1 3 号の議題、討論、採決	2 9 8
○議案第 1 4 号の議題、討論、採決	2 9 9
○議案第 1 5 号の議題、討論、採決	2 9 9
○議案第 1 9 号の議題、討論、採決	3 0 0
○議案第 2 0 号の議題、討論、採決	3 0 0
○議案第 2 1 号の議題、討論、採決	3 0 1
○議案第 2 2 号の議題、討論、採決	3 0 1
○議案第 2 3 号の議題、討論、採決	3 0 2

○議案第 2 4 号の議題、討論、採決	3 0 3
○議案第 2 5 号の議題、討論、採決	3 0 3
○議案第 2 6 号の議題、討論、採決	3 0 4
○議案第 2 7 号の議題、討論、採決	3 0 6
○議案第 2 8 号の議題、討論、採決	3 0 7
○議案第 2 9 号の議題、討論、採決	3 0 7
○議案第 3 0 号の議題、討論、採決	3 0 8
○議案第 3 1 号の議題、討論、採決	3 0 8
○議案第 3 2 号の議題、討論、採決	3 0 9
○議案第 3 3 号の議題、討論、採決	3 1 0
○陳情第 1 号の議題、討論、採決	3 1 0
○日程の追加	3 1 1
○報告第 2 号、報告第 3 号、議案第 3 4 号、議案第 3 5 号、同意第 4 号の議題及び提案理 由の説明	3 1 1
○報告第 2 号の議題、説明、質疑	3 1 2
○報告第 3 号の議題、説明、質疑	3 1 3
○議案第 3 4 号の議題、説明、質疑、討論、採決	3 1 4
○議案第 3 5 号の議題、説明、質疑、討論、採決	3 1 5
○同意第 4 号の議題、質疑、討論、採決	3 1 8
○発議第 1 号の議題、説明、質疑、討論、採決	3 2 0
○発議第 2 号の議題、説明、質疑、討論、採決	3 2 1
○発議第 3 号の議題、説明、質疑、討論、採決	3 2 2
○散会の宣告	3 2 3
散 会 （午後 1 時 4 2 分）	3 2 3

定 例 会 3 月 会 議

(第 1 号)

令和6年会津美里町議会定例会3月会議

議事日程 第1号

令和6年2月28日（水）午前10時00分開議

諸般の報告

- ①議長の報告（出席した会議等別紙のとおり）
- ②議長の提出物の報告（別紙のとおり）
- ③説明員の報告（別紙のとおり）
- ④一部事務組合議会結果報告
 - ・会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の報告
- ⑤町長の行政報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 陳情第10号 すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情
- 第3 陳情第11号 健康保険証廃止の中止を求める陳情書
- 第4 町長の施政方針演説
- 第5 議案の上程及び提案理由の説明
- 第6 陳情の常任委員会付託について
- 第7 予算特別委員会の設置について
- 第8 議案の予算特別委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１６名）

１番	櫻井幹夫	君	９番	洪井清隆	君
２番	小柴葉月	君	１０番	堤信也	君
３番	荒川佳一	君	１１番	鈴木繁明	君
４番	山内豪	君	１２番	横山知世志	君
５番	長嶺一也	君	１３番	横山義博	君
６番	村松尚	君	１４番	根本剛	君
７番	小島裕子	君	１５番	根本謙一	君
８番	星次	君	１６番	大竹惣	君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一	君
副町長	佐々木吉一	君
総務課長	金子弘	君
政策財政課長	國分利則	君
会計管理者	松本由佳里	君
町民税務課長	猪俣利幸	君
健康ふくし課長	平山正孝	君
産業振興課長	小林隆浩	君
建設水道課長	加藤定行	君
教育長	歌川哲由	君
こども教育課長	渡部雄二	君
生涯学習課長	福田富美代	君
代表監査委員	小島隆一	君

○事務局職員出席者

事務局長	児島隆昌	君
事務局次長兼総務係長	歌川和仁	君

開 議 (午前 10 時 00 分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） ただいまから令和 6 年会津美里町議会定例会 3 月会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（大竹 惣君） 諸般の報告を行います。

議長の報告、議長の提出物の報告、説明員の報告は別紙のとおりであります。

次に、一部事務組合議会結果報告を行います。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告を 4 番、山内豪君、報告願います。

山内議員。

〔4 番（山内 豪君）登壇〕

○4 番（山内 豪君） 皆さん、おはようございます。それでは、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の12月会議以降の議会報告をさせていただきます。当議会からは、9 番、渋井清隆議員、14 番、根本剛議員も参加されておりますが、代表して私から報告をさせていただきます。

令和 6 年 2 月 8 日午前10時より、令和 6 年 2 月会津若松地方広域市町村圏整備組合議会定例会議が開催されました。提出案件は、報告 2 件、議案10件であります。

まず、報告第 1 号 監査の結果報告についてであります。監査委員より議長に対して監査結果報告のあった例月現金出納検査、定期検査の監査報告で、報告のとおり了承されました。

続いて、報告第 2 号 令和 5 年度会津若松地方広域市町村圏整備組合議会行政調査結果報告であります。これは、令和 5 年10月31日、11月 1 日、2 日の日程で、新潟県上越市の上越地域消防事務組合、上越地域消防局、長野県安曇野市の穂高広域施設組合、穂高クリーンセンター、長野県長野市の長野広域連合の環境エネルギーセンターへの行政調査の結果を報告するもので、報告のとおり了承されました。

議案につきましては、議案第 2 号 会津若松地方広域市町村圏整備組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。この議案は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため所要の改正措置を講じようとするもので、満場異議なく、原案どおり決せられました。

続いて、議案第 3 号 会津若松地方広域市町村圏整備組合危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例が、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。本件につきましては、若干の質疑がありましたが異論はなく、原案どおり決せられました。

前の 2 案は、総務消防委員会に付託されました。

次に、議案第4号、5号、7号、9号の4案は、会津若松地方広域市町村圏整備組合水道企業会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例以降、水道供給委員会に付託となりました。

次に、議案第5号は、会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例であり、水道法等の一部改正に伴い、水道技術管理者の資格について所要の改正措置を講じようとするものです。委員から若干の質疑がありましたが、異議なく原案どおり決せられました。

議案第7号 令和5年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計補正予算（第3号）は、半導体不足の影響等により大幅に減少する見込みとなったことから、年度割を変更した等の理由等の質疑がありましたが、異議なく原案どおり決せられました。

議案第9号 令和6年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計予算については、浄水場の耐震化に順次着手しており、令和6年度以降、更新事業や耐震事業及びその他更新工事の答弁を受け、その若干の質問、質疑はありましたが、異論なく原案どおり決せられました。

次に、環境衛生委員会付託案件は、議案第6号 令和5年度会津若松地方広域市町村圏整備組合の一般会計補正予算（第4号）、最終処分費のうち炭酸ソーダの購入単価が異なる理由について質疑や、納入方法の差異により異なる等を説明を受け、このほかにも若干の質問がありましたが、原案のとおり決せられました。

次に、議案第8号 令和6年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計予算のうち、当委員会付託分について、協力金及び旧管理庁舎維持管理負担金の内容並びに長峰最終処分処理場除草業務委託料ほか、質疑応答が交わされましたが、特に異論はなく、原案のとおり可決すべきものと決せられました。

次に、議案第10号 新ごみ焼却施設整備・運営事業建設工事請負契約の一部変更についてでありまして、本案につきましてはインフレスライド等による増額変更、対象期間、増額の要因等、質疑が交わされましたが、特に異論はなく、原案のとおり可決するものと決せられました。

3委員会に付託された全て、原案のとおり可決決定されました。

議会最終日は全員協議会が開かれ、議案第1号 令和6年度会津若松地方広域市町村圏整備組合議会行政調査の実施について、同時並行し本組合議会の参考にするため、行政調査をしようとするものです。全員一致で可決決定されました。

その他の議案については質疑、討論はなく、満場一致で原案のとおり可決決定されました。

以上が12月会議以降の会津若松地方広域市町村圏整備組合議会報告となります。

なお、資料は議会事務局に提出してありますので御覧ください。

以上、報告終わります。

○議長（大竹 惣君） 次に、町長の行政報告ですが、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。

以上をもって諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（大竹 惣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

7番 小 島 裕 子 君

8番 星 次 君

の両名を指名いたします。

○陳情第10号の議題、報告、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第2、陳情第10号 すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情を議題といたします。

ここで、総務厚生常任委員長より報告があります。

総務厚生常任委員長、長嶺一也君。

〔総務厚生常任委員長（長嶺一也君）登壇〕

○総務厚生常任委員長（長嶺一也君） 改めまして、おはようございます。それでは、去る2月22日午後1時30分に本会議場で開催しました総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

令和5年定例会12月会議において継続審査となりました陳情第10号 すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情を議題とし、陳情団体より1名の方に出席いただき、当該陳情内容について説明をいただきました。

委員より、陳情内容のとおり医療や介護の従事者の処遇が改善されれば、患者や利用者の負担が増加するが、陳情者である県医療労働組合連合会としてどのように対応したのかなどの質疑がありました。陳情者より、患者や利用者の負担が増えないよう、厚生労働省に年2回要望活動を継続して実施しているなどの説明がありました。その後質疑はなく、陳情者退席後、審査に入り、委員から、現行の制度では、医療・介護従事者の処遇改善と人員増となれば、患者または利用者の負担が増加することから反対する。また、高田厚生病院には町が出資しており、町と密接な関係がある。最終的には国が判断することになるが、現段階では賛成するなどの意見が出されました。その後、反対討論もなく、採決に入り、賛成多数で本案は採択されました。

委員長の報告は以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

2 番、小柴葉月議員。

○2 番（小柴葉月君） 本陳情は陳情者の方から大変丁寧な説明をいただき、現場の課題についてはよく分かりました。今後、当町においても調査、研究が必要であるかと解釈しましたが、本陳情は地方自治法第99条につき、当町の公益に関する事件とは理解し難いため、本陳情には反対いたします。

○議長（大竹 惣君） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第10号を電子採決システムにより採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第10号を委員長報告のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、陳情第10号は採択とすることに決定いたしました。

○陳情第11号の議題、報告、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第3、陳情第11号 健康保険証廃止の中止を求める陳情書を議題といたします。

ここで、総務厚生常任委員長より報告があります。

総務厚生常任委員長、長嶺一也君。

〔総務厚生常任委員長（長嶺一也君）登壇〕

○総務厚生常任委員長（長嶺一也君） それでは、陳情第11号について報告いたします。

先ほどの陳情第10号の審査に引き続き、陳情団体より出席していただいた1名より当該陳情内容について説明をいただきました。本件について質疑はありませんでした。陳情者退席後、審査に入りました。

委員から、本件は地方自治法第99条に規定する当町の公益に関する事件と認識するには難しいので反対する。また、マイナンバーカードを健康保険証の代わりにすることについては、トラブルが発生しており、健康保険証をマイナンバーカードに一本化することは中止すべきと考えたことから賛成するなどの意見が出され、その後、反対討論もなく、採決に入り、採決の結果、賛否同数のため、委員長の判断で不採択といたしました。したがって、陳情第11号は不採択となりました。

委員長の報告は以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

2 番、小柴葉月君。

○2 番（小柴葉月君） 陳情第10条と同様の理由で反対いたします。

○議長（大竹 惣君） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第11号を電子採決システムにより採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第11号を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、陳情第11号は採択とすることに決定いたしました。

○町長の施政方針演説

○議長（大竹 惣君） 日程第4、町長の施政方針演説を行います。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 本日ここに、令和6年度一般会計当初予算をはじめとする、諸議案を提出するに当たり、私の令和6年度の町政運営に対する基本方針と政策の大綱を申し上げ、議員各位のご賛同を賜り、併せて町民の皆様に一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和5年度は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民や事業者に対し、低所得者支援やプレミアム商品券事業など様々な事業を展開し、町民生活や町内の経済活動への支援を行ってまいりました。

また、住民票や印鑑証明のコンビニ交付など、DXの推進による町民サービスの効率化や利便性の向上にも取り組んでまいりました。

令和6年度は、「第3次総合計画後期基本計画」4年目の年となることから、最終年度へ向け取組を強化するとともに、これまでの取組の成果と課題を検証し、次の10年を見据えた新たな計画の策定に着手してまいります。

令和6年度政策方針では、3つの重点プロジェクトである「元気づくりプロジェクト・里づくりプロジェクト・人づくりプロジェクト」を総合的かつ戦略的に展開しながら、「次世代に向けたまちづくりの取組」として、地域それぞれの特色や強みを生かし、既存の地域資源に新たな価値を創造することで、町全体の活性化に繋げてまいります。

令和6年度当初予算編成におきましては、国等の施策や経済の動向を踏まえながら、「3つの重点プロジェクト」・「次世代に向けたまちづくりの取組」を機動的かつ着実に実施するため、各事務事業に反映させたところであります。

歳入予算におきましては、依存財源である普通交付税において、人口減少による減額が見込まれるものの、令和6年度地方財政対策で示された、こども・子育て政策強化への経費等、国の推進事業に係る個別算定経費の増額、臨時財政対策債への振替額の抑制を考慮し、前年度と同額の46億8,000万円を見込んだところであります。また、臨時財政対策債においても、地方財政対策による縮減を見込み1,000万円とし、前年度比2,000万円の減としたところであります。

歳出にあっては、令和5年度と同様に厳しい財政状況が見込まれる中にあって、「令和6年度政策方針」に掲げる重点プロジェクト及び施策の成果拡大に向けた重点事業、デジタル化推進事業等、各種事業の評価結果を踏まえ、限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、長期財政計画の下、将来の財政運営を見据えた予算編成としたところであります。

以上のことから、令和6年度の施策・事務事業を遂行するために必要な一般会計当初予算の総額を、117億6,800万円とし、令和5年度当初予算と比較し6,400万円の増としたものであります。

各特別会計の予算規模につきましては、合計で58億9,603万5,000円とし、令和5年度当初予算と比較し、6,541万4,000円の増としたところであります。

また、公営企業会計である水道事業会計の収益的支出と資本的支出を合わせた予算額につきましては、6億9,096万6,000円とし、令和5年度当初予算と比較し、1億5,597万8,000円の減、下水道事業会計の収益的支出と資本的支出を合わせた予算額につきましては、9億4,785万3,000円とし、令和5年度当初予算と比較し、8,547万9,000円の減としたところであります。

これらを踏まえ、全ての政策における令和6年度の方針を次のとおり定めたところであります。

1点目は、「自然に配慮した環境づくり」であります。

恵まれた自然環境を、町民共有の財産として認識し、次世代へ引き継いでいくとともに、自然と調和した快適で住みやすい環境整備を進めてまいります。

「自然・生活環境の保全」においては、「生活環境保全事業」につきまして、近年、地球温暖化の問題がより一層深刻化しており、気候変動に伴う自然災害の多発・激甚化など、人々の暮らしや産業に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、町民や事業者などの環境意識の高揚を図りながら、脱炭素社会の実現に向けた対策を計画的に実施していくため、本日「会津美里町ゼロカーボン宣言」を表明し、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定に取り組んでまいります。

また、「廃棄物減量対策事業」についても、ごみの減量化・資源化が温室効果ガス排出量の削減に大きく寄与することから、引き続き、生ごみの水切りやリフューズ・リデュース・リユース・リサイクルの4Rの重要性について啓発を行うとともに、近年増加傾向にある空き家の片づけにおきましても、排出者に対し、ごみの分別方法や排出方法について丁寧な説明を行い、さらなるごみの減量化・資源化を推進してまいります。

「生活基盤の整備」におきましては、「公園管理事業」につきまして、「旧本郷第一小学校跡地利活用実施計画」に基づき、住民主体による新たなコミュニティの形成・活性化を図るとともに、本郷地域のにぎわい創出を目指し、跡地利活用整備計画を策定してまいります。また、都市公園等の公園管理を適正に実施し、特に「あやめ苑」については、「あやめ苑維持管理計画」に基づき、公園管理指導員と一丸となって適切な栽培管理と施設環境整備の充実に努めてまいります。

「交通体系の充実」においては、「公共交通利用促進事業」につきまして、これまで町内のみの運行だった美里あいあいタクシーを、かねてから要望のあった会津坂下町の坂下厚生総合病院まで運行するための実証事業を開始するとともに、AIシステムの利用を促進し、さらなる利便性の向上を図ってまいります。また、新たな地域公共交通計画の策定に向けた調査検討を開始し、鉄道、路線バス及びデマンド交通を一体的に捉えた持続可能な公共交通体系の構築に努めてまいります。

「道路維持管理事業」につきましては、道路パトロールによる点検体制を強化するとともに、道路の舗装補修及び道路施設の修繕を実施し、良好な道路環境形成に努めてまいります。

また、「道路新設改良等事業」においては、高田中学校から国道401号間の町道12009号線歩道整備工事について、児童生徒の安全確保のため、令和7年度の完成を目指し事業を進めてまいります。

2点目は、「安心で安全な暮らしづくり」であります。

全ての町民が、安全に安心して暮らすことができるまちづくりを目指してまいります。

「防災・消防体制の充実」においては、「災害対策事業」につきまして、災害時の避難誘導等の核となる自主防災組織の設立支援について、出前講座の活用を、より積極的に推進するとともに、避難行動要支援者名簿について、関係機関との共有を図り、避難行動要支援者個別避難計画の作成を進めてまいります。

「防災情報システム事業」においては、既存放送設備の老朽化に伴い、防災情報を迅速に住民へ伝えるため、音声だけでなく、ホームページやSNS等、様々な手段による情報伝達を可能とする防災システムの構築を進めてまいります。

3点目は、「健やかで人にやさしいまちづくり」であります。

子どもからお年寄りまで、町民が地域で健やかに暮らすことができるよう、子育てや医療、福祉の体制づくりを進めるとともに、一人一人の人権が尊重され、誰もが生き生きと社会参加できるまちづくりを目指してまいります。

「保健体制の充実と医療の確保」においては、「健康づくり推進事業」につきまして、国・県の計画を踏まえた、新たな第4次町健康増進計画と関連する各種計画の策定を通して、全ての町民が生涯を通じて健やかで幸せな生活を送ることができるよう、町民一人一人の主体的な健康づくりを推進してまいります。

「高齢者福祉の充実」においては、「認知症対策総合支援事業」につきまして、町内の事業所や小・中・高校において開催する認知症サポーター養成講座を通して、幅広い年代の方に認知症に対する正しい知識「症状・予防・接し方」をご理解いただき、誰もが安心して暮らせる地域を目指してまいります。また、ボランティア団体「オレンジの会」と連携協力しながら、認知症の家族の方々をサポートする「家族安心教室」にも取り組んでまいります。

「子育て支援の充実」においては、新たに、健康ふくし課内に児童福祉と母子保健に関する業務を集約した「こども家庭支援室」を設置し、子どもに関する様々な課題に柔軟に対応するとともに、子ども・子育てに関する相談窓口を一本化し、子育て家庭に対する支援を充実してまいります。

「母子保健事業」においては、伴走型相談支援、出産・子育て応援給付金による経済的支援等との連携により、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう支援してまいります。

「子どものための教育・保育給付事業」においては、民間こども園の保育士等を確保するため、引き続き、保育士等宿舎の借り上げに要する費用の一部を支援するとともに、新たな対策として、人材紹介手数料を補助し、待機児童の解消に向け取り組んでまいります。また、認定こども園において中・高校生による職場体験を積極的に受け入れ、乳幼児と触れ合う保育体験を通して、将来の子育てに役立つ学習を推進してまいります。

「こども園管理運営事業」においては、老朽化が進む本郷こども園の改築を進めるため、改築に係る基本構想の策定に取り組んでまいります。

4点目は、「元気と賑わいのある産業づくり」であります。

働く人々の就労環境が向上し、所得が増し、安定した生活ができるよう、活力ある産業づくりを進めるとともに、様々なニーズに応じた働き方ができる環境づくりを目指してまいります。

「農業の振興」においては、「農業生産力強化支援事業」につきまして、主食用米の需要が減少傾向にあることから、高収益作物や土地利用型作物への転換を推進するため、園芸施設資材や種苗費、機械の導入について支援を行い農業経営の安定化を推進してまいります。

「新規就農者・担い手育成事業」においては、若年層の農業離れや担い手不足、農業従事者の高齢化に対応するため、引き続き新規就農者の初期投資への支援を実施するとともに、独立・自営就農を目指し技術習得研修を受講する研修生及び研修生受入れ事業者を支援し、将来の担い手の確保・育成を図ってまいります。また、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、集落単位で地域農業の在り方を明確化する地域計画の策定に向け、農業委員会や関係機関との連携により、多様な担い手を確保し農地の集積集約に取り組んでまいります。

「六次産業化支援事業」においては、農産物の付加価値向上を図るために農産物加工や農産物販路拡大に取り組む農業者を支援してまいります。

「林業の振興」においては、「森林資源活用推進事業」につきまして、森林資源の有効活用と林業振興を図ることを目的として森林資源活用ビジョンに基づき、持続可能かつ経済性を確保した民間事業者主体による森林資源活用の取組に対し支援してまいります。

「森林環境整備促進事業」においては、森林経営管理制度に基づく森林経営管理権集積計画の作成を進めるとともに、森林航空レーザ測量成果品等を活用し森林境界に係る参考図の作成により、森林整備の推進を図ってまいります。

「観光の振興」においては、「観光対策事業」につきまして、引き続き観光協会と連携し、観光受入れ態勢とイベントのさらなる改善を進めてまいります。

「観光誘客事業」においては、温泉やスポーツ施設、神社仏閣や農業体験、陶芸体験など複数の観光資源を組み合わせたツアーの商品化を目指し、また、観光情報の一元化を進め、SNSを中心としたタイムリーな情報発信を展開し、観光消費額の拡大に努めてまいります。

「商工業の振興」においては、「商工活性化事業」につきまして、中心市街地活性化のため、アンケート調査やワークショップの開催等、多くの住民の参画により「高田地域まちなか賑わい創出計画」を策定してまいります。

「創業事業継続支援事業」においては、新たな取組にチャレンジする創業者を支援するとともに、空き店舗の要因の一つにもなっている事業継続の問題についても、商工会と連携して取り組んでまいります。

5点目は、「学びあい未来を拓く人づくり」であります。

地域の宝である子どもたちを、みんなで見守り育てながら、地域の未来を担う人づくりを進めると

ともに、町民が生きがいや心の豊かさを感じながら学び続けられるよう、教育環境を充実させてまいります。

「子ども教育の充実」においては、「教育研究事業」につきまして、幼児教育と連携した小中一貫教育により、学びの連続性を重視し、教職員が連携することで、児童生徒が安心して学べるより良い教育環境をつくります。また、小・中・義務教育学校においては、ＩＣＴ機器を効果的に活用することで自己肯定感を育みながら、個別最適な学びや、協働的な学びの実現を目指してまいります。

「小・中・義務教育学校教育振興事業」においては、デジタル教科書や学校図書館の図書の整備を推進し、教員の指導方法の工夫・改善を図るとともに、児童生徒の学習効果を高めます。また、小中一貫教育に取り組むことで、小中教員の乗り入れによって、小学校での教科担任制の拡充や中学校での免許外教科担任を解消し、専門性の高い指導を充実させながら、学力の向上に努めてまいります。さらには、中学校部活動の地域移行を推進するため、検討委員会を設置し、各種団体連携の下、受け皿の整備や広域的な活動が可能な体制を整備するとともに、中学校教諭の業務量軽減のため、部活動指導員を配置してまいります。

「義務教育学校整備事業」においては、本郷学園開校に伴い、本郷中学校校庭を最大限広く活用するため、現在使用していないプールを解体するとともに、本郷小・中学校校舎間の内線電話システムを整備し、よりよい学習環境の構築に取り組んでまいります。あわせて、昨年度に引き続き、敷地一体化及び校舎連結に向け、周辺自治区と協議を継続してまいります。

「生涯学習の充実」においては、「地域学校協働本部事業」につきまして、「学校を核とした地域づくり」を目指すため、より多くの地域住民の参画を促し、地域と学校の連携強化を図ってまいります。また、中学校部活動の地域移行に向けた部活動支援の強化を目指し、受け皿となる団体育成に取り組んでまいります。

「生涯学習センター活動事業」においては、町民の主体的な学習活動ができる環境の充実に努めるとともに、地域課題の解決や町民ニーズに即した講座などを実施してまいります。

「生涯スポーツの充実」においては、「体育施設管理運営事業」につきまして、町内の体育施設を効率的に活用するため、継続して高田体育館大規模改修工事を実施してまいります。また、陸上競技場を中心とした、ふれあいの森公園の利活用につきましては、令和６年度より利用者や競技者のニーズ等を踏まえながら整備へ向けた検討を進め、令和７年度の着手を目指してまいります。さらに、各種ウォーキングやニュースポーツ教室など、気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりや、適度な運動習慣の定着など、健康づくりへも支援してまいります。

「地域文化の振興」においては、「文化財保存・活用事業」につきまして、郷土資料館の充実を目指し、町の歴史や文化を学べる拠点としてさらなる情報収集や情報発信に努めるとともに、町出前講座を活用した地域再発見事業や歴史副読本を活用した子どもたちへの郷土愛の醸成・涵養事業など、継続して実施してまいります。

「遺跡調査・整備事業」においては、国指定史跡向羽黒山城跡の整備・活用のための指針となる「向羽黒山城跡保存活用計画」の策定に着手してまいります。

6点目は、「魅力と個性ある地域づくり」であります。

地域のことは地域に住む町民自らが考え、主体的な活動ができる環境づくりと、人々の交流を通じた、町民主体の地域づくりを目指してまいります。

「地域活動の推進」においては、「まちづくり活動支援事業」につきまして、引き続き集落支援員によるまちづくり団体等の活動支援や集いの場づくりの支援を行ってまいります。また、アンケートによる調査分析を行い、集落の現状と課題を把握し、地域活動活性化のための取組を行ってまいります。

「地域おこし協力隊事業」においては、地域おこし協力隊の受入れを5か年の年次計画に基づき、受入分野の選定や受入れ人数、関係者との調整を行い、計画的な受入れを図ってまいります。また、現役隊員に対する日々のサポート体制の充実を図り、卒隊後の定住・定着を図る取組を行ってまいります。

「多様な交流と連携の推進」においては、「移住促進事業」につきまして、新たに整備する活動拠点に移住定住支援コーディネーターを配置し、多様な情報発信と、きめ細やかな相談体制を構築してまいります。また、情報発信については、移住・定住ポータルサイト「みさとぐらし」をリニューアルし、移住、定住人口の増加及び関係人口の創出・拡大を図ってまいります。

「ネウボラ推進事業」においては、引き続き、結婚・子育てコンシェルジュを配置し、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまでのライフステージに寄り添った支援を行うとともに、子育て世帯への家計支援を行ってまいります。また、子育て世代からニーズの高い屋内の遊び場・交流の場の創出について、調査・検討にも取り組んでまいります。

「都市交流推進事業」においては、町民バスツアーの受入れのほか、本町のあやめ祭りや友好都市姉妹都市の物産イベントに、お互いに参加することで、民間レベルでの交流を続けてまいります。

そして、これら6つの政策実現の基盤として掲げた「町民に信頼される行政の推進」であります。

健全な財政運営と町民に信頼される町政運営を基本に、透明性の高い行政経営システムの確立を目指すとともに、「会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例」を基に、町民の行政への参加を積極的に進めることで、まちづくりの課題を町民と行政が共有し、互いに連携、協力しながら解決を図ってまいります。

「健全な財政運営の推進」においては、「財政管理事業」につきまして、人口減少に伴う普通交付税の減額、さらには資材価格等の高騰による建設事業費の上昇や人件費及び自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加等の影響により、今まで以上に厳しい財政運営が見込まれるところであります。増加する経常経費をいかにして削減していくかが重要な課題であり、「成果とコスト」を意識した行政評価と連動した成果重視の財政運営に取り組んでまいります。

「普通財産管理事業」においては、引き続き普通財産の適正管理を徹底するとともに、民間による活用が可能な遊休財産については、民間売却による維持管理経費の削減及び自主財源確保の観点に加え、行政課題の解決に資する取組を進めてまいります。

「効率的な行政運営」においては、「地域振興事業」につきまして、新鶴地域のふれあいの森公園や温泉、ワイナリーなどの既存の資源を活用し、「健康・スポーツ・観光の拠点」として再構築するため、関係機関等とも連携しながら調査・検討を進め、今後の整備方針や具体的な振興策に関する基本構想を策定いたします。

「OA機器維持管理事業」においては、統合型および公開型地図情報システムの構築、また、「総合行政システム運用事業」においては、国が進める業務システムの標準化への対応を進め、デジタル化の推進による町民の利便性向上に取り組んでまいります。

「DXの推進」においては、新たに、政策財政課内に「デジログ推進室」を設置し、デジタル技術の推進だけではなく、アナログ的な手法も含めた形で、町民の利便性向上と効率化を図り、住民サービスの充実を目指してまいります。

「町民参加の推進」においては、「町民参加推進事業」につきまして、みんなの声をまちづくりにいかす条例に基づく町民検討会議、町民懇談会、パブリックコメントといった既存の町民参加手続きのほか、デジタル技術を活用した新たな手法も活用し、町民が行政活動に参加しやすい環境を整備するとともに、町民の意見がより反映される町政の運営に努めてまいります。

以上、令和6年度会津美里町の町政運営に対する所信と予算の大綱並びに主要な施策について申し上げますが、各施策につきましては、実施計画に計上させていただいております。

本町におきましては、厳しい財政運営の中での予算編成であり、今後の執行に当たりましては、議員の皆様をはじめ、町民各位のご理解とご協力を賜りながら、誠心誠意町民の負託に応えるべく全力で取り組んでまいります。

本定例会への提出案件は、議案29件、同意案件3件の合計32件であります。

慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

ここで、今後、本町における2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けた取組を強力に推進していくため、会津美里町ゼロカーボン宣言を表明させていただきます。宣言書を御覧ください。

会津美里町ゼロカーボン宣言。近年、地球温暖化に起因する気候変動の影響により、世界各地で記録的な高温や干ばつ、集中豪雨等の異常気象が多発しています。国内においても、各地でこれまでに経験したことのない気象災害に見舞われるなど、気候変動がもたらす影響は、私たちの生命や生活を脅かす極めて深刻な問題となっています。

地球温暖化対策推進法では、「パリ協定を踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を総合的に推進しつつ、我が国における2050年までの脱炭素社会の実現のため、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない」と基本理念に掲げており、地方

自治体においても、その地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進が求められています。

今、私たちは、この地球規模の問題である「気候危機」に対して、一人一人が今まで以上に強い危機感を持ち、脱炭素への取組を強化しなければなりません。

広大な森林資源をはじめ豊かな自然を有する「私たちの美しきふる里会津美里町」を次の世代にしっかりとつないでいくため、町民、事業者、行政が一丸となり、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボン社会の実現に向けて、環境と経済に配慮した持続可能なまちづくりを進めていくことをここに宣言します。

令和6年2月28日、会津美里町長、杉山純一。

この宣言に基づき、会津美里町が一丸となって全力で取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大竹 惣君） これをもって町長の施政方針演説を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時55分）

再 開 （午前11時10分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 日程第5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より議案第5号から議案第33号まで、同意第1号から同意第3号までの計32議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 本定例会にご提案申し上げます議案29件、同意3件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第5号は、会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。本案は、地方税法施行令及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課に係る限度額等

について所要の改正をするものであります。

次の議案第6号は、会津美里町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、引用する条項について所要の改正をするものであります。

次の議案第7号は、会津美里町営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正及び老朽化した町営住宅の一部を用途廃止するため、所要の改正をするものであります。

次の議案第8号は、会津美里町水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する条例であります。本案は、地方自治法の一部改正による引用する条項及び水道法の一部改正に伴い、水道事業を所管する国務大臣の権限が移管されることにより、所要の改正をするものであります。

次の議案第9号は、会津美里町介護保険条例の一部を改正する条例であります。本案は、令和6年度から令和8年度までの介護保険料率について所要の改正をするものであります。

次の議案第10号は、会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次の議案第11号は、会津美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例であります。本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、町が指定権限を持つ指定居宅介護支援や地域密着型サービス等の事業の人員及び運営に関する基準等について、所要の改正をするものであります。

次の議案第12号は、会津美里町体育施設条例の一部を改正する条例であります。本案は、本郷体育館を令和7年3月31日をもって廃止することとし、併せて他の体育施設の休館日の一部を見直したため、所要の改正をするものであります。

次の議案第13号は、会津美里町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例であります。本案は、令和6年4月からの組織体制の見直しによるこども家庭支援室の設置に伴い、会津美里町子ども・子育て会議の庶務担当課を変更するため、所要の改正をするものであります。

次の議案第14号は、会津美里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、パートタイムの会計年度任用職員の勤勉手当に係る規定を整備することについて、所要の改正をするものであります。

次の議案第15号は、会津美里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、フルタイムの会計年度任用職

員の勤勉手当に係る規定を整備することについて、所要の改正をするものであります。

次の議案第16号は、会津美里町うんど遊園設置条例であります。本案は宮川生涯学習センター旭分館の廃止に伴い、旭うんど遊園について新たに条例を制定するものであります。

次の議案第17号は、会津美里町立義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例であります。本案は、令和6年4月からの義務教育学校の設置に伴い、関係条例の所要の改正を行う整備条例を制定するものであります。

次の議案第18号は、会津美里町国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例であります。本案は、出産育児一時金の直接支払制度の定着に伴い、貸付制度の利用者が今後も見込まれないことから、条例を廃止するものであります。

次の議案第19号は、令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第12号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,841万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を126億2,834万4,000円とするものであります。

次の議案第20号は、令和5年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億2,959万6,000円とするものであります。

次の議案第21号は、令和5年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第5号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,820万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億5,932万7,000円とするものであります。

次の議案第22号は、令和5年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ252万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億7,493万円とするものであります。

次の議案第23号は、令和5年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,779万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を580万円とするものであります。

次の議案第24号は、令和5年度会津美里町水道事業会計補正予算（第3号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の予定額を114万2,000円増額し、収益的収入合計で4億7,689万1,000円とし、収益的支出の予定額を1,305万8,000円減額し、収益的支出合計で4億3,469万6,000円とするものであります。また、資本的収入の予定額を6,483万2,000円減額し、資本的収入合計で1億5,830万5,000円とし、資本的支出の予定額を9,080万6,000円減額し、資本的支出合計で3億840万1,000円とするものであります。

次の議案第25号は、令和5年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第4号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の予定額を1,715万6,000円減額し、収益的収入合計で6億3,494万6,000円とし、収益的支出の予定額を1,859万5,000円減額し、収益的支出合計で6億3,985万8,000円

とするものであります。また、資本的収入の予定額を725万2,000円減額し、資本的収入合計で2億788万8,000円とし、資本的支出の予定額を732万2,000円減額し、資本的支出合計で3億5,523万5,000円とするものであります。

次の議案第26号から議案第33号までは、令和6年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計予算であります。予算の概要につきましては、先ほど申しあげました施政方針に沿ったものであります。歳入歳出予算の総額につきましては、議案第26号 令和6年度会津美里町一般会計予算は117億6,800万円、議案第27号 令和6年度会津美里町国民健康保険特別会計予算は24億7,482万5,000円、議案第28号 令和6年度会津美里町介護保険特別会計予算は31億1,541万円、議案第29号 令和6年度会津美里町後期高齢者医療特別会計予算は2億8,654万3,000円、議案第30号 令和6年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計予算は1,903万6,000円とするものであります。

議案第31号 令和6年度会津美里町水道事業会計予算は、収益的収入及び支出の予定額を収入4億6,039万5,000円、支出4億5,689万円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入1億1,348万5,000円、支出2億3,407万6,000円とするものであります。

議案第32号 令和6年度会津美里町下水道事業会計予算では、収益的収入及び支出の予定額を収入5億7,619万9,000円、支出5億7,888万1,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入2億3,902万5,000円、支出3億6,897万2,000円とするものであります。

議案第33号 令和6年度永井野財産区特別会計予算は、22万1,000円とするものであります。

次の同意第1号は、会津美里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、現委員の記野良平氏について、その職責を十分に果たされており、再度委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。なお、任期は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

次の同意第2号は、会津美里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、現委員の千代タケ子氏について、その職責を十分に果たされており、再度委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。なお、任期は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

次の同意第3号は、会津美里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、現委員の長嶺庄一氏が本年3月末日をもって任期満了となることから、その後任として新たに小林誠一氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。なお、任期は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○陳情の常任委員会付託について

○議長（大竹 惣君） 日程第6、陳情の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙陳情文書表のとおり常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙陳情文書表のとおり常任委員会へ付託することに決しました。

○予算特別委員会の設置について

○議長（大竹 惣君） 日程第7、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第26号 令和6年度会津美里町一般会計予算については、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置して審議することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号については、予算特別委員会を設置して審議することに決しました。

お諮りいたします。予算特別委員会の正副委員長につきましては、会津美里町議会委員会条例第9条により委員会の互選によると規定されておりますが、議会運営委員会で協議済みの正副委員長のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

それでは、予算特別委員会委員長に5番、長嶺一也君、副委員長は7番、小島裕子君にお願いいたします。

○議案の予算特別委員会付託について

○議長（大竹 惣君） 日程第8、議案の予算特別委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙審査付託表のとおり予算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり、予算特別委員会へ付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午前 1 1 時 2 8 分）

予 算 特 別 委 員 会

(第 1 日)

令和6年会津美里町議会（予算特別委員会）

第1日

令和6年2月28日（水）午後1時00分開会

委員長 長 嶺 一 也 君

副委員長 小 島 裕 子 君

○出席委員（15名）

1 番 櫻 井 幹 夫 君
 2 番 小 柴 葉 月 君
 3 番 荒 川 佳 一 君
 4 番 山 内 豪 君
 5 番 長 嶺 一 也 君
 6 番 村 松 尚 君
 7 番 小 島 裕 子 君
 8 番 星 次 君

9 番 洪 井 清 隆 君
 10 番 堤 信 也 君
 11 番 鈴 木 繁 明 君
 12 番 横 山 知 世 志 君
 13 番 横 山 義 博 君
 14 番 根 本 剛 君
 15 番 根 本 謙 一 君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	杉 山 純 一 君
副 町 長	佐 々 木 吉 一 君
総 務 課 長	金 子 吉 弘 君
政策財政課長	國 分 利 則 君
町民税務課長	猪 俣 利 幸 君
健康ふくし課長	平 山 正 孝 君
会 計 管 理 者	松 本 由 佳 里 君
産業振興課長	小 林 隆 浩 君
建設水道課長	加 藤 定 行 君
教 育 長	歌 川 哲 由 君
こども教育課長	渡 部 雄 二 君
生涯学習課長	福 田 富 美 代 君

代表監査委員 小 島 隆 一 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長 児 島 隆 昌 君

事 務 局 次 長 歌 川 和 仁 君
兼 総 務 係 長

開 会 （午後 1時00分）

○副委員長（小島裕子君） ただいまから令和6年会津美里町議会定例会3月会議予算特別委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 午前中の本会議に引き続きまして、予算特別委員会開催、開会になったわけなのですが、今回本件は新年度、令和6年度の会津美里町の当初予算を審議する重要な会議でございます。皆様のご協力を得ながら慎重に審査してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました案件は、議案第26号 令和6年度会津美里町一般会計予算の1議案であります。

お諮りいたします。説明の方法は、説明員は着席のまま、歳入については事項別明細書等により要点のみを説明し、歳出については会津美里町第3次総合計画（実施計画）により、新規事業や重点プロジェクト事業を中心として、継続事業でも事業費が拡充するものについて簡潔に説明願います。

なお、歳入については一括して政策財政課長に説明を求め、歳出については担当課長から説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進めてまいります。

議案第26号 令和6年度会津美里町一般会計予算を議題といたします。

初めに、政策財政課長から歳入の説明を求めます。

政策財政課長、國分利則君。

○政策財政課長（國分利則君） それでは、議案第26号 令和6年度会津美里町一般会計予算、歳入につきまして内容のご説明をいたします。

議案第26号 令和6年度会津美里町一般会計予算 歳入 （数字説明）

○委員長（長嶺一也君） 歳入の説明が終わりました。

続きまして、歳出の説明に入ります。まず、会津美里町第3次総合計画実施計画について、政策財政課長より説明を求めます。

政策財政課長、國分利則君。

○政策財政課長（國分利則君） それでは、会津美里町第3次総合計画実施計画の記載内容についてご説明させていただきます。

実施計画は、第3次総合計画の将来像を実現するため、基本計画に定められております各施策について、特に重要な事業について掲載したものでございます。なお、掲載事業数は87事業で、うち15事業を重点プロジェクトとしております。

まず、1ページをお開き願います。3番の実施計画の内容についてご説明いたします。①から⑩の項目で記載してございます。まず、⑥の事業内容でございますが、上段には事務事業の概要を、下段には令和6年度に実施する主な事業内容をそれぞれ記載してございます。

次に、⑧の年度別事業費・財源内訳でございます。本実施計画におきましては、各事務事業における令和6年度の事業費、財源内訳について記載しており、令和7年度の事業費につきましては、令和6年度を基本としつつ、制度の改正や事業終了などの増減事由を基に見込額を計上しているところでございます。

次に、⑨の主な支出内訳及び⑩の予算書ページでございますが、今年度から新たに掲載した項目になります。事務事業を構成いたします予算書の主な支出内訳とページ数を掲載いたしまして、実施計画と当初予算との関連性を示すものでございます。

なお、⑩の課名でございますが、事務事業を実施する部署を記載してございますが、組織見直しにより令和6年度から所管する部署が変更となる事業がございます。その場合は、本委員会においての説明は令和5年において所管する部署が行いますので、ご了承願います。

2ページをお開き願います。これは、最上位計画でございます第3次総合計画の政策の体系を表記してございます。

続きまして、3ページを御覧願います。令和6年度実施計画掲載事業総括表でございますが、各政策施策ごとの主要な事務事業数と年度ごとの事業費を記載してございます。なお、重点プロジェクト事業につきましては、4ページから5ページに掲載してございます令和6年度政策方針に基づき各部門が連携して施策を推進すべき事業で、総括表を7ページに掲載してございます。

これよりご説明させていただきますのは、87事業のうち、重点プロジェクト事業や施策の中で特に説明すべき事業など全24事業でございます。実施計画の順序によりまして担当課長から順次説明をさせていただきます。

○委員長（長嶺一也君） 説明が終わりました。

それでは、町民税務課長より歳出について実施計画により説明を始めてください。

〔「委員長、すみません、ちょっと追加で説明させてください。申し訳ございません」と言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 失礼しました。説明の仕方でございます。申し訳ございません。

説明に当たりましては、まずページ番号、及びページ左側に付してございます番号、政策名、施策名、事務事業名、事業内容、その次に重点プロジェクトの場合はその旨を申し上げまして、令和6年度の事業費、主な支出内訳、最後に令和6年度当初予算書のページ数を読み上げまして説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。なお、同一の政策名、施策名の場合につきましては、その部分を省略いたしまして、事務事業名からの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

す。

○委員長（長嶺一也君） それでは、改めまして、町民税務課長より歳出について実施計画により説明を始めてください。

町民税務課長、猪俣利幸君。

○町民税務課長（猪俣利幸君）

自然に配慮した環境づくり 自然・生活環境の保全 生活環境保全事業 (数字説明)

自然に配慮した環境づくり 自然・生活環境の保全 廃棄物減量対策事業 (数字説明)

○建設水道課長（加藤定行君）

自然に配慮した環境づくり 生活基盤の整備 公園管理事業 (数字説明)

○政策財政課長（國分利則君）

自然に配慮した環境づくり 交通体系の充実 公共交通利用促進事業 (数字説明)

○建設水道課長（加藤定行君）

自然に配慮した環境づくり 交通体系の充実 道路新設改良等事業 (数字説明)

○総務課長（金子吉弘君）

安心で安全な暮らしづくり 防災・消防体制の充実 防災情報システム事業 (数字説明)

○健康ふくし課長（平山正孝君）

健やかで人にやさしいまちづくり 保健体制の充実と医療の確保 健康づくり推進事業
(数字説明)

健やかで人にやさしいまちづくり 保健体制の充実と医療の確保 母子保健事業
(数字説明)

○こども教育課長（渡部雄二君）

健やかで人にやさしいまちづくり 子育て支援の充実 子どものための教育・保育給付事業
(数字説明)

健やかで人にやさしいまちづくり 子育て支援の充実 こども園管理運営事業 (数字説明)

○産業振興課長（小林隆浩君）

元気と賑わいのある産業づくり 農業の振興 農業生産力強化支援事業 (数字説明)

元気と賑わいのある産業づくり 農業の振興 新規就農者・担い手育成事業 (数字説明)

元気と賑わいのある産業づくり 林業の振興 森林資源活用推進事業 (数字説明)

元気と賑わいのある産業づくり 林業の振興 森林環境整備促進事業 (数字説明)

元気と賑わいのある産業づくり 商工業の振興 商工活性化事業 (数字説明)

○こども教育課長（渡部雄二君）

学びあい未来を拓く人づくり 子ども教育の充実 中学校教育振興事業 (数字説明)

学びあい未来を拓く人づくり 子ども教育の充実 義務教育学校整備事業 (数字説明)

○生涯学習課長（福田富美代君）

学びあい未来を拓く人づくり 生涯学習の充実 地域学校協働本部事業 (数字説明)

学びあい未来を拓く人づくり 生涯スポーツの充実 体育施設管理運営事業 (数字説明)

○政策財政課長（國分利則君）

魅力と個性のある地域づくり 地域活動の推進 地域おこし協力隊事業 (数字説明)

魅力と個性のある地域づくり 多様な交流と連携の推進 移住促進事業 (数字説明)

魅力と個性のある地域づくり 多様な交流と連携の推進 ネウボラ推進事業 (数字説明)

○町民税務課長（猪俣利幸君）

町民に信頼される行政の推進 健全な財政運営の推進 町税賦課・徴収事業 (数字説明)

○政策財政課長（國分利則君）

町民に信頼される行政の推進 効率的な行政運営 地域振興事業 (数字説明)

○委員長（長嶺一也君） 実施計画による説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 1 時 5 8 分）

定 例 会 3 月 会 議

(第 2 号)

令和6年会津美里町議会定例会3月会議

議事日程 第2号

令和6年2月29日（木）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１６名）

１番	櫻井幹夫	君	９番	洪井清隆	君
２番	小柴葉月	君	１０番	堤信也	君
３番	荒川佳一	君	１１番	鈴木繁明	君
４番	山内豪	君	１２番	横山知世志	君
５番	長嶺一也	君	１３番	横山義博	君
６番	村松尚	君	１４番	根本剛	君
７番	小島裕子	君	１５番	根本謙一	君
８番	星次	君	１６番	大竹惣	君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一	君
副町長	佐々木吉一	君
総務課長	金子弘	君
政策財政課長	國分利則	君
会計管理者	松本由佳里	君
町民税務課長	猪俣利幸	君
健康ふくし課長	平山正孝	君
産業振興課長	小林隆浩	君
建設水道課長	加藤定行	君
教育長	歌川哲由	君
こども教育課長	渡部雄二	君
生涯学習課長	福田富美代	君
代表監査委員	小島隆一	君

○事務局職員出席者

事務局長	児島隆昌	君
事務局次長兼総務係長	歌川和仁	君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○一般質問

○議長（大竹 惣君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

通告第1号、15番、根本謙一君。

〔15番（根本謙一君）登壇〕

○15番（根本謙一君） おはようございます。久方ぶりのトップバッターということで、私の通告し
てあることについて一般質問をさせていただきたいと思います。

まず1番目に、新鶴地域振興策の基本構想策定についてであります。町長の令和6年度施政方針の中、効率的な行政運営において、地域振興事業として新鶴地域のふれあいの森公園や温泉、ワイナリーなどの既存の資源を活用し、健康、スポーツ、観光の拠点として再構築するため、関係機関等とも連携しながら調査検討を進め、今後の整備方針や具体的な振興策に関する基本構想を策定しますと述べております。私は、令和4年6月会議の一般質問において、高田、本郷、新鶴、3地域の地域創生に取組をすべしと進言、提案してきた立場から、この方針表明には評価をしたいと思います。そこで、次について伺います。

①、現在進行形の高田地域まちなか賑わい創出協議会が令和6年度まで続きます。そして、名称は決まってはおりませんが、次に予定されている本郷まちなかにぎわい創出ビジョンづくりが2年間想定されます。町長が考えている新鶴地域振興基本構想策定の時期をどのように考えているのでしょうか。

②、私による前述の提案は、歴史の掘り起こしをしながら、食と癒やしと健康のエリアゾーンとして生かしていくべきではないかとの問いかけでありました。そこでの町長答弁は、豊富な農業資源と観光資源の強みを生かした地域づくりが必要であり、新たなものをつくり出せないかも考えながら、農業と観光エリアとして整備に取り組んでいくとのことでした。そこで、このたびは私の新たな具体的な提案として、メンタルヘルスツーリズムを組み込んでいく検討をしてみてもどうかと思っております。まさに現代病対策に求められている我が町ならではのホスピタリティー、おもてなしの取組になるのではないかと考えますが、所見はいかがでしょうか。

次、2番目に参ります。旧本郷第一小学校跡地利活用実施計画についてであります。思い起こせば、旧本郷第一小学校が閉校されたのは平成25年3月です。5年後に、校舎解体と同時期に利活用検討会が進行して利活用方針が提案されつつも、実質的に基本計画策定に進めたのは現杉山町長になっての

令和4年10月からであります。町長の言明どおりに、職員が真摯に行動で体现しつつ、住民主体、参加、参画による丁寧な進め方により、2年をかけて本年2月に実施計画までたどり着きました。私も参加させていただき、この間の取組と進め方については、参加者の中に感動と充足感が得られていると感じております。まさに希望にかなう住民自治の醸成、涵養に資する歩みであると思っております。そこで、次について町長の所見を伺います。

①、今後の整備計画づくりに肝要になるであろう管理運営方法の在り方について、現時点における考え方をどのようにお持ちなのか。

②、私の一つの提案として、地域おこし協力隊の導入により、地域住民と共に管理運営組織の設立を目指していけるようにする。隊員による一定期間の先進地研修などによりノウハウを学び、スキルを高めていただくことは必須になると考えます。みんなの居場所、公園、広場づくりを共に育て、つくっていく協働活動は、利活用方針の理念にも合致すると考えますが、いかがでしょうか。

次、3番目に参ります。向羽黒山城跡・会津本郷焼資料展示施設整備の在り方並びに観光協会との連携強化についてであります。

①、1年前、令和5年3月会議、私の一般質問において、令和9年度、向羽黒山城跡整備資料室、いわゆる向羽黒ギャラリー解体計画に係るその後の施設整備の在り方について、観光協会からの要望書も出されていたことから、問題提起し、議論いたしました。対話不足も懸念され、今後は副町長を取りまとめ役として観光協会との協議を進めていくとしておりましたが、その後どのように進捗してきたのか伺います。

②、前述の課題と無縁ではないと考える会津本郷焼資料展示の在り方について、現在の場所、つまり本郷生涯学習センターロビーは問題があると考えております。誇りある宝として、観光資源の観点からも、本号庁舎大規模改修説明会時からこの問題は指摘されてきたはずであります。どのように考えているのか伺います。

③、この際、観光協会との連携を強化し、理想形として物販機能等も含めて一体的な整備計画を目指していけるように、本年6年度の1年間は密なる対話で、信頼関係に基づく協議をしていただき、方針を出していくべきであると考えます。2年後、令和7年度から始まる予定の本郷街なかにぎわい創出のためのビジョンづくりのタイミングにもなります。まちづくりを俯瞰した観点、議論が大事になると考えます。いかがでしょうか、町長の所見を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） おはようございます。15番、根本議員の一般質問にお答えいたします。

なお、山城跡・本郷焼資料展示施設整備の在り方並びに観光協会との連携強化についての1点目、観光協会との協議における進捗及び2点目の会津本郷焼資料展示の在り方につきましては教育長から

答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、新鶴地域振興施策の基本構想策定についてであります。1点目の基本構想策定の時期につきましては、来年度、ふれあいの森公園及び周辺施設等の再整備のための検討会を設置をし、年度内に基本構想を策定したいと考えております。この基本構想は、施政方針でも述べましたが、老朽化したふれあいの森公園内の陸上競技場、テニスコート、キャンプ施設等の整備と今後の利活用を軸に、周辺の温泉施設やワイナリー等と連携した振興策など、このエリアを健康、スポーツ、観光の拠点として再構築するためのものです。特に陸上競技場の整備につきましては、利用者等のニーズを踏まえ、基本構想と並行して進めてまいりたいと考えております。

2点目のメンタルヘルスツーリズムの検討につきましては、1点目で申しあげました検討会において、健康、スポーツ、観光等の各分野の有識者等による幅広い検討の中で、その可能性も探ってまいりたいと考えております。

次の旧本郷第一小学校跡地利活用実施計画についてであります。1点目の管理運営方法の在り方につきましては、現在策定に取り組んでおります実施計画において、管理運営の基本的な方針について定めるところであります。この計画に定める管理運営の考え方につきましては、跡地利活用の基本的な考え方にもありますように、この跡地が地域に親しまれ次世代に誇れる場所であるためには、地域の方々が管理運営に関わり、地域全体で利活用し、共に作り上げることによって未来へつなげる場所にするというものであります。財政面、人員面は当然のこと、より重要になりますのは、跡地が持つポテンシャルを最大限に発揮するためにも、管理運営の担い手と地域住民等の利用者が関わり、跡地を共に作り育てる仕組みづくりが重要であると認識しております。

2点目の地域住民による管理運営組織設立につきましては、1点目の管理運営方法の在り方で申し上げましたように、地域住民等が関わり続ける体制の一つとして、地域おこし協力隊が公園の管理運営とその活性化をミッションに活動した後、公園の管理運営会社を設立し、活躍している先進事例があることは認識しております。その一方で、小学生で構成する組織や地域住民等による組織など、その形態は様々であることは、その地域、その場所に応じた管理運営体制であることが重要であると捉えているところであります。町といたしましては、この跡地が人、まち、未来をつなぐ居場所として、地域住民と共に作り育てる公園となるよう、管理運営体制の構築に向けて、引き続き、先進事例や周辺自治体の取組状況を調査研究しながら、最適な管理運営体制の在り方について整理してまいります。

次の山城跡・会津本焼き資料展示施設整備の在り方並びに観光協会との連携強化についてであります。3点目の観光協会と連携したまちづくりにつきましては、今後地域のにぎわい創出のためには、観光資源である向羽黒山城跡や会津本郷焼を活用していくことが大きな柱になると考えております。観光協会が入る本郷インフォメーションセンターの近くに山城や本郷焼のガイダンス機能と物販を備えた休憩所や飲食店などを構えることが観光振興に大きく貢献すると考えますので、観光協会との連

携を密にして協議を継続してまいります。また、本郷インフォメーションセンターの周辺は、本郷地域のほぼ中心に位置し、住民のアクセスがよく、交流しやすいエリアでもありますので、現在進行中の旧本郷第一小学校跡地の利活用も含め、地域の全体像を総合的に判断した上で本郷地域のにぎわい創出につなげていくことが重要だと考えております。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 15番、根本議員の一般質問にお答えいたします。

山城跡・会津本郷焼資料展示施設整備の在り方並びに観光協会との連携強化についてであります。1点目の観光協会との協議においてどのように進捗してきたのかにつきましては、昨年9月27日、本庁舎において町と観光協会とで協議しており、町の考えはお伝えしております。現在の建物の解体と、ガイダンス機能を有する施設の提案など、今後に向けた取組の方向性などについて協議を行ったところであります。その後、本郷インフォメーションセンターの展示物の引っ越しや向羽黒山城跡の表示看板設置について協議するなど、随時担当レベルで相談しながら対応してきたところであります。

2点目の会津本郷焼資料展示の在り方につきましては、総合庁舎大規模改修に係るパブリックコメントにおきまして、陶板画のある町民ホールに一体的に展示すべきというご意見をいただいております。本郷インフォメーションセンターの会津本郷焼を多くの方々の目に触れることができる本郷生涯学習センターへ移転したものであります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） それでは、再質問させていただきます。

町長から一定程度の答弁をいただきました。この基本構想について、基本的に異論はありませんけれども、いつ今度スポーツを取り組むという考えに至ってこられたのか。2年前の一般質問では出ていませんでした。確かにもったいない、あの施設は。どれだけ活用されているかって、全く心もとないところあります。ただし、活かし方については、ただ単にきれいに整備すれば使い勝手がよくなるだろうという話ではなくて、障がい者の皆さんにもスポーツ関係者の方々にも十分使っていただいて、あわよくば新鶴地域の全体最適化に向けて、いろんなものにつなげて活性化に導いていく、そういう構想であるべきだと思うから、いわゆる私の2年前の一般質問もそういう趣旨でやったつもりなのですけれども、今般この施政方針の中で初めて出てきた。いつ、そういう思いに至ったのか。以前から思っていたのかも含めて胸襟を開いていただきたい。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきます。

この新鶴の陸上競技場に関しては、私が県会議員の頃からいろんなイベントがあって、あそこに行

く機会が多々ありました。その当時から、この400メートルトラックを持っている市町村というのは本当に少ない。会津でも限られた中にあります。そんな中で、かつては中学校の郡の大会とか、いろいろ使っていたのは承知しておりますが、最近あまり使用されていないという現状を見たときに、本当にもったいないなという思いがありました。新鶴の前村長が陸上競技出身だということもあって、恐らく村長時代にこの競技場を整備したものだとう理解をしております。

そんな中で、何とかこれ皆さんに有効に使ってもらえるようなことということで考えておりました。町長に就任をして、そしてまた今、高田中の駅伝チーム、全国的にもトップクラスのチームが今活躍をしております。陸上監督の角田先生ともいろいろ話をする中で、やっぱり練習をする、そしてまたするには、やっぱりいい環境の下でできればいいななんていう話をさせていただきました。そうだったことで、やっぱり競技に使えるように、全天候の競技場ができればいいなという思いの中で、庁内でいろいろ協議を重ねてまいりました。その結果、私の施政方針演説の中で改めてこの整備に向けての施政方針を示したところであります。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。立地的にまさにそういう思いに至ったというのは、まさに真っ当だなといいますか、本当に生かしていかなければならないと思います。

ただ、先ほど申しましたように、そこだけ整備して、使い勝手がよくする整備だけでよしとするという構想ではないと思っています。特に新鶴地域の拠点、観光と食とスポーツと入れたわけですので、全体最適化、これ7年前ですけれども、議会でお呼びした先生がいたのです。木村さんという東京農大の先生なのですけれども、スーパー公務員として国家公務員にもなられた経験をお持ちで、小樽市の職員としてスタートされたのですけれども、その方の講演の中で、個別最適化は全体最適化にはならないという、本当に説得力ある講演をいただきました。これがものすごく残っております。ほかの議員さんからもそういう報告が出ていますから。そういう視点は持たないと、この基本構想も私は絵に描いた餅になりはしないかというふうに思っております。その点はどんなふうにお受け止めになりますか。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。幸いにあの地域は、ご存じのように、私も答弁の中で申し上げましたけれども、様々な運動施設、体育館、それから野球場があったり、そしてまたワイナリーがあり、温泉があり、非常に新鶴地域の中ではやっぱりあそこを核とした観光振興、そしてまたスポーツ、いろいろな面が発展性を秘めた地域だなという認識をしておりますので、競技場だけではなくて、そういったことを整備しながら、観光振興やスポーツの振興につなげていければいいなという思いの中で、今私自身考えているところであります。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） ぜひそういう方向でやっていただきたい。もうポテンシャル的にはすごく高いところ。今までなかなか新鶴地域には目向けていけていなかったという思いを抱いている方々が、特に新鶴地域の方々に多い、大きいのです。ついこの間の大俵引きのときも、関係者の方からそういう話はいただきました。今に至ってもそういう思いで引き続いてやるという思いを新たにしたのですけれども、そこでこの話が出てきた。ぜひ住民の皆さん巻き込んで構想づくりをやっていただきたい。大きな目で、そしてここ、あそこ、これつなげてということ、ぜひやっていただきたい。これを住民の皆さんと共有できたらこんなに心強い推進のエンジン回しはないと思いますので、よろしくお願いします。

2点目ですけれども、6年度中にまとめたいということですので、時間あるようでそんなにないと思います。ばたばたつくってしまっただけではいけない。1年間じっくり取り組んでいただきたいと、時間を有効に使ってやっていただきたいと。

そこで、答弁見ますと、2点目の私の提案でメンタルヘルスツーリズムというところで提案しましたけれども、これは10年近く前になりますか、ある民間のほうから行政側に提案した、資料をお持ちになられて提案されてきました。私もそこに一枚かんではおりましたけれども、なかなか理知的にというか、理に、先を見越しての提案だなという思いは、受け止め方はしましたけれども、町として取り組むにはなかなかハードルが高いなとそのときは思っておりましたけれども。ただ、この直近の状況を見ますと、幸いに町には病院があります。メンタルケアを専門にされている病院もあります。それから、すばらしい温泉もあります。民間で頑張っておられます。それで、農業も盛んに取り組んでおられる。産業・物産も結構頑張っていらっしゃる。これを一体的に活用したら、いろんなツーリズムが考えられる。本当にポテンシャルの高い地域に光が当たっていくというふうに思います。どういう方々で組織して基本構想づくりするのかということも、ちょっと大きなポイントになってくるかなと思います。ただ、定番のどこどここの何々団体の代表とかなんとかではなくて、やっぱりいろんな人の知恵や思いを取り込む必要があるだろうというふうに思います。

質問の中には載せてありませんでしたけれども、答弁からすると当然、組織が、どういう組織でつくっていくのだという、考えているのだということは大事なことだと思うので、これはお尋ねしておかなければならないなというふうに思いますので、いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えしたいと思います。

まず、検討委員会のメンバーでございますが、先ほど町長答弁にあったように、健康、スポーツ、観光等の各分野からという答弁がございました。当然各いろいろな視点から計画をまとめたいと考えてございます。当然その中には町民からも応募なり募集をいたしまして、様々な方に入っていていただいて計画を練っていきたいと考えてございます。当然、今ご提案のあったように、その団体からの例

えば代表だけではなくて、そこの中からいろいろな方を選んでいただきまして、様々な分野から選出いたしまして、すばらしい計画をつくってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） しっかり取り組んでいただきたいと思います。

民間から以前に提案いただいた資料、これはお持ちになっていますね。これ一応目を通していただきましたか。どんな感想をお持ちになりましたか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 資料を頂いて、拝見させていただきました。提案あったのが2010年ということで、10年少し前というようなことでございます。確かにメンタルヘルスツーリズム、現在においていろいろ様々なメンタル不調を訴える方が多いというようなことは承知してございますので、こういったメンタルヘルスには、こういったツーリズムにつながるという考えは非常に有効な手段かと思えます。ただ、やはり問題になりますのは、町の今の持っている資源、先ほど病院と医療機関と根本議員から発言ございましたが、またそういった連携もどういうふうに組み合わせていくのか、そこが大きな課題の一つだと思っています。先ほど申しました検討会の中で、委員の中でこういった提案もこちらの事務局のほうから提案させていただいて、検討していきたいと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 推移を見守りたいと思います。この提案は、民間の提案は、当時関山宿でこぶし荘という施設が整備されまして、あれを活用して地域おこし的に集落の活性化を願って起こってきた、そこに提案がされてきたという経緯があるというふうに理解しています。各町内の観光施設とつないで、一つのツーリズム化してくると。この発想はとても示唆に富んでいると思いますので、しっかり踏まえて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2番目に参ります。旧本郷第一小学校跡地利活用の実施計画、特に管理運営方法の在り方です。答弁で確かに共感するところもありますし、本当にこのとおりにっていただきたいなというふうに思うわけですが、ただしこの実施計画を見ますと、やっぱり気になるところがあるわけです、この管理運営体制、つくり方として。この基本方針の中に、町民が何らかの形で継続的に運営に関わり、意見を反映していく必要があることから、住民が関わり続ける仕組みを構築しますと言いつつです。本当にすばらしいです、本当にこうあってほしい。と言いつつ、考えられる管理運営体制で3つの案が出されてきていますけれども、特に指定管理者は色がないのですけれども、ある民間事業者に指定管理者になっていただいた場合に、その指定管理者の考え方次第で住民がどれだけ関わられるかというのが変わってしまうというこのタイプB。ましてやタイプAは、既存の経験のある町内の指定管理者を例として挙げます。これは、在り方としてこういうことがある、パターンありますよという例示として載っているのだというふうにも捉えられますけれども、よもやこういうところにこ

の本小跡地の管理運営を指定管理者としてお願いするなんていうことは、私はあり得ないとは思っておりますけれども、この書き方からすると、そういうことも考えられますねという言い方は、私はこの基本方針からは少し逸脱しているのではないかなという懸念を抱くところであります。そこはどんなふうにお受け止めになりますか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

まず、この管理運営方法の改正の３パターンお示しさせていただきました。これは、あくまでいろんな可能性がございます。それを全て排除するものでは決してなくて、一応その３パターン、例示をさせていただいているというふうなこともあります。いずれにいたしましても、先ほど町長が申し上げましたとおり、基本的に住民がやはり運営、管理に参画できるという視点が非常に大事でございます。これはしっかりと担保した形でこういった指定管理制度で運用してまいりたいというふうな意図でございますので、決して指定管理者が独りよがりに進めるということがないように、しっかりとその辺は整えていきたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） そこは確認させていただいたので、安心します。

そうであるならば、一からつくっていく。ましてや、住民としてはこういう経験皆無、全くないわけですから。ましてやこの計画づくりに一から関わってここまで粘り強く、それも和気あいあいと、熱い思いをぶつけながら、課長も折々にその現場でその思いは感じておられたようですけれども、そういう中で育ってきたこの感覚を、もっともっと地域のために汗をかく住民を増やしていったほしいのです。みんな考えてはいるのだけれども、なかなかそういう関与する機会があまりつくられてこなかったというのが本当のところだと思います。そこはしっかりと踏まえられるのだなという今確認をさせていただいたという受け止め方でよろしいでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

議員おただしのとおり、基本的には間違いなく住民の方々が参画できて、やっぱり意思が反映されるということが非常にその施設の愛着にもつながってまいりますし、住民等と共に指定管理者と、あと町行政が一体となって作り上げていく、本当にいい施設になっていくのかなというふうに思っておりますので、その部分に関してはしっかりと担保しつつ仕組みを構築する必要があるというふうに思っておりますので、その方針の下に進めていくというふうなことでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） そういう方向でしっかりとやっていただきたい。住民の期待がますます高まるような方向で進めていただきたいなというふうに思います。

住民が大きく関わってつくっていくというのは、他事例では多くある、いろんな形があります。その地域地域の特性というのですか、住民の意識のありようにも関わってきますし、住民主体だけでつくって維持管理しているところもありますし、そこで利益を上げて、それを回していくというすばらしいNPOございます。私もすばらしい事例を見つけたので、所管の皆さんにもお配りしましたけれども、八王子のNPOフュージョン長池というところなのですけれども、ここは20年ぐらいかけて今現在関わっていて、もう八王子市内の公園という公園で全て指定管理者で回しているのです。当然スタッフが多いです。そういうことではなくて、ノウハウです。住民と関わって、どうして必要なのか、その公園が地域の縮図なのだという捉え方です。協働でしかこの公園は維持管理はしていけないのだという考え方です。行政がやればいいという話ではないのです。ですから、そういうノウハウ、大事なところをしっかりと学ぶということも必要。それも一からです。そうすると、核になる人材がとても重要になってきますよね。専門業者に頼めばいいという話ではなくて、住民と一緒に育っていただくという考え方からすると、私は現在の理にかなった地域おこし協力隊を十分に活用する意味はそこに物すごく大きいのではないかなと思います。もう少し具体的に地域おこし協力隊、しっかり検討できるかどうか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

地域おこし協力隊の活用による、いわゆる住民と、住民協働の管理運営体制の構築の部分でございます。これも全国的に成功事例があるということは存じ上げているところでございます。これから施設の整備に入ってくるわけでございますが、そういった活用事例をしっかりと調査、研究させていただきまして、本当に我が町に合ったものとしてしっかりと取り入れることが可能かということで、しっかりと研究をさせていただきたいと思います。一つのご提案として、確かに住民と行政、さらには指定管理者との橋渡し役として非常に有効な手段だというふうに私捉まえておりますので、しっかりその辺については調査をさせて進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 前向きだというふうに受け止めたいと思います。

ただ、調査研究といいますけれども、時間が何年もあるわけではないのです。地域おこし協力隊ですと、3年間はしっかり勉強しつつ、地域に大きく関わっていただけるという期間がありますよね、隊員には。それを十分に使ってということもありましょうし、もともとこういう目的でということであっていただく地域おこし協力隊なので、地域課題解決のために。ですから、もう趣旨は決まっているのです。私はこれやりたいのだから来るわけです。誰かいて、呼んできて、これをお願いできませんかって話ではないです。そこからすると、私は大変有効だし、今課長も有効なものだなという言明されましたので。しかし、調査研究が長々としていい話ではない。当然、年度内ぐらいというか、今年中にしっかりその方針を出して歩み出さないと、来年度にはお呼びできないということもありますか

ら、その辺まで言えるのなら、ひとつお考えをいただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおただしにお答えさせていただきます。

時期的な部分の検討の時期でございますが、これにつきましては当然のことながらなるべく早め、その方針というのを決定していかなければいけないというふうに思っております。当然、この後住民の皆様にもある程度、その過渡期といいますか、一定事業が進めばしっかりと話しする機会もあろうかなというふうに思っておりますので、その辺も踏まえ、やはりそんなに時間はないものというふうに思っておりますので、しっかりと早めにその方針が決定できるように進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） それでは、3番目に参ります。向羽黒山城跡と会津本郷焼の資料展示の在り方なのですが、答弁で生涯学習課の皆さんにお伺いしたいのですが、改めて伺いますけれども、ガイダンス機能ってどんなふうに受け止めていらっしゃるんです。きちっと答えられなかったら、教育長にでも構いません。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長、福田富美代君。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの根本議員の質問にお答えいたします。

こちらとしては、やはり国指定の向羽黒山城跡というところのすばらしい史跡というところで、実際本に向羽黒山城跡の魅力は現地そのものにあるということを認識しております。ですので、現地に足を運んでいただくための、その前の皆さんにこういった城だって知っていただく、さらには行っていただいた後に、またガイダンス機能のある施設のほうでそういったすばらしさをまた再確認していただくというような、情報発信の施設だと考えております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 教育長、今の答弁でよろしいですか。何か付け加えることがありましたらお願いしたいと。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） おおよそ課長答弁でよろしいかと思いますが、私としましては、やはり訪れる方々が、まず山城の意義、そして概要を知る、そして足を運んで周辺を散策したりしてみたい、そういうふうな意欲を湧き足すような展示資料があったり、そういう機能が必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） つまり、全く知らない人に知ってもらうための機能なのです。知っている人は当然、その施設に入っているいろいろ勉強する必要ない知っている人はじかに現地に入ります。一定程

度知識をお持ちの方。ガイダンス機能というのは、知らない人に対してプレゼンしていくとか、大事な機能だというふうに私は思っています。そして、その核になるのは人であるということも大事な要素なのです。それに付随して手段を使って丁寧に説明して、まず山城知ってもらおうということです。そういう考え方からすると、今までガイダンス機能はつくる、整備するという趣旨のことは言いますけれども、ではどこにとか場所はとなると、なかなかまとめ切られていない。まとめ切れないから副町長がまとめ役として、観光施設としても有効に、機能するようというところで、産業振興課と生涯学習課と、それから観光協会と、3者で話し合いを進めていきましょう、取りまとめ役として私やりますよという、副町長の存在が大きかったわけです。ところが、伺ってみると、その協議は9月27日、一度きりです、今まで。それで、こういう答弁を書いてしまうという。私は、とてもではないけれどもがっかりします。こんなことで分かり合えるはずないではないですか。1回程度。そこはどうしてできなかったのでしょうかというところでご答弁いただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） お答えいたします。

まず、副町長を交えての協議については確かに9月だけでございました。観光協会からについては、令和5年、昨年1月から観光協会からの要望書を受けまして、その後観光協会長も交えて4月、9月と2回行ってきてまいりました。ただ、その中で、こちらの方針としては、まず新しいものの資料館のほうの建設はしないということの意向はお伝えさせていただいております。また今後、9月の答弁にも繰り返しにはなるところであります。今後教育委員会としましては、向羽黒山城跡の保存活用計画というものが6年、7年度に策定に取り組んでまいります。その中で、また観光分野からということで協会さん、並びにまた関係課のほうの方も委員に入ってくださいまして、その中でしっかり協議していきたいという旨をお伝えしていたところでございます。

そういったところで、また新たにということで、また小まめに担当者同士のいろんな資料館の、今、年間を通して観光協会さんのほうに資料保管の委託などもさせていただいておりまして、また今後、4月以降の再開に向けて、また観光ボランティアさんとの勉強会であったり、そういったいろんな、また展示の仕方だったりということで、担当レベルでまた話し合いがされております。そういった中も踏まえて、今後しっかり来年度の策定に向けて取り組んでまいりたいということから、この2回にとどまっているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 分からないのです。1年前に、もうちゃんと協議していくって言われたはず、答弁したはずです。教育長にどういう報告して、教育長がそれでいいよって言っているのかどうか分かりませんが、こんなことでいいわけではないはず、この問題は。それで、新たな施設は造らないというふうにお伝えしたといいますけれども、確かに計画にはありませんけれども、今後のことを考えたら、これは必須な大事な核施設になっていくことは、これは言わずもがなではないのです。

か。というのは、これだけ造れという話ではないです。本郷焼の展示も必要でしょう。それから、6年度に計画されていた長寿命化のインフォメーションセンターの改築が、それは先延ばしになった。現状ではまだまだ大丈夫だというところで、それはそれでいいと思いますけれども、ただし今後の街なかにぎわいのビジョンづくりにも大きく関わってくるこの施設等が、どういう形で在り方として望ましいかという、まとめるのは大事な肝ではないですか。それなのにかかわらず、新しい施設は造らないって伝えましたって、そんな木で鼻をくくったような言い方で、観光協会がああ、そうですか、分かりましたってなるはずないではないですか。観光協会だって現場で一生懸命人を呼ぼうとして頑張っているのです。そういうところでどんどんすり合わせしていかなければならない。努力して、小まめに。それ1年間あったわけです。9月21日以降でも、それは可能だったではないですか。どちらからアクションを起こされていないという言い方もあるかもしれませんが、そんなことが問題ではなくて、行政としてこうあるべきだよね、今一番町の在り方を考えなくてはならないのは職員皆さんですから、頭脳集団でもあるわけですから、自分たちの仕事だけやっていたらいいって話ではないです。それは、度々機会あるごとに言ってきている話です。

ここで、産業振興課にお伺いします。今後、産業振興課としてはこの問題をどのように受け止めて、話が進まなかったことについてどんな感想をお持ちですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） 話が進まなかったというところにつきましては、9月の打合せのときに、資料館の代わりというのですか、観光面として近くの施設などを活用した代替機能等の説明なども行っている、提案なども行っていて、そういったところで、当然観光協会さんのほうも、本当にそれでいいかどうかという検討の時間も必要であると思いますし、そういったことが、こちらのほうも確かに働きかけをしなかったというのもありますし、回答を早くもらえるようにですか、そういったことがやっぱり原因だったのかなというふうには考えております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） だんだん時間なくなってきたので、とんとんといきたいと思う。副町長は、この取りまとめ役としてどんな感想をお持ちですか。当然タイムリミットのスケジュール感も持ちながら、いろいろ考えておられたというのは私承知していますから、可能な限りご披瀝いただきたい。

○議長（大竹 惣君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） お答えさせていただきたいと思います。

まず、町長答弁でありました観光協会さんと町との協議の中、まず観光協会さんから要望書が出まして、それに対して町としての考え方はお伝えいたしました。その考え方というのはどういうことかというと、今までも何回かお話ししていますけれども、新しい施設は造りませんよと。ただ、貴重な資料ですから、それを有効に展示または観光客の皆さんにお見せするにはどういう方法があるのだろうかということで、近辺の空き家を例えば借りるとか、あともう一つ具体的に私のほうで申し上げま

したのは、いわたて、今弁当屋さんなんかが入っているわけなのですから、そこに移転してはどうですかというようなお話はさせていただきました。それを持ち帰って、では観光協会さんとしてはどのような考え方になるのだということでご提示しまして、その後全然こちらには来なかったものですから、どういうことなのかなとは私は正直思っていました。ただ、事務レベルではそのまま協議はしておりましたので、少しずつ煮詰まってきたのかなというふうには考えておりますけれども、ただ何回も申し上げますけれども、ここで今現在ある資料室を取り壊しまして、そこに新たなものというような考え方は町としては持ってございませんので、それに代わるいい手段といいますか、ものは何かないかなというようなところで今後検討しなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 副町長、事務レベルでは煮詰まってきたのかなと思ってはいたって、それは確認しての感想ですか。

○議長（大竹 惣君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 特段確認はしてございません。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） それ無責任ではないですか、取りまとめ役としては。今具体的な話しました。私はそれも伺っていましたが、ということは公の場でまだ言えるような話ではないと思って控えていましたけれども。私は、今言われたいわたての部分は、あそこ厨房があります、2階ですから。厨房なくして、食はどこで取るのですかって話になります。これはじっくり考えなきゃならない。いろんな想定をして考える必要があると思います。ましてや今後新しい。現在の整備資料室に新たなものを造るということはしないというのは、それはそれで論が立ちます。ほかの場所でもどこでも新しいものは造らないという言い方ではないのですよね、そこは確認させてください。今のところないでも構いませんけれども。

○議長（大竹 惣君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 今の場所に対して新しい施設を造る考えはございませんということで、ただ先ほども申し上げましたけれども、せつかくの資料ですから、また観光客の方がお見えになって、それを見ることによって、より散策するのに有効なものになるなというような施設は絶対必要だと考えております。それをどこに造るかというのは、今後一生懸命検討していかなければならないという考え方です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。また別の機会に詰めていきたいと思っておりますけれども、つまり2番目にあります本郷焼資料の展示の在り方、本郷支所に今、生涯学習センターあります。それが、あそこに陶板と一体的にやればいいべという話を、いいでしょうというパブリックコメントを生かし

たっていますけれども、あれは大事な観光資源です。外の人にも十分見てもらわなければならない施設なのにかかわらず、どうしてそういうところに供出してしまったかと私は疑問を持ちます。またの機会しますけれども、いずれにしても観光協会と綿密に、月1ぐらい、2か月に1度ぐらいでいいから話し合いを進めていただきたい。副町長、どうですか。

○議長（大竹 惣君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 単独で町がどうこうすぐにやるというようなことは当然できないと思います。やはり観光協会さんが一生懸命やっていますので、それ一緒になってやっぱり話し合っ、お互いに、ではどれが一番いい方向になるのだというのは探っていかなければならないというふうに考えておりますので、取壊し自体はもう長寿命化計画の中で決まっておりますので、それに向けて代わり得るものをどういう形で造るかというようなこと。

あともう一つ、非常に大事なのですが、例えばいわてには弁当屋さんが入っていますけれども、公社のほうとの賃貸契約は令和8年で終了ですので、いきなりその直前になって出ていってくださいなんていうことはできませんので、ですからそれは早めにそこを決めていかないと、逆に今度そちらのほうにご迷惑かけることも出てきますので、そこはやっぱり慎重かつスピーディーな形でやっていかなければならないというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） これで根本謙一君の質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時57分）

再 開 （午前11時10分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告第2号、9番、渋井清隆君。

〔9番（渋井清隆君）登壇〕

○9番（渋井清隆君） それでは、通告に入る前に、記載誤りが2か所ありましたので、訂正させていただきます。

1か所目、一般通告質問の2ページ、上から3行目、最高裁「第3小法廷」と記載すべきところ、誤って最高裁「第3法廷」と記載したため、改めて最高裁第3小法廷と記載訂正するものであります。2か所目、同じく2ページ、下から19行目、「民法第523条」と記載すべきところ、誤って「民法第521条」と記載したため、改めて民法第523条と記載訂正するものであります。以上であります。

それでは、早速一般通告質問に入らせていただきます。1番目、総務省の通知に基づく売買契約の締結等について。行政財産の用途廃止前の処分について、今までの町長答弁を要約すると、町は平成30年3月26日付総行第67号総務省の通知に従い、議案第80号、町温泉施設等条例を廃止する条例を

令和4年12月5日提出し、同年同月9日に原案可決され、令和5年3月31日付で行政財産としての用途を廃止し、令和4年12月12日、新鶴温泉等の土地建物売買仮契約書を締結した。議案第102号 財産の処分については、令和4年12月15日、行政財産のまま議会の議決に付し、同日付で議決を得たので本契約として成立するものであり、地方自治法第238条の4第1項の規定には違反していないとの結論である。しかし、新鶴温泉施設等の譲渡の公募、公告第3号は令和4年2月21日で公用または公共の用に供せないことが確定していない公募である。なお、普通財産としての適用になる施行日は、令和5年4月1日である。そこで、以下のことについて伺います。

①、契約には仮契約と本契約があり、仮契約は予約が成立したにとどまり、本契約はいまだ成立せず、本契約は契約書の作成により初めて成立すると解すべきである。括弧記載のとおりであると判断されている。そこで、本件契約について、その仮契約書には、この契約は地方自治法第96条第1項第6号の規定により、会津美里町議会の議決を得たときに何らの手続を要することなく本契約となり、当該議決日を当該本契約の成立日とする。なお、当該議決及び新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴を廃止する議決が得られなかったときはこの契約は無効とするとの停止条件が付されている。停止条件付法律行為とは、停止条件が成就したときからその効力を生ずることになる（民法第127条第1項）。そして、第2条、承諾事項には、前条の売買は、令和5年4月1日以降、新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴の行政財産としての用途を廃止し、普通財産とした上で行うとするとの売買特約が付されている。特約は、契約の自由の原則により任意規定であるが、両者の合意によって新たに規定した条項であることから、それが優先されること、すなわち民法第523条、承諾期間の定めのある申込みには、承諾の期間を定めた契約の申込みは撤回することができないと明記されている。したがって、本契約を締結することが可能になる効力が発生する日は令和5年4月1日以降である。しかし、本件事件における本契約の成立日は令和4年12月15日である。当局の見解を伺う。

②、議会の議決には必ず議決事項の施行日が明記されている。新鶴温泉施設等の財産の処分に関する廃止条例の施行日は、令和5年4月1日と規定されている。これは、執行者が議決事項の効力を定めた日である。その理由については、令和5年3月31日まで指定管理者である株式会社会津美里振興公社へ新鶴温泉等の管理及び運営に関する業務について委託契約を締結していることで、株式会社共生と売買契約を締結することが不可能であることであった。つまり二重契約になることである。それを売払いするに当たっては、行政財産から普通財産に分類替えの手続、さらには財産管理課から総務課への所管換えの手続が必要である（町公有財産所管換え要綱、町財務規則第168条公有財産の管理区分、第177条行政財産の用途の変更、第178条所管換え）。それまでは行政財産としての残存効力があり、議会が議決してもその効力は発しないということである。そうすると、前述したように、用途廃止の施行日である令和5年4月1日以降に分類替えをし、さらに所管換えの手続が完了した日からその効力が生ずることになる。したがって、その手続が完了した日以降に本契約を締結せねばならな

いこと。しかし、本件契約は令和4年12月15日に議決され、本契約として成立している。当局の見解を伺います。

③、当局は、地方自治法第238条の4第1項の規定には違反していないと述べられているが、前述した総務省の通知の趣旨は、1つには将来における行政財産としての用途廃止後に普通財産に切り替えた上で売り払う内容の契約であること、2つには契約締結後の事情変更にも支障なく対応できること、どちらも担保されている場合に行政財産として供用している間に契約を締結することが可能となる要件を示したものである。しかし、本件契約は、契約の効力を発生するに当たり一定の条件を付した内容の契約であり、意を異にするものである。当局の見解を伺う。

④、本件事件の契約は、私法上の契約に当たり、民法が適用される。当局の見解を伺います。

⑤、最後に、新鶴温泉等の財産処分の経過についてお示し願います（公募ないし財産引渡しまで）。

2問目、新鶴温泉等の譲渡に係る募集要項等について。新鶴温泉等の譲渡に係る募集要項と売買仮契約書（案）について伺います。

①、要項とは。

②、募集要項に規定された売買仮契約書（案）の様式が実際に取り交わされた仮契約書の様式と異なる、その正当な理由を伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 9番、渋井議員の一般質問にお答えいたします。

総務省の通知に基づく売買契約の締結等についてであります。1点目の効力の発生する日と本契約の成立日につきましては、令和5年4月1日以降でなければ本契約は締結できないというご指摘ですが、これは行政財産として供用している間に契約を締結することが可能であるとする平成30年3月26日付総務省自治行政局行政課長通知により締結したものであり、違法性はないと判断しております。

2点目の行政財産の用途変更と本契約の見解につきましては、令和5年4月1日以降に用途廃止した後でなければ本契約は締結できないというご指摘ですが、1点目と同様に、行政財産として供用している間に契約を締結することが可能であるとする総務省通知に基づき締結したものであります。

3点目の契約の効力に対する見解につきましても、1点目と同様に、行政財産として供用している間に契約を締結することが可能であるとする総務省通知に基づき締結したものであります。

4点目の民法適用の見解につきましては、今回の契約においては、特別法である地方自治法が優先される項目であり、地方自治法と民法のどちらも適用されるものであると判断しております。

5点目の財産処分経過につきましては、令和4年2月15日、民間譲渡募集の公告、2月21日、募集開始、5月26日、1社から応募申込書受領、5月31日、募集締切り、6月30日、譲渡先候補法人等選定委員会の開催、7月5日、譲渡先候補法人等の決定、9月9日、温泉施設等条例を廃止する条例の

議案否決、12月9日、温泉施設等条例を廃止する条例の議案可決、12月12日、土地建物等売買契約の締結、12月15日、財産の処分について議案可決、本契約が成立、令和5年3月31日、温泉施設等の用途廃止、4月3日、納入通知書の発行と入金確認を経て、温泉施設等の引渡しとなっております。

次の新鶴温泉等の譲渡に係る募集要項等についてであります。1点目の要項につきましては、物事を行う上で基礎となる大切な事柄や必要な事項を記した文書であると理解しております。

2点目の正当な理由につきましては、令和4年2月の募集の際には売買契約書案として示した本郷温泉湯陶里の民間譲渡と同様の手続で処分する予定でありましたので、行政財産としての用途廃止後に契約を締結することを想定し、契約書案を作成したところです。しかしながら、譲渡先候補法人等の決定後、改めてスケジュールを検討したところ、新鶴温泉は温泉施設に加えて旅館業の許認可手続や施設の修繕に対する期間も必要となるため、施設の譲渡から営業開始までの準備期間は本郷温泉湯陶里の民間譲渡のときよりもさらに長くなることから、温泉の利用者にご不便をかけることが判明しました。閉館の期間を短縮し、町民や利用者の利益を優先させるために、行政財産として共有している間に契約を締結したほうが円滑な移行作業ができると判断し、行政財産として共有している間に契約締結する方法を選択したため、契約書案の見直しを行ったものです。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 一定程度の質問伺ったので、再質問させていただきます。

まず最初に、温泉施設の廃止条例の議決が得られた日は令和4年12月9日ですね。再度確認します。よろしいでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） 温泉施設の譲渡の議決ですか、廃止の議決でしょうか。

〔「廃止」と言う人あり〕

○産業振興課長（小林隆浩君） 廃止につきましては9日でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） それでは、まず最初に公告についてお伺いします。公告とは、法令上の根拠に基づいて行われ、告知の対象となる情報の性質が公的なものを有しているものが一般的と私は思います。我が町においても公告条例に基づいて掲示板に掲示して公示していると考えますが、当局の見解はいかがですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 公告につきましては、町の要綱等によりますと、一定の事実について町民に知らせる必要があると認めて公示するものとされております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 私聞いているのはそういうことでなく、後にこれ売買契約がついてくるわけ

です。公募ですから、単なる募集ではないと思います。法律上の行為がある。そこを聞いているのです。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 公告につきましては、先ほど申しましたとおり、温泉施設を売却しますので、広く一定の事実を町民に知らせる必要があるということで公示しているというところでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） では、新鶴温泉施設等の譲渡の公募、公告第3号ですが、財産の処分に関する公募であるのです。そうしますと、廃止条例の議決が確定した日、いわゆる先ほども確認しました令和4年12月9日以降に公募すべきであると私は思うのですが、本件はそれがそれ以前、これでいいますと令和4年2月21日に公募されているのです。その手続上の行為に誤りはないのですかということを知りたいのです。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） この手続につきましては、公募自体は譲渡先候補法人としてこの募集を行ったものです。譲渡先候補法人の決定イコール譲渡の決定ではないということと、あとは条件としまして議会の議決をもって本契約、引渡しを令和5年4月1日以降など、行政財産としての用途廃止後の譲渡を想定して募集を行っていることと、また他自治体におきましても温泉施設等については継続して使用できるように、公募後、譲渡できる見込みとなってから処分の手続をしている事例が多いということで、以上のことから、行政財産の時点で公募しているが、応募により譲渡が決定するものではありませんので、契約締結の債務ではないため、問題はないと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 各自治体でもそういうことをやっているのですか。私はいろいろ見ているのですが、法律の廃止条例が議決した以降に普通はやると思うのです。これが一般的です。美里町は逆ですよ。早くやっている。ここにばかり関わることはできないので、では町長に伺いたいと思います。

町長は、令和4年12月10日付で仮契約書を締結しておりますよね、これ今言うように。そこに、この仮契約書に氏名押印がなされているわけですが、再度確認の上でお考えです。これは前に、令和5年3月会議ですか、この12月15日で仮契約する確認取っておりますけれども、町長自らこれ書いてあるのですよね、名前も。これ間違いありませんよね。それちょっと教えてください。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） 間違いございません。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） では、そこで事務局にお聞きします。仮契約の意味について述べていただき

たいと思います。仮契約の意味。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 仮契約の意味につきましては、議会の議決をいただくためにあらかじめ仮契約をしておいて、それが議会で議決をいただくということになれば、それが本契約になるというふうなことです。あらかじめ仮契約をしておきませんと、議会に対してこういう契約内容なのだといったことの説明はできませんので、あくまで民法上でいえば予約的な役割をしているということ、契約の予約を行っているということでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ただいま当局から説明あったように、要約すると、仮契約とは将来的に正式な契約を結ぶ前提として仮の契約を意味するものですよね。本契約を結ぶための。それで、本件の契約は、契約内容による、瑕疵がある契約だと思います。つまり、本件契約書の趣旨に、前述先ほど述べましたが、次のように記載されているのです、この契約書。議会の議決を得た後に何ら要することの云々とありますが、なお、当該議決及び新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴を廃止する議決が得られなかったときはこの契約は無効とすると特約条項ついている。議決が得られなかった。議決は4年12月9日に賛成多数により可決、決定されていますね。可決された。そして、仮契約の締結日は令和4年の、先ほど確認しましたけれども、町長が自ら12月19日に氏名押印をしております。そうすると、この契約書の内容は遡及していることになるのです。分かりますか、これ。議決が得られなかったときということ。議決は得られたときは4年12月9日です。仮契約を締結したのは12月12日です。反対です、これ。これどうなのですか、契約書。契約書に誤りがあるのではないですか、これ。いやいや、町長だ。あなたに聞いていない。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

議会の議決を要する契約につきましては、議会の議決があって初めて長の契約締結の権限が付されるものと解しております。このため、あらかじめ長が締結しておく仮契約の法的性質につきましては、議会の議決を得たときに本契約を締結するための合意であり、本契約の予約であると考えます。つまりもともとその仮契約を締結したときは、町長そもそもが契約の締結の権限というのはないわけです。議会の議決あって初めて契約ということになりますので、そういうような内容でございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 先ほどあなた申して言ったように、仮契約は前提として本契約に行く前のことです。それが仮です。そして、あなたたち持っているこの事務提要、仮契約は遡及することはできないと書いてあります。遡及するんですか。既に終わっている条文です、これ。この条文。先ほど何遍も言うように、仮契約の日は令和4年12月12日です、仮契約。だけれども、ここに書いてあるなお

の部分は既に終わっています、12月9日で。この条文は要らないでしょうということを言っているのですよ。どうなのですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 12月9日は、これは温泉施設条例の廃止条例が可決された日です。温泉施設廃止条例が、新鶴温泉の廃止が可決された日であって、契約というのはまだこの時点で行っていないということでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ですから……

〔何事か言う人あり〕

○9番（渋井清隆君） ちょっと黙っている、今こっちやっているのだから、議長から許可を得て。

いいですか。この技術的助言は何て書いてあるのですか、これ。将来における行政財産としての用途廃止後に、普通財産と切り替えた上での契約の内容であってというような。内容ですよ、これ。効力を言っているのではないです。私は、したがって、最初の質問事項にも挙げておきましたが、この最後に、1番に、ここには効力を言っている。この条文がなくなったら効力を言っているのではないです。事務提要にもそれは特約条項で効力だって書いてあります、これ。内容の契約です、これ。廃止した後、もう既に決まったやつのことを書いても仕方がないでしょうって言っているの、遡及して。これは瑕疵ある行政行為ではないですか、契約書に。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

先ほども申しましたが、12月9日は温泉施設条例を廃止した条例でございまして、それから財産処分議決は12月15日に議決をいただいて、これが本契約になっておりますので、当然、否決となった場合はこの契約は無効になると、そういうような、あくまで予約は無効にしますよという内容を記載したものですので、特に問題はないと考えております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ですから契約の内容でしょう、これ。廃止する議決が要らなかったときはです。既に判、契約はもう、なっているのでしょうか、これ。廃止既に終わっているのでしょうか。分からないのですか。これ、ちゃんと読んでみてください。技術的助言というのは、法を乗り越えてはならないアドバイスです。あなたのやっている場合は法を乗り越えているのです、これ。仮契約があつて本契約へ移行するのでしょうか。逆ではないですか。この部分。何遍もこれ読んでください。契約、内容の契約であつて。どちらも担保できること。あなたたちこれ開示請求のとき、私も持っています、これ。そういう内容の趣旨ですよ。全然これ仮契約そのものというの、技術的助言。技術的助言なかったのではないですか、これ、技術的に。あくまでも技術的助言というのは法を乗り越えてはならないです。売るときにはです。これ、だから普通財産にしないと駄目なのです。やる間

はそれでもいいですがってなっているのです、これ。よく読んでください、これ。総務省に聞いたのですか、これ。前回のあれのときは、総務省に確認した結果、町が判断したって答弁しているのです。本当ですか、それ。ここの部分聞きましたか、仮契約の日にちの関係。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員に申し上げます。大声で話すのは少し慎んでいただきたいと思います。恐怖を覚える可能性もありますので。

○9 番（渋井清隆君） 大声ではないです。

○議長（大竹 惣君） 大声になっていますので、受け取り側のあれになりますので、少し気をつけてください。

それでは、答弁をお願いします。産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今のところについては福島県を通じて確認を行っております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9 番（渋井清隆君） では、これこの契約書と内容について確認はしたということね。契約書、この12日の関係。この内容ね。大丈夫ですね、それ。では、後で確認したやつ提示していただきたい、この点でいいのですね。

それについて、これいろいろずっと見てみますと、順序が皆付されていないと思うのです。これ前にも総務課長に聞きましたけれども、普通財産でなくて、これ行政財産のままだったから私の答弁に答えるのはできませんというあれを聞いていますよね。ここで、この順序もいろいろ聞いていますけれども。それで、この順序について、財産の経過ですが、これどこからどこまで、総務課でもってどこから所管したのか、ちょっとお聞きしたいと思うのです。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） この所管の関係につきましては、普通財産の分類替えは当然行っておりまして、所管換えにつきましては、産業振興課長の管理、普通財産と管理した中で譲渡を行っております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9 番（渋井清隆君） そうしますと、町には先ほど申し上げましたが、この財務規則、所管換え、この手続はちゃんと行っているということですね。総務、前、いつだか分かりませんが、総務課長に答弁聞いたときは、私のほうでは行政財産ですのでそれにお答えすることはできませんという答弁やっているんだ。それと全然これ、答えが議会の中で言ったときと異なることになるのです。どうなのでしょう。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） まず、行政財産から普通財産への分類替えにつきましては、手続は次のとおり行っております。町財務規則第186条第1項規定に基づきまして、行政財産の用途廃止の決定を令和4年11月4日に町長の決定を受けてございます。

それから、所管換えにつきましては、町財務規則第186条第2項において、用途廃止の決定を受けたときは直ちに総務課長に引き継ぐということになっておりますが、次の理由により行ってはおりません。まず1番としまして、用途廃止の理由が売却でありまして、普通財産に切り替えた令和5年4月1日以降直ちに売却する予定であったことというのが1点です。そして2点目は、行政財産の主管課である産業振興課において公募から売買契約まで一連の手続を行ったこと。3点目としまして、財産管理者については、町財務規則第168条第1項においてただし書がございまして、町長が特に必要であると認めるときは、別に指示するところによるという例外規定がありまして、普通財産であっても産業振興課長が管理することは可能となっております。

以上によりまして、所管換えにつきましては行っておらず、産業振興課長が売却まで管理をしていたということでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） それは先ほど私述べましたとおりなのです、これあるように。だけれども、売却するに当たっては総務課長がやるのでしょうか、普通財産にしてから。違うのですか、これ。行政財産のままやっていいのですか。どうなのでしょう、これ。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ほども申しましたとおり、普通財産の期間というのも本当に、4月1日から4月3日には売却しておりますので、短期間であるということと、実質的に売却であり、売却なども全部産業振興課で行っていますので、産業振興課長が管理することが適切であったと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） これPFI事業とか、そういう事業には一切関係ないということで、これ総務省のほうで回答を出していますよね。そうすると、やり方としては、先ほど言ったこの技術的助言というのは、12月、先ほど言ったあの議決があった以降にやって、要は財産が普通行政財産のままでいいですが、契約だけは仮契約をやっていきましょうということです。売るときには、なったときに渡しましょうって。ところが、あなたたちのやっていることは、ここが逆行しているということが一つの問題なのです。それで、普通にいけば、普通財産のいわゆる改正条例が議決があったならば、まず公募をやれと。公募をやって決まったら、譲渡決定先に通知を出すということですよね。そうなのです、順序からいくと。ちゃんとなっていますよね。それで、廃止条例になったとき、これ一般的なあれです、言うのは。普通財産に分類替えをして、総務課長に所管換えをして、それから売買契約やってお金を払う、それで引き渡すということだ。引き渡したらお金入らないでしょう。という可能性もあるからそういう順序になっているのです、これ。最後のほうになってくるとそこら辺がごちゃごちゃになったり。そもそもこの公募の自体から間違っているのではないですか。なぜか。いいで

すか。何でもそうだけれども、私たちの条例とか何かここで議決を得たら、3日以内に送付するというあれがあるのです。それで、再議がなければ告示すると。だけれども、施行の日は後です。法律行為があったら、準備行為として周知徹底をするから、議決があったら告示して、初めて効力を発するのです。そうではないですか。この場合は、やらないうちに2月に公募しているのです。ここ自体がまずおかしいのです。単なる募集だったらいいです、募集であれば。ましてやこれ町長の署名捺印をして仮契約を結んで、やっているものです、これ。そこがちょっとおかしいのではないのですかという、私は。再度よろしく。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 仮契約当時の仮契約書に町長がサインした、サインして議会のほうに提案したということは、特におかしいことではないと思います。今のほうの公文書の告示との話ですが、今ほど条例制定の、法規に基づいての条例制定の告示というのは確かに3日以内と出てくるのですが、それは一般的に告示と言われているものでございまして、告示であれば法令の規定に基づいて、その権限について決定して、処分した事実を町民に周知すると、公示するとなりますが、公告につきましてはあくまで、先ほども申しましたとおり、一定の事実について町民に知らせる必要があると認めて公告しているということで、内容的には違いがあるということで理解してございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 公示、公告は同じでしょう。国でやるのばかりが告示で、召集とか、召集の「召」も文字が違いますけれども、招集。同じでしょう、法律行為があるわけです。だって、条例は町の法律でしょう、これ。そうではないですか。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 何度も申しますが、公告とはあくまで行政機関が公示以外で知らせるものということでございまして、当然町のほうには公告式条例というのがございまして、条例を公布しようとするとき、そういった場合の公告式の条例はございます。そういったものと、公告については別だというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 先ほどそんなことは私言っています、公告条例に基づいてやるのでしょうか。私は、言いたいのはそれが1点。

もう一つは、ここの仮契約。仮契約にあっている条文は、既にもう終わっていることです。これは。9日に終わっているのです。町長が署名したのは12日です。そうすると意味はなさないでしょう。いわゆる私はこの条文は失効している、要は効力ない文書でしょうということ。したがって、瑕疵があるでしょうということ。全部仮契約やった日より、これ違うでしょう、12日ですから、あくまでも。それで、この契約の内容であって、これがなくなれば、私は上にいう財務規則にある特約条項の効力、議会の議決があったときに云々だという、そこへもってきているから意を異にするのでは

ないですかって言っているのです。意味が分からないですか。そういうことなのです、最後の締めくくりは。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） ちょっと待ってください。

お諮りいたします。間もなく昼食の時間となりますが、渋谷議員の一般質問が終了するまで延刻したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

それでは、答弁、産業振興課長、お願いします。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの最後の質問ということでございますが、これ読みますと、この契約書中、確かになお書き以下は不要であったということも理解できます。しかしながら、こういった記載があっても契約上は問題はないと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 渋谷議員。

○9番（渋谷清隆君） 契約上問題があるのではないですか。これ他事記載っていうんです。他事、余計なことを書いてあるのを書いてあるのです、これ。これで契約書が成り立つのですか。契約書ですから、誤りがあった場合は無効ではないですか。それこそここに書いてあるように、無効とするって。既に終わったことに対して言ったって、致し方ないでしょう。先ほど仮契約というのは何ですかっていったときに、将来に向かっていくのでしょうか。これ本契約に向かっていくのです。逆行しているのです、これ。では、仮契約の意味がないです、これ。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 契約の中身ですが、確かにこのなお書き以下ですが、ただ、これが不要なものだからといいましても、全てこの契約事項が無効になるということは考えてございません。

○議長（大竹 惣君） 渋谷議員。

○9番（渋谷清隆君） ですから、それが不要になれば、承諾事項が優先権を持つということです。お互いに確認の上で自署したのでしょうか。本来この承諾事項なんていうのはないのです。これ民法の第221条かな、契約の自由ってあるはずですが、記憶ちょっとあれですが。だから、そもそもそれが優先権を持つということです。本来の契約書の金額とか何かとかいろいろ、ここに財務規則の中にも書いてありますように、それだけのことを記載すればいいのです。それ以外に書くというのは特約条項なのです。特約条項優先です。お互いに、だから、いいでしょう、ではやりましょうと、判子押して記名捺印したのだ。これは優先でしょう。それで、先ほど何遍も言う、仮というのは将来に向かって本契約する手続上の前提です。何回言いました。ここが間違っていたらばどうなのですかということだ。分からないですか、これ。こんな素直に、皆さん聞いている人も、日にちがこれずっけていて、本当これいいのという、不思議がると思います、これ、一般人の人。これが技術的な助言だとすれば、大変なことになります、これ。技術的助言というのは、先ほど言いましたように、法を乗り越えては

駄目なのです。法律の範囲の中で、あくまでも助言ですから、アドバイスです。そうでしょう。どうでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 確かにこの本当になお書き以下は不要ではございましたが、ここについては当然契約、売買者とも合意をして仮契約を取り交わしておりますし、これがあったとしても、ついていたとしても、特に何らその技術的助言に対して触れるものではないと考えておりますので、特に問題はないと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9 番（渋井清隆君） さっきから言うように、効力に行く前に、内容の契約であるということでしょう。内容の契約。これを外したならば効力になるのです、なお書きがなくなるなら。だから、間違っただけなら間違えましたってちゃんとおっしゃってください。不要な部分だったのか。はっきりそこ、きちっと、間違ったら間違っただけって言ってください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 確かに今議員おっしゃるとおりに、この文言は一部誤りがございますので、そこは認めさせていただきます。

○議長（大竹 惣君） これで渋井清隆君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

休 憩 （午後 零時 0 0 分）

再 開 （午後 1 時 0 0 分）

○議長（大竹 惣君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○発言の訂正

○議長（大竹 惣君） まず、先ほどの通告第 2 号、渋井議員の一般質問の答弁の中で誤りがあったということで、産業振興課長より答弁の訂正の申入れがありましたので、これを許可いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 先ほどの渋井議員の質問に対する答弁の修正をお願いいたします。

新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴土地売買契約書を総務省に送付し確認を行ったのかとの質問に対し、総務省に送付し確認を行いましたと申し上げましたが、契約書を送付し確認を行ったのは顧問弁護士に対してでありましたので、総務省に対して契約書の内容の確認は行っておりませんでした。

また、なお書き以下について、記載したことについて誤りがあったと申し上げましたが、なお書き以下の文言になります「及び新鶴健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴を廃止する議決」

の記載につきましては不要な記載であったと答弁を修正させていただきます。

大変申し訳ありませんでした。

○議長（大竹 惣君） 以上、答弁の訂正の報告でした。

〔何事か言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） よろしいですか。

○9 番（渋谷清隆君） 説明があったので、取りあえずは了解としておきます。

○議長（大竹 惣君） それでは、一般質問に移ります。

通告第3号、3番、荒川佳一君。

〔3 番（荒川佳一君）登壇〕

○3 番（荒川佳一君） 3 番、荒川です。それでは、通告に従い一般質問をいたします。

初めに、1 の公共交通の有効活用について伺います。車の免許証を返納した方や免許を取得していない方などの移動手段として大きな役割を担うのがJR只見線、路線バス、デマンド型乗合タクシーなどの公共交通であります。近年、少子化や人口減少により、公共交通の利用方法見直しが重要な課題となっております。さらに、燃料費の高騰や運転手不足が問題となっていることから、公共交通を維持するため、早急な対策を講じなければならないと考えます。そこで、次のことについて伺います。

1 点目、町民の公共交通の利便を図るため、地域公共交通網形成計画をどのように、見直ししていくのか。

2 点目、デマンド型乗合タクシー（美里あいあいタクシー）が公共交通網においてどのような役割だと考えているのか。

次に、2 の物価高騰への支援対策について伺います。近年、エネルギー価格や食料品価格が高騰し、町民生活への影響が大きくなっています。町では、国の補助金を活用し、物価高騰の影響を受けている町民に対し、あいづじげん生活応援支援金を行っています。町民にとって、この物価高は大変厳しく、さらなる町としての支援が必要と考えます。町民の暮らしや生活を守るため、次年度においても継続して予算化する考えはあるのか伺います。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 3 番、荒川議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、公共交通の有効活用についてであります。1 点目の地域公共交通網形成計画の見直しにつきましては、現行計画及び再編実施計画が令和7年度で終期を迎えるため、来年度から新たな地域公共交通計画の策定に着手してまいります。地域の公共交通を取り巻く環境は、人口減少、過疎化に伴う利用者の減少、交通事業における人手不足や運営コストの増大等により、一段と厳しさを増して

おり、全国的にも鉄道やバス路線の再編、縮小へ向けた動きが加速しております。そのような状況下で、いかにして地域住民の足である公共交通を維持していくかという点が最も重要なテーマであると考えております。その上で、可能な限り公共交通の利便性の向上を図っていくため、日常利用者等の意見を聞く機会を設け、利用実績や利用傾向を十分に分析しながら、利用者のニーズに沿った交通体系を検討してまいります。

2点目のデマンドタクシーの公共交通網における役割につきましては、デマンドタクシーは鉄道や路線バス等を補完する二次交通手段として、特に高齢者の通院や買物等の日常生活に欠かせない交通手段となっております。来年度からは、実証事業として、長年要望のあった坂下厚生総合病院への区域外運行を開始する予定であり、さらなる利便性の向上を図ってまいります。また、本町の場合、主に町の中心部から会津若松市方面へのアクセスについては鉄道や路線バスが通っておりますが、山間部等の中心部以外の大部分は交通空白地帯となっているため、デマンド交通は町内の公共交通手段として大変重要な役割を果たしているものと考えております。

次の物価高騰への支援対策についてであります。エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、国の交付金等を活用し、様々な取組を行っているところであります。中でも町民の暮らしを守るための支援策としましては、現在、低所得世帯に対する支援といたしまして、住民税均等割のみ課税世帯に対して10万円を給付し、住民税非課税及び均等割のみ課税世帯内で扶養されている18歳以下の子どもに対して5万円の給付に取り組んでいるところであります。子育て世帯に対する支援といたしましては、小中学校へ入学または中学校を卒業する児童及び生徒の保護者の負担軽減を図ることを目的とした子育て支援金を本年度より実施しており、今後も継続してまいります。また、全町民に対する生活支援としては、1人につき5,000円のあいづじげん生活応援支援金の給付を実施しているところであります。この生活応援支援金につきましては、令和5年12月1日時点において本町に住所を有する世帯7,303世帯に対して、2月26日現在で6,222世帯、約85%の申請を受け付けております。これらの支援を継続して行っていくためには、国や県からの十分な財源措置が必要であることから、今後の国、県の動向を踏まえ、検討してまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） 一定の回答がありました。それでは、再質問いたします。

まず1問ですが、今ほどの地域公共交通網の形成について、私も感じているのですが、利用実績とか利用傾向を十分に分析をしていただき、利用者のニーズに沿った計画が望ましいと私も考えているところでございます。もちろん本町にとって、公共交通網とするために、先ほども申し上げましたが、地域住民との、交通事業者も含めまして、町行政の役割が大変大切なことだと思っております。利用者の意見を反映するため、どのように計画を、その利用者の意見、どのように生かしていくのか伺いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長、國分利則君。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

先ほど町長答弁にもあったように、利用者のニーズを踏まえてということで、利用者の意見を十分に把握した計画にしたいと思っております。その一つといたしまして、まずこの計画をつくるためには1つの組織がございます。それが地域公共交通会議の委員のメンバーの中に、住民代表の方、さらには高齢者の代表の方等も入っていただきながら、この計画をどのようにつくるかと、どういうふうに見直すのかという検討を行ってまいりますので、その辺の意見を把握しながら、さらにその意見をどう計画に生かすのか、検討を重ねて計画を策定してまいりたいと思っております。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） それでは、地域における住民の生活に必要なバスなどの旅客運送の確保、その他の旅客の増進を図ることが大切だということです。地域実情に即した運輸サービス等の実現となる事項を協議するため、先ほど課長のほうから答弁ありましたように、町の地域公共交通会議が実際設置されているということでございますので、その中で、先ほどメンバーの方に住民の方、あとは高齢者の方ということなのですが、これ利用者はその中に含まれているのかどうか、その辺の確認と、あとは令和6年度は多くなるということなのですかけれども、メンバー自体は変わらなくて、今のメンバーで増えるとか何かということはないですか。というのは、利用者とか何かを増やすとか何かという可能性はあるかどうか、その辺を確認します。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

委員のメンバーにつきましては要綱等で定まっておりますので、その中で今内容を、メンバー等が決まっておりますので、その中で会議は開催していきたいと考えてございます。

そのほかに新しい計画、今回見直しますので、別に利用者の意見という聞く場は当然必要なのかと思っておりますので、その会議の席とまた別な形で利用者に意見を聞く場所も、そういった機会を設けて、より利用者のニーズを反映した計画にしたいと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） 今ほど町地域公共交通網の会議の協議で一応お話しされるということなのですが、その中で実際の各地域で開催されるイベント、あとは教室等が開かれるということなのですが、そこに行くことを容易に移動ができるような、そういうシステムというか、そういう公共交通網を一応目標にしたいということは考えていますでしょうか。そうしますと、外出する、そういう機会が増えますと、町の活性化にもつながるのではないかなと思われまます。その辺いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

確かに高齢者等も外に出ていろいろな活動に参加したり、そういったことに社会参加することは非

常に健康にもいいものかなと思っております。その手段として、美里町では今デマンド交通、いわゆるあいあいタクシーを運行しております。さらに、A I システムを導入を昨年させていただきました。そうしますと、今までよりもより利便性が高くなっております。今までは、いわゆる時間ごとに運行してございましたが、A I システムになったことによりまして、今回からいわゆるフルデマンド、自分が行きたい時間と行きたいところの即時にそこは予約なりできますので、よりイベントだったり行きやすくなったのかなと思ってございます。

なお、それによりまして、先ほど公共交通網ということで、計画ということで、要はデマンドを使ってバスに乗り継ぎ、デマンドを使ってJ Rに乗り継ぐと、そういったことが今の新しいA I システムになってできるようになりましたので、その辺の仕組みをさらにどういうふうにして、それを利便性を高めるかというようなことについてもこの計画にとって重要なことかと認識してございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3 番（荒川佳一君） そうしますと、公民館とか公共施設が3 月で廃止されるわけなのです。そうしたときに、限られた資源を有効に活用しまして、持続可能な地域交通網が形成されることを期待いたします。課長、先ほどデマンド交通の話をしたのですが、2 点目に移りますので、その点も踏まえまして次の質問に移ります。

まず、先ほど課長のほうから言われましたデマンド交通の乗合タクシーということで、美里あいあいタクシー、実際美里あいあいタクシーということになるのですけれども、先ほど町長答弁の中で、山間部等の中心部以外の大部分はということなのですが、実際その山間部がやっぱり一番大事なのです。本当はというか、本当に必要なのが、山間部の方々、あんまり山間部と言うのあれなのですけれども。今の町から離れたところの地区の方々がやっぱり不便を来している。特にバス路線以外のところ。バス路線以外の方々が大変困っていると。そこについては、今課長のほうからありましたように、デマンド交通ということで、あいあいタクシーを利用してほしいということなのですけれども、そこでちょっと1 つ提案したいことがあるのですが、今のあいあいタクシーの台数と稼働率についてちょっと調べてみたのです。そうしますと、多少台数の変動はあるのですけれども、平日の午前中は6 台、午後は4 台、あと土日もあるのですが、3 台で実際回っていますことを一応、確認はしてあります。A I 導入後の、先ほど稼働率、A I 導入後の稼働率が、今先ほど言われたように8 割程度で、少し余裕あるのですけれども、8 割程度の稼働率となっているという話を聞いています。

しかし、A I、人工知能なのですが、町のA I がちょっと優秀過ぎまして、同じ場所で例えば2 人が別々に予約すると、2 台が迎えに来るのです、2 台。そういう設定になっているのです。1 台の乗車数も少なく、2 台に1 人ずつ、同じ場所から行くわけなのですが、それはお友達だということで、近くのお友達だということをちょっと聞いているのですけれども、1 台ずつ行くことで、これガソリン代2 台分かってしまうのです。先ほど空いている時間があればいいのですけれども、前は1 時間

単位だったのですけれども、大体今は5分待たずに乗れるのです。それは、利用する方々からすればすごくいいのです。私も実際体験してきました。4分くらいで来ました。たまたま近くに走っていて、そこにかかったということなのでしょうけれども、大体そのぐらいで。全然余裕がなくて、今運行しているような、時間もぴったり過ぎてということになっていますので、それを、空いている時間があればいいのですけれども、すぐに乗車予約ができることはいいのですけれども、先ほどのように2人予約して1人1台ということとなれば、台数に限りあるため、あとは病院で1時間以上も待たされたという方もいらっしゃるのです、反面。それは、今言ったように、ほかに回っていて、1人で回っていたか2人で回っていたか、ちょっとその辺までは確認していないのですけれども、中には1時間も病院で待たされたという方もいらっしゃるのです。A Iの設定について、もう少し余裕を持った設定を変えることはできないのですか。急ぐ方の場合はやむを得ないと思うのですけれども。その点どう考えているのか、ちょっと質問長くなったのですが、よろしくお願いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 何点かございましたので、まず最初から申し上げますと、まずデマンドタクシーでございますが、路線バスにつきましては各、本郷、高田、新鶴地域に1路線ずつ今走っております。ただ、やはり中心部から会津若松駅に向かってになりますので、要は山間部というような表現させていただきましたが、大部分の地域についてはバス路線が空白となっております。それを補完するのが今行っております美里あいあいタクシー、いわゆるデマンド交通システムがそれを補完するものと思っております。先ほども申し上げましたが、例えばバスに乗りたい場合についても、例えばデマンドに乗って、バス停まで行って、そこで乗り換えてから若松方面、さらには駅に行く。駅からさらには東京だったり、いわゆる関東方面とか、そういった乗換えができるというふうにご利用をいただければなと思ってございます。

ただし、A Iシステムになって、利用者、まず利用者若干ちょっと説明をさせていただきながら説明させていただきたいと思います。いわゆるこのシステムを導入前と導入後では、1日平均約6名ほど増加してございます。今までですと約62名の方だったのですが、このA I導入後につきまして約68名の利用があるということで、6名程度、若干は増えていると。これも、やはりフルデマンドになった影響だと思っています。その反面、議員おっしゃったように、例えばやはり運転手が空いた時間がその分ありませんので、なかなか大変だという声は前からいただいております。ただし、これにつきましては、確かにA Iシステムでございますので、学習機能を持っていますので、ですから例えばこういうときにはこういうふうに設定しますとか、これから学習しますので、まだ1年と数か月程度ですので、ですからこれから2年、3年なっていけば、自然とやはり学習しますので、そういったことで大幅なシステムを改修しなくてもできるのかなと思っております。ただし、月に1回、町、事業者、運行者、これ振興公社でございますが、あとシステムの開発者3者で月1回の定例会を開いております。いわゆる前月の実績、課題、ではそれをどうこれからしていくのだというのを毎月聞いてござい

ますので、その中でも、今おっしゃられたような事案がございますので、今後改善できるのかなと思ってございます。

あと、もう一つ、待ち時間が1時間以上待たされた実績があったよというようなことでございますが、確かにそういった事実をこちらもつかんでございます。まれにそういったことがございますので、我々としては町としましては事前の予約をお勧めをしてございます。今の予約システム、なかなかスマホから予約できますが、実際スマホから予約しておりますのは全体の約5%以下でございまして、まだまだ利用されておられません。スマホからですと夜中でもできますので、そういったことを普及するのも一つのそういった混雑緩和、さらには待ち時間の緩和というようなことにできるのかなと思ってございます。

あと、もう一つの課題といたしまして、先ほど運転手がちょっと過労、ちょっと大変だという話でしたが、その一因としまして、実はフルデマンドになったことによって乗合率が非常に下がりました。今までだと1時間に1本でしたので、2人が3人とか一緒に乗っていたのを、いわゆる随時、私はこの時間に行きたいのということでその時間行きますので、先ほど5分程度って言っていましたが。そうしますと、やはり当然そういった乗合率が非常に低いというのも一つの大きな課題でございます。ですから、先ほど言った待ち時間の問題、乗合率の問題もAIがある程度学習しながら、さらには場合によってはシステムの改修も必要であれば、そういったシステム改修もやりながら、利便性の高いシステムに構築したいと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） 私、最終的に確認したかったのが、AIの設定、今の前振りがあったのですが、その中で余裕を持った設定にできないかということなのですけれども、今AI自体が本当に優秀なのです。学習するというのは、ちょっとその辺が、それ私分からなかったのが、ある程度設定した中での決まり事で動くのかなということだったのですが、そういうこともあって、学習するということを知ったので、その点は大変安心したところでございます。

ただ、今課長の答弁の中にありましたように、乗り換えてということは実際のところ必要、そういう場合、例えば地区から出る場合については必要かと思うのです。そうしたときに、今の普通の道路の上でとか、バス停で待っているというのも一つの方法なのでしょうけれども、やはり、私もちょっと行ってきたのですが、よらんしょにちょっと行って、話をちょっとしてきたのですが、人がいないと、ちょっと何か寂しいような感じするのです。だからといってにぎやかに音楽かけて何とかかんとかということではないのですけれども、高齢者の方々が入りやすいような。ちょっと私もなかなか入りにくかった経緯もあるのです。入りやすいような何か工夫をしていただけると大変助かるのではないかなと思います。

あと、今の利用率については、先ほど話あったように5%以下ということで、今のスマホからの電話と対比してみますとかなり少ないということなので、そこで、これまたお金の話言っては恐縮なの

ですが、利用料金について、今利用券、販売所では1回400円ということで、現金や今スマホでクレジット払いの場合については500円です。あとは、現在スマホからの予約が少ないということで、であるならば、今後増やす可能性が、その方法が必要ではないかなと思うのです。これだけAIと連携してできるということであれば、できるだけスマートフォンからの予約とすると、電話で受ける方とか間違い等がないので、そういう形にするにはやはりクレジット払いも400円でもいいのではないかなと私は思うのですが、その辺の考えはどうでしょうかということと、あと今の学生について半額ぐらいに、今子育てとか支援とか何かって町ではかなり力入れていますので、その点、学生を半額にして、学生であればスマートフォンとか何かというの、小さい子はなかなか使えないかと思うのですけれども、そういう若いお母さん方であれば使うことは可能なので、その点できないかなと思うのですが、その辺、今の2点、よろしくお願ひしたいと思います。今のクレジットカード払いを400円にできないのかということと、あとは学生を半額にしていだけないかと、そういう予定がないかという、そういう考えはないかということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（大竹 惣君） その2点について。政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） まず、1点目のクレジット払いにしたときの金額、400円、できないのかという話でございますが、これも一つのやり方として検討する余地はあるのかなと思ってございます。ただし、現金支払いがやはり多いという状況でございますので、なかなかそれは効果どのくらいあるのかなとはちょっと未知数でございますが、ただ、今車上でも車の中でもクレジット払いできるシステムにはできておりますので、その辺は検討する余地があるのかなと思ってございます。

あと、学生利用について、半額というようなことでございますが、まずデマンド公共交通でございまして、例えば町だけで決めるというわけではございません。当然国の認可なりが必要になりますので、当然公共交通でございまして、デマンドも。ですから、例えば陸運局との協議等も必要になってきますので、やるにしてもやらないにしてもそういった国との協議が必要だというようなことでございます。学生について半額にすればというお話でございましてけれども、確かに今、利用者の大部分が高齢者ということで、特に運転免許証を持っておられない方が利用されて、主な行き先はやはり病院だったり、医者であったり、スーパーだったり、そういった日常生活に基づいているということで。ただ、時間帯が、今学生が仮に利用する場合は、やはり一番多いのは朝の通学時、夕方なり夜の下校時というようになりますと、今の運行自体、いわゆるデマンド交通の運行時間帯としてちょっと合わない。仮にそれをやるのであれば、運行時間をもう少し早めるとか、終了時間をもう少し遅くするというので、やはりこれは運行する費用もかなり高額になるということで、なかなか学生利用について、日中は当然利用していただいても構わないのですけれども、学生の利用についてはやはり朝と夕というようなことが集中するということですので、そういった学生の日中の半額利用については、先ほど申しました公共交通会議の中でもぜひちょっとそれは検討させていただきますが、手続の中にはそういった手続も必要だよということでご承知いただければと思います。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） なかなか難しいというのは分かるのですが、これ時間を変更、その利用状況に応じて、その点もその会議の中でちょっと検討のほうお願いしたいと思います。それでは、今の質問については一応終わります。

それでは次の、先ほど物価高騰の支援対策について一定の回答がありましたので、その中で再質問をさせていただきます。これなのですけれども、私が質問した内容については、今回のあいづじげん生活応援支援金についてということの確認だったのですけれども、かなり町長答弁が丁寧にされていまして、今の子育て支援についてもお話ししていただいた。あとは、今の町民税均等割についても、課税世帯に対する10万円給付ということで、その辺かなり、私の質問しないことでも説明していただきまして、ありがとうございました。

そうしますと、ちょっと今のあいづじげん応援支援金のことについて、ちょっとそこを集中してお聞きしたいと思います。あと、申請の締切りということで、今日締切りになっているのですけれども、先ほど聞いていますと大体85%、かなり高い申請率かなと私は安心はしているのですけれども、これ残りの15%の方について、これどうなっているのかなと。今の申請しない方の中には忘れている方もいらっしゃるのかなと思うのです。申請のない方についてはどのように連絡をしたのか。今日で終わりなので、これからするのかということは質問しませんので、どのように連絡をしていたのか、その点、確認させてください。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） それではまず、質問にお答えします。

どのように連絡したのかということで、個別の連絡はしてございません。町としてどのような周知方法を図ったのかということでございますけれども、あと広報のほうで1月号、さらには2月号の紙面上で1回ずつ、それで合計2回行っております。さらに2月14日でございますが、ノパメールと併せまして町のLINEを活用いたしまして、町民に対して周知をしている状況でございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） 私も1月、2月、あとノパメールも私のスマホのほうに着信ありまして、ただ実際のところ、個別にはしていないということなのですけれども、このような申請の方法なのですが、書類で申請を、マイナンバーを活用しまして何か簡素化にする方法はないのかなと思うのです。今言ったように支援金は要らないという方も中にはいらっしゃると思うのです。無理に申請するというのもちょっとなんです、申請の際に全部書かなければならないのです、あれ。私はある程度字書くことはそんなに大変ではないのですが、ある程度お年寄りの方とか、ちょっとお体の不自由な方ですと、やっぱりなかなか大変でないかなと思うのです。だから、意思を確認したら、何か今のカードというか、基本的にマイナンバーカード、それを使って少しでも文字数を少なくするとか何かという

方法は考えることはできないでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

マイナンバーを活用してということでございます。確かにマイナンバーを活用してやれば、簡素化になると思います。まず、そこで一番大きなのが、マイナンバーに口座登録をされている方の場合に限ってはということでございます。要はマイナンバーカードのほうに自分の口座情報を登録しておりますと、その口座のほうに振り込めますので、今回の申請書につきましては、各世帯に世帯主名、さらには構成されているご家族の名前、さらには金額も入れております。実際書かなくてはいけなのは振込口座のみです。ですから、振込口座がどこの口座に振り込みますかという口座の情報は町は持っていないので、その情報をいただきたいということで、今回。例えば記入しなくても、そのコピーだけをいただければ、どこに、そういったことだけいただければ、当然窓口であればコピーから記入から全部サポートしますので、やはり郵送であれば自分でコピーをしていただく必要がございますので、その辺は若干手間なのかなと思ってございます。

では、マイナンバーカードをなぜ使わなかったのかということでございます。確かに町民からそういった苦情なりお叱りの電話いただきました。何でマイナンバー登録しているのに、つかないのだと。今回の国のこの施策、交付金につきましては、町12月で予算化をしました。実際これを3月末までに使いなさいという指示があります、国のほうから。実際給付準備まで3か月、実はないような状況でございます。なおかつ、これは町の独自の事業でございます。国の財源を使って、町は全世帯のほうに5,000円を配りますよというのは町の独自の事業になりますので、国にマイナンバーカードを使ってこういう事業をしますよという申請なりをして、国のほうから許可をもらって、その時間がやはり相当時間かかります。なので、今回は諦めましたので、そういったことで、ご面倒でも口座の登録なり確認をお願いしたいということでやらせていただいたということでございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） マイナンバーを活用して、その辺今後とも対応すると、できれば住民の方、町民の方に負担のかからないような形で対応していただきたいと思います。

次です。今月17日の新聞によりますと、ガソリンとか灯油の値段が高騰しているために、補助金を国のほうで支給という形で対応しております。町のほう、食品も、食品はじめ物価が上昇しております、家計の支援を継続する必要があると私は判断していますというようなことから、国もこれ継続して補助するわけなのですけれども、町の、国県と連携しまして、町がまた今後支援する考えはあるのかどうか、その辺確認したいと思います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

町長答弁にもありましたが、町はやらないということではなくて、やはり町の独自、いわゆる町の

一般財源だけを活用してのそういった支援は難しいだろうと。やはり国、さらには県とのそういった交付金、さらには補助金等があれば、町民への家計支援なり、そういった経済負担を軽減するような事業に活用したいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） それでは、今の課長の答弁からしますと、条件が整えばというような解釈でよろしいのかなと思います。昨年1月に始めました電気、ガスへの補助金については、現在支援策を今年4月まで継続しまして、5月から補助率は変わるのですけれども、国の継続と併せまして再度町の支援の考え方、これ先ほど言ったように条件が整わなければできないということなのですが、例えば条件が整えばできるのかどうか、その点最後に町長のほうに確認したいと思います。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えさせていただきます。

今課長が答弁したとおりでありまして、町独自ではなかなか難しい部分があるということでありまして。条件が整えば、そういった対策も講じていきたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） それでは質問を終わります。

○議長（大竹 惣君） これで荒川佳一君の質問は終わりました。

ここで2時まで休憩いたします。

休 憩 （午後 1時46分）

再 開 （午後 2時00分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

続いて、通告第4号、2番、小柴葉月君。

〔2番（小柴葉月君）登壇〕

○2番（小柴葉月君） 一般質問させていただきます。

質問事項1、現在の移住者支援について。令和5年3月定例会にて、生み出した財源をどのように使えば町は豊かになるのかと質問したところ、町長から人口減少対策を優先したいとの答弁がありました。人口減少対策とは、言わば総論であり、1、無駄を省く。2、財源を生み出す、3、特定分野に財源を落とす、この③の各論にまで至っていないとの主張の下、各論の提案をしまいいりました。今回は、では実際に外から人を呼びましようという視点から質問いたします。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

（1）、住宅取得支援事業補助金について。①、住宅取得支援事業補助金とは、移住者を対象にした住宅取得に対する補助制度で、町から最大100万円と県から最大100万円の加算があります。この制度の対象者について伺います。

②、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が令和３年11月に発表した東京圏から東京圏外への移住者の意識、行動に関するアンケート調査結果では、移住時の年齢は20歳代と30歳代が最も多く、女性は20歳代と30歳代が合わせて６割でした。移住ニーズは、20歳代と30歳代に多いことが分かりますが、所見を伺います。

③、国土交通省住宅局が令和３年３月に発表した令和２年度住宅市場動向調査報告書の世帯に関する事項では、民間賃貸住宅の世帯主は30歳未満と、30歳代が６割、注文住宅（新築）と中古戸建て住宅の世帯主は、30歳代と40歳代が６割でした。住宅取得のニーズは30歳代と40歳代に多いことが分かりますが、所見を伺います。

④、住宅支援事業補助金の県の上乗せ部分には、移住者の定義はありません。各自治体が移住者と認めた者が対象なので、各自治体によって移住者の定義が異なりますが、当局が認めている移住者の定義について伺います。

⑤、地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域協力活動を行いながら、その地域への定住定着を図る取組であります。当局の地域おこし協力隊の住居について伺います。また、卒隊後の定住先についても併せて伺います。

（２）、町営住宅について。①、会津美里町公営住宅等長寿命化計画（案）には、現在375戸ある部屋を2033年までに240戸まで減少させる計画がありますが、主な理由を伺います。

②、最近３年間の募集状況について、倍率と現在の入居状況について伺います。

以上、与えられた時間内において再質問させていただきます。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） ２番、小柴議員の一般質問にお答えいたします。

現在の移住者支援についてであります。１点目、住宅取得支援事業補助金についての１つ目、補助金制度の対象者につきましては、町外からの移住者で１年以内に住宅を取得される方が対象となり、３年以上継続して対象住宅に定住することなどが要件となっております。また、県の加算対象者につきましては、県外からの移住者が要件となっております。

１点目の２つ目、移住ニーズに対する所見につきましては、様々な要因が考えられますが、子育てのために環境を変えたい、都会を離れ、静かな場所で暮らしたい、出身地へＵターンしたいなどがニーズとしてあると考えております。なお、ふるさと回帰支援センターの福島県に対する相談傾向につきましては、東京圏の方が45％で、年代は20歳代から30歳代までが40％を占めており、アンケート調査同様、若い世代の移住ニーズが高くなっております。

１点目の３つ目、住宅取得に対する世代別の割合につきましては、建築確認申請及び工事届等で把握できる範囲ではありますが、新築住宅は本町においても国での調査同様の傾向が見られ、30歳代と

40歳代の割合が約55%となっていることから、子育て世代が住宅を新築していると考えられます。

1点目の4つ目、移住者の定義につきましては、県外から県内に移住し、1年以内に住宅を取得される方を補助金の対象としております。

1点目の5つ目、地域おこし協力隊の住居及び卒隊後の定住先につきましては、現在7名の隊員が活動しておりますが、月額4万5,000円の家賃補助を支給し、賃貸アパートなどに居住しております。また、卒隊した協力隊員の定住率の割合は、町内44.4%、県内33.3%、県外22.2%となっております。

次に2点目、町営住宅についての1つ目、町営住宅の管理戸数を減少させる主な理由につきましては、現在の管理戸数375戸から、優先的な用途廃止とした耐震基準を満たさない木造住宅以外の住宅を有効活用することとし、242戸を目標戸数としたところであります。なお、目標戸数242戸には、耐用年限を過ぎた木造住宅もあることから、この計画期間における老朽化の進行程度や需要を見定めながら、用途廃止を含めた今後の在り方について検討してまいります。

2点目の2つ目、最近3年間の募集状況に係る倍率と現在入居状況につきましては、令和2年度から令和4年度において43戸を募集したところ、応募総数が28戸であり、倍率は0.65倍となっております。また、現在の入居状況であります、2月1日現在で管理戸数375戸中、287戸に入居しております。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

（1）の①についてですが、こちらの補助制度の規約見ますと、契約日の前日から1年間町内に住民登録がなくと記載されていますが、こちらは答弁には1年以内に住宅を取得される方が対象となりとありますが、ちょっと詳しく教えてください。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 町長答弁のとおり、移住されてから1年以内に住宅を取得された方という方が対象となります。さらに、その住宅に3年以上継続して住んでいただくという条件もございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 規約には契約日の前日から1年間町内に住民登録がなくってあるので、多分この規約が正しければ、移住してきてから1年間というのは多分違うと思うのですけれども、本当ですか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） この要綱の意味は、移住されてくる前、例えば具体どういうパターンかと申しますと、例えば去年6月に、例えばですよ、例えば隣の若松市に転居され、住民異動され、

では今年12月に戻ってこられた方の場合です。要は1年以上、いわゆる半年程度しか外に出ていませんよね。戻ってきたときにその人が対象になるかということではないということです。ちょっと分からないですか。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） この契約日の前日から1年間町内に住民登録がなくというのは、契約日の前日から1年間住民登録がないということは、この家を買います、ここにこんな家を建てますって決めてから、契約してから移住するということだと思いのですけれども、その解釈で間違いないですか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 対象としては、当然契約した後でも、それは構いません。

「ちょっと休憩いいですか」と言う人あり

○議長（大竹 惣君） 休憩します。

休 憩 （午後 2時11分）

再 開 （午後 2時16分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

ここで2時30分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 2時16分）

再 開 （午後 2時30分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 大変申し訳ございませんでした。再度ご説明いたしたいと思います。

まず、今議員ご指摘の要綱につきましては、会津美里町住宅取得支援事業補助金交付要綱と思いますが、その中でございます。説明させていただきたいと思います。まず、対象としましては、まず本町に住民異動の登録がない方が当然町外から当町に移住されました方々が対象になりますが、実際住宅の契約につきましては、移住される前に契約された方が対象となります。契約した後に、その後、住民異動登録となった方について対象になるというようなことでございます。その契約から1年以内に補助金の交付申請をしていただくということが体系になります。なお、さらに県外からの転入者の場合につきましては、別に県の加算金がございます。その加算金につきましては町の要綱と一緒にございますので、そういった方はさらに上乗せがあるという制度でございます。

大変失礼しました。以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。つまりこの補助事業は、この家を買いますとか、ここにこん

な家を建てますと決めて、契約してから移住しなければ対象にならないという制度です。

もう一点お聞きします。この事業は、福島県内59市町村中51市町村で実施しているため、町の特色ある事業ではありません。つまりこの制度があるから美里町に移住しようとのきっかけづくりではなく、美里町の魅力を知った上で住みたいと思った人が使う制度の位置づけと解釈できますが、所見を伺います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 確かにこの事業につきましては、美里町が特色あるものということではございません。県内の自治体についても、多くの自治体がこういった事業を実施しております。そういったこともございますので、これを一つの契機ということだけで本町に移住するということではないと思っております。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 次の質問に移ります。

移住ニーズについてです。質問中にあった国のデータがあるのですけれども、福島県に絞ってみても国と同様で、福島県が出しているデータ、令和5年6月に発表した令和4年度移住世帯数、移住者数についての調査結果には、過去最多の1,964世帯2,832名とあり、移住への関心が高まっていることが分かります。そのうち世代別では、20代以下が約32%と最も多く、世帯単身別では単身が約76%を占めています。つまり20代以下の単身者に最も移住ニーズがあるという結果ですが、再度所見を伺います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 確かにそういったデータなのかなと思っております。ただ、実際に当町に移住される方の年代は、20代というのは非常にまれでございます。実際、ですからそのアンケートなりの調査と美里町の実態は、少し乖離があるのかなと思っております。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 移住者数を把握する際にとても難しいポイントで、移住する際に自治体に相談していなければ、移住者としてカウントそもそもされません。実際に私も、町が把握している移住者数にカウントはされていないと思います。さらに、移住する際、自治体の制度を利用する人というのは全体の約1割という調査結果も出ており、正確な移住者の把握はかなり難しいと思います。ですが、だからといって、町と県、国のデータを切り離すのではなくて、福島県で把握しているデータは東京にあるふるさと回帰支援センターを利用して県内に移住した人のデータですので、当町に置き換えてもよい十分なデータだと思います。所見を伺います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 確かにそういった一つのデータは非常に有効なデータの一つであると思っております。やはりしかしながら、当町においては、先ほど申し上げましたが、そういった年

代の方の移住者は非常に少ないというデータがございます。

もう一つ、ちょっとこちらからのデータのお話をさせていただきます。先ほどふるさと回帰支援センターからのということでございますが、昨年度のふるさと回帰支援センターのデータがまとまり、手に入りました。そこで、2023年度1年間のアンケートなりを調査した結果でございます。その中で、福島県の、これはちなみにふるさと回帰支援センターの窓口に来られて相談された方のランキングが出ております。その中で一番福島県につきましては、50代、60代が全県で約9位ということで、この窓口の移住の希望地のランキングは非常に高い順位となつてございますので、そういった確かに若い世代のアンケートで高いというのがありますが、一方、年代別の移住者の希望のランキングでは福島県は50代、60代に非常に人気が高いというデータもあります。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 先ほどの再質問で申し上げましたとおり、福島県が令和6年に発表した令和4年度の移住世帯数、移住者数の調査結果の下に出ているのが、県内に移住しているのは20代以下の単身者が最も多いというふうに調査結果が出ているのです。その議論は別に私重要視していないので、美里町と県なり国なりの移住者のニーズというところがちょっと乖離があるというところは理解した上で、それでもやはりそこは分けずに、当町に置き換えてもいい十分なデータだと思いますので、その観点から移住ニーズの部分を再質問いたします。

コロナが流行する前の類似データなのですが、平成30年度福島県U I ターン実態調査事業調査報告では、福島県に転入した理由で最も多かったのは転勤でした。しかし、令和4年度の20代以下の単身者に最も移住ニーズがあるという結果において、転勤による転入は除いています。つまり、以前は理由があつて移住せざるを得なかった人が多かったけれども、現在は純粋な理由で地方での暮らしや住環境を求めてくる移住者が増えてきたと捉えられますが、所見を伺います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 確かにその調査の仕方、そういった転勤などを抜いた数字でございますので、移住者という定義がかなり狭まってきたのかなと思います。本当の意味で移住者の実態がつかめているのかなと思っております。ただ、福島県の傾向におきまして、特に県内市町村で移住者のランキングの人数を見ますと、郡山、福島ともやはり都市部に偏っている傾向がございますので、やはりこういった会津なり我が当町においては比較的少ないものかなと思っております。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 結果的にはそういった少ないニーズに応えていくことで、ニッチなニーズを捉え、キャッチできるというか、そういうことが目指せると思うのですが、次の質問に移りたいと思います。

住宅取得のニーズについてです。国の調査でも、美里町の実態でも、住宅取得のニーズは30歳代と

40歳代が一番多いというふうになっています。先ほどの移住ニーズと併せて考えてみると、20代以下の単身者という移住ニーズと、30代から40代という住宅取得のニーズがかみ合っていないことが明らかです。この調査結果から分かるように、20代以下の単身者は賃貸住宅に住むことがほとんどです。このことを踏まえて、現行の住宅支援事業は本当に移住者のニーズに合っているのでしょうか、所見を伺います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

ニーズに合っているのかということですが、やはり20代で住宅を建てる、さらには住宅を買う、住宅はやはり人生において大きな支出だと思います。なので、私は20代のうちに住宅を取得できる方がどの程度いらっしゃるのでしょうかというのがまず1つございます。そうしますと、やはり子育て世帯、当然30代、40代がある程度そういった住宅を取得する一つの目安といいますか、なるものと思っております。さらに20代におきまして、やはり単身世帯の場合が多いということがございますので、そうした場合、果たして広い住宅が必要なのかというのがございます。そうであれば、やはり当然賃貸のほうが暮らしやすいという傾向もございますので、そういった今の住宅の補助金がニーズにマッチしているのかということにつきましては、マッチしているものと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） ごめんなさい、ちょっと話を聞き間違えたかもしれないですけども、20代の若い人たちがなかなかお家を買えないよね、賃貸のほうがニーズあるよね、だから合っています、この制度は移住者ニーズに合っていますって言っていたと思うんですけども、どういうことですか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 要は、果たして20代の方で住宅を必要としている、真に必要とされる方がどのくらいいらっしゃるのでしょうかということでございます。やはり20代であれば、資金面もございます。さらには単身世帯等の理由もございますので、家を建てる理由は、年代別に、中には当然そういった方もいらっしゃいますが、割合としては低いものというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） ごめんなさい、私が言っているのは、移住をしたいって言っている人というのは、世の中、福島県で20代以下の単身者が多いというデータがあるのです。それに加えて、国のデータで、美里町のデータでもそうですけれども、家を建てるのは30代から40代だというふうになっているのです。その2点を踏まえた上で、この住宅支援事業補助金の制度は本当にこのルールで大丈夫かということを知っているのですけれども。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） ちょっと質問の趣旨が、マッチしているのかということですが、確かにそういったデータの中で傾向が出ているということですが、特に

この今の町の住宅の補助金が合っていないとか、そういうことはないと思っております。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。つまり、例えばこういう地方に移住してくる人たちというのは、例えばの話ですけれども、若い世代が多いと。若い人が来たときに、住宅を取得は経済的に困難なのです。だから賃貸住宅に住むのです。だから、移住者というのはそもそも若い人が多い。でも、若い人というのは家を建てられないという、この実態を踏まえた上で、この現行の制度を見直すべきなのではないのですかというふうな話なのですが、いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

まず、本町の実態で20代の移住者という数字、実際何人かという正確な数字はつかんでございません。なので、先ほど申しましたが、美里町におきましては、なかなか20代での移住者というのは少ないような状況です。まずそこ1点、ご理解いただけますでしょうか。

その中で、20代が地方に移住、例えば美里町へ移住して、例えばお金がないから家を建てられないのだということではなくて、やはり、そういった方もいらっしゃると思います、中には。でも、やはりそういった移住された方が全て家を必要だということではございませんので、そういったことで、今の住宅に対する支援は、今の要綱の中でも十分機能しているのかなと思ってございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。美里町の実態と、県で把握している、国で把握している実態が乖離があるということは、先ほども申し上げたとおり理解しております。でも、十分にそういったデータを基に考えていくことは大切だよねという視点からの質問でした。

さらに、具体的な改善案を申し上げます。住宅支援事業補助金の県の上乗せ部分の話なのですが、次の④、⑤に行きます。具体的な改善案を申し上げます。例えば当局で認めている移住者の定義は、契約日の前日から1年間、町内に住民登録がない者としていますが、例えば国見町では、移住者の定義を転入の日から住宅を取得した日までの期間が3年未満の者、かつ転入の日前3年において町内に住所を有しなかった者と定めています。つまり国見町に転入後、町内のアパートに住んでいても3年に満たない期間のうちに町内で住宅を取得した場合は補助の対象になるという制度のルールになっているのです。美里町では20代以下の単身者という移住者はほぼいないっておっしゃっていましたが、実際に県、国ではそういったデータを取っています。20代以下の単身者という移住ニーズと……ごめんなさい、ちょっと待って。国見町ではそういうふうな補助制度になっています。これに関しては、県の上乗せ部分の自由度が、県ではあるのです。それを各自治体がどういうふうに定めるかという問題なので、ほとんど持ち出し部分が変わらないで、より定住に対してのチャンスというか、確率が上がるというふうに、一般財源の持ち出しなくそういったアクションを起こせると思うのですけれども、そういった見直しはいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） ただいまのご提案でございますが、非常に確かに美里町の要綱の中ではそういったなっておりますが、他町においてはそういった期限を長く持ったり、そういったことでございます。

再度、住宅取得の補助金の要綱をちょっと確認させていただきます。補助対象者の第3条の第1号に、住宅の取得に係る契約を締結し移住することということがまず条件になってございます。この部分を多分ご指摘されているのだと思います。ですから、先ほどの冒頭で説明もありましたが、移住前に契約をしないと駄目ですよ、対象になりませんよということです。今議員おっしゃったのは、例えば移住した後でも、相当期間後、例えば2年、3年後でやっぱり家を建てたいよねという方に補助金を交付してはどうかというようなご提案かと思います。確かに今の要綱では移住する前に契約をして、その後申請するということになりますので、移住してからということではできない要綱になっております。ただし、この当時は、移住される方はそれ相当の覚悟を持って、やはり住宅なりを決めてから移住されるだろうという考えがございました。確かに今ご提案のとおり、そういった1年、2年をアパートなりで住んで、やはり美里にこれからずっと住みたいねという方も当然いらっしゃるかと思いますので、そういった対象の見直し、さらには期間の見直しはぜひやっていきたいと思います。提案ありがとうございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 本当にお金かからないでそういうチャンスを生み出せるので、ぜひやっていただきたいなと思います。

さらに、地域おこし協力隊の定住という観点からも、こちらの見直しはかなり有効だと思います。現状として卒隊後、町内ではなく県内の近隣自治体に住むケースが多くなっています。任期中に住宅手当を受けて町内に進んだ後、町内定住を視野に入れてもらえるきっかけにもつながってくると思うので、ぜひこの点は、早急に対応していただきたいなというふうに思っております。再度答弁をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 今協力隊というお話でございますが、確かに3年間の任期を終えてその後の定着率についても、美里町まだまだ改善の余地があると認識してございますので、今ご提案のありましたこの住宅支援の補助金の内容も少し見直ししながら、そういった移住者の増につなげてまいりたいと思っております。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） まとめます。現行の住宅取得支援事業につき移住者の定義が実際のニーズに合っていないことから、早急に見直すべきという観点からの質問でした。また、この視点から、移住者支援に関する事業全てにおいて、どのような支援があれば移住しやすく定住につながるのか、そも

そもどんな人をターゲットにしているのかを改めて考えることも同時に必要になってくると思います。最後、答弁いただいて、次の質問に移りたいと思います。お願いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） ターゲットということですが、やはりそういった国、県のデータを広く取り入れながら絞っていくというのは非常に重要なことと考えております。ただ、美里町におきまして、1つ移住者の傾向を申し上げたいと思います。移住者の傾向としましては、やはりこの美里町に縁がある方、さらにはもう少しこの会津に縁がある方というのが非常に多い傾向にはございます。そういった方も含めまして、ターゲットを絞りながら、よりよい移住者施策を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 次の質問に移ります。

（2）の町営住宅についてです。こちらは、①と②併せて再質問したいと思います。高齢化が進んで、空いている部屋が増えるというのは、これ美里町だけではなくて全国的な傾向であります。そこで伺いますが、現在予定しているのは公営住宅の廃止という方向ですけれども、これを有効活用してみてもどうかという検討をしたことがあるのでしょうか、伺います。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） ご質問にお答えいたします。

今現在、管理戸数が375戸ございますが、現在用途廃止を考えている住宅が133戸ございます。この133戸につきましては、昭和56年以前に建設されたもので、耐震基準を満たしてございません。今後におきましては危険な住宅をいつまでも入れておくことも考えられないということから、全てにおいて廃止する考えでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 耐震的な問題で、建物としての価値がもう使えないからというところは理解したのですが、これからどんどん高齢化が進んで、実際に公営住宅に住んでいる方々というのは高齢者で、単身世帯がほとんどです。そういった状況の中で、空いている部屋がどんどん増えてくると思うのです、使える部屋だけれども空いているという状況が。現時点でどれくらい空いているのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

今現在なのですけれども、375戸管理しておりますが、入居戸数が287戸というお答えを先ほど町長の答弁とさせていただいております。現在は88戸が空いているような状況なのですけれども、用途廃

止戸数のところが今現在133戸ございます。そこに対しまして今現在70戸ございまして、空き戸数が63戸、その63戸に関しましては今後募集をかけないものでございます。残りの管理戸数としましては242戸ございます。その242戸の入居戸数に関しまして現在217戸が埋まっているような状況で、空き戸数が25戸ございます。その空き戸数25戸に関しましては、今後用途廃止戸数に現在お住まいの方の70戸の方々の住み替えの住居として考えているようなことでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 結果25戸空いていて、それが徐々にそこに移っていく、つまり実際問題空きはないということですか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 今現在募集をかけているところがございますが、今現在用途廃止を予定している戸数に70戸の方がお住まいのような状況で、その方につきまして速やかに、空き戸数のほうにお住まいの移動をお願いしているところなので、今現在空いている戸数というのはないものと考えているところが現状でございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 現状ないということなのですけども、先ほど申し上げたとおり、これからどんどん空いている部屋が、明らかに高齢者の単身世帯で60%以上が占めている中で、これからどんどん空き部屋が出てくるのかなと思います。実際に私もその廃止する住宅を見に行ってみてはしていないので、どういう状況なのか、耐震年数とか、そういったデータしか聞いていないので、自分でもその把握はしていないのですけれども、全国的な傾向として1つあるのが、これは令和3年3月に内閣府地方創生推進事務局が発表した地域再生計画における公的不動産活用の支援措置という発表があったのですけれども、こちらの資料では、公営住宅の目的外の使用が認められています。公営住宅の入居条件を緩和して若者世代を受け入れて地域活性化を図るなど、有効活用する取組が全国の自治体で広がってきております。当町でもこういった活用ができるのかなと思いますが、所見を伺います。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

他市町村においてはそのようなところがあるということは認識しておるところでございますが、本町では耐震基準を満たしていない住宅の入居者の住み替えを優先しながら、今後も公営住宅の主の目的である生活困窮者へ低廉な住宅を提供することに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） この場で私これを絶対に今検討しなさいとか、そういったことは決して思わ

ないのですけれども、今後高齢化が進んできて、どんどん空き部屋数が空いてきたという状況が生まれたためのために、こういう情報もあるよというふうに耳に入れておいてほしいなと思ったのですが、これについては家賃の仕組みですとか契約期間など、条件は本当に自治体によって様々で、調べれば調べるほどいろいろあります。例えば地域活動への参加を条件として住むことを許可する自治体があったり、例えば高齢化が進んでいて、建物の管理、清掃だったりとかがなかなかおじいちゃん、おばあちゃんできないよというときに、若い人が住んで、そこを担当してやったりですとか、あと地区の行事も高齢化が進んでなかなか盛り上がらないところを若い人が入ってきて、一緒に盛り上げていくとか、そういった地域住民にも利点がある工夫をしている自治体も数多くあります。ぜひ今後、現状としてはそういった状況というのは分かりましたけれども、今後担当課、これまたぐと思うので、ぜひそういったことも視野に入れながら、こちらに移住者支援にもつながってくると思いますので、公営住宅と移住者支援を抱き合わせていく、そういった視点でも今後見ていっていただきたいなと思います。所見を伺います。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

今後の入居の状況を勘案しまして、将来的にそのようなことを今後検討していく必要があるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） あるものを有効に活用していくという考え方が私すごく好きなのですが、最後に町長に伺いたいのが、令和5年3月定例会にて、生み出した財源をどのように使えばまちが豊かになるのかと質問したところ、人口減少対策を優先したいと答弁がありました。無駄を省く、そして財源を生み出す、特定分野に財源を落とす、ここまで共通理解を確認しております。あるものを捨てずに活用をする、これこそ無駄を省き財源を生み出す作業だと思いますが、このような公営住宅の有効活用について所見を伺います。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

今の小柴議員と課長との質問のやり取りを聞いておりまして、なるほどなと感心したところもございます。ただ、高齢者の空きが出てくるということは、これから先、まだその住宅が使えるかどうかというのも非常に重要な観点になってくるのかなというふうに思いますが、移住者に対してそういうものあれば、しっかりとそういったものに利用していくというのは非常に有効な政策だなと感じております。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） ぜひ今後の状況を踏まえながら、検討、調査研究していただきたいな

と思います。これは移住者だけではなく、子育て世帯ですとか若者世帯への支援にもつながると思いますので、ぜひ担当課をまたいで協議していただきたいなというふうに思います。

まとめます。今回は、外から人を呼びましょうという視点からの提案を行いました。次回は、人口流出しないようにという観点から質問を行いたいと思います。町長、今後ともお付き合いのほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（大竹 惣君） これで小柴葉月君の質問は終わりました。

○延会の宣告

○議長（大竹 惣君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会いたします。

延 会 （午後 3時03分）

定 例 会 3 月 会 議

(第 3 号)

令和6年会津美里町議会定例会3月会議

議事日程 第3号

令和6年3月4日（月）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1 番	櫻 井 幹 夫 君	1 0 番	堤 信 也 君
2 番	小 柴 葉 月 君	1 1 番	鈴 木 繁 明 君
4 番	山 内 豪 君	1 2 番	横 山 知 世 志 君
5 番	長 嶺 一 也 君	1 3 番	横 山 義 博 君
6 番	村 松 尚 君	1 4 番	根 本 剛 君
7 番	小 島 裕 子 君	1 5 番	根 本 謙 一 君
8 番	星 次 君	1 6 番	大 竹 惣 君
9 番	洪 井 清 隆 君		

○欠席議員（1名）

3 番	荒 川 佳 一 君
-----	-----------

○説明のため出席した者

町 長	杉 山 純 一 君
副 町 長	佐 々 木 吉 一 君
総 務 課 長	金 子 吉 弘 君
政 策 財 政 課 長	國 分 利 則 君
会 計 管 理 者	松 本 由 佳 里 君
町 民 税 務 課 長	猪 俣 利 幸 君
健 康 ふ く し 課 長	平 山 正 孝 君
産 業 振 興 課 長	小 林 隆 浩 君
建 設 水 道 課 長	加 藤 定 行 君
教 育 長	歌 川 哲 由 君
こ だ も 教 育 課 長	渡 部 雄 二 君
生 涯 学 習 課 長	福 田 富 美 代 君
代 表 監 査 委 員	小 島 隆 一 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	児 島 隆 昌 君
事 務 局 次 長 兼 総 務 係 長	歌 川 和 仁 君

開 議 (午前 10 時 00 分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○一般質問

○議長（大竹 惣君） 日程第 1、2 月 29 日の一般質問初日に引き続き、一般質問を行います。

通告第 5 号、6 番、村松尚君。

〔6 番（村松 尚君）登壇〕

○6 番（村松 尚君） おはようございます。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

質問事項 1、認定こども園の現状についてであります。令和 4 年 9 月会議において、公立、私立の認定こども園に対する園児の受入れ状況や待機児童に対しての質問を行いました。待機児童解消に向けて取り組むとの考えが示されましたが、現状について以下のことについて伺います。

1 点目、4 月に入園を希望している園児に対しての受入れ状況は。

2 点目、現在、入園を希望されながら待機状態になっている乳幼児はいないのか。

3 点目、出産を機に町内に戻り、こども園を利用したいと思う保護者は当然多いと考えるが、柔軟な受入れ態勢の充実は図られているのか。

質問事項 2、町内社会体育施設の利用についてであります。現在、町内の社会体育施設においては事前予約により利用されています。利用者より様々な意見が寄せられたことから、以下のことについて伺います。

1 点目、運動場の予約が入っていない場合、町内の団体においては利用当日の予約であっても柔軟に利用させることが必要と考えるが、町の考えを伺います。

2 点目、運動場の維持管理、特にバックネット裏などの雑草処理がなされておらず、保護者が草刈り機にて除草したとの話を伺いました。現状どのように管理をされているのか伺います。

質問事項 3、公用車の納車状況についてであります。今年度、町長の公用車について当初予算で計上しました。当時まだ予約受付がされていない、販売価格も発表されていない状況であり、半導体不足の影響もあることから、私自身は納車することが無理ではないかと昨年 3 月会議にて質問を行いました。当局は年度内納車に間に合うとの答弁をしています。今年度の納車状況と次年度の公用車入替えに対しての考え方について伺います。

質問事項 4、観光事業の考え方についてであります。現在、会津美里町内においては、高田大俵引き、ふれあい茶会、あやめ祭り、ワインフェスの 4 つのイベントを軸に、そのほかに様々なイベントを開催しています。各事業の中心的な役割を担う観光協会では、観光誘客をはじめ、各事業に対して計画から人員配置も含め尽力されています。しかし、人員的にも限られていることから、以下のこと

について町の考えを伺います。

1 点目、次年度は協会職員人件費 1 名分を増額したと伺ったが、協会運営に地域おこし協力隊を活用している他市町村もあることから、今後はそのような方向性も必要と思うが、町の考えを伺います。

2 点目、町職員にも会津美里町町内のイベントの運営などを知る観点で協力体制が必要と思うが、町の考えを伺います。

3 点目、観光消費額を上げることは、お土産などを販売する商業者には最も重要であり、町内でなりわいを継続する上で大切なことと考えるが、観光消費額向上に対して方策があるのか、町の考えを伺います。

4 点目、昨年12月会議にて、観光客に対して粗品配布に対しての考えを述べました。検討するとの話であったが、次年度に向け検討されたのかを伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 6 番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

なお、認定こども園の現状について及び町内社会体育施設の利用につきましては、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、公用車の納車状況についてであります。令和 5 年度における公用車の納車状況につきましては、まず当初予算特別委員会において町長車 1 台の買換えを予定しているとの答弁をさせていただいたところであります。その後、新年度に入り、買換えを予定している車両の生産、受注状況が明らかとなり、抽せん販売になったほか、納車までに 1 年以上かかるとの状況を踏まえ、車種を指定せず、環境に配慮したハイブリッド車であることを条件に指名競争入札を行い、令和 5 年 9 月 15 日に納車されたところであります。また、当初予定の車種が変更になったことで請差が生じたため、前倒しで電気自動車を 1 台購入し、計 2 台を導入したところであります。

次に、令和 6 年度における公用車の更新に対する考え方につきましては、公用車の使用及び管理に関する基準等に基づき更新を進めるとともに、町のゼロカーボン宣言の実現に向けた取組の一つといたしまして、環境に配慮した車両の導入を進めてまいります。具体的には、電気自動車の導入を予定しているところであります。

次の観光事業の考え方についてであります。1 点目の地域おこし協力隊の活用につきましては、観光振興を図る上で観光協会の充実は不可欠であると考えます。外部からの人材登用や本町を客観的に分析できるという点において、地域おこし協力隊の活用は有効な手法であると考えます。一方で、採用する人材の知識や経験、コミュニケーション能力に依存するところが大きく、リスクもあるという事例もありますので、先進事例を参考に調査から進めてまいります。

2 点目の町職員の協力体制につきましては、イベントへの参加協力は住民と知り合う機会をつくり、

行政と民間の一体感を持った地域振興にもつながると考えておりますので、引き続き担当課においてイベント等への協力を実施してまいります。

3点目の観光消費額の向上につきましては、観光客の滞在時間を延長することが有効であることから、ソフト面での対策を進めております。具体的には、会津本郷焼の手びねり体験、新鶴ワイナリーでのブドウの摘み取り体験などを観光協会のホームページ上に掲載し、参加者の募集を行っております。今後も向羽黒山城跡のガイドツアーと日帰り温泉を組み合わせたツアーなどを構築し、滞在型観光による観光消費額の向上に取り組んでまいります。

4点目の観光客に対する粗品配布につきましては、これまでも観光協会を中心にあいづじげんなどをモチーフにしたステッカーやメモ帳、トートバッグなどのノベルティを製作してまいりました。いただいた人がうれしいと思えることが一番だと考えますので、今後も本町を訪れた思い出の記念となるノベルティ開発を続けてまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 6番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、認定こども園の現状についてであります。1点目の令和6年4月の入園受入れ状況につきましては、町内の公立、私立認定こども園全てにおいて第1希望への受入れが可能となっております。

2点目の現在の待機状況につきましては、令和6年2月末時点で、私立認定こども園のゼロ歳児クラスで待機状態となっており、内訳は認定こども園ひかりで3名、認定こども園きぼうで7名であります。

3点目の柔軟な受入れ態勢の充実につきましては、里帰り出産に限らず、年度途中での利用希望があった場合、定員に空きがあれば利用調整を行い、受入れを行っているところであります。

次の町内社会体育施設の利用についてであります。1点目の利用当日の予約につきましては、平日における当日の予約は可能な限り対応しておりますが、週休日や祝日において、委託している施設管理者が確保できないなど、当日予約の受付は困難であります。

2点目の運動場の維持管理につきましては、指定管理者において定期的に巡回し管理しているところですが、今回のような不適切な状況が発生したことは誠に遺憾であります。今後、適切な環境整備が行われるよう、指定管理者に対し指導してまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 一定の答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

認定こども園の現状についてであります。確認ですが、そうしますと答弁いただいた中では、4月の入園状況に関しては基本的には全て今のところは受入れが可能というふうになっているということを確認させてください。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長、渡部雄二君。

○こども教育課長（渡部雄二君） それでは、ただいまの再質問にお答えいたします。

教育長答弁のとおり、現時点といいますか、令和6年4月の当初におきましては、公立2園、私立2園とも第1希望への受入れが可能な状況となっております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） そうしますと、4月の段階では今のところ待機は全て解消されるというふうに判断できると思うのですけれども、そうしますとおおむね、特に2点目、3点目のあたりが重複するのかなと思うのですけれども、昨年ですとやはり特にゼロ歳児、今の段階でも2月末の段階で私立の認可こども園さんのほうでトータル10名、3名と7名ということで、待機状態というふうになっております。これは、答弁はいただきましたが、極力定数に空きがあれば柔軟に受入れする体制は整っているのですけれども、なかなかやはり人力的な部分、職員さん1人で3名までですか、今ゼロ歳児であれば、そうするとやはりそのゼロ歳児という部分が一番ハードルが高いのだと思います。途中で入園を希望される方に対しての対応としては。

前回、一般質問、令和4年9月ですか、させていただいた後、その後何らか改善、柔軟に受入れ少しでもできるような体制づくりであったり、そういったものというものは課の中で協議されたのか、そういったところの内容ですね、どういったような、少しでも受入れができるような対策を取ろうとした、そういった努力があったのか伺います。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） それでは、ただいまの再質問にお答えいたします。

前回、令和4年9月にご質問いただきまして、まず議員からのご提案もありましたアンケートなんかを実施しておりまして、母子手帳の配付時にこども園入園に関するアンケートなんていうことで取らせていただいております。これまで60人ほどそのアンケートに回答いただきまして、大体いつぐらいにこども園預けますかとか幾つかのご質問をさせていただきまして、業務の参考にさせていただいているところではございます。

あと、ゼロ歳児の待機が出るということで、今ほど議員のほうからもおただしがありましてとおり、やはり保育士の確保というのが非常に重要になってまいりますので、実績はございませんでしたが、令和5年度は保育士、民間のですね、こども園に対して保育士確保のために宿舍の借り上げ補助なんということでやらせていただきました。昨年度は実績はなかったのですが、先日の予算特別委員会でもご説明しましたとおり、令和6年度も引き続き家賃補助に対して継続させていただきますとともに、令和6年度につきましては、新規の事業としまして民間企業による人材紹介をお願いしまして、その

手数料に対して補助を出すというような仕組みについても取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） アンケートも実施されているということで、どのくらいの参考になるかというのはこれはなかなか難しい問題なのですけれども、結局ゼロ歳児を預けたいというのは急にその話が来るわけですね、結局は。事前にそういうものがある程度キャッチできれば少しは対処のしようもあるのかなと思うのですけれども、やはり例えば町のホームページなどを活用しながら、町内で出産をして子育てをしたい方々に対して町内のこういうこども園を途中から入所希望、今の状態ですね、入所できる、例えば今ですとこの年齢であれば何名ぐらい入所できますよと、それで例えば空きが出た段階で、月単位でもいいですし、3か月単位でもいいのですけれども、そういったものでやはり情報を発信することで、町内に戻ってきて子育てをしながら、戻ってこようかなという方も増えると思うのですけれども、そういった情報の発信、そういったものも必要だと思うのですけれども、その辺どうお考えだかお伺ひします。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに今現在取り組んでおりますアンケートにつきましては町内の方に対してのアンケートになりますので、議員おただしのとおり、町外に住んでいらっしゃる方についての状況把握というか、そういったものは非常に難しいというふうに考えておりますので、やはり私立の認定こども園さんと連携をしながら、町のホームページ等々でそういった情報を発信していくことが大事だと思いますので、今後そういった対応に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） そうしますと、確認ですけれども、町外のひょっとしたらこれから町内に戻ってきたいという方もいらっしゃるかもしれない方々に対して、やはりそういったホームページとかで今の町内の私立、公立のこども園の入所状況というものを極力発信していくというお考えをこれからやっていくということでよろしいのか、そこを確認させてください。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） 再度のご質問でございます。できるだけホームページ、今はやはりぱっとホームページが一番有効かなというふうには思うのですが、できるだけそういったタイムリーな情報を外に流すことによって状況把握、今後の対応というのがスムーズになっていくと思いますので、その辺については関係機関と、私立こども園等と連携をしながら努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） やはり急に来られても、これ受入れ態勢と言われても保護者の方々との連携、また各こども園との連携というものもなかなか取れないと思いますので、できるだけ早めにそういった情報を少しでもキャッチすることによって少しでも改善であったり対策というものが練れるのかなと思いますので、ぜひともその辺お願いしたいなと思います。1 問目はこれで結構です。

それで、2 問目に移らせていただきます。2 問目でありますけれども、なかなか当日予約、今のシステム上厳しいというのは理解はしております。しかしながら、困難だといってもやはり町のそういった団体さん、子どもさんたちであったり、そういった団体の方々が利用したい、それは例えば何らかの大会に行って、あまりにもちょっと早く負けてしまったので、このまま帰るのも寂しいから、少し練習して強くなろうという意味合いでぜひとも施設を借りたいという方々も当然多くいると思うのですけれども、なかなかやはり厳しいとはいうのですけれども、その中で、困難という言葉は簡単ですけれども、こうやったらできるのではないかという、そういった考え方というのはお持ちなのか、全くもってお持ちでないのか、そこら辺ちょっと伺わせてください。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長、福田富美代君。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの村松議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、困難だということの答弁をさせていただきましたが、これについてはやはり町直営である本郷地域に関してに往々にしてある事例ではございます。土日、祝日については管理業務というものを委託しているところではありますが、やはり貸出しに関してはまず利用申請があってそれに対する許可をするという判断が必要になってきております。そういったことで、当日が休日、祝日という形になりますとそういった判断が取れないというところがあり、困難だという答弁をさせていただきました。ただ、あと指定管理委託ということで、高田地域、新鶴地域については指定管理委託をしているところでもありますので、基本1 週間前までに申し込んでいただくことと規定されておりますが、やはり3 日前、また当日であってもということなのですが、そういった管理上可能な場合はというところで指定管理委託されている地域においては可能としている事例もございますので、今後、町一体的な運営管理の在り方というところに出てくるかと思いますが、そういったことで利用者の満足度、利用が可能となるような体制ということも必要と考えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） 今のシステム上厳しいというのは分かっています。ただ、これ共通しているのですけれども、決まりは確かにあります。ですけれども、柔軟性という部分、誰に対しても柔軟に対応しろと言っているわけではないわけです。町に住んでいらっしゃる方、また町に居住されている方々に対しては当然柔軟な対応をすることは私は必要だと思うのです。ルール上難しいですよと言ってしまって、それができないと。それはやはり、子どもたちがひよっとしたら、その利用者の方々が

一生懸命次の大会で強くなろうという思いがあって練習したいと思っても、いや、もうそういうルールだから、うちの町では使えないからというような形では、保護者の方なども含め、やはりスポーツ、少しでもいろんな大会においていい結果を出すためにはそういった利用の柔軟な利用の受入れというものも必要だと思うのです。今ほど答弁いただいた中で、町一体的に今後考えていきたいという答弁ですけれども、その中には柔軟な受入れという部分の考え方みたいなものも盛り込まれた上で今ご答弁いただいたのか、そこをお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの村松議員の再質問にお答えしたいと思います。

柔軟な対応ということで今、先ほど指定管理においては当日も可能としている事例もあるということをご申し上げさせていただきました。やはり今後、今現在の指定管理の委託期間というところは地域によってずれがございますので、そういったところで今現在の契約期間を見て、2年後においては町一本化、一体、一元化した運営管理をしていきたいというようなことを考えております。そういった中で、町全体が1つの指定管理委託ということになれば、さらにそういった柔軟な対応は可能と考えるものでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） それでは、一体化して柔軟に少しでも受入れしていただけるよう、ぜひともご努力いただきたいなと思います。

それでは、2点目ですけれども、このバックネット裏の除草、これは原因は何だったのか。そこは原因の理解はされているのかお尋ねいたします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの質問にお答えさせていただきます。

実際今回おただしがございまして、それぞれ指定管理のほうに確認させていただきました。シーズン中はなのですが、除草が必要と思われる時期に一応月に1回か3回程度行っているというようなお話はいただいてというか、確認しております。しかしながら、おただしのあった除草というものが、保護者がやっているということの確認を再度しましたところ、そこまでちょっと確認できていなかったというようなお話もありますので、そういったところのないように、やはりシーズン中にはきちんと適正な除草であったりというところをしっかりとやるようにお話しさせていただきました。今後、猛暑といえというような、ちょっと言い訳になってしまいますが、それにおいてもやはり適正な管理というのが必要と考えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 指定管理お願いしているわけですから、管理をお願いしている以上はやはり

こういったことがないように、利用者の方々が自分たちが例えば草刈り機なりなんなり持ってきて除草作業をやるなんていうのは本末転倒の話なものですから、やはりそういったところはしっかりと定期的に、猛暑の影響という今お話ありましたけれども、これはもうこれから先異常気象というのはどのタイミングで起きるか分かりませんので、今まで見回りされていたのであればもっと集中的に見回りしていただくような形にしていただかないといけないと思うのですけれども、その辺お考えを伺います。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほど議員からおただしのあったような形で、しっかり定期的な見回りのほか、そういったもので小まめな管理というところに指導してまいりたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） そういったことで、見回りの強化のほうをお願いいたします。

それでは、3 問目のほうに移らせていただきます。公用車の納車でありますけれども、車種が変わってハイブリッド車を導入しましたと答弁いただきました。この車種を選んだ理由と、どのタイミングでこういうふうにしようとなされたのか、その辺のタイミングがどうだったのかお伺いさせていただきます。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、車種選定の時期についてであります。新たな町長車の予定しておった車種でございますが、その新車の発売が6 月にございました。その中で、かなりのやはり予約、抽せん販売というふうなところと、あとは納車までに1 年6 か月ほどかかるというふうなところが判明したところでございます。当然年度内に間に合わないということもございます。さらには、新たな公用車をやはり購入しなくてはいけないというふうな事情もございまして、まずそのタイミングで新たな車種の選定に落ちたというふうなところでございます。選定した車種につきましては、これ各いわゆるメーカー等とちょっと事前にお話をさせていただいて、年度内の納期が可能であるというふうなところから、今回購入した車種に至ったというふうなところでございます。タイミングも含めてなのですが、そのような6 月に新たな車種への変更の決定をさせていただいたというふうなところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） これはもう昨年質問でもしましたけれども、納車になるのですかというお話ししました。当時、課長は、業者のほうからの情報では納車になると。納車になるという明言をされていたのです。そうしますと、その後、今ほど何う限りでは、メーカーさんのほうに問い合わせたら年度内の納車になるから、この2 種に決めたという話なのですね。そうしますと、最初の予算の段階で、これはもう販売価格も決まっていない、まだ販売時期も確定していなかったですね、3 月の段階

で、販売になるかどうか分からない車を私は予算化して納車になるのですかということでお話ししていたと思うのです。何ゆえその車にしなければならないのですかという話したときに、移動中の疲れの軽減であったり、移動中の執務室であったりという答弁がありました。実際車種を変えたことによってその辺もリカバーされているのか。また、最初お伺いしたとおり、その聞き取り、最初その予算化するに当たって聞き取って、年度内に納品になると言ったのはメーカーサイドではなくて、全く違う人から聞いたのか。その聞き取りの状況ですね、予算化するに当たって。その2点お伺いさせていただきます。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

まず、予算の策定におきましては、例年なのですが、大体前年の11月頃に予算取りのための調査をかけるような形になります。その時点におきましては、メーカーといいますか、ディーラーのほうに状況を確認してございます。その時点におきましては、年度内の納入が可能であるというふうな話を受けて当然予算措置したものでございます。結果、発売時期もたしか記憶によればずれ込んで、ちょっと遅れたと記憶しているのですが、そのような状況でその翌年の6月の時点において発売が開始された、その時点において改めて確認をさせていただいたところ、年度内の導入がとても見込めませんよというふうなところでありましたので、当然これは車種を変えるしかないといいますか、車種の変更に至った大きな理由でございます。どのような車種にするというふうな話につきましては去年のこの場でお話しさせていただいたとおりでございまして、当然ワンボックスで、ある程度そういった居住環境もよろしい、運転手の方の負担なんかも軽減できるような、さらにはハイブリッドであるというふうな、そういう条件をつけさせて納入をしたところでございますので、基本的には従前予定していた車両よりは多少そういった環境が落ちるかなというふうに思いますが、機能としてすれば十分に果たせるものではないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 車種からするとかなり小さくなったのですよね、大きさ的には。ここでびっくりしたのは、電気自動車を結局納入したと、差額の分で。もともとここには充電スポットはないですね、この施設には。この建物の施設内にはなかったのですね。これを納車したことによって充電スポットというか、充電器をつけるような形になったのですけれども、それは今100ボルト、単相での充電なのですか、それとも200ボルトの三相での充電でいっているのか、そこどうなのかお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 導入しました電気自動車でございますが、一般家庭用でお使いいただく日産のサクラというふうな車種になってございます。当然単相の200ボルトというふうなところで車庫のほうに設置をさせていただいているというふうな状況でございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） 今年車を、再度電気自動車の導入を進めていくということを考えると、当然台数が増えてくれば100ボルトというわけには多分いかないと思うのです。やっぱり当然急速充電であったり、そういったものも必要になってくるのかなと。そういったものを踏まえて、そういったものも例えば車庫の中に設置していく考え方なのか。当然電気の契約とかも変わります。単相から三相に変われば当然変わってきますので、そういったところも考えているのか、それを踏まえた上での電気自動車の導入も考えているということなのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 次期の更新を見据えて、いわゆる急速充電等の部分のお話ですが、これにつきましては、毎年どんどんそういった脱炭素、この間ゼロカーボン宣言もございましたが、そういった状況に向けて導入を進めていくというふうな中で、やはりこの単相の充電器、充電施設だけでは足りないというふうな部分が出てくるかもしれません。これについては、今後の導入の状況と照らし合わせながら、専門業者のほうともしっかりちょっと協議をさせていただいて、必要な時期に導入をしていく必要もあるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） 結局のところ、あの当時、多分カーボンニュートラルの視点で電気自動車という話も多分出したと思うのです、当時。200ボルトにしているということは、もともと100ボルト契約だったものを200に多分契約変更、電気のほうも契約変更を多分行っていると思うのですけれども、車の納車に対して。そういったところの変更というものもあまりよく知らない中で電気自動車が入っていたなというふうに感じるのですけれども、今後、電気自動車、200ボルト入っているのであればもう多分スタンドさえ増やせばそのまま充電はできるのかなと思っています。ただ、急遽、私が今回言いたいのは、予算化はして、町長の公用車を買うと。それは1台ですといったものが蓋を開けたら2台になっているのです。ですけれども、議会には何の報告もお話も、私は少なからず、総務だから聞いていないのかもしれないですけれども、委員会の中でも説明がない。それで、そうすれば、あれっとなんかやっぱり首をかしげるわけです。当初、昨年質問したのは。確かにそういったような説明、今後そういったような説明が私はやはり必要だと思うのですけれども、今後のそういった説明の在り方。

また、もう一点は、今回町長の公用車を買うという案件でいきました。今後、うがった見方をすれば、もう一度公用車を買います、それでアルファード買うことも可能なのです、極端な話。極論から言わせれば。ワンボックスが必要です。それはないですね。それはもう一度、例えばワンボックスでアルファード、同じような車種を買うような、今回は納車間に合わなかったけれども、納車が間に合うようになったら予算化してそれを買うなんていうような考え方は間違いなくないというその確認取らせていただきたいのですけれども。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおただしでございますけれども、公用車の中、最近においてワンボックス、いわゆるワゴン車を3台ほど廃止してございます。そういうふうな中で、そういうワゴン車が必要だというふうな認識は持っております。ただ、それが町長車というふうなところの考えは一切持っておりません。町がしっかりとその用途に応じた車種として選定している車種を購入したいというふうなところでございますので、ワゴン車は当然不足している状況でございますので、今後ワゴン車を購入する機会はあるかなというふうに思いますが、必ずそれは町長車というふうな形ではなく、前回もちょっと予算委員会の中で申し上げさせていただきましたけれども、町長車というふうなことだけにとらわれず、職員がしっかりと町民のためにその機能を果たせるような車種を購入したいというふうなところはちょっとお話をさせていただいたところでございますので、そのようなことで今後、公用車の購入事業を進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

今回、当初予算については1台の購入というふうなご説明をさせていただいた、それが結果的にちょっと2台になってしまったというふうなところでございます。これに関しては、私どものほうで特に議会の皆様のほうにはお話のほうはさせていただいていなかったところでございます。ただ、やはり当初予定していたものが変更になってしまったというふうなところで、その部分についてはちょっと変更点があったということは報告はすべきだったのかなというふうに思っているところでございます。今後、公用車の入替え全体についてでございますが、どのような町の考えで、こういった時期に、大体こういう形で公用車を更新させていただきたいというふうなお話は何らかの機会にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 機械物ですから、いつ壊れるかも分かりませんし、前回入替えするときもたしか急遽壊れて、過走行であるからということで多分1台多く入替えした経緯もありますね、前々回的时候。だから、そこら辺は計画等なかなか、その機械というものが予定どおりにいくのかという部分もあるのですけれども、ただ今回説明があればなと思ったのは、結局電気自動車なのです。普通の乗用車を例えば2台入れたのであれば別なのですけれども。それによって先ほどお話しになった200ボルトの三相を入れるようになった、当然契約も変わってくるので、様々なものがちょっと変化が出るというところで、説明があればなおよろしかったかなと思いますので、今後、今ほど答弁いただいたお話の中で、できればその計画性の部分お知らせしていただければよろしいかなと思います。

それで、これ町長にご質問なのですけれども、もう車種が少し変わってしまいました、当初予定よりも。町長としては、今のあの納車された車の中で十分であるのかどうか、前よりも課長が答弁された移動中の疲れであったり、そういったものは少しは軽減になっているのか、そういったところを町長としてはあの車、今回町長の公用車という部分で納車されたものに対して問題がないのか、一言お伺いします。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） 今私が乗せていただいている車、確かに前の町長車から見れば車内も広くなりましたし、特に感じるのはやっぱりこの町長車、使用するのは私だけではなくて、他の方々も利用するときも当然あります。その中で、私が特に利用するときは大変な長距離を運転してもらうときもありますから、やっぱり運転者の疲労の軽減からすれば大きく変化したものだというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） これからも様々な車、納車になっていくと思います。ただ、先ほどお話しになったように、電気自動車というものは普通の乗用車を造るよりも4倍CO₂を出すと、製造に係る部分では。そういう話も一方では、インターネットの中ではありますけれども、そういった話なんかもあったりして、なかなか電気自動車を、乗る側としてはいいのですけれども、造る側としては大変な部分もあるのかなんとも思いますので、ぜひともその入替えの今後お話ししていただければまたありがたいかなと思います。

それでは、最後の観光事業の考え方についてに入らせていただきます。確かに外部の人材登用、地域おこし協力隊ですね、こちらについては非常に大切だと思います。これは私も知り合いの方から、直接会ってそのこともお話したことあるのですけれども、様々な位置づけ、もともとは農業で、農業の後継者ということで一回入っているのだけれども、町の例えば観光物産協会の販促のお手伝いであったり、様々なものに対して土日問わず手伝ってくれている地域おこし協力隊みたいな方もいらっしゃる。そういったところで、やはり人材の登用というのは必要だと思うのです。先進事例の参考に調査から進めていくという答弁なのですけれども、どのくらいの調査を経ながら進めていくのか、ちょっとその辺のもしスケジュール等があるのであればお示しいただきたいと思うのですけれども。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

どの程度の期間かということですが、今の町長の回答でも申しましたとおり、地域おこし協力隊の活用は本当に有効な手法であると考えていますので、そんなに無駄な時間はかけないというか、できるだけ早くということでは考えております。成功事例、そういったものを観光協会と連携を密にして調査を進めていきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） 先進事例を参考にという表現なので、事例が何か所か当然課長の脳裏には浮かんでいるのかなと思いますので、こういったものは人材確保の観点からも当然必要ですし、観光協会としてもやはりそういう外部からの人材登用という部分は大きく必要だと思いますので、ぜひとも連絡を密に取っていただいて、考え方の方向性を示していただきたいなと思います。

2 点目、町職員の協力体制であります。こちら、お話の中ではどうしてもやはり担当課において

イベント等の協力を実施していくと。ですけれども、異動は確かにありますけれども、やはり町の職員の方々も美里町外の方も当然多くなってきました、これからは。そういったところを考えると、やはり自分の職場の地域というものの文化というものを、強制的にこれは出るという話ではないですけれども、協力していただきたいと、協力していただいてぜひとも地元を知っていただきたいという観点から、担当課だけではなく各課横断の中でやはりお声がけをするべきだと思うのですけれども、その辺のお考え伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

やはり担当課としましては、当然所管している業務ですので、イベントの協力等は引き続き行っていきたいと考えております。私、担当課外ということになりますと、やはりボランティアの範囲ということになると命令を出すわけはいけませんので、なかなかちょっと微妙なところあります。ただし、大俵引きの引き子ですとか俵の製作ですとか、そういったボランティアの周知ということで職員にしまして、参加してくれる職員もいますので、そういうことは周知ということは行っていきたいと思えます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 実際私も俵作りであったり大俵引きであったりお邪魔しますけれども、地元外の方も当然職員の方も大勢お手伝いをされております。ただ、根底にあるのはやはり、課長からの答弁もありましたように、住民と知り合う機会をつくって行政と民間の一体感を持つということで、やっぱり地域振興にそれがつながるのではないかという答弁もありますので、ぜひともそういったところはしっかりと、今まで以上に少しでも理解をしていただける努力をするべきだと思うのですけれども、その努力の部分、理解していただく部分で、やはり声がけであったりご協力を願うという部分の方向性という部分、課長の中で何か考えがあるのかお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 努力という部分ですけれども、確かに今本町の職員も全て例えば美里町というわけではなくて、本当に周りの自治体、他の自治体から職員となっているかと思うので、やはりこういう機会に美里町の伝統文化とかそういったものに触れていただいて、ぜひあと人ともいろんなつながりをつくってもらうとかということは有効だと思いますので、そういうのもコメントしながら、ボランティアの周知なども行っていきたいと思えます。

あと、またちょっとその他の視点としまして、やはりボランティアはボランティアでいいのですけれども、当然職員はさらにイベントにできるだけ皆さん、ボランティアまでできない方はイベントのほうにも参加していただいて、本当に飲食していただいたりイベントを楽しんだりして盛り上げていただくというのも一つの方法かなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） ぜひともよろしくお願いします。

3 点目ですけれども、観光消費額の向上であります。ソフト面の対策を進めているということで具体的な内容が述べられておりますけれども、果たしてこれで観光消費額がどのくらい押し上げられるのか、正直なところ私の中では若干疑問です。日帰り温泉を組み合わせたツアーなどを構築して滞在観光型にするのであれば、観光消費額の向上、幾ばくかは上がってくるかなと思うのですけれども、上の前段のブドウ摘みだったり手びねり体験だけではなかなか、今までと大してそんなに大きな変化はないのではないかなと私自身も思うのですけれども、具体的に実際答弁いただいたものをやることによって試算上、当然ある程度の試算というものは多分できると思うのですけれども、どのくらい押し上げられる、何%でもいいです。今の観光消費額よりも例えば10%なのか15%なのか、どのくらいを押し上げられるという算段の下でお考えされているのかお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） どのくらい押し上げられるということです。そのパーセンテージ、数字的なものは持ってございませんが、私今このブドウ摘み体験ですとかいろいろ、この体験ツアーのところ観光協会のホームページに掲載してございまして、いろいろ農業体験ですとか焼き物体験ですとか、その他城跡体験、寺院仏閣体験とかいろいろございまして、そこの申込先などもホームページの連絡先から申し込めるようになっております。こういう体験物をやっていただきますとどうしても滞在時間が長くなりますので、そうしますとお昼を食べていただくとか間食を取っていただくとか、そういうことも増えるのではないかなと思っておりますので、そういうところで消費額の向上というのを取り組んでいくと、取り組んでいきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） 実際どのくらい上がるか分からないけれども、取りあえず手探りでやってみましょうというところが実際問題の現状なのかなと思うのですけれども、やはりある程度の数字の目標がないとそこに向かっていく本筋というのが見えないのかなとも思いますので、そこについては今この場で答弁は求めませんけれども、しっかりとやはり、この観光消費額というものが商店街の活性化であったり事業者、商工業の活性化というものにイコールになってくる部分だと思しますので、明確に数字をつかみながらそこに向かって努力していくということが必要だと思うのですけれども、その辺の最後確認だけ取らせてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今の取組ですけれども、この観光消費額については、観光振興計画の進捗度の測定地、測定する場所というのもございますので、そういうところでどのくらい測定地の場所でどのくらい観光消費額が増加しているかといったようなところは確認していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） しっかり取り組んでいただきたいと思います。

4 点目、最後です。様々なノベルティー製作はしております。いただいた方もうれしいと思えることが一番だと考えますので、記念となるノベルティーの開発を続けていきますと答弁あります。ノベルティー自体、これは町外から来られた方々に配っている粗品としての考え方でよろしいのか伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ノベルティーの考え方ですけれども、今まで複数のノベルティー、ここにトートバッグですとか、例えばじげんのバッジですとか、あとボールペンやメモ帳など、いろんなノベルティーは作っております。そういうところで作っておりますが、今回、昨年質問をいただきまして、昨年、外国人に対して思い出となるような記念品的なもの、そういったものを差し上げたらいいいのではないかとということで、内部でも検討しまして、それはいい考えだということになりまして、そういったある程度みんなに広く渡すというのはノートとメモ帳になるのかもしれませんが、もう少し記念に残るようなものをターゲットを絞った形でそういった方にプレゼントしたいと、配布したいということで考えるところでございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） そうしますと、今の課長の答弁ですと、これは新年度の段階でもノベルティーがある程度方向性がもう決まってできていく、それでもう配布までいける考えなのか、新年度になって構想を練って、それから製作して作る考え方なのか、今の答弁をいただくとちょっともやっとしたような感じなのですけれども、その辺しっかりとしたお考え伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 当然予算は新年度予算ということになりますので、それに対応したいというふうに考えております。今回、会津西陵高校に観光スタンプの作成なども依頼したりしています。このように高校生の発想を生かした開発など、また観光協会ともいろいろ打合せをしながら、速やかにこのノベルティー的なものを作っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） 判この件は私も新聞で見させていただきましたけれども、非常にいい取組だなと思いますけれども、判こはちょっとなかなか、記念品という部分になるのか、そこはかなり微妙ですので、様々な確かに今までノベルティー作ってきました。ただ、その配布先というのが割と限定されてしまったりもする部分もあるので、そういったところ、今回、外国人の方々にということで前回の質問でさせていただいたのですけれども、やはりそういった方々が、外国人の方々が欲しいなと、

持って帰ってもいいなと思うような商品開発、ノベルティー、そういった記念品の作成という部分は、やはり確かに西陵高校の生徒であったり観光協会の内部の方々だったりという部分で話し合いすることが大切だと思うのです。

そうしますと、いずれにしろ、確認ですけれども、早急にそれは対応していくという考えなのか、最後にそこだけ確認させてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

西陵高校に観光スタンプの作成を依頼したということで、このような形で高校生の発想を生かすのは大事ななというふうに考えていまして、判こではないのですが、記念に残るようなもの、そういったものを速やかに製作したいと考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） これで村松尚君の質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時03分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告第6号、8番、星次君。

〔8番（星 次君）登壇〕

○8番（星 次君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目、令和6年度施政方針についてであります。私の12月会議の一般質問において、町長は3地域の特色や強みを生かした環境整備を実施すると答弁があり、具体的には実施計画において示されると思いますが、施政方針の中で特に「元気と賑わいのある産業づくり」について質問をします。

1つ、農業の振興における課題は農地の荒廃と担い手不足の対策ということで把握はしておりますが、農地の貸手と借手については現状と計画に少し差異があると思うが、地域計画において解消されるのかを伺います。

2つ目、六次産業化支援事業については、長年調査研究を重ねて商品化はされておりますが、他市町村と比較するとまだまだ自慢できる商品は数少なく、消費拡大には至っていない現状と認識しているので、消費者の視点に合った商品開発など、町が積極的に関与すべきだと思うが、見解を伺います。

3点目、観光の振興については、引き続き観光協会と連携し、観光受入れ態勢とイベントのさらなる改善を進める考えですが、改善点を示してください。

4点目、観光誘客事業については、観光資源を有効に活用し、町内外の方が訪れ、滞在時間を長く

して、お金を使う仕組みづくりがまちのにぎわいと活性化につながると考えるが、見解を伺います。
また、昨年度と違う事業があれば示してください。

5点目、将来大幅に人口が減少する中で、小中学生に町の観光資源や文化財についてどれだけの時間が確保でき、指導しているのかを伺います。また、郷土を知る、発見する、現地に行くなどの授業がふるさと再発見や郷土愛となり、文化の継承に役立つと考えるが、見解を伺います。

大きい2点目、町地域防災計画の見直しについてであります。近年、大地震が発生しており、本町においては会津盆地西縁断層帯が存在し、いつ発生するのか不明であるが、町民の安全、安心を確保するためには早急に避難所の見直しと避難誘導體制や開設した場合の運営、各避難所における水、電気、暖房、燃料、トイレ、洗濯機等の装備品はどのようになっているのか伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 8番、星議員の一般質問にお答えいたします。

なお、5点目の小中学生の観光資源や文化財に係る事業につきましては、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、令和6年度の施政方針についてであります。1点目の農地の貸手と借手の問題が地域計画において解消されるかにつきましては、地域計画は、高齢化や人口減少に伴う農業従事者の減少により、耕作放棄地の増加が懸念されることから、農地の集積や集約化、担い手の確保、さらに農道や水路の管理方法、鳥獣害対策などの農村環境の課題や地域農業の10年後の在り方について、集落の皆さんが主役となった話し合いにより策定するものであります。現在、各集落の地域計画策定に向けた協議の場において様々な意見が出されておりますが、課題として特に多いのが担い手の問題となっております。近年、稲作農家へ集積が進み、年々農業者1経営体当たりの経営面積が増大をし、農業者もこれ以上の集積が難しいことから、簡単には耕作者が見つかりにくい状況となっております。農地の問題については、土地所有者や耕作者の意向もあることから、農業委員や農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構の協力を得ながら、長期的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、耕作者がいない状況を解消するため、並行して新規就農者の確保や農業者の経営基盤の強化が必要であると考えております。今般の地域計画策定に向けた話し合いにおいては、まず集落の皆様が主体となり、地域農業についての課題や将来の在り方について共通の認識を持っていただくことが重要であり、課題の解決や将来像の実現に向け、町としても支援を行っていきたいと考えております。

2点目の六次産業化支援事業につきましては、様々な農産物が生産されている本町において、地域の特色を明確化し、ブランドを強化することは必要であると認識しております。6次化商品の製造、開発については、基本的には農業者が知識や技術を習得し、自らの設備投資により実践しているところではありますが、一般的に6次化商品は原材料や製造過程のこだわりが消費者に伝わりにくいと言わ

れており、またパッケージデザインなど商品の見せ方の改善も求められていることから、既存商品のブラッシュアップなどの支援に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、他の自治体では、地域おこし協力隊制度を活用し6次化商品の製品化やブラッシュアップを実施している成功事例もあるため、収益性の確保や活動拠点の整備等の課題を整理し、この制度の活用についても検討してまいりたいと考えております。

3点目の観光振興の改善点につきましては、まず観光受入れ態勢については、観光協会と連携し体験型ツアーの充実化を図ってまいります。観光協会のホームページにおいて、体験型コンテンツページを開設し、団体から個人へと移行している旅行形態の変化に対応する情報発信を進めてまいります。一方で、観光協会の窓口調査において、座って休める休憩施設やランチを楽しめる飲食店の不足の声も上がっております。観光客のニーズに応えることが受入れ態勢の充実につながりますので、観光の窓口となっている観光協会の意見を集約し、現在進めているまちなか賑わい創出ビジョンに組み込んで、総合的に取り組んでまいります。また、イベントにつきましても、交通規制の強化や人材不足の影響が課題として上げられておりますので、実施形態の改善に取り組んでまいります。ワインフェスは、形態を変えたことで主催者に集中した労力を分散し、地域経済への影響を拡大させた成功事例であると分析しております。イベントは実施することが目的ではなく、地域全体の満足度に貢献することが本来の目的でありますので、ワインフェスの考え方を広く浸透させていくことを改善点として進めてまいります。

4点目の観光誘客事業についてにつきましては、現在取り組んでいる高田地域まちなか賑わい創出協議会においても、休憩所や飲食、物販を備えた拠点の整備が望まれております。アンケートにおいても、伊佐須美神社エリアの整備を望む声は多く、拠点整備の一つの案として高田地域まちなか賑わい創出協議会において議論を重ねてまいります。また、昨年度との相違事業であります。令和6年度は広域連携で取り組んでいる極上の会津プロジェクトにおいて、全国日本遺産サミットが10月に会津若松市で開催されます。日本遺産である会津三十三観音が中心となりますが、本町においても多数の観音堂が所在しますので、全国からの来訪者が予想されます。この機会を捉えて、本町の魅力を発信してまいります。また、復興庁の財源を活用し、島根県で開催される全国山城サミットに初めて参加する予定であります。観光協会と連携して、日本最大級の山城である向羽黒山城跡の魅力を全国に発信し、観光誘客につなげてまいります。

次の町地域防災計画の見直しについてですが、1点目の早急な避難所の見直しにつきましては、施設の廃止や跡地利活用の状況に応じて随時指定の見直しを進めてまいります。

2点目の避難誘導體制につきましては、災害発生時や災害の発生が予想される場合において、災害の性質や状況により避難の方法も変わることから、住民が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう、防災情報システム放送、緊急速報メール等による配信、町ホームページや広報車、テレビ放送等による広報及び自治区長等による直接的な声かけなど、あらゆる手段を用いて避難情報が迅

速かつ確実に住民に伝達できるよう、周知徹底に努めてまいります。

3点目の避難所開設後の運営につきましては、開設初期については町が運営しますが、避難が長期にわたる場合は、避難者の方々と役割を分担しながら協力し、運営してまいります。

4点目の避難所における備蓄品の状況につきましては、まず水を含めた食料品は、防災計画における避難所のページで、人数が3日以上生活できる部分を確保し、簡易トイレは1,200個、暖房器具は9台、発電機につきましては3台を備えております。なお、洗濯機は備えておりませんが、万一災害が発生し長期化するような場合は、国や県へ支援を要請する計画であります。また、燃料につきましては、大量に貯蔵することはできないため、町内スタンド等から調達する計画としております。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 8番、星議員の一般質問にお答えいたします。

令和6年度施政方針についてであります。5点目の小中学生の観光資源や文化財に係る授業時間につきましては、各小学校において社会科や総合的な学習の時間を利用し、町の農業体験や伝統工芸、地元の伝統行事や文化財、郷土資料館の見学など、多岐にわたって学習しており、1校平均で年間およそ20時間実施しております。各中学校においては、社会科で町の文化財に触れたり、御田植祭への参加等により、1校平均で年間10時間程度実施しております。

次のふるさと再発見や郷土愛につながる授業につきましては、学習指導要領に基づいて履修するため、学校には限界がありますが、宮川小学校において総合的な学習の時間を活用し高橋の虫送りについて学習するなど、各学校において特色ある事業が行われております。今後は、公民館や各生涯学習センターにおける青少年事業を充実させるなどしながら、郷土愛の醸成を図ってまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 一定程度答弁していただいたので、再質問をさせていただきます。

最初に、稲作農家の集積が進みというふうに言っておりますが、稲作は簡単にできるのです、管理が。それで、問題は畑なのです。畑の荒廃が非常に、草刈り等大変なのです。作物も限られて手間がかかるし、この荒廃をどうするのだということを私は聞きたいのです。お願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） 畑のほうにつきましては、これも地域計画の中で各地域に行って話し合っているのですが、やはり地域として、集落全体の課題として、どういうふうにしていきましようということで、例えば地域がある程度まとまって、土地利用型の作物ですか、そういったものを植えるとか、集落によっていろいろそんな話も出てきているところであります。やはり集落の中で話合

いをする事によって、皆さんでどうしたらいいかというのを考えていただく、それに対して町はいろんな支援を行っていききたいというふうに取り組んでいききたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 地域計画、課長が言ったように、集落の皆さんが主体となるというふうになっています。これは私も承知していますが、課題の解決や将来像の実現に向け町として支援を行っていきますと言っているのですが、町はどのような支援を考えているのですか。その辺、内容が分からないので教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 再質問にお答えさせていただきます。

町としての支援ということですが、まずは集落の中で本当に話し合い、将来に向けた地域農業に関してこういった農業をしていきたいというような話、議論していただきまして、方向性が決まりますとそれに対して、例えば基盤整備やりたいみたいなことであれば当然、1回目は制度説明ですけれども、それで当面2回目とかになりますと土地改良区入っていただいたりですとか、あとはいろんな例えば土地利用型の作物のほう取り組みたいということになれば、そういった補助制度の説明とかも行ったりします。そういうところで、地域の話合いの中でこういったことをやりたいのだというものに対して、関係団体、農業普及所ですとか、あとは農地の中間管理機構ですとか、そういったところの必要な、関連する、オールキャストというのですか、そういうところでいろんなまずは情報を提供して、こういった方向性を目指すのだというところの視点から行っていききたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 少しは分かりましたが、やっぱりこれから基盤整備やりたいとか、問題なのは以前にやった土地改良区の水路の維持です。維持補修。これがなかなか地元でもできないということで、今やっているのは多面的機能の交付金等でやってはいますが、やっぱり部分的な補修なので、この点については本当に各地区では頭が痛い、悩みの種でないかなというふうに思っております。したがって、やっぱりここの地域計画の中で、そのように話ができれば町としてもきちんと対応していくということでよろしいですね。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

確かに地域のほう入っていきますと、特に基盤整備が本当に昭和40年代、50年代、40年代と早くやったところについてはやはりそういう水路が老朽化しているとか、そういった話やっぱり聞きます。そういう中で、水路とかそういったものについても地域計画の中で今後どういうふうにしていくのだという記載する事項も計画の中でもありますので、そういうことに対してやはり土地改良区などとも一緒になって今後の対策というのは考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでは、ちょっと角度を変えて質問したいのですが、地域計画の中で特に山間地における農地は貸したい希望の方が大半だと思うのです。それで、借りる側の担い手となる方がいない現状において、このような集落においての地区計画の策定手法はどのようにしていくのだというの、やっぱりあくまでもその集落単位でつくってくださいというふうになるのか。成立しないのにそこをつくらせるというのはちょっと無理があるのではないかと思うので、その辺の課長の考えちょっと教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

確かに山間部につきましては、貸したいという人がいてもなかなか入り作として入ってくる方は、やはり大規模な圃場ではないと大型の機械が、例えば水田の話で、大規模な機械が入らないところはなかなかやっぱり入り作も入れないという現状があります。そういった中で、ではその農地をどういうふうに関後していくのだというところで、地域計画で話し合いなどもしているところの例もあるのですが、そこはやはり皆さんで考える、畑のようなものにして、畑地化して何か土地利用型の作物とかを植えたりするのか、それとも山際とか難しいところはもう保全するようにするのか、そういったことでやっぱりそこは地域の人によく話し合ってもらって、それに対して町としてもどういう支援ができるかということで対応していくということを考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 課長、よく考えてほしいのです。今でも畑なんか、あと田んぼ、山間地、もう作付になっていないのです。そこを地域の中で話し合いして何とか保全してくれという、無理が生じてくると思うのです。年々高齢化が進んで、担い手がない地区にはどのようにしたらいいのか。課長としていい方策があればちょっと示していただきたい、再度。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問、答えさせていただきます。

話し合いの重要性ということなのですが、町なり関係する機関が本当に集落のほうに入って皆さんと意見を交わす場というのは今まであまりなかったというふうに考えております。行政側も住民の意見を今まで聞くということがあまりなかったと思います。そういったところで、今回の地域計画の中で感じることは、初めはそういう山間部のほうで遊休農地も多いというところについては、非常に関心が低いというふうに最初は感じるのですけれども、だんだんいろいろ意見というのですか、行政と集落の皆さんと意見を交わすうちに何か行政と住民の方の距離が縮まって、いろいろ支援策とか、こういうことがやりたいという、こういうことがいいのではないかとといったような意見も出てくるというように感じています。ですから、集落の様々な課題に対してやはりまずしっかりと町も向き合って話し合いすることによって、本当に住民の士気をなるべく高めて、一緒になって検討することがま

ずはスタートかなのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 分かりました。それで、タイムリミットは令和7年3月ですね。それで、こういう難しい地域において町が関与して果たしてできるのかなって、担い手がいないのに、心配するわけですが、その点については本当に積極的に住民の声を聞いて、集落の声を聞いてやっていただきたいなというふうに思っております。

それで、借手、貸手の、中に入っている農地中間管理機構というふうな組織があると思うのですが、これも活用方法も一つの手だと思うのですが、現状、借りたい手と貸したい手がどのような現状になっているのか、十分にその機能は果たしているのか、見解を伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 農地中間管理機構という役割ということになりますが、まずは農地を貸したい方、農地を借りたい方につきましては、マッチングするのは町の農業委員会になります。そこで整ったものなどが今度農地中間管理機構のほうに行くということですので、まずは本当に町でマッチングというのが重要だと思っています。状況としましては、やはり山間部につきましては、出し手はいるのですが、受け手はなかなかどちらかというと厳しい状況だというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 山間部にはなかなか受け手がいないというふうに課長の答弁でございます。

そこで、町はこういうふうに受け手というか、借りたい側の育成するために、担い手の農家とか認定農家の方の経営基盤確立のためにいろんな補助金出しているのです。だけれども、この方のみで、兼業農家で、それで受け手がなくて、適正に管理をされている農地、農業者については何の恩恵もないのです。だから、町としてそのような認定農家でもない、担い手でもない方がそういう適正管理している農地について幾らかの、例えば草刈りしたときの刃とか燃料代、本当にかかります。そのために一定程度の助成というふうなことは町として今後考えていかななくてはならないのではないかとこのように私は認識しているのですが、その考え方をひとつお願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

まずは、やっぱり草刈りですとかそういった管理に対する助成というのは、本当にこれ多面的機能支払交付金ということを活用していただくと一気に解決すると思いますので、その多面的機能の交付金についてはやはり事務が難しいとか面倒だとかそういう話も聞きますので、そういう事務みたいなものについて、今年度もやっておりますが、研修会をやったりとかそういうことで、多面的機能の活動組織を支援するとともに、新たに多面的機能に取り組んでいただけるような推進を行っていきたい

と考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） では、繰り返しますが、多面的機能を事業活動していない地区についてはどのように取り扱うのですか。あれは国庫補助金ですから、それで賄うことができますが、やっていない地域もあるのです。やっていない地域が多いと思います、やっている地域よりも。その場合のことを考えれば、なかなかあの事業は大変なのです、多面的機能。私も事務的に10年ほどやった経験がありますから。なかなか作成するにも本当に手間がかかって。そのために多面的機能、各集落ごとに持って、やっぱりでも町のほうで支援していかないとなかなかできなくて、やめる集落がだんだんぼちぼち出てきているというのは私耳にしています。だから、その多面的機能のこれからの、進めていってほしいなというふうに思っております。それは答弁要らないです。

それでは、次に移りたいと思います。2点目の六次産業化支援事業であります。答弁では既存商品のブラッシュアップなどの支援に取り組んでいくというふうに、何だって本当に心強い支援をするのだなというふうに思っておりますが、どのような支援というのを考えているのか示してください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 6次化産業につきましては、町の支援と、今でも助成制度あるのですが、新商品の開発ですとか町外での農産物の販路拡大の支援、それから町内での販売促進のイベント、それから農産物、農産加工品生産販売に係る認証等の取得などに対する支援というのもございます。また、福島県にはふくしま地域産業6次化サポートセンターというのもございますので、こちらのほうでは経営改善ですとか収益向上、あとは新製品を製造する機械の導入、パッケージデザインなどのアドバイス、新商品開発、販路拡大、こういったところもこのサポートセンターも関わっていただける。相談は無料ですし、あといろんな助成制度もありますので、さらにブラッシュアップしたいとかそういったご相談いただきましたら、あと町はもちろん事業もありますし、福島県の事業も紹介していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでは、ブラッシュアップの支援というのは、そういう申出があれば今課長が言ったようないろんな補助金とか、イベントの開催の、そういうふうにやるということでしょう。それは今までもやっているのです。改めてブラッシュアップするというふうなことでなくて。私が期待したのは、既存商品のブラッシュアップを行うということですから、真新しいのが、考えていらっしゃるのかなというふうに思っていたのですが、やっぱり期待外れのような感じでございます。

それと、この最後に書いてあります収益性の確保や活動拠点の整備というのは、活動拠点の整備でどのようにこれ考えているのですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ブラッシュアップなどの支援ということで、しっかり行っていく。あとは、活動拠点の整備につきましては、これほかの地域で地域おこし協力隊制度なども活用して6次化製品の開発とかブラッシュアップを行っているという成功例もありますので、こういう地域おこしなども導入して、活動拠点ですか、こういったものの等の課題、そういったのを整理して、6次化の産業ですか、そういったものをもっといいものにしていきたいというようなことを考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでは、今の私の質問については、地域おこし協力隊の方の活動の拠点整備というふうなことも考えているということですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 地域おこし協力隊、6次化関係でこちらに来ていただければやはりその拠点というのは当然必要になりますので、そういったところで拠点整備というのは必要だというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 私は、この6次化の産業、これは非常に大事だというふうに思っております。町を本当に代表するようなこの事業、この事業は観光誘客にもつながる部分なので、ぜひやっていただきたいというふうに思っております。もっと積極的というか、大々的にやってほしいのです。販路拡大のイベントに参加とか、町長がトップセールスで行ったというだけでなく、もっと本当に今後ふるさと納税につながるようなお土産品、そういうふうな6次化にするべきに考えているのですが、考え方教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、やはり観光面と同じような方向性を持ったり連携するということは非常に大事だと思っています。農作物を作る、それで製造する、そして売ることまで、3つまでありますので、特にその売るところですか、やはり商品として皆さんに手に取ってもらえるようなパッケージですとかデザインなども含めて大変重要ですので、そういったところ、製造から売るところまで全てそういういいものができるような形でいろいろ取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） やはりこれらについては情報発信が大事だろうというふうに思っております。町外にいかにして美里らしさを出し販売促進につなげるというふうなことが大事だと思うのですが、やはりメディア等の活用、考え、思案にないか、その辺伺っておきます。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

メディアの活用ですが、やはり当然情報発信というのはもう大変大切なこと、重要なことと考えておりますので、情報発信などはきちっとした発信を行う、力を入れて情報発信していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8 番（星 次君） それでは、次に移りたいと思います。

観光振興の、観光協会と連携しとありますが、町はイベント等の補助金交付が主なもので、連携ということはなっていないのではないかと私は考えているのです、常々。それで、連携していくというのは、ここにいろいろ観光協会と出してはいますが、主に観光協会で行っている部分なのです、この部分は。町は全然やっていないのです、行政として。その辺を私は連携というのは違うのではないかと考えるので、その辺ちょっと考えを教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 連携についてでございますが、例えば今観光協会のホームページって以前から見るとすごい情報量もありますし、充実しています。それについては、やはり観光協会の職員と町の職員も一緒になって企画して写真を集めてきたりですとか、あと情報を取ったりですとか、一緒になってリニューアルをしております。ですから、町のほうと観光協会と連携して本当にホームページも充実させているわけですし、あとは同じ情報発信で向羽黒山のホームページ等につきましてもやはり復興庁の事業なども使って向羽黒山の動画などをアップしたりですとか、そういうところで観光協会といろんな情報発信については一緒になって取り組んでいるというところでございます。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） ちょっと待ってください。お諮りいたします。

一般質問の途中ではございますが、ここで1時まで休憩したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

休 憩 （午前11時57分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（大竹 惣君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在、通告第6号、8番、星次君の一般質問の途中であります。

それでは、星議員の発言を許します。

星議員。

○8番（星 次君） 昼食前の質問に続きまして質問するわけですが、課長より観光協会のホームページを利用していろいろな部分で情報を発信していくというふうな答弁がございました。このホームページの管理と更新事務については当然ながら観光協会がすると思うのですが、町としての関与についてお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

ホームページにつきましては、観光協会に一元化したという理解でお願いしたいと思います。以前は町にもホームページありましたし、観光協会にもありましたし、ばらばらで、情報もあんまりそれぞれしっかりしたものではなかったので一元化したということで、そこに対して、当然管理等は観光協会で行っているわけですが、やはり実際中身、情報については町でもいろんな情報を提供しているというところがございます。あと、その情報提供に当たっては、定期的に担当者の打合せ会議などもきっちり行っていて、両方でいろいろ情報を交換しながらホームページなども情報を載せているといったようなところがございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでは、観光誘客ということで質問しますが、やっぱり先ほど前の議員の質問にもありましたが、滞在時間を長くして、そこにお金を落としていくというふうな考えでいるというふうな答弁がございました。それで、例えば休憩する場所の設置とか食べるところが少ない、お土産を買える店が少ないということが、そういうないためににぎわいや活性化がやっぱり少し落ちているというふうに感じていると思うのですが、その対策として課長は、では今後どのようにすれば町のにぎわい創出できるのかということ、ここに書いてあるとおり、今進めようとしている高田地域まちなか賑わい創出の協議会において議論を重ねてまいりますというようなことだけで、他人任せな状態なのです。町は積極的にこれをやっていくのだというのが、スタンスがないのです。その辺がやっぱり町民からすると、何だ、町の職員というのは協力性がないなというふうに思われても仕方がないと思うのです。その辺ちょっと課長に再答弁をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ほどの質問に対してお答えさせていただきます。

確かに議員おっしゃるとおり、滞在時間を延ばしていろいろ行う、お金を使っていただくためには、見るもの、観光資源はもちろん、お土産を買う場所、休憩所とか飲食物を食べるものの場所と、そういったものの拠点整備がやはり必要だというふうにも考えております。それにつきましては、町長の答弁でもお話ししましたとおり、伊佐須美神社エリアの整備を望む声ということで、町民アンケートを取ったのですが、そういった声も多いということになります。特に伊佐須美神社エリアの整備というところで来ておりますので、今後、やはり今行っています高田地域のまちなか賑わい創出協議会に

において観光拠点の整備などについても話し合っていきたいというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） よろしく申し上げます。

それで、今度10月から極上の会津プロジェクトというふうな事業が始まりますが、10月には若松で開催されます全国日本遺産サミットというのが開催されて、多くの方が来るのではないかというふうに想定しているようですが、うちのほうにあるこの三十三観音の、ここに町として県内外から来た方をどのようにして誘客というか、その仕組み、どのように。2次交通をやるのか。ただ待っていて、恐らく来るでしょうでは駄目だと思うのです。その辺の考え方をちょっと教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

日本遺産フェスティバルにつきましては、10月に、会場は鶴ヶ城体育館と会津若松市文化センターを会場に開催される予定です。これにつきましては、日本遺産連盟の構成団体というのが100団体を超える団体があるようでして、そういったところがいろいろ構成団体のPRブースもつくるところで、ここの会津17市町村についてもそういったメイン会場の中でPRブースをつくるというところで、そういったところでまずは情報発信をしたいと考えております。

あと、それに関わる事業としまして、広域周遊ルートというのが造成されます。今の予定ですと、このルートがそれぞれ会津17市町村のほうに広域観光ルートというのはある程度モデルルートがつくられますので、そういうルートに17自治体、必ずそのルートは市町村のところに入ることですので、当然町のほうにも広域周遊ルートができますので、そういったものをしっかり極上の会津で全国にPRしていくということになります。そういう中で、うちのほうの入ったところについては、おもてなしというのですか、そういったところで本町をPRしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 今の答弁ですと、この極上の会津の組織の中で事業をやっていくのだと聞けるのですが、私聞いているのは、全国から来訪者が予想されますって言っているのです。それで、では我が町にはどのように仕掛けてくるようなことを考えているのですかって聞きたいのです。再度。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 本当に多数のお客様が来るということですので、そのルートができますと、それは例えばJRを使うルートですとか自家用車で作るルートということで、そういうルートを紹介して、会津に来た方が自家用車なり公共機関でこちらに来るところです。そういうところで、途中何か所かポイントがございますので、滞在ポイントがありますので、そういう滞在ポイントですか、そういうところでしっかりとしたPRですとか物販とかを行って、美里町の強みのあ

るもの、例えば農作物とか本郷焼とかいろいろありますので、そういったものを販売するとか、そういうことでうちの町を全国にしっかりPRしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） では、次に移りたいと思います。

5点目の小中学生の観光資源や文化財に係る授業時間ということで、回答、答弁はもらったのですが、観光協会で作成した天海さんの紙芝居等利用して随分と学校の中で、授業の中で取り入れてやったと思うのですが、その活動の実績や町職員の出前講座での文化財の周知、それを分かる範囲内で結構ですので教えていただけますか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長、福田富美代君。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの星議員の再質問にお答えいたします。

今回、答弁の中で各小学校、中学校での取組ということで時間数上げさせていただきましたが、生涯学習課で取り組んでいるものの一つとしまして、まず3年生を対象に郷土資料館の社会科見学というところで受け入れております。あと、先ほど観光協会での紙芝居の活用というところなのですが、こちらについては、6年生の授業として町内の小学校全てにおいて各2時間、2校時、2時間ずつ使いまして天海大僧正を知ろう授業というところで活用させていただいております。そのほか、4年生からお配りしております歴史副読本ということで4年生以上に配布させていただきまして、それを活用した歴史の中で美里の関わりだったりとか、あとは町内に出たときにはそういったところの参考をして歴史を学ぶとかということで活用させていただいているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 職員の、文化係の出前講座のあれは分かりますか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの質問ですが、実は令和5年度においては町の出前講座として子どもたちに教えるということの機会はございませんでした。郷土資料館のほうで各学校で来ていただいたものに対して対応しているというところでございます。しかしながら、4年度においては、向羽黒山城跡の勉強会なりということで子どもたち、小中学生に教えるということもございまして、そういったことについても今後、要望をする限りということで対応してまいりたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） そうすると、令和4年は全然職員の出前講座はなかったということで、5年度は郷土資料館、さとりあの開館に伴ってそういうふうに小中学生の授業の中で見学をさせたということの理解でよろしいですか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 令和5年度においては郷土資料館、さらには6年生を対象に天海大僧正を知ろう授業ということで対応させていただいております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 理解しました。

それで、観光資源や文化財について小中学生が学ぶということは、将来において子どもたちがUターンという、ふるさとに帰るというふうな要因にもなると思うのですが、その辺の考え方を教育長にお聞きしたい。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

今進めております人材育成プロジェクトにおいても、柱の一つとして、基本的な理念として、我が会津美里町を愛する子どもを育成していく、そのためにやはり郷土の様々な教育資源を活用しながら、子どもたちが小さいうちから、ここを巣立っていくであろう中学生くらいまでの間に少しでも多くの町のよさに触れ、あるいは人のよさに触れたりする、そういう機会を創出しながら子どもたちを教育していくことが何より肝要だというふうに考えているところであります。それによって、将来この会津美里町に住もう、盛り上げていこう、あるいは離れていても会津美里町を愛して、何らかの支援をしたり関わりを持っていこうというような子どもが育っていくのではないかというふうに考えているところであります。就任以来、校長には郷土の中にある教育資源、これは物的、人的教育資源ですね、それを少しでも教育課程の中に教材化して取り入れて授業の中で活用してほしいということをずっと申し続けておりまして、少しずつ増えてきているところでございます。今後、地域のよさを授業の中に、学習活動の中に生かす取組をさらに広めて深めていけるよう努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それで、答弁書の中に宮川小学校においては高橋の虫送りについて学習するというふうになっていますが、この高橋の虫送り、何か危機感があるというふうに私のところに話はしてあるのですが、その辺の把握は町としてどうなのですか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの質問にお答えさせていただきます。

確かに高橋の虫送りの保存団体のほうから、やはりここ二、三年ほど後継者というところの問題というところを伺っております。やはり作成して、今本当に高齢者になっているというところで、存続の危機というところで強く感じているというお話をいただきました。今回、一番、先ほど答弁のほうで紹介させていただきましたが、町特色ある教育活動事業として、本当に宮川小学校が郷土の文化財というところで、高橋の虫送りに関して15時間をかけて一応取り組んでいただきました。まず、花籠作りのところの参加、さらには当日の虫送りの参加というところで取り組んでおります。そうしたことによって、地元の方のやはり士気が高まったというか、やはり不安に感じていたものが地元の小学校でこちらのほうに参加していただいたことによって少し希望が少しでも見いだせたというような

よっとお話も伺っております。ですので、こういった事業を継続していくことは大事かと考えておりますので、今後とも続けていただけるよう、学校のほうとも連絡を取りながら取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでは、次に移りたいと思います。

町の地域防災計画の見直しでございますが、私わざわざ持ってきたのですが、ハザードマップ、これ平成31年なのです。平成31年3月。これから見直し全然やっていないのです。これは問題あるのではないかと思います。能登半島地震のように、あんなになった場合、町民は路頭に迷う。これを参考にして避難するわけですから。すぐにでもやる必要があると思うのですが、町の考え方教えてください。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） 答えいたします。

ハザードマップの見直しでございますが、これに関しましてはあくまで町の本当にそのとおりハザード、いわゆる危険箇所に変更等があれば、これは速やかに修正をしていくというふうな考え方でございます。今のところ、例えば浸水想定区域ですとか、あとは土砂流出の警戒区域ですとか、そういったものには一切変更が今のところありません。ですので、このハザードマップそのものの見直しに関しましては、そういった重要な、町民の安心、安全に本当に危険が及ぶような場合についてしっかりと見直しをさせていただくというようなところで考えているところでございます。議員の質問の趣旨的には、いわゆる避難所等の変更があった場合の想定かなというふうにも推測するわけですが、避難所等に関しましては基本的に、例えば分館の廃止とかがありますけれども、それについて新たに指定箇所を増やすとかいった対応は今のところちょっと考えておりません。ですので、分館廃止に伴う対応策としてこういうふうに町としてはしていきますよというふうなお知らせは当然、今回の3月1日号の広報でもお知らせをさせていただいておりますし、それは随時、その時々に変更があった場合についてはお知らせをしていくというふうなところで考えているところでございます。ちなみに、ホームページからアクセスができますウェブ上のハザードマップに関しましては、いわゆる避難施設等に変更があった場合については最新の情報として載せているというふうなところでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） では、確認しますが、このハザードマップには避難場所も書かれているのです。それで、その避難場所は今度の3月の広報でお知らせするというふうな部分で今おっしゃいましたが、実際私も見ていますと随分、例えば永井野小学校のグラウンドなんて、ここにもう記載になっているのです。随分前にもう給食センターになったり、きぼうの施設になったりして、ないのになっ

ているのです。そういうところを町民はきちんと見ているのです。そういうところはいち早く、3月に、今月の広報でというふうなことで、私のほうにはまだ届かないのですけれども、なお確認してみたいと思います。

それで、防災計画の見直しというのは、命を守る、命をつなぐ大切な考えだと、私は今回の能登半島の地震で痛切に感じました。避難所の運営マニュアル化を優先的に作成し、自主避難訓練を町内一斉に毎年実施することが肝要かと思いますが、考え方をお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

避難訓練等の基本的な考え方でございますが、これにつきましては、全町的な取組として、実際全町民が参加いただいてというのは本当に難しいかなというふうに考えているところでございます。しかしながら、やはり災害が発生するのは本当にいつ何どき起こるかも分かりません。そういった意味から、訓練を重ねていくことが必要かなというふうに考えております。昨年からののですが、コロナ禍において昨年からある程度そういう地域単位での取組として防災訓練を始めたところでございます。この規模に関しましては、できる限り多くの方が参加いただいたほうがこれはよいかなというふうに思っておりますので、どのくらいの規模感でやるか、できるだけ多くの方の人数の方に参加いただいてどうやってやれるかというふうなところはしっかり調査研究を進めてまいりたいなというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それで、私は運営マニュアルということと言ったのは、災害対策本部長たる町長が避難していただきって避難指示出すのです。それで、ここに書かれているのが防災情報システムというか、そういうふうなことで言っているのですが、実際に集落のそこに住んでいる方々を避難させるために町長は次は誰に言うのですか。そういう避難所開設までのマニュアルをつくる必要があるのではないかというふうに私は思っているのですけれども、町長から誰に、誰が、例えばその集落の区長にまで伝達されるのか、そういうふうなマニュアルを全区長さんが分かっているかというふうなことは心配されるのです。その辺教えてください。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） ちょっと質問の趣旨が分かりかねるところはあるのですが、避難所に避難する、いわゆる情報の発信からこういった形で避難所のほうに避難してくるのかというふうな部分に関してだと思のですが、当然町職員の対応としてのマニュアルというのはございます。ただ、議員おっしゃっているのは町民の方に対してなのかなというふうには思いますが、まず行政としてしっかりと、例えば災害が起きてどこに避難するか等というのはまず一番最初に考えなければいけないところでありまして。そこに対して、今町の施設的な部分、いわゆる道路ですとか橋梁ですとか、そういったものが避難所開設するまでの間にこういった、経路に支障がないかとかというふうなのをしっかりと

りとまずは調査する必要があるまして、その中で指定避難所を設けましてそこに誘導するというふうな形になりますので、当然その準備が整ってからいろんな手法でもって、例えばテレビのテロップに流すですとか、もちろん防災無線もそうですし、あとはSNSツールもそうなのですが、そういったもので町民の方にお知らせをしていくというふうな形になります。ですので、いわゆる自治区長がどういうふうな指示をするとかではなくて、自治区長さんも当然町民の一人でありますので、そういった有事が起きれば速やかに避難していただくということを優先していただくような形になりますので、我々としては適切に避難所まで安心、安心とは言いませんけれども、ちょっと安全にちゃんと来ていただけるような、そういう体制を構築するのがまず役割かなというふうに思っているところであります。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでは……

〔何事か言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） ちょっと待ってください。発言者以外は静粛にお願いします。

星議員。

○8番（星 次君） 私が、では確認したいのですが、避難所を安全な避難所にしてから町長が、災害本部長が避難指示を出すのですか。そうした場合、そうするとその避難所には自主的にそこに避難してくださいというふうになるのですか。それを呼びかけるのは職員でしょう、やっぱり。職員の人はきちんとできているのでしょうか。第1配備とか第2配備、いろんな役割が職員はできています。だけれども、町民に対して避難所までの手段、安心して避難所まで行く手段をマニュアル化しないといけないのではないかというようなことを私は聞いているのです。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度申し上げますが、基本的に町では避難所を開設する責任がございません。これは、安全というものが担保、必ずもうしないとできないと当然そこに避難誘導なんかできないわけであります。ですので、まずその避難所、本当に被害が想定されなくて安心、快適にお過ごしいただけるような場所を避難所として開設するに当たって、その責任としてそこまで町民の皆さんが安全にお越しただけるといふような、そういう状況を整えてからでないと当然避難所も開設できないというふうに思っておりますので、ただそこに来るまでに関しましては、我々が誘導するというふうな役割まではどうしてもちょっと担えないのかなというふうに思っておりますので、そこについては避難者ご自身でお越しただけよう形になるのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 常に避難所の整備についてはやっておくようにひとつ心がけてほしいなというふうに思っております。

次に、私はさきの東日本大震災のときに、姉妹都市である橿葉町から避難者の受入れとして担当課として経験を基に質問するわけですが、最近の地震は冬期間発生しています。この東日本のときもそうだったのですが、寒さのために本当に橿葉の町民の人本当に大変だというふうに思って、私はこれ水あれだというのをわざと書いたのですが、やっぱり寒さを防ぐというか、寒さをやってあるって、答弁書を見ると町全体で暖房器具は9台です。これしかないのです。寒さ、これではどうしようもないのではないですか。発電機は3台です。町全体で3台ですよ。到底考えられないなというふうに思います。

それで、なぜ洗濯機まで入れたのかというと、これ私は着のみ着のままで逃げて避難してきたので、着替えは持っていないので、洗濯機欲しいということで、各それぞれ避難所に1台ずつ東京電力のほうから配備してもらったので大変助かったというふうな感想でありますので、ぜひとも洗濯機も視野に入れて、洗濯機と洗剤ぐらいはやっぱり確保しておいてほしいなというふうに思います。

それで、やっぱり男ばかりの考えでなくて、女性の立場に立って備蓄というのを再度見直してほしいなというふうに思います。それと、災害対策の担当係には男だけでなく女性も入れて、やっぱりそういうふうな女性の視点から備蓄するというふうな考えも必要であろうというふうに思っておりますが、その点の考え方についてお尋ねします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目の避難所の寒さ対策でございます。台数の問題からちょっとお話をさせていただきますと、台数的には担当課のほうから見ても若干少ないのかなというふうに思っております。ただ、町が持っている部分でございますので、当然そういった時期になりますとある程度町内において、いわゆる事業所とそういう有事があった場合の災害の協定なんかも結んでいる部分もございます。そういったところから協力していただいて、そういう寒さをしのぐような対応策というものがまず考えられるかなというふうに思っております。当然いわゆるそのほかにも災害応援協定を結んでいる自治体等もございますので、そういったところからも協力を要請いたしまして、速やかに配備を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、2点目の洗濯機の備蓄についてであります。これにつきましては、これも先ほどこっと申し上げましたとおり、避難生活が長引く、そういった災害の想定もできます。これに関しましては、やはり企業からの応援ですとか、あとは国、県と、あと他自治体からのそういった応援をいただきながら、長引くような場合についてはそういう対応をしていくというふうな計画の中身になっているところでございます。

最後、3点目でございますが、女性視点での備蓄というふうな観点でございますが、これにつきましては、災害計画をつくるに当たっては担当課だけで進めているわけでは決してございません。庁内全体の協議と意思決定の下に、さらに町内の有識者の方ですとか関係機関の方からご意見をいただい

てこういった計画がつけられているというふうなところでございますので、十分に女性の方から見て必要な物資についてもそろっているのかなというふうに思っております。さらに、今後も足りないものがありましたら随時備蓄に加えてまいりたいというふうな考え方でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） ちょっと後の部分が聞こえないのですが、全町的にやっているということですが、この備蓄についても女性の方の、例えば妊産婦とか乳幼児向け、そういうのが全然備蓄になっていないのです。

○議長（大竹 惣君） 星議員、時間が終了しましたので。

○8番（星 次君） その点1点だけ、ではお願いします。答弁。簡単でいいのですが。

○議長（大竹 惣君） では、総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お子様ですとか女性の方のいわゆる備蓄に関しても、全くしていないわけでは決してございません。ある程度のものについては、日常生活に支障がない物品に関しましてはしっかりと取りそろえているというふうなところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） これで星次君の質問は終わりました。

ここで1時45分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 1時36分）

再 開 （午後 1時45分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

続いて、通告第7号、5番、長嶺一也君。

〔5番（長嶺一也君）登壇〕

○5番（長嶺一也君） 5番、長嶺一也でございます。通告に従い、質問させていただきます。

なお、質問に入る前に一般質問通告書の要旨欄の訂正をお願いします。通告書の3ページ、2、農業の振興についての下から10行目、「高齢者のいわゆる地域の高齢者であり」とありますところの「高齢者のいわゆる」の部分を削除していただきますようお願いいたします。

それでは、質問を始めます。まず、カーボンニュートラルの取組について尋ねます。令和5年6月1日にふくしまカーボンニュートラル実現会議の設立総会が開催され、本町も含めた59市町村のほか、関係団体が出席の下、同会議が発足したことは皆様ご承知のことです。本町では、後期計画の推進に当たってはSDGsの理念も踏まえて取り組むものとするとしています。そして、私はカーボンニュートラルの取組はSDGsの全ての目標の達成に直接的にも間接的にも何らかの形で関わっていると考えております。一方、同僚議員2名の一般質問において、町としてカーボンニュートラル宣言をすべきとの提言がなされました。そして、同僚議員の提言を受け、町長より会津美里町ゼロカーボン宣言がなされたところであります。カーボンニュートラルを推進するには、カーボンオフセット

とJークレジットを合わせた取組が重要であり、カーボンニュートラルとは何か、なぜ温室効果ガスの排出量を削減しなければならないのかを町民に対して丁寧に説明する必要があると考えます。さらには、数値目標や町民一人一人が排出するCO₂排出量のシミュレーションを行い、どれだけ排出しているのかを客観的に確認する必要もあると考えます。まずは、町民自らがCO₂削減のため日常生活でできることを徹底しなければなりません。そして、この取組は役場内の1つのセクションだけでは成り立たず、横断的に取り組む必要があると考えているところです。そこで、以下質問いたします。

1、カーボンニュートラル表明後、町の脱炭素に向けた今後の主な取組、施策についてどのように考えているのかお尋ねします。

2、本町のカーボンニュートラルの実現のためのロードマップはどのようなになっているのか、また今後の進捗状況に係る町民説明をどのように行っていく考えなのかお尋ねします。

3、カーボンニュートラル実現のため、省エネルギー対策の徹底をこれまで以上に町民や事業者へ呼びかける必要があると思います。町民や事業者に対しどのように周知し、理解を求めていく考えなのかお尋ねします。

4、去る1月末、本町においてカラムツ苗木植樹体験を通してカーボンオフセットの仕組みについて小中学生を含めた参加者が学習しました。次代を担う小中学生に対するカーボンニュートラルの学習をどのように進める考えなのかお尋ねします。

5、日本は、2035年までに新車販売で電動車を100%にすると目標を掲げています。化石燃料から低炭素燃料、電動車へと変遷する自家用車等の買換えに係る補助金制度や税金減免の創設も必要と考えますが、見解を尋ねます。

6、カーボンオフセットについて、姉妹都市である東京都台東区などの関東圏の自治体や他県の一般企業などと連携して取り組む考えはあるのかお尋ねします。

7、4パーミルイニシアチブについてですが、炭化した剪定枝を果樹畑にまいたり、稲わらや草を畑にすき込んだりすることにより、土壌中の炭素量を年間4パーミル増やせば経済活動で発生するCO₂の増加量を相殺できるという考え方です。これにより、炭の空洞による酸素供給が作物の活性化や脱炭素効果も生まれます。剪定枝を炭化する無煙炭化器も販売されております。そこで、圃場活性化に資するためにも、農家自らが剪定枝を前述の無煙炭化器等を使って剪定枝を再利用することは理にかなっていると考えますが、見解をお尋ねします。

次に、農業の振興について尋ねます。農林水産省は、去る1月30日、2023年の年間農産物価指数を発表しました。2020年の価格を100とする指数であります。肥料は147、肥料のうち尿素は197、飼料は146、生産資材全体では121で、それぞれ過去最高となりました。一方、農産物は108であり、生産コスト上昇分を農産物価格に十分転嫁できない状況にあります。このようなことから、離農者が増えている要因の一つになっているものと考えています。今年は、昨年に比べても暖冬であり、降雪量が平年比で半分以下となっていることから、夏場の農業用水不足を心配しております。地域計画は2024年

度末までに策定しなければなりません。農地1筆ごとに10年後の耕作者を書き込むものですが、高齢者等による担い手不足が深刻で、同計画に耕作者を書き込めないところもあるやに聞いております。食品衛生法の改正に伴い、漬物製造は届出制から許可制となり、経過措置終了が令和6年5月末に迫りました。より厳密な国際基準のHACCPに適合した衛生管理が求められるようになりました。しかし、出荷者の多くは高齢者であり、新基準はハードルが高く、あやめ荘と新鶴温泉の各直売に出荷していた方は生産をやめた、あるいは3月末でやめると聞きました。このことは、単に郷土の味が消えることばかりではなく、食文化の継承が途絶えること、高齢者の働く意欲をも奪ってしまうことだと考えます。以上のことを踏まえ、以下質問します。

肥飼料や生産資材の高騰の高止まりが続く中、あと20年で基幹的農業従事者は現在の4分の1の30万に激減すると農林水産省は試算結果を示しました。食料の安定供給の確保や農業の持続的発展につなげ、農村の振興を図るためには農業従事者へのさらなる農業所得の安定化を保障するとともに、経営強化を図る必要があると考えますが、見解を尋ねます。

2、この暖冬による雪不足は夏の水不足が懸念されます。早い時期から対応策を備えておく必要があると考えますが、見解をお尋ねします。

3、地域計画の進捗状況と今後の進め方をお尋ねします。

4、改正食品衛生法は令和3年に施行されましたが、経過措置や期間中の漬物の個人出荷者に対してどのような指導や支援を行ってきたのか、そして今後どのように支援していく考えなのかお尋ねします。

次に、DXの推進について尋ねます。本町におけるDXの推進について、デジタル田園都市構想が掲げる未来を実現するためには、高齢者が多いからデジタル化が進まないというようなことを理由にしていけないと思っています。本町では、さらなるDX環境を整えるため、令和6年4月1日に組織を改編し、デジログ推進室を設置します。私は、推進室を設置することで本町のDX化の推進が加速することを期待するものであります。しかし、看板だけではなく、実質的にも推進していただきたいと切にと思っています。スマートフォンは今や生活の一部となっています。スマホは不要と考えている町民の意識を必須に変えていくことが行政の使命だと思います。町はスマホ教室をじげんプラザで実施していますが、支所や地域の集落センターなどでも出前講座的に行うべきと考えています。また、DXを普及するデジタル人材の育成も欠かせません。マイナンバーカードの町独自の利活用や町内Wi-Fi環境の整備、点検も欠かせないと考えます。そこで、以下質問します。

1、推進室の推進体制をお尋ねします。

2、町におけるデジタル化は、多様な行政サービスにわたるので、各課全体的な調整、管理が必要と考えます。そこで、総括責任者として副町長または総務課長が兼務すべきと考えますが、見解を尋ねます。

デジタル化は、高度な専門的知識を有する人材が不可欠であり、組織をつくっただけでは進まない

と思います。内部人材だけで組織するのか、外部に人材を採用するのか、スポット的に外部人材を依頼するのかなど、デジタル人材としての人材確保はどのように行うのかお尋ねします。

マイナカードの人口に対する交付枚数率は、令和6年1月31日現在、77.29%とのことだが、今後どのような方策で交付枚数率を上げていく考えなのかお尋ねします。

マイナカードに町独自の行政手続等の付加は考えているのか。例えば母子健康手帳、図書利用カードなどを付加することが考えられます。現在、町はどのような活用を考えているのかお尋ねします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 5番、長嶺議員の一般質問にお答えいたします。

なお、4点目の小中学生に対するカーボンニュートラルの学習につきましては教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

1点目の脱炭素に向けた今後の主な取組、施策につきましては、町内における分野別の温室効果ガスの排出量や森林等における二酸化炭素吸収量の実態、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを把握しながら、地方公共団体地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定に取り組む上で、地域の特色を生かした効果的な脱炭素の取組を検討してまいります。

2点目のカーボンニュートラル実現のためのロードマップと進捗状況に係る町民説明につきましては、計画策定に合わせ今後のロードマップを作成する考えであり、それぞれの分野における削減目標と取組内容を分かりやすくお示ししていくとともに、進捗状況につきましても広報やホームページ等を活用し周知を図りながら、2050年のカーボンニュートラル実現を目指してまいります。

3点目の省エネルギー対策徹底の周知につきましては、カーボンニュートラル実現のためには、町民や事業者の皆さんが日常においてどのくらいの温室効果ガスを排出しているか、どうすれば排出量を減らすことができるのかを定量的に示し、ご理解いただくことが排出量削減の取組を進める上で重要であります。そのため、省エネルギー対策徹底に係る周知方法につきましても、計画における施策の構築に合わせ、より効果的な方法を検討し、実施していく考えであります。

5点目の電動車への買換えに係る補助金制度や税金減免の創設につきましては、購入促進に有効な取組であると考えます。町独自の取組につきましても、国や県による制度などの状況を踏まえ、検討を行ってまいります。

6点目のカーボンオフセットの取組につきましては、クレジット創出側においては資金循環による経済効果を生み出し、地域活性化につながるなどメリットがある一方、自らの削減実績にはつながらないなど、デメリットもございます。2050年カーボンニュートラルの実現は簡単なものではなく、町民、事業者、行政が各分野において取り組むべき対策を一丸となって実施していかなければなし得ないものと考えております。そのため、まずは本町のカーボンニュートラル実現を図り、その上で削減

量等に余剰が生じる場合はカーボンオフセットの活用も検討してまいります。

7点目の剪定枝を炭化し施用することにつきましては、バイオ炭の活用は農業分野において温室効果ガス削減対策の一つとして注目されており、剪定枝の炭素の土壌貯留についても全国的に広がりを見せているところであります。農業において、やむを得ない場合として、稲わら等の廃棄物を焼却することは認められていますが、火災などのおそれがあることから、無煙炭化器の適切な実施方法について関係機関の指導を仰ぎながら調査研究し、環境に配慮した農業の普及啓発に努めてまいります。

次の農業の振興についてであります。1点目の農業生産費高騰に伴う農業経営につきましては、昨今の農業生産費の高騰は農業経営において深刻な打撃を与えているものと危惧しております。町といたしましても、緊急的な支援として、昨年度の肥料価格高騰支援や今年度については飼料価格の高騰に係る支援に取り組んできたところであります。しかしながら、生産費の高騰については今後も長期化することが見込まれるため、国や福島県の支援策を見極めながら、対策を検討してまいります。

2点目の暖冬による夏の水不足につきましては、水不足の対策はため池の管理や各農業者の適切な用水管理が最も重要であることから、福島県や土地改良区と連携し、限りある水資源を有効に活用できるよう節水を呼びかけるなど、対応してまいりたいと考えております。また、現在進めております地域計画での農地の集約化や畑地化が有効な手段として考えておりますので、地域の話合いの中で対応策を検討できるよう、情報提供に努めてまいります。

3点目の地域計画の進捗状況と今後の進め方につきましては、来年度末までに85集落の計画策定を目標に取り組んでいるところであり、現在、52集落において延べ71回の話合いを実施いたしました。計画策定に向けた1回目の話合いでは、集落の皆さんへの制度の説明と地域農業の課題を洗い出すための意見交換を実施し、2回目以降については将来にわたり地域で農業をどのように継続するのかを集落の皆さんと関係機関と一緒に検討を行い、現在、16集落で話合いが終了したところであります。今後につきましては、未実施の集落へ順次働きかけを行い、地域農業の課題等を丁寧に話し合い、協議の場を取りまとめていきたいと考えております。なお、話合いが終了した集落から目標地図の作成に取りかかり、関係機関からの意見を聴取し、公告、縦覧を経て地域計画を策定してまいります。

4点目の漬物製造事業者への支援につきましては、食品衛生法の改正により、漬物を製造していた事業者は届出制から許可制となりました。この法改正により、衛生基準を満たした施設の整備や食品衛生管理手法、HACCPに沿った衛生管理が必須となり、会津保健福祉事務所において事業者へ周知や指導を行っております。また、町では、農業者から相談を受けた場合はふくしま地域産業6次化サポートセンターや会津保健福祉事務所への取次ぎを行ってきたところであり、引き続き許可申請やHACCPなどの手続について農業者からの相談を受け付け、必要に応じて会津保健福祉事務所への取次ぎなどの支援を行ってまいります。

次のDXの推進についてであります。1点目の推進室の推進体制につきましては、これまでの総務課防災情報係の情報政策担当及び政策財政課政策企画係の情報発信担当を集約させ、デジタルとア

ナログを融合させたデジログ推進室を政策財政課内に設置し、デジタル技術を活用した業務の効率化や行政手続のオンライン化等を推進し、利便性の向上と効率化を図り、住民サービスの充実を目指してまいります。

2点目の総括責任者の兼務につきましては、町のICTやDXを総合的に推進するため、副町長、教育長、各所属長、デジタル化推進アドバイザーで構成される地域情報化推進本部を設置し、副町長を本部長として配置しております。本部長の役割として、全体方針の合意形成、各課連携体制の構築など、今後、DXによる住民サービスの充実に向けた各課横断的な取組を円滑に行っていくために全体を総括することを想定しておりますので、現在のところ兼務は考えておりません。

3点目のデジタル人材としての人材確保につきましては、令和4年度より国の地方創生人材支援制度を活用し、民間のデジタル専門人材をデジタル化推進アドバイザーとして委嘱しております。推進室は内部人材で組織となりますが、外部人材の専門的知見をお借りしながらデジタル化を進めていくとともに、職員全体のデジタルに関する知識とスキルアップを図ることで、将来を見据えたデジタル人材の育成についても並行して進めていきたいと考えております。

4点目のマイナンバーカードの交付枚数率を上げる方策につきましては、今年の2月1日よりマイナンバーカードを利用した住民票のコンビニ交付を開始しており、来庁されなくともよい窓口とマイナンバーカードの普及を目的に、サービスがスタートしたところであります。今後もこのような形で、マイナンバーカードの利用により、住民の方の日常生活がより便利で快適になる有効的な活用方法をアドバイザーの支援を受けながら調査研究を進めてまいります。

5点目のどのような活用を考えているのかにつきましては、町独自の活用法につきましては、4点目のご質問同様、マイナンバーカードの利用により、住民の方の日常生活がより便利で快適になる有効的な活用方法について調査研究を進めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 5番、長嶺議員の一般質問にお答えいたします。

カーボンニュートラルの取組についてであります。4点目の小中学生に対するカーボンニュートラルの学習につきましては、持続可能な社会の実現に向けて主体的に行動できる力を育成することが重要だと考えております。これまでも町内各小中学校において節電や節水、紙の削減、資源ごみの回収などの活動を通して、児童生徒と教職員が一体となって環境問題に取り組んでまいりました。また、各教科においても、エネルギー資源や発電方法、ごみの分別やリサイクルの仕組みについて学習するとともに、森林環境学習などの体験的な活動も取り入れながら、環境教育に取り組んでおります。令和6年度は、全ての小中学校と義務教育学校において、福島県が実施している学校版のふくしまゼロカーボン宣言事業に参加表明し、カーボンニュートラルの意義や取組への理解を深めるとともに、自

分たちの取組内容が見える化するなど、自らの行動が環境へ与える影響を認識させ、環境配慮意識の醸成を図っていく考えであります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 一定の回答ありがとうございました。ちょっと再質問させていただきます。

まず、カーボンニュートラルの1番の①と②についてですが、これから検討するとかこれからなのだよというような答弁でしたが、同僚議員の過去の一般質問は令和4年12月と令和5年12月にありましたが、今日まで相当の期間があったにもかかわらず、私から言わせていただくと一般質問を受けても何もしなかったとしか評価できないのですが、ゼロカーボン宣言を発するだけで、宣言後のビジョンまで考えていなかったということでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長、猪俣利幸君。

○町民税務課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

これまで相応の取組をしていなかったのかというような内容ございますけれども、そういうことではございませんで、やはり今後、住民の方たちを含めて事業者、全町一丸となって取り組むべき具体的な施策、そういうものについては計画の中でしっかりと町民の方たちの意見、事業者たちの意見を吸い上げてしっかりした計画、ロードマップを築いていこうというようなこと、こちらの町長答弁では特に申し上げることはないという、今後検討してまいるというようなことでございますけれども、基本的に基本的な目標の施策の柱となるというものについては国、それから県計画にかなり準拠したものというふうに考えてございます。しっかりとその辺については、やはり柱としては再生可能エネルギーのやはり地産地消、導入利活用促進とか省エネルギー推進、それから脱炭素型まちづくりの推進、ごみも含めまして循環型社会の推進、あとは今後の災害等に、今後等に備えるための適応策の推進と、そのような形で、今後そういうものを柱としましてしっかりした計画を築いてから、構築してからしっかりと責任を持ってそこは説明させていただくというような考えでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 今回、町長が宣言する前に全国的にもう1,000以上の自治体が宣言していたのですけれども、大体そうすると宣言内容と取組内容につきましてはホームページに記載されてございます。なのにうちの町は遅れているのというふうに聞きたいのですけれども。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） カーボンニュートラル宣言を発するにはその根拠、それを担保するしっかりとした計画の策定がやっぱり必須だというふうに考えてございまして、これまで、今回やはり計画を策定するということが固まったと、そういうような見通しが立ったということから今回宣言を発したものでございまして、やはり計画を立てる前に発するのか、後に計画を立ててからカーボンニュートラル宣言を発するのかと、これ迷いましたけれども、本町においてはやはり最初に発して、

カーボンニュートラル宣言を発した、表明した後にみんなで実効力のある計画をつくっていかうという考えでこれまで取り組んできたということでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） それでは、主な施策と取組を決めなくてはいけないわけなのですが、いつ頃まで策定する考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 実は令和6年度、来年度中に策定したいというふうに考えてございます。ただ、今回この計画を策定するに当たりまして、国の支援、補助金を活用するに当たりまして、例年、昨年までですと申請の時期が、2月に公募が開始されて3月の応募ということだったのですが、募集ということなのですが、今回、1か月遅れましたので、来年度中の策定は目指しますが、最終的に計画という形になるのはもしかすると1か月ぐらい、4月ぐらいにずれ込むやもしれないというところでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） もっとスピード感を持って進めるという考えはないですか。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 今回の計画を策定するに当たりましては本当に、本町の二酸化炭素の排出量、それもいろんな部門がございます。製造業、建設関係の産業部門、それから一般家庭、それからこういうような公共施設を含めたサービス業、それから自動車、そういうようないろんな部門ごとにやはり排出量というものを算出しなくてはなりません。それから、対象となる二酸化炭素を吸収します森林につきましても、いわゆる森林計画対象の民有林だったりとか、あと法令等に基づく天然生林でございましてもしっかりとその部分が管理されている面積、要はそういう様々な森林の樹齢だとか、あと管理状況だとか、そういうような面積をちょっと詳細に把握するというような必要から、やはりここはしっかりとしたコンサルを依頼しまして、相当な金額も張るものですが、今年1年かけてその辺を調査して、しっかりした根拠のあるもの、実効性のあるものをつくり上げていくというところでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 今ほどの答弁の中でも排出量を減らすとか、あとは定量的に示すというような答弁がございました。まず、CO₂量の数値化すると客観的に分かりやすくなるのかなと思います。私、昨年10月にじげんプラザで脱炭素まちづくりカレッジに参加しまして、その中でCO₂排出量の定量的な、日常生活でここをやると何トン出ますよというようなシミュレーションを行ったわけなのですが、そういった数値化を一人一人やっていけばある程度数字で分かりやすく、これだけ減らさなくてはいけないのだなというのが分かりやすくなると思いますので、その辺も含めて計画とかを進めていただければというふうに思います。

あと、町民に対する説明なのですが、ゼロカーボンという大抵分かりにくくなると思います。ですから、今まで町がごみ減量化、食べ残しゼロということでいろいろ啓発してきたわけなのですが、身近な、日常でできることを始めるというような、周知していくということも一つの方法だと思うのですが、その辺はどうお考えになるでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 議員おっしゃるとおりだと思います。町民の方がその辺理解できないということであれば、やはりその取組意識というか、意識の高揚にもつながらないと思いますので、しっかり身近な、本当に日常的なあれで、電気料の削減ですね、エアコンの適正管理だとか、あと不要な電気は消すだとか、そういうことによってどのくらいのワット数、キロワット数、どのぐらいの電気量が消費されると、それに基づいてどのぐらいの二酸化炭素の削減につながるといったところで、あくまでも車のガソリンも、エコドライブとかも心がけることによるその効果というものもそうですけれども、そういうのはまさに日常的な活動におけるどのぐらいの排出量というものを、きちっとその辺を町民の方が自分の体験として実感できるというような形でお示するということは、やっぱり取組を推進していく上では肝要なことなのだろうというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 先ほどの答弁で、進捗状況等も広報やホームページ等を活用して周知を図るという答弁をいただきました。あと、去年かおとし、町の広報なのですが、森林整備の話題でずっと継続して毎月毎月シリーズ化していたわけなのですが、今回、町長が宣言したわけですから、もっと町民にアピールする上でも、広報をシリーズ化するなり、常に町民に投げかけているのだよという姿勢を示すべきと思いますが、どうでしょう。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） まさにそのとおりというふうに考えてございます。今後しっかりした計画を立てると申しましたが、実際その計画自体は町民の方にはもう読んでもらえないというようなことで、そういう前提に広報、啓発活動に努めなくてはならないというふうに考えてございますので、情報は必要最小限に、見やすく分かりやすく、何回も繰り返しやはりそういうような情報を提供していくというようなことを考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） それでは、注視してまいります。

③に行きます。蛍光灯の2027年問題がございます。蛍光灯が生産中止になるということはお存じだと思うのですが、このためLEDは値上がり傾向にあります。LEDの補助金は考えていないのか、この蛍光灯もなくなるということについても町民にどのように周知するのかお尋ねします。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 照明のLED化も含めまして、今後、省エネ家電への切替えだとか、

またそういう省エネ住宅への改修だとか、さらにはやはりエコカーとか、それから太陽光発電の導入とか、様々な町民の方への補助制度というものは想定されるわけですが、その中でやはり何が一番効果的なのかと、何が緊急的にやらなくてはならないのかというものを、国と県の補助金の制度もごございますので、そういうのもちょっと比較検討というか、そういうものにも鑑みながら、何に対して補助することが有効なのかというようなところを今後計画の中で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） それでは、④のほうに移ります。

我々の年代の者は、子どもの明るい将来と環境を持続可能なものにしていく義務があると考えております。それで、SDGsの理念をどのように教育していくのかということのをちょっと具体的にお示しいただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 以前にも議員からSDGsについてのおただしをいただいたところでございますが、SDGsというのはご存じのとおり総花的な目標を掲げておりますので、それをどんなふうに学校教育の中に推進して取り入れていくのかにつきましてはそれぞれの教科であったり活動であったりというところに細分化されていきますので、トータルで見えていかなくてはならないというふうに思っております。現行学習指導要領の中にもSDGsの理念に合致した学習活動内容が組み込まれておりますので、基本的には今学習指導要領で示されている学習活動を推進することによってある一定以上の理解と実践意欲は身につくものというふうに考えておりますが、それ以上に、先ほど答弁させていただいたように、より学校の中で実践するための活動を学校の実情に合わせてそれぞれ取り組んでいるところでありますので、教育委員会といたしましてもその活動を今後さらに支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 今実践というお話、回答ありました。宮川小学校では、ケナフ栽培、実践的に体験授業をやってきたわけなのですが、そういった実践的な体験授業は重要と考えておりますが、さらにこういった実践事業を今後増やしていく考えはあるのかどうかちょっとお聞きします。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 今のおただしでございますけれども、先ほど申しましたとおり、やっぱり各学校のいわゆる実情、特色がございますから、学校が例えばSDGsに関する教育、環境教育を進める上でこういう切り口でやっていきたいというものがそれぞれございますので、基本的にはそういうところに任せていくしかないかなと思いますが、宮川小の事例のようにそういう好事例があればできるだけ共有化できるように、お互いに好事例を知って、自分の学校でも広めていこうというふうな取組が広がればいいかなというふうに思っております。そういう情報交換の機会も様々なところで

ありますので、ぜひ好事例があったら共有化を図ってまいりたいというふうには考えております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 続きまして、⑤に移らせていただきます。

化石燃料以外の自動車を運転して本町へ観光する方などが利用する水素ステーションや充電ステーションの有無は、観光客が会津美里町に行くか行かないかの判断材料にもなるのかなというふうに思います。新設や増設の考えはないかどうかお尋ねします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今のところ、まだ水素ステーションとかそういうところの導入の検討までは至っていない状況でございます。電気につきましては、充電器などについては今後設置していきたいと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 充電ステーションを設置する考えという答弁でございました。場所的なことは考えていますか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 場所につきましては、まず来年度につきましては本郷インフォメーションセンターのところに充電器を設置したいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 分かりました。早急な設置をお願いしたいと思います。

⑥なのですが、各自治体は2050年、二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取組等を行っております。例えば2019年6月17日に宣言した横浜市は、会津若松市、郡山市等と連携しております。これってなぜでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時29分）

再 開 （午後 2時29分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） カーボンオフセット、いわゆるクレジットについては、カーボンオフセットの取組につきましては、やはり都会からの、都市部からのいろんな資金が、森林整備だとかの資金がやはり地方のほうに流れてきます。それによって、その資金を活用しまして、やはりそこでイベントが開かれたりとか、都会から人を招いたりとかということで、かなりの経済効果と地域活性化につながるというような、そういうようなメリット、長所もございますので、そういうようなカーボンオフセットの仕組みを活用して地域振興につなげたいという考え方であろうというふうに考えて

ございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 関東圏だとなかなか実質ゼロにできないことだと思いますので、ほかの自治体や企業にCO₂の売買を求めている自治体もございます。ネットにも売ってほしいとエントリーしている自治体もあります。本町もネットを活用して、豊富な森林資源でCO₂を吸収していくわけですので、そういったこともしっかりと計画に盛り込んでほしいのですが、所見を伺います。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） カーボンオフセットの取組でございますが、町長答弁でもございましたとおり、なかなか本町だけでもやはり削減量、目標値、ゼロカーボンですね、あとその目標値を達成するというのがなかなか難しいというふうに、かなり難しい目標なのだと、達成には難しいというふうに考えてございますが、やはりカーボンオフセットによりまして都会から、都市部のほうからお金が流れてきます。お金をいただいて、さらにそれで森林等の活性化というものについては、こちらのほうに労力だとか、そこまでの労働力、それから余力があれば実際に有効な取組でございますので、しっかりそこを、先ほど申し上げた計画中の施策、町の脱炭素化の推進の中でしっかりと都市部の連携によるカーボンオフセットを活用した森林経営活動というようなところをやはり組み込む必要があるというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 山形県は、Jークレジットで平成28年から令和4年の7年間で3,000万円の収入を得ております。本町も町税収入が年々少なくなって財政的に厳しくなっていくわけなのですが、早急に取り組む施策と考えております。本当になるべく早くJークレジットの取組、大いに進めていただければというふうに思います。近くでいえば、喜多方市も2,137万円の収入、2015年以降なのですけれども、2,000万を超える収入があるので、Jークレジットについては本当に早急に進めていただきたいと思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） カーボンオフセット、クレジットの取組については、やはりそういうのは都市部のほうから地方にそういうような資金面でお金が流れてくるということで、資金循環による経済効果を生み出すというような、本当にそういうような経済効果あるものとは認識してございますけれども、その量でございますけれども、あまりにも多く引き受けてしまってもやはり、こちらその資金を活用して森林整備に従事していただく、そういうような労働力だとかそういうものが実際にあると、そこまでの余剰があるのかというような意味合いでの先ほどの答弁内容でございますけれども、しっかりそこら辺がやはり労働力等を活用できるのであればぜひ、このカーボンオフセットの取組というのはやはり地域活性化のためで本当に有効な策だというふうに考えてございますので、それは早めに計画策定の中でやはりそこも、いつ頃から実施するというような実施時期についても、そ

の辺についても検討していかなければならないというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 最後のほうちょっと分かりづらかったので、もう一度お願いします。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 計画の中で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） ⑦に移ります。

町民税務課のほうでは野焼き禁止と広報しておりますが、私の質問では剪定枝を燃やしてもCO₂量はプラ・マイ・ゼロであるから、果樹農家に対しては、延焼がないように気をつければ、事前に消防署に連絡して剪定枝を各農家が燃やすことは可能と思いますが、併せて可燃ごみとして排出するとごみ焼却場の負担が増加いたします。そうならないためにも自分の畑内で燃やす方法は適切な処理方法と考えますが、見解をお伺いします。ごみ減量を掲げる町民税務課と農業推進を掲げる産業振興課のそれぞれの課の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 農作業に伴う稲わらとかもみ殻とかというものについてその場で焼却するということについては、やはり廃棄物処理法の中でも特例として農業の、農作業に必要なもので必要最小限の限度でそこは認められているというものでございますが、近年ですとやはり臭いとか、あと延焼の、野火火災の危険性もございますので、そこはやるのであればしっかりと管理を、そこに人が実際に張りついて、しっかりとした管理の下にやっていただけるのであればこれは法的にも問題はございませんけれども、火をつけたままその場を離れて数時間も放置しているというようなことであれば、やはりこちらのほうでもそれについては、そういうのは適切な管理についてはやはり指導というか、そこはお話をしなくてはならないというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 続いて、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えさせていただきます。

野焼きにつきましては、農業を営む上でやむを得ないとされる場合は野焼き禁止の例外として取り扱われます。野焼き禁止の例外でありましてむやみに焼却してよいわけではなく、周辺地域の生活環境に悪影響などを及ぼす場合は行政指導や罰則の対象となるということとされています。したがって、野焼きですか、こういったものを推進するに当たりましては、やはり品種ごとに剪定後の水分量や燃焼時間等などについても調査を行いまして、本当に確実な方法というのですか、燃焼時間でとか火を消すタイミングとか、そういうものも適切な実施方法について農業普及所などからの指導を受けながら、必要な場合は推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 先ほどカーボンニュートラルではなくて、ごみ減量とかそういうのを推進したらどうかと私言いましたけれども、例えばごみ減量アイデアコンテストとか、そういった町民とか

小中学生を巻き込んだイベント的なものやってもいいのかなんて私なりに考えているのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 現在も年に1回小学生の、全小学生、3年生か4年生ですね、ごみ減量化の標語コンクールということで実施してございます。たしか200から300の間に毎年応募がございまして、優勝が町長賞ということで、入選まで設けてございまして、実際にそのような取組、町内の全部の小学校を対象に行っているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 分かりました。

では、最後にゼロカーボン宣言を表明した町長にお尋ねします。町長は、会津美里町におけるゼロカーボン社会を実現するためにどのように旗振り役を担っていくのか。キックオフ的な町民に見せるイベントなども必要と考えますが、現時点における町長の考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

この地球温暖化の対策、ゼロカーボン宣言をさせていただいたわけですが、全世界的なこれ課題であるというふうに思っています。その中でゼロカーボンの宣言をさせていただいたということは、町内もとよりですけれども、町民に対してもしっかりと発信をしながら、町全体でこのゼロカーボンに向かっていくと、そういう姿勢をこれから持ち続けていきたいというふうに思っています。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 町長、議会、担当課と共にカーボンニュートラルを進めていくことを議員たる私も宣言いたしまして、1番の再質問を終わります。

次に、農業振興について再質問いたします。私が構成員として参加している会津農業振興議員連盟は、去る2月9日、農林水産省に赴いて、課題解決に向けた特段の措置を講ずるよう関係大臣、大臣政務官、関係審議会に要望書を提出するとともに、農業を取り巻く情勢は大変厳しいこと、農業以外の仕事をして農業の赤字分を補填していることなどの窮状を訴えてまいりました。

それで、農業の持続的発展のため、町独自の支援策を構築する考えはないのかお伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 再質問に対してお答えさせていただきます。

昨年におきましては、肥料、飼料価格の高騰に対する支援なども行ってきたところでございます。こういった支援につきましては、今後の支援などにつきましては、国ややはり福島県の施策、支援策というところで、動向などに注目しながら、アンテナを高くしまして必要な支援を行っていきたいと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 収益性の高い品目とか売れる品目の指導、あとは輸出できる品目の指導というのは考えていないのですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） すみません、指導って言ったのですか。もう一度すみません、いいですか。ちょっと聞き取りが……

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員、もう一度お願いします。

○5番（長嶺一也君） 収益性の高い品目。

○産業振興課長（小林隆浩君） 分かりました。失礼しました。収益性の高い品目につきましては、やはり園芸作物ということで、本町におきましてはキュウリですとかトマト、アスパラ、あとはネギ、カスミソウなど、そういった転換を進めているというところでございます。あと、輸出につきましては、輸出先の確保と関係機関との協議が必要となるということになってございまして、本町におきましても、身不知柿の輸出に取り組んでいるＪＡ、全農、ジェトロと加えて輸入業者さんとの調整なども必要になって、会津若松市、会津坂下町、会津美里町、３者協働して、あとＪＡと協働して海外輸出を行っています。こういったところで今取り組んでいるところではございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 例えば農家のＧＡＰ取得に対する支援なんかも考えられるのですが、ＧＡＰ取得と更新にはお金がかかります。しかしながら、ＧＡＰを取得すれば市場関係者や消費者からの信用が高まって、収益増加につながります。そういったＧＡＰ取得の支援について町の考えをお尋ねします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

確かにＧＡＰにつきましては、取得ということになりますとやっぱり差別化がすごく図れて有利ということになると思います。このＧＡＰの取得につきましては町の補助金がございます。そういったところの支援を行っていますので、そういったところで今後も対応していきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 引き続き支援をお願いしたいと思います。

②なのですが、行政だけでなく農業従事者の協力がないと水不足解消は図られないと、こう考えております。農業従事者へどのように周知していく考えなのかお尋ねいたします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 水不足につきましては、まずは水の配り方、そういったところが大変重要でございますので、今年は特に雪も少ないということで、あと５月、６月の雨の降り方が少ないような場合ですとやはり水不足も想定されますので、そこにつきましては県や土地改良区などと、

関係機関と事前に干ばつ対策について情報を共有し、あらかじめの対策を確認して対応してまいります。なお、農業者に対しても水の節水などの周知などを行っていきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 昨年も水不足で、ポンプを使って田んぼに水を入れた方がいまして、燃料代高騰でかなり大変だったようなのですが、そういった燃料代に対する支援というお考えないでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今のところ、燃料代に対する支援というのまでは準備してはいないのですが、これやはり本当に災害になるような干ばつになりますと当然国とか県の支援も出てくる可能性が高いので、そういうときは迅速にそういった支援を活用しまして農業者の支援を行うような体制は取っておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） ちゃんとアンテナを高くして支援をお願いしたいと思います。

3番に移ります。地域計画を策定するに当たり、完全なものでなくてもよく、都度修正すればよい計画なので、農家や自治区長に対して難しく考える必要はないと指導しまして、一日も早く計画を仕上げるべきと考えるが、どうでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 地域計画につきましては、やはり地域の皆さんが集落営農ということで本当に10年後、さらには将来の自分の地域を考えて、本当みんなが納得いくように議論していただくということも大切ですので、確かにスピード感を持って進める必要はあるのですけれども、やはり皆さんある程度納得して、考え方が一致して今後に向けて取り組んでいくという視点も大切にして進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 高齢者が多いところでは、10年後、一筆一筆に耕作者の名前を書くわけなのですけれども、どうしても書けないようなところ、地区も出てくるかななんて思っているのですが、その辺の対応はどうお考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） どうしても耕作者が見つからないといったような場合の対応なのですが、基本的には地域計画をつくる上で、例えば水系ごとに土地を集約するとか集積するとかそういうことをやっていって、できるだけ効率的に担い手の方に水田耕作していただくという考え方でやっぱり進めるわけですが、議員さんおっしゃったとおり、どうしても見つからないのだといった場合は、

地域計画の中ではそこは白色にしておいて、取りあえず地域計画もつくって終わりではないので、それからがスタートで、やはり変更があればどんどん直していくということですので、そういうのと併せてその白いところも今後どうするのだという検討をするということになります。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 取りあえず全部名前を埋めるのかななんて思ったのですが、空白のままで取りあえず計画できましたよということもオーケーなわけなのですね。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 好ましいことではないのですが、やっぱりその場所を勝手にほかの人が色を塗るわけにはいきませんので、それは本当にやむを得ない場合ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 分かりました。

4番の漬物につきましては、特に再質問はいたしません。

次に、DXの推進について質問いたします。まず、①と②をまとめて再質問いたします。役場内では、組織的に副町長がそれぞれの課の課長の上に立って、先ほど本部長ということで位置づけされているという答弁はいただきました。その辺は町民は分かっていない内容でございまして、町民への見せ方、DXに対する町の意気込みを示す上でも、本部長は副町長なのだよというようなことで外部に、町民に見せるやり方もいいのかななんて考えているのですが、どうでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

DXを推進するに当たり、いわゆる町の姿勢としての見せ方の件だと思いますが、内部的には当然そういう組織づけがなされているのですけれども、町民に対して発信しているものではないので、これだけでちょっとお知らせするというよりかは、課と同時に町の体制の中でお知らせしていくことが重要なことかなというふうに思っておりますので、今後、ちょっとその実施時期含めて速やかに検討してまいりたいと思っております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） スマホ講座なのですけれども、今もやっているわけなのですが、もっと回数を増やす考えはないでしょうか。例えば職員が出前講座的に地域に行って指導すると、そういった考えはないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） スマホ講座等の回数の増加といいますか、回数をもう少し多くしたらどうかというふうなおただしでございしますが、確かに進めていく中で非常にそういったいわゆるスマー

トフォン等の端末の必要性が今後どんどん出てまいります。それをすべからく使っていただくような仕組みはやはり行政としてつくっていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、その辺についても今後速やかに調査してまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） ICTの人材育成ということで、内部の人材でスキルアップを図ってデジタルに関する知識を増やしていくというような答弁でございました。会津には会津大学があるわけなのですけれども、会津大学へ職員募集の営業は行っているのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 会津大学へのいわゆる働きかけにつきましては、実際行っておりません。ただ、ある程度、今後進めていく中でそういった本当に内部人材を専門職として雇用しながら進めていくという方法も一つの方法としてあろうかなというふうに思います。ただ、まだ今後この4月からスタートする予定でございますので、その中でまずはなすべきことがございますので、そういったことが終了して、それを議論する時期に来ましたらしっかりと議論してまいりたいというふうに思います。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） デジログ推進室を設置するに当たりまして、私の勝手なイメージなのですが、各課のほうにもICTの詳しい人が張りつくのかななんて思ったものですから。デジログ推進室にICTの専門の方ということではなくて、各課のほうにも専門の方が、ある程度詳しい人が配置されるという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

DXを進めるに当たりまして、当然町長以下、副町長を含めての専門家会議はございます。その下に専門家部会というのがもう既に組織されておりまして、各課のほうから1名ずついわゆるICT等に詳しい職員を推薦願って、今現在もうそういった組織づくりがされておりますので、その方々を中心に今後DXのほうを進めていくというふうな方針でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 先ほど会津大学の営業活動をやっていないというようなお話でしたけれども、会津大学、あるいはあと会津大学の院生の卒業生は当然ICTも詳しいですし、英語も話せます。なので、そういった人材を確保する必要があるのかななんて思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおただしでございますが、人材の確保でございますが、今本当にこれからスタートする中で、我が町にこういったDXの手法を用いて住民の方々の利便性を担保していくのだというふうなところ、これからその協議に入ります。その中で、今そういった任を外部のア

ドバイザーに担っていただいておりますが、内部的に本当にそういった人員が必要かと言われると、今時点においてはまだそういった時期には来ておりませんので、先ほども申し上げましたが、しかるべき活用について今度本当に推し進めていくような段階になりましたらしっかりと考えてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 分かりました。しっかりと職員のスキルアップを図っていただきたいと思います。

あと、④と⑤をまとめて再質問いたします。マイナカードなのですけれども、私は交付率100%目指せと言っているものではございません。認知症が進み、物理的に使用できない人も当然いますので、町として交付率の目標はどの程度を考えているのかお尋ねいたします。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 町といたしまして、最終的な目標というのは限りなく100に近づけることだろうというふうには考えますけれども、実際今年度末での目標設定は80%に、目標として取り組んできたところでございますが、いろいろな途中不具合等の障害も出まして、やはり不安も国民のほうもあったということで、一時からばたと申請が止まってしまったというようなことで、今現在ちょっと目標値には至っていないと。最終目標を聞かれると、やはりこれは限りなく100%を目指して取り組んでまいる必要があるというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 私は、行政手続のオンライン化についてはマイナンバーカードの普及促進が鍵なのかなというふうに考えております。ですから、マイナンバーカードを持つとこれだけ便利になりますよとかそういった、あとはマイナンバーカードを持つことに不安を抱いている町民に対して不安を払拭することも周知していく必要があるのかななんて思っているのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） おただしのとおり、おっしゃるとおりだと思います。当然行政手続をオンライン化するに当たってはやはりマイナンバーカードを持っておいただくことが必須となりますので、その辺について町としましてもこういった利便性が享受できますというふうなお知らせは事あるたびにしていかななくてはいけないというふうに思っております。さらに、そういったいわゆるセキュリティの問題ですとか、持つことに不安のある方に関しましても、今の本当にそういうセキュリティの問題なんかを誤解のないようにしっかりお伝えしていくということが必要だと思いますので、その辺はしっかりとお知らせしてまいりたいというふうに思っております。それも継続して何回もやっぱりお知らせしていかなないとなかなか理解が深まらないという部分も当然承知しておりますので、それも含めてしっかりと対応してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 私もマイナンバーカードで、医療費の積算なのですが、今までは電卓で領収書たたいていたのですが、マイナンバーカードを使うと一発で出てきて、すごく便利だったなというふうな感想を持っております。

あと、暗証番号や電子証明書交付用暗証番号を忘れたときのサポートはどのようにされているのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 暗証番号等忘れられる方結構いらっしゃいます。その場合については、窓口のほうに来ていただければ、一旦リセットしまして再設定と。その代わり、その場合についてはたしか手数料が発生いたします。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（大竹 惣君） これで長嶺一也君の質問は終わりました。

ここで3時15分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 3時04分）

再 開 （午後 3時15分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

続いて、通告第8号、1番、櫻井幹夫君。

〔1番（櫻井幹夫君）登壇〕

○1 番（櫻井幹夫君） 1 番、櫻井幹夫です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

1、町地域防災計画と現状について。令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災された皆様及びその家族に対し、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、現代においては、いついかなる災害が発生してもおかしくない状況にあります。地震や大雨による土砂災害、ほかにも自然災害や大規模火災などの発生はいつ起こるか分かりません。本町の災害に対する備えは十分なのでしょうか。今後起こり得る災害に備える町の現状について伺います。

まず、道路及び橋梁等の災害予防対策についてですが、1つ目として、点検、整備は十分でしょうか。町民が安心できる説明をお願いします。

また、点検の結果による架け替えや補強は完了していますか。完了していなければ、完了予定をお示してください。

2つ目です。町地域防災計画においては、土砂災害をはじめ、危険箇所が多く指定されています。町は、これまでどのような対策を講じてきたか、加えて今後はどのような安全対策をお考えなのか、見解を伺います。

次に、災害時の避難の在り方についてですが、1つ目、町地域防災計画において、住民の責務として食品、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に努めるとしています。最低3日分の備蓄に努めるとしていますが、町として町民の備蓄状況をどのように把握しておられますか。また、どのように指導や助言を行っているのか伺います。

2つ目です。町地域防災計画では、指定避難所に生涯学習センター分館、旧公民館が指定されています。令和6年3月末をもって分館は廃止されます。指定避難所の見直しが必要になると思いますが、町として指定場所の変更、追加はお考えか、見解を伺います。

3つ目です。町内の山間部は一本道が多く、場合によっては土砂災害等により孤立する集落が発生すると考えられますが、当局の見解を伺います。今回の能登半島地震では、全ての孤立解消には2週間以上経過していました。孤立集落が発生した場合、どのくらいの期間で解消できるとお考えでしょうか。想定されていればお示してください。

4つ目です。避難場所、方法について、町がこれまで示してきた考えでは、避難や安全の確保は自己責任であり、おのおので遠方の身内などに避難すべきとの考えですが、長雨などの災害の場合は遠方への避難が可能かもしれませんが、地震など突発的な災害の場合には移動することが困難であり、危険を伴う場合が考えられますが、改めて当局としての避難に対する見解を伺います。

5つ目です。町地域防災計画では、集中備蓄と分散備蓄の併設をうたっていますが、現状はどのようになっていますか。分散備蓄が行われていれば、状況をお示してください。

6つ目です。山間集落において、孤立した場合の水や食料についてはどのようにお考えでしょうか。今回の能登半島地震では、飲料水のみならず、水不足による衛生面の不安が取り沙汰されていました。町としては、トイレや手洗い、洗面などに対しどのような対策をお考えでしょうか。見解を伺います。

続いて、自主防災に対する支援についてであります。自主防災組織を立ち上げている集落においては、その実質的拠点は集会施設であります。しかしながら、老朽化の進んだ建物も多くあります。また、設備に関しても、トイレや水回りの衛生面の整備は特に重要です。

そこで伺います。1つ、自主防災組織設立当初の10万円補助で終わることなく、毎年継続的な支援を行うべきと考えますが、見解を伺います。

2つ、山間部の自主防災組織に対し水や食料の備蓄品の支給を行ってはと考えますが、いかがでしょうか。土砂災害等により孤立化した場合、長期間の孤立となれば住民の備蓄だけでは到底間に合いません。分散備蓄を行うことで、より住民の安心につながると考えますが、見解を伺います。

3つ、集会施設の老朽化対策に対する補助の拡充を行うべきと考えます。老朽化する建物の修繕はもとより、トイレや水回りは衛生面の問題からも修繕や改築が必要と考えます。現行の補助率、補助額を見直し、さらに手厚い支援にすべきと考えますが、見解を伺います。

また、今後、自主防災組織の設立を町が推し進めるに当たり、避難所の機能を備えた集会施設の建設、整備に対する支援拡充により、さらに自主防災組織の設立が進むものと考えます。併せて見解を

伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 1 番、櫻井議員の一般質問にお答えいたします。

町地域防災計画と現状についてであります。1 点目、道路及び橋梁等の災害予防対策についての 1 つ目、点検、整備は十分か、架け替えや補強の状況につきましては、道路においては、通常のパトロールにより施設の安全確認を行っており、また舗装面においては路面性状調査結果により舗装補修工事を順次進めているところです。

次に、橋梁においても、国で定める 5 年に 1 度の定期点検結果による橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全を主とした修繕を行っており、今年度まで終了している 2 巡目の点検結果においても架け替えや補強の必要な橋梁はございませんでした。

1 点目の 2 つ目、町地域防災計画における土砂災害をはじめとした指定されている危険箇所への対策につきましては、町民一人一人が災害に備え、各家庭や地域での安全対策を整え、災害に遭遇したときの身の安全な守り方を記載したハザードマップによる情報発信、県において指定されている土砂災害や急傾斜などの危険箇所においては、災害のおそれのある区域や速やかな避難を促す警戒区域標識の設置、県との合同点検をするなど、安全対策を行っております。今後におきましても、関係機関との連携強化など、防災対策の推進を図ってまいります。

次に、2 点目、災害時の避難の在り方についての 1 つ目、町民の備蓄状況の把握と指導や助言の仕方につきましては、町としまして町民及び世帯ごとの備蓄状況を確認することは大変困難であるため、現状の把握はできていないところであります。町民に対する備蓄に関する指導や助言につきましては、全戸配布しているハザードマップ内に災害復旧までの数日間を生活するために必要な非常時用備蓄品チェック欄を掲載し、日頃からの準備や点検について啓発を行っております。また、防災に関する出前講座においても、備蓄について呼びかけを行っているところであります。

2 点目の 2 つ目、指定場所の変更、追加につきましては、廃止される施設については指定避難所の指定は取消しをいたします。また、指定緊急避難場所については、跡地の利活用の方法により、指定を継続する考えであります。なお、現時点で指定避難所の追加についての予定はございません。

2 点目の 3 つ目、孤立集落が発生した場合の解消の目安につきましては、災害の種類や規模により、孤立解消までの作業も大きく変わると認識しております。そのため、孤立が解消できる期間につきまして具体的にお示しすることは困難であると考えております。

2 点目の 4 つ目、当局としての避難に対する見解につきましては、避難は文字どおり難を避ける行動であると認識しております。大雨や台風災害など、事前に備えが可能なものであれば、早めに安全な場所に身を置くことが重要だと考えます。ただし、突発的に発生する地震につきましては、事前に

安全な場所を身を置くことはできないため、地域全域が被災する可能性もあります。そのような状況が想定される地震の避難では、自分のいる場所が危険な場合に、より安全な場所へ身を移す行動であると考えます。町といたしましては、災害の種類により避難の方法も変わってくるものと認識しておりますので、町内外を問わず、より安全で最適な場所へ避難いただけるよう、指示または案内してまいります。

2点目の5つ目、集中備蓄と分散備蓄の現状につきましては、備蓄品の大部分は高田地域及び本郷地域に備蓄しております。なお、役場本庁舎、宮川生涯学習センター、本郷生涯学習センター、新鶴生涯学習センターに初期対応分の毛布、水を分散備蓄しております。

2点目の6つ目、孤立した場合の水や食料及びトイレや手洗い、洗面などの対策につきましては、孤立した集落においての住民の安全確保、水や食料供給、さらには衛生対策など、様々な対応を短時間で行わなければならないため、町独自で到底できるものではありませんので、長期化も視野に入れ、国や県及び陸上自衛隊へ支援要請し、対応することを想定しております。

次に、3点目、自主防災組織に対する支援についての1つ目、自主防災組織に対する継続的な支援につきましては、共助の活動の中心となる地域での防災活動を継続し、効果的に行っていただけるよう、町としましてもどのような支援ができるかを現在協議しているところであり、早めに制度設計し決定したいと考えております。

3点目の2つ目、分散備蓄による住民の安心感の担保につきましては、自主防災組織の有無にかかわらず、住むところの近くに備蓄品があるということは、いざというときの安心感につながると考えますので、分散備蓄につきましても調査研究してまいります。

3点目の3つ目、集会施設の補助拡充につきましては、現行の補助率、補助額のほか、設備の更新など、対象事業の見直しも含め調査検討してまいります。また、災害に対応した施設の整備等への支援につきましては、3点目の1つ目で答弁しました自主防災組織に対する継続的な支援と併せて検討してまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 質問を続けさせていただきます。さきの別議員の質問と重複するような質問もあるかもしれませんが。既に答弁いただいた内容が含まれるかもしれませんが、特に重要と考え質問をさせていただきますので、改めての答弁をお願い申し上げます。

順を追って質問を続けていきます。まず1問目であります。計画等を見ますと、災害に備えて予防対策を取るというふうになっておるのですが、答弁をいただきますと、ふだんの業務の中で十分その部分は網羅されているということかと思えます。答弁内容を見ますと、今現在、架け替えや補修の必要もないということですから、これは明らかに私たち住民にとっては安心して避難していいよという答えだと受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） 今のご質問にお答えいたします。

今現在、通常時に通行する橋梁、道路等に関しましては、町民の方につきましては安全に通行できるものと認識しているところでございます。ただし、やっぱり災害等発生するような大雨時にはこの限りではないということでお答えいたします。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1 番（櫻井幹夫君） これは数年前なのですが、私の住む地域の一部で、大雨によって避難勧告が発令されました。当時私は分団長をしております、その地域に出向いて、避難するように周知活動を行いました。時間的には深夜でした。そのため、かなりの雨も降っておりまして、よく我々も状況が把握できない中での周知でありまして、その間には避難に際して橋通ったりも必要だったので、大雨による増水の避難でしたから、果たしてそこが安全に通っていただけるものかという不安もありました。

そんな中で、防災において最も大事な基本となるところは、やはり住民の安心というところだと思います。深夜とか大雨、あるいは冬でしたら吹雪の中での避難ということも当然想定していかなければいけないと思うのですが、そういった状況においてどの程度まで我々安心していいとお考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

大雨時におきまして、夜間時におきましても道路パトロール等を行い、随時河川の水位等の確認を行っております。その状況に応じて、町民の皆様にはその状況を常に発信していきたいと考えております。それと同時に、あと冬期間の除雪についてなのですけれども、除雪の状況につきましても十分把握した上で町民の皆様にお伝えしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1 番（櫻井幹夫君） かなり安心できる答弁かと感じました。先ほど話した避難勧告の際に、多分どなたも避難はされませんでした。結果的に災害につながることはなかったので、避難しなくても安全に過ごせたのですが、やはり町としては避難すべきであるがゆえに避難勧告を出されたのだと思っています。ですから、そういった際に、町民がまず避難するのだと、状況は悪いけれども、避難することができるから避難しろって指示出たのだよということを十分に分かるようにしていただいて、もし万が一またそんな状況になったときには、できれば全員が避難する、そんな町としての体制をお願いしたいと思います。

続いて、先に進みます。2つ目になります。2つ目の、いただいた答弁ですと備蓄の確認はできて

いないということなのですが、これは県も含めて3日程度やるようにというのが防災計画の中では出ています。でも、実際的に3日分備蓄している人がどれだけいるかという、正直すごく疑問です。結局町のほうも確認するのが大変で確認できませんよと、結局誰もしていなくても仕方ないのではないのかという考えだと防災計画としての在り方自体も考えなければいけないのではないかと思います。確認ができないとしても何らかの助言、自分たちができなくても地域の中で話し合う機会を設けるなり、いわゆる行政側として投げかけることはあるではありませんか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

町民の備蓄状況については、現在のところ、先ほど町長からもお話しさせてもらったとおり、実際把握が難しく、把握できていないところであります。ただ、行政といわゆる町民の方々と役割分担の中で進めていくものでありますので、実際備蓄の状況をやはり行政が知らないというのはさすがにちょっとまずかろうというふうに思っております。これに関しては、何らかの形ですべからく全てを把握することは非常に難しいのかなというふうには思いますが、ある程度自治区長さんのほうにお願いして、何とか把握できる方法というのを探していきたいなというふうに考えているところでございます。

あと、町民の方に対するいわゆる周知等に関してでございますが、これにつきましては、やはり避難勧告等が出て速やかに避難していただくことが本来非常に重要であります。それによって本当に安全が担保できるというふうなことになりますので、これは従来の地区のいわゆる説明会なり、あとは何らかそういう区長会の会合のときにでも周知に努めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） ぜひそのようにお願いしたいと思います。備蓄品に関しては、停電や断水なども想定した備蓄というのもぜひ周知をしていくべきではないかと思います。

2つ目です。指定場所の変更、追加なのですが、取り消してもその後の追加はされないというような内容だったと思います。正直に言いまして、近くに避難所があるということで安心感にもつながるのかというふうに考えていました。なので、今だと場合によってはもうじげんプラザに行くしかないような状況だと、行くまでのやっぱり距離がどうしても今までより長くなるので、その分さっき言ったような不安がどうしてものかかってくるように感じています。なので、そういったこともちょっと頭に入れていただけたらと思っています。

防災計画上においては、指定した施設の整備という項目があります。3月まではまだ指定場所に旧公民館は上がっているのかと思うのです。施設の整備を図るという項目があるのですが、これまで分館については施設の廃止ということで、例えば施設の現在の利用状況などばかりが取り上げられまして、結局修繕もしませんよ、手間はかけませんよというような方向で来ていまして、防災計画上にあ

る整備を図るところとはいかにもかけ離れているように感じて、あるところではトイレも使えないような今分館の状態にありますので、何か片方に目ばかり向けられて、ないがしろにされていたのではないかと。たまたまそういった避難をするような例がなかったので大きな問題にはなっていないのですけれども、もし万が一そこを避難所として使用しなければいけないような事案があったときに、本当にこれでよかったのかなという不安を感じています。もう期間はないことではあるのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

その防災計画の中に施設の整備を図るというふうな文言がございます。これにつきましては、当然避難所といいましてもやはり町民の方が快適に避難いただく、そういう施設でなければならないというふうな考え方がございます。そのためにやはり改修を含めた必要な整備をしていくというふうなことを念頭に置いて記載させていただいているものでございます。ただ、分館に関しましては廃止の予定が示されておりましたので、そういった面におきまして、そこにちょっと修繕等を実施してきた経過はございませんが、今後につきましてはそういった視点から町民の方々が、避難者になるべく快適に過ごせるような、そういう環境は十分整えていくというふうな、そういう趣旨でございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 答弁をいただいてすごく残念に思います。結果ありきなかもしれませんが、やはり同じ方向、同じ目線だけではなく、その担当課というのがあるのかもしれませんが、いろんなところでの絡みはあるわけですから、縦社会ではなく横のきちんとした連携を取りながら、いろんな視点から行政としてできることをやはり、変な言い方かもしれませんが、ずるすることなくやっぱりやり切ってほしいなというふうに思いました。もう限られた期間の中なので、今からやれということではありません。

3つ目に入ります。孤立集落についてお尋ねをしたのですが、先ほどいただいた答弁ですと、孤立するところがあるのかないのか、どういったところを想定しているかというところに言及いただいているのですが、その辺のご回答はいただけるでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

孤立する集落の想定でございますが、原則的にはやはりそこに行き着くまでの道路等が1本しかなく、基本的にその行くまでの間にいわゆる土砂の流出等の危険区域があるところというふうな基本的な認識ではいるところでございます。当然、そういった認識でございまして、そこに該当するところが幾つか町内にもあるというふうなところは知り得ているところでございます。ただ、いろんな災害が想定されて、恐らく一般的にはやはり地震等による土砂の流出により道路が寸断されるというふうな災害が想定されるかなというふうに思っておりまして、それはちょっと規模によって大きく復旧ま

での時間が変わってくるというふうなことでございますので、あえて町長答弁の中ではその時間的な部分に関してはちょっと申し上げることができなかったというふうなところでございます。いずれにしましても、速やかに孤立解消に向けて動くというふうなところは間違いなくこれが言えることだなというふうに思いますので、ご理解というか、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1 番（櫻井幹夫君） 先日の報道で、県は孤立おそれの集落の洗い出しを行うという記事を見ました。当町に対して県のほうから何らかのそういった指示や調査報告みたいなところはあったのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） ただいまのおたしでございしますが、ちょっと私が知り得ている限りにおいては県のほうから依頼等はございません。ただ、この間の災害を受けて、内部的にはやはりしっかりと、県からの依頼にかかわらず、自らやっぱりそういう地区のしっかりとした洗い出しをする必要があるだろうというふうなところで、今内部で協議をしているというふうなところでございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1 番（櫻井幹夫君） その件については承知をいたしました。

続いて、4 目です。避難の場所、方法についてであります。町でいう安全な場所、自分の住んでいるところが危険になれば周りもみんな危険だろうというようなお考えのようなのですが、やはり山間地ですとのり面に近い部分というか、崖崩れが発生しやすい場所だったり、例えば川の近くで水が上がってきやすいとか、でもそうではない場所もあるわけで、結局そういった被害を受けた人はまずは近くのところに最初の避難をするのではないかと思います。そうしたときに、やはり近くに避難する場所があるということは、さっきも言いましたけれども、日頃からの安心につながると思うのです。ですから、あくまでもそこから離れた避難、安全確保ということだけではなく、やはりその地域の中でどう避難するかというのも行政として考えていくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、やはり災害にはいろんな災害があります。その大小もございします。全町的な避難には至らないのですが、やはりどうしてもそういういわゆる山の近く、川の近くであったりするお宅がやっぱり不安で避難の必要性があるというふうな中、そういう想定の際には、おたしのとおり、近くにやはり避難所があることで住民の方々の安心につながるというふうなところがございします。ただ、行政的にはやはり最悪を想定して避難をしていただくように情報を発するものですから、その地域が被害が発生するというふうな場所においてはそこを避難所とすることがやはり問題があって、逆に危険にさらすというふうな状況にもなってくる場合もございします。そういったことも

踏まえて、完全に安心、安全が担保できる避難所を用意させていただいて、そこに避難いただくというのを基本に考えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1 番（櫻井幹夫君） 行政のそういった考えをしっかりと町民にもお伝えさせていただいて、理解をいただくことが必要だと思います。

次に、5 目であります。集中備蓄と分散備蓄についてであります。高田と本郷で備蓄をされているということなので、とりあえず1 か所ではなくてよかったなというところは思っております。これも先日の報道で見たのですが、先ほど同じような質問もあったのですが、自治体における防災部署の女性職員の割合がゼロという自治体が多く、女性の声が反映していないという報道がありました。我が町の現状はどのようになっているのかお聞かせいただけますか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

いわゆる行政の防災部門への女性の登用の割合でございますが、これにつきましては、今実際我が町においては女性職員が防災のほうの係には所属しておりません。ですので、登用率についてはゼロというふうな状況でございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1 番（櫻井幹夫君） 何となく事務室を見るといらっしゃらないのは感じてはありました。こういった今の報道や周りの状況などから考えて、今後配置していくというお考えはないのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

いわゆる人事配置に関することでございますので、基本的には今後について配置する可能性も当然ございます。状況を見定めながら、どこの組織もそうなのですが、ある程度均等にしっかりと登用していくというふうなところもございますので、今後、人事配置においては可能性としては当然あるのかなというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1 番（櫻井幹夫君） 今回の能登半島地震や何かで見えていても、女性に関した項目なども多く取り上げられていますので、決して男性だからできないとは思っていません。ただ、そういった部分についてはやはり女性が直接関わったほうがいいのかという思いで、ぜひ今後検討していただければというふうに思います。

続いて、6 目なのですが、水の問題について取り上げさせていただきました。県や町の防災計画では、飲料水のほかにトイレや避難所の清掃、洗濯、機材の洗浄などの用途に欠かせない生活用水の確保が必要となることから、衛生的な水を早期に確保できるよう、タンク貯水槽、井戸などの整備に努めるものとするというふうに書かれているのですが、実際にこういった取組というのはされている

のでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

生活するに当たっての水の確保につきましては、当然飲料水等については整えているところでございますが、そういう生活する上でのいわゆる水の確保については、実際のところ、ライフラインが影響を及ぼすような想定ですとやはり地震が多く上げられますが、地震の場合、やはりどうしてもライフラインがやられてしまいますと水の供給がなかなか自前でできないというふうな状況になってまいります。これは、当然国や県、さらには他の自治体等にある程度頼らざるを得ないのかなというふうに思っておりまして、現在、災害の応援協定等を結んでおります自治体、また県もそうなのですが、そういったところとのいわゆるそういった物資、水等が必要になった場合については速やかに依頼して、早急に対応が可能であるというふうなところで考えているところでございます。なかなか自前での対応というのが難しいというふうな状況でございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1 番（櫻井幹夫君） 今ほどの答弁でいえば、そういったことが本当に有事の際に瞬時に対応いただけるということを前提に、納得せざるを得ないのかなというふうに考えます。

続いて、自主防災組織について質問させていただきます。先ほどいただいた答弁ですと、ほぼほぼ具体的な部分がなくて、何かよく見えないお答えをいただいていたのかなというふうに思っています。まず、自主防災組織についてですが、随分前からいろんな施策なりなんりの計画の中では非常に取り上げられている項目として見ています。ただ、結果的な部分になりますと、ほぼほぼ結果が出ていない、効果が上がっていないという状況を目にします。町としては、こういったところに問題があって、こういったことを進めていけばもうちょっと効果が出るのかというふうにお考えなのかお示してください。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

自主防災組織についてであります。これにつきましては、町のほうで自助、共助の下に、各地域のほうに設立を目指しているものでございます。このいわゆる設立数が伸び悩んでいるというふうなところでございますが、まず第一にやはり行政としての周知の不足があるのかなというふうに考えております。今年、不幸に能登半島地震等が起きまして、その後、我が課のほうにも町民の方々からかなりのお問合せをいただいているというふうな状況であります。今までもお知らせするに当たりましてポイント、ポイントで何か変更点があったりした場合にのみお知らせをしてきたところなのですが、やはりこれは継続した、例えば広報を特集化、シリーズ化といいますか、継続してお知らせするような方法も一つの方法ではないかというふうなところで、実はこの質問出る前からちょっとその方法については内部で検討を進めていたというふうな実態がございます。それで、新年度よりいわゆる広報

紙なんかで継続したお知らせをしっかりとしていこうよというふうなところで一応内部の協議を進めていたというところでございます。

あとは、もう一つとしては、やはり自主防災組織設立に当たりましては設立時に10万円を給付というか、支援をさせていただいて設立の手助けをしてきたわけなのですが、これについても本当に、今の自助、共助の話ではないですが、やっぱり防災意識の高まりというのは町のほうでしっかり担保して盛り上げていく必要があるというふうなところもございます。それで、やっぱり地区によっては、さらに防災意識が高いところについてはいろんな手だてを考えているというふうな実態も聞いてございます。そういったところは行政としてしっかりとした手助けが必要だなというふうに思っておりますので、ある程度この10万に限らずの支援をしっかりと構築していくべきであろうというふうなところで考えております。ですので、2点目については、支援の必要性というふうなところも今進まない原因の一つなのかなというふうに捉まえているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） まさに避難において重要なのは自助と共助であります。これも先日の能登半島地震の報道ですけれども、高齢者だけではないのですが、高齢者の多い地域でも5分ぐらいで高台までみんな避難して、町は津波にのまれたのだけれども、誰一人犠牲者はいなかったというのがありました。まさに、まず自分の身を自分で守る、そしてそれを地域で支え合うというのが本当に大事なところなので、この自主防災組織って本当にこれから重要視されていくはずですし、そういった組織を行政側からどんどん発信して盛り上げていくというのは本当に大事だと思いますので、ぜひお話しいただいたような取組を実現していただきたいというふうに思います。

2つ目の備蓄については、先ほどの答弁で、そこにいないほうが良いという考えが強そうなので、なかなか現実的にはいかないのかなというところではありますが、これは去年の秋頃に町で備蓄米の更新期があるということで私お声かけをさせていただいて、幾つか提供いただいて、地域で催したお祭りの際に来場された方に振る舞わさせていただきました。期間的には半年ぐらいしかなかったのですけれども、半年でも一旦そういったものがこういった集会所等に備蓄されることによって何らかの安心は得られるのではないかと。あと、それがあったことによって、それを食してみたことによって、結構そういうものってホームセンターとかでも十分売っているので、その人たち自身が自分で購入してみようかと。それによって断水や停電になっても幾らか食うことができるというふうに意識も醸成されると思うので、そういったのをただ役場内やその関係のところだけで消費して終わらせるのではなくて、やはり特に自主防災組織、そういう意識のある人たちに対しては広く提供していただけたらなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 答えいたします。

消費期限を迎えるいわゆる備蓄品の活用につきましては、本当に議員さんのご紹介等により有効に

活用されているなというふうに感じているところでございます。今後につきましても、しっかりと防災訓練ですとか、あとは各自治区でのそういった防災活動、避難訓練も含めてなのですが、そういったところにぜひお使いいただけるように行政としてしっかりPRしてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） ぜひお願いしたいと思います。

最後の部分です。集会施設等の整備に対する補助率、補助額の拡充でございます。集会施設、いわゆる集会所等は、地区の方々が自分たちで維持管理しているものです。それに対して、町で何らかの補助を今していただいているのですけれども、今はまだ地区内に何人かいて、生産力ある人もいるので、みんなでお金を出し合ってどこか直したり、どこか広げたりということが幾らかまだできる状況にあると思っています。ただ、これが今後何年かたったときには、人もいなければお金を生む人間もいなくなって、お金を出し合って施設を修繕するということは恐らく現実的ではなくなると思います。まだ今、これから何年かだからできる可能性があると思っています。そのときにやれることをやらなければ必ず後から後悔するのではないかと思うので、今のうちに行政としてできること、目いっぱい頑張してほしいなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 答えいたします。

地区、自治区の各いわゆる集会所等の防災観点への、修繕等のお話、おただしかなというふうに思います。これにつきましては、議員おっしゃるとおり、やはり今のうちやっていかないと本当になし得ないことになってしまうのかなというのは私も同様の考え方でございます。当然今防災意識をしっかり高めていただいて、自分の身を自分で守るという観点からしますとやはりその拠点になるような場所というのは必要かなというふうに思っております。ただその中でも既存の集会施設のいわゆる補助金に関しましてはやはりちょっと目的がちょっと違ってございます。やっぱり今のは地域の連帯感を含め、あとは集会ですとか研修の用に供する施設というふうな、そういういわゆる目的になっておりますので、それとは別に防災視点での、目線でのやはり支援対策、支援措置というのが必要ではないかというふうに考えておりますので、当然その目的に合致するような集会施設の補助金は補助金として置いておいて、さらにそこに何らか防災視点での項目を設けて、それを上乗せさせていただいてご支援できるような仕組みが構築できないかなというところで今内部で協議を進めているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 自主防災組織なのですが、今地域でコミュニティの場が少ないのです。ですから、自主防災組織という組織が一種のコミュニティの一部になるような方向性を持っていけばもっと人が集まったり、みんなで話し合ったり、みんなで何かを成し遂げたりというところにつないでい

けると思うので、さっき一番最初に話しましたけれども、一方向だけの視点ではなく、やはりいろんな角度から見て、横につながってみんなで支えていく、そんな行政であったり町であってほしいなというふうに考えます。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおただしでございます。非常に重要な、大切なことだなというふうに思っております。やはり自主防災組織が立ち上がっている組織については本当に、いわゆる共助の仕組みが出来上がっている地域であるというふうに感じておりますので、そこにしっかりと行政として支援をしていくことは、ある意味議員がおっしゃったように地域のコミュニティにつながる部分でもあると思いますので、その辺しっかりと調査研究をさせていただいて、早急に仕組みのほうを構築してまいりたいなというふうに思います。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1 番（櫻井幹夫君） すみません。では、最後なのですが、今自主防災組織立ち上げているところって、ごめんなさい、正確な件数私分かりませんが、行政の取組に対して共感を持って自分たちで組織を設立しているところに対してはやはり何らかの恩恵を与えてほしいと思うのですが、最後にそれだけちょっとお願いしたいです。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、その地域の盛り上がり感を縮小させることがなく地域コミュニティにつながっていく、さらには防災力の向上につながるというふうな取組に対してしっかりと支援をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（大竹 惣君） これで櫻井幹夫君の質問は終わりました。

これにて一般質問は終了いたしました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 4 時 1 1 分）

定 例 会 3 月 会 議

(第 4 号)

令和6年会津美里町議会定例会3月会議

議事日程 第4号

令和6年3月5日（火）午前10時00分開議

- 第1 議案第16号 会津美里町うんどろ遊園設置条例
- 第2 議案第17号 会津美里町立義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第3 議案第18号 会津美里町国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例
- 第4 議案第19号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第12号）
- 第5 同意第1号 会津美里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第6 同意第2号 会津美里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第7 同意第3号 会津美里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第8 総括質疑
- 第9 議案の常任委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1 番	櫻 井 幹 夫 君	1 0 番	堤 信 也 君
2 番	小 柴 葉 月 君	1 1 番	鈴 木 繁 明 君
4 番	山 内 豪 君	1 2 番	横 山 知 世 志 君
5 番	長 嶺 一 也 君	1 3 番	横 山 義 博 君
6 番	村 松 尚 君	1 4 番	根 本 剛 君
7 番	小 島 裕 子 君	1 5 番	根 本 謙 一 君
8 番	星 次 君	1 6 番	大 竹 惣 君
9 番	洪 井 清 隆 君		

○欠席議員（1名）

3 番	荒 川 佳 一 君
-----	-----------

○説明のため出席した者

町 長	杉 山 純 一 君
副 町 長	佐 々 木 吉 一 君
総 務 課 長	金 子 吉 弘 君
政 策 財 政 課 長	國 分 利 則 君
会 計 管 理 者	松 本 由 佳 里 君
町 民 税 務 課 長	猪 俣 利 幸 君
健 康 ふ く し 課 長	平 山 正 孝 君
産 業 振 興 課 長	小 林 隆 浩 君
建 設 水 道 課 長	加 藤 定 行 君
教 育 長	歌 川 哲 由 君
こ だ も 教 育 課 長	渡 部 雄 二 君
生 涯 学 習 課 長	福 田 富 美 代 君
代 表 監 査 委 員	小 島 隆 一 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	児 島 隆 昌 君
事 務 局 次 長 兼 総 務 係 長	歌 川 和 仁 君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○議案第16号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第1、議案第16号 会津美里町うんどう遊園設置条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、平山正孝君。

〔健康ふくし課長（平山正孝君）登壇〕

○健康ふくし課長（平山正孝君） 議案第16号 会津美里町うんどう遊園設置条例についてご説明を申し上げます。

議案書29ページ、併せまして提出案件資料の5ページ上段を御覧願います。この案件は、宮川生涯学習センター旭分館の廃止に伴い、分館敷地内にある運動施設等につきまして、公の施設とするため、新たに条例を制定するものであります。

施行期日は、令和6年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第16号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第17号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第2、議案第17号 会津美里町立義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、議案第17号 会津美里町立義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書30ページ、31ページ、提出案件資料5ページ中段、参考資料62ページから67ページの新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。提出案件資料にてご説明申し上げます。

本案は、令和6年4月からの義務教育学校の設置に伴いまして、関係条例の所要の改正を行う整備条例を制定するものであります。改正の内容といたしましては、義務教育学校の設置に伴い、関連条例中の用語及び規定の整備を行うものであります。整備が必要な関連条例といたしましては、会津美里町教育支援委員会条例、会津美里町立学校医条例、会津美里町立学校歯科医条例、会津美里町立学校薬剤師条例、会津美里町児童館条例、会津美里町下水道条例、会津美里町個別合併処理浄化槽管理に関する条例、会津美里町暴力団排除条例、会津美里町生涯学習センター条例の9条例について一部改正をするものであります。

施行期日は、令和6年4月1日から施行し、施設等の管理及び利用に係る手続に関し、必要な準備行為につきましては、公布の日から施行することとしたものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第17号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第18号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第3、議案第18号 会津美里町国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、平山正孝君。

〔健康ふくし課長（平山正孝君）登壇〕

○健康ふくし課長（平山正孝君） 議案第18号 会津美里町国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書32ページ、併せまして提出案件資料の5ページ下段を御覧願います。この案件は、国民健康保険加入被保険者の出産費用に係る被保険者負担を軽減するため、貸付制度を創設し、支援してまいりましたが、平成21年10月より出産育児一時金の支払い方法が直接医療機関に支払うことが可能となり、現在はその制度が定着し、貸付制度の利用実績はなく、今後の利用も見込まれないことから、本条例を廃止するものであります。

施行期日は、令和6年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第18号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第19号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第4、議案第19号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、國分利則君。

〔政策財政課長（國分利則君）登壇〕

○政策財政課長（國分利則君） それでは、議案第19号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第12号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして、提出案件資料7ページから42ページを御覧願います。なお、今回の補正の概要でございますが、事業費の確定及び確定見込みなどにより、減額等の補正を行うものであります。

それでは、予算書表紙を御覧願います。まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,841万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億2,834万4,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費につきまして追加の補正を、第3条は地方債につきまして、変更の補正を行うものでございます。

3枚おめくりいただきまして、第2表の繰越明許費補正でございます。追加でございます、上から4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業30万4,000円であり、新型コロナウイルスワクチン接種及びワクチンの残余処分につきまして、年度内の事業完了

が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、５款農林水産業費、１項農業費、事業名、水利施設管理事業3,300万円でございますが、これは旭地区箕作ため池改修に係る設計委託料につきまして、国の追加補正予算により事業採択となりましたが、年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、５款の農林水産業費、２項の林業費、事業名、林道整備維持管理事業２億1,274万5,000円ありますが、林業専用道大滝線支線及び水無沢線において、補助事業における福島県との協議に日数を要したため、年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

次、９款教育費、４項義務教育学校費、事業名、義務教育施設等整備事業1,499万円でございますが、令和６年４月開校予定の本郷学園の施設整備に係る基本構想及び基本設計について、年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

次のページを御覧願います。第３表、地方債補正でございます。これは、事業費の確定及び確定見込みにより、道路新設改良事業からページをおめくりいただきまして、林道施設災害防止対策事業について、それぞれ限度額の変更をするものでございます。

３ページをお開きください。歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。なお、各課の補正内容につきましては、提出案件資料に記載させていただきましたので、主な内容のみご説明いたします。

まず、１款町税につきましては、１項町民税の補正額の計822万8,000円の増額から、４ページの５項入湯税７万円の減額まで、それぞれ収入見込みによりまして、記載のとおり増額または減額するものでございます。

次に、３款利子割交付金から８款環境性能割交付金まで、県が算定した市町村交付金概算見込みによりまして、それぞれ記載のとおり増額または減額するものでございます。

次に、５ページに参りまして、12款の分担金及び負担金から13款使用料及び手数料につきまして、それぞれ事業費の確定及び確定見込みによりまして減額するものでございます。

５ページの下段から６ページ中段までの14款国庫支出金につきまして、主に事業費の確定及び確定見込みにより、合計で7,223万5,000円を減額するものでございます。

次の15款県支出金につきまして、これも主に事業費の確定及び確定の見込みにより、増額または減額するものでございますが、７ページを御覧願います。２項県補助金、４目農林水産業費県補助金2,523万6,000円の増額につきましては、８ページを御覧いただきまして、これは農村環境整備事業実施計画費補助金3,000万円の増額でございますが、繰越明許費の補正でもご説明いたしましたが、旭地区箕作ため池改修に係る設計委託料につきまして、国の追加補正予算により事業採択となったことから増額するものでございます。

９ページを御覧願います。16款財産収入、２項財産売払収入284万4,000円の増額につきましては、土地売払収入でございまして、永井野地区の宅地の売却に伴い増額するものでございます。

10ページをお開きいただきまして、18款繰入金、1項特別会計繰入金、5目住宅用地造成事業特別会計繰入金1,361万6,000円の減額につきましては、吹上台住宅分譲地の売却がなかったことにより減額するものでございます。

次に、2項基金繰入金の減額につきましては、基金を充当しております事業の確定に伴い、合計で1,003万1,000円を減額するものでございます。

11ページを御覧願います。20款諸収入、4項雑入、3目雑入1,599万6,000円の増額の主なものにつきましては、1節の説明欄上から8番目でございますが、福島県後期高齢者医療広域連合負担金還付金で、令和4年度の保険料等負担金の確定によりまして1,396万6,000円を、また次の造林木収益分収金につきましては、新鶴地域の大谷地県行造林の売却に伴いまして、1,017万5,000円を増額するものでございます。

21款町債、1項町債につきましては、先ほど第3表、地方債補正でご説明申し上げたとおりの内容でございます。4目の農林水産業債から12ページをお開きいただきまして、8目教育債まで記載のとおり計上するものでございます。

次に、22款自動車税取得税交付金、1項自動車取得税交付金28万1,000円を新たに追加するものでございますが、これは自動車取得税は、令和元年度の税制改正により廃止されておりますが、日野自動車の排ガス燃費性能試験の不正が発覚いたしまして、旧自動車取得税の追加徴収が発生したため、新たに交付されたものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。13ページを御覧願います。まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費74万8,000円の増額、主なものにつきましては、12節の例規集データベース更新業務委託料でございます。追録される例規の件数が増加する見込みであることから、126万5,000円を増額するものでございます。

2目自治振興費1,608万5,000円の減額、主なものにつきましては、18節の集会施設省エネルギー設備更新支援事業補助金で、事業費確定見込みによりまして、1,504万5,000円を減額するものでございます。

6目財産管理費8,015万6,000円の増額の主なものにつきましては、14ページをお開きいただきまして、歳入でもご説明いたしましたが、永井野地区の宅地の売却及び新鶴地域大谷地県行造林の売却による収益分収金を交付するため、18節の造林分収交付金で152万7,000円を、土地売却収益交付金で284万5,000円を増額するものでございます。また、24節の公共施設等整備再生基金積立金につきましては、今回の補正予算における一般財源の余剰金の調整のため増額するものでございます。

次に、7目企画費1,368万9,000円の減額の主なものにつきましては、まず18節の負担金補助及び交付金で、まず生活交通路線等対策事業補助金につきましては、町内を運行する路線バス3路線の収支が確定し、不足が生じたため増額し、会津美里移住支援金等その他補助金につきましては、事業費の確定見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

2枚おめくりいただきまして、18ページを御覧願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費132万5,000円の増額の主なものにつきましては、27節の国民健康保険特別会計繰出金で、国民健康保険特別会計における保険基盤安定繰入金及び出産育児一時金等の確定見込みによりまして、154万1,000円を増額するものでございます。

次に、4目高齢者福祉費969万6,000円の減額の主なものにつきましては、19節の老人福祉施設入所者保護措置費でございまして、事業費の確定見込みにより300万円を減額し、また27節の介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金で、事業費の確定見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

19ページを御覧願います。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費990万3,000円の減額の主なものにつきましては、18節の民間認定こども園補助金でございまして、事業費の確定見込みにより895万円を減額するものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費1,050万2,000円の減額の主なものにつきましては、20ページをお開きいただきまして、18節の水道未普及地域生活用水確保対策事業補助金、また出産・子育て応援交付金で、事業費の確定見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

次に、2目予防費5,525万8,000円の減額の主なものにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業の事業費確定見込みにより、12節の新型コロナウイルスワクチン接種委託料や21ページに参りまして、18節の新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金など関連経費につきまして、それぞれ減額するものでございます。

22ページをお開き願います。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費1,720万2,000円の減額の主なものにつきましては、18節の畜産農家等飼料価格高騰対策支援給付金で、事業費の確定により1,082万7,000円を減額するものでございます。

次に、4目農地費3,068万9,000円の増額の主なものにつきましては、繰越明許費補正及び歳入でもご説明いたしましたが、12節の設計委託料でございまして、旭地区箕作ため池改修における設計委託料といたしまして3,300万円を増額するものでございます。

25ページをお開き願います。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費2,347万3,000円の減額の主なものにつきましては、14節の道路改良工事で、川原町の雨水対策工事につきまして、事業費の確定によりまして1,856万8,000円を減額するものでございます。

27ページをお開き願います。9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費543万6,000円の減額につきましては、14節の維持改修工事でございまして、各中学校における維持改修工事について、事業費の確定により530万8,000円を減額するものでございます。

2枚おめくりいただきまして、30ページをお開き願います。10款の災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目現年林道施設災害復旧費873万3,000円の減額につきましては、林道新鶴一柳津線における林道災害復旧事業において、事業費の確定によりそれぞれ減額するものでございます。

次の12款諸支出金、1項公営企業費、2目公営企業会計補助金2,131万8,000円の減額につきまして、まず水道事業会計補助金につきまして、新堀踏切水道管布設替事業の事業費の確定見込みに伴いまして、また下水道事業会計補助金につきまして、公共下水道及び農業集落排水浄化センター動力費並びに接続促進助成金の確定見込みにより、それぞれ減額するものでございます。

次のページからは人件費の内容でございますので、御覧いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

15番、根本謙一君。

○15番（根本謙一君） 3点伺いたいと思います。

まず、1点目は20ページ、4款衛生費、2目の予防費の中で委託料、調査分析業務委託料だと思いますけれども、提出案件資料ですと、健診等事業、23ページです。この点。それから2点目は、補正予算書の23ページ、商工費で負担金補助及び交付金のところで、プレミアム付商品券事業補助金です。この点について。3点目は、補正予算書28ページです。教育費で文化振興費、委託料の公共ホール音楽活性化事業業務委託料、この3点について伺いたいと思います。

まず1点目ですけれども、まず健診等事業についてですけれども、説明見ますと、委託料ですけれども、委託せずに職員による分析を実施したとなっております。職員によるとした理由を伺いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 今ほどの委託料の33万円の減額につきまして、当初この事業につきまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業ということで、国保連合会等に委託し、データの分析を当初予定しておりました。しかし、データの分析につきまして、年数的にもさほど変わらない直近のデータが出てこないということもございましたので、職員において現状持っているデータを分析に使うという形で対応したことから、使用しなくなったということでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） そうしますと、これは特例だということですか。特別そういうふうにしたということですか。今後も可能な限り職員でやっていくこともあるという受け止めでいいのですか。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 今回データ的には、2年前にも一度この業務のほうを2年前でしたか、過去にもお願いしているところがございます。データの的に変わらないということで、国保連合会のほうと協議をした中で話がございましたので、町のほうで特別対応したという形でございますので、直近のデータがもし国保連合会のほうで対応可能だということであれば、委託するという場合もございます。ただ、できる限り新しい数値の調査をしたいということで、国保連合会が持っている国

保連合会が出せるデータというのですか、集計できるもので対応ではちょっと古いと、できる限り一番近い情報で集計をしたいといった場合には、やはり町のほうで対応するといったことが発生すると考えております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） ということは、わざわざ国保連合会に委託しなくても、今後職員で当然スキルは上がっているというふうに思います。そういう中で、可能な限り自分たちでやっていくということのほうが私は実態に合った分析可能なのではないかなと思うのです。そういった意味では、なるべく自分たちでやっていくという基本的な方針はお持ちになっていたほうがいいのではないかなというふうに、今のお話を伺えばなおさらのことと思うのですけれども、そこはちょっと勘違いした理解になりますか。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、職員で分析をする、専門的なシステムを使ってやるわけではないので、より詳細な分析ということはできません。国保連合会のほうに委託するという形は、詳細なデータをさらに詳細な分析をしていただけるという利点がございます。必要な内容が自分たちで分析できる内容であれば、それは構わないと思うのですが、例えば計画をつくりますよといった場合、より詳細な分析が必要だといった場合については、やはり委託することがベストだと考えております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。

では、2点目に参ります。プレミアム商品券、案件資料の29ページに出ております。どのような分析をされていますか伺いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えさせていただきます。

プレミアム商品券の事業期間が2月29日までとなっております。委託先の商工会のほうからは、まだ実績報告が出ていない段階ではございます。そういう中で、今まで打合せした資料等を基に、詳細な分析はまだ行っていないのですけれども、ご説明させていただきますと、販売額が1億2,431万円、額面総額でいいますと1億6,160万3,000円といったようなところで、販売を行っております。そういった中でですが、大型店と小規模店との使われ方といいますと、53.2%が大型店、いわゆるスーパーですとか、あとドラッグストアですとか、あとはホームセンターとか、そういったところが大型店53.2%ということで、あと小規模店につきましても、46.8%の売上げがございます。小規模店のほうの金額にすると、7,559万円といったような売上げも上がっていますので、消費喚起ですか、そういったことに対して、一定の成果があったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） そうしますと、一定程度の効果はあったという評価であります。まだ最終的な報告は、商工会のほうからいただいていないということです。それを待つ必要があるかなと思いますけれども、来年度に向けてといいますか、これはやっぱり適宜に判断するしかないということになりますか。まだまだ尾を引いている部分はあるのではないかなというふうにも考えられますので、そこはどのような考え方をお持ちでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 来年度につきましては、こちらのプレミアム商品券事業の財源としましては、国からの物価高騰の支援金ということで、そういったものを財源にしておりますので、次年度以降も毎年そういうような国からの補助金等がございましたら、こういったことを積極的にやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。

3点目に参ります。案件資料の41ページです。地域文化振興事業で、公共ホール音楽活性化事業業務委託料26万4,000円が減額になっております。これはどのような見積りをされてこういう減額になったのか。何かほかのことも考えていたけれども、実施できなかったということなのか、もう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの根本議員の質問にお答えいたします。

この差額につきましては、対象経費としましては、アーティスト出演料であったり、またその交通費、また楽器運搬費、さらには印刷費、ポスター等の諸経費ではありますけれども、一番大きいのがやはり楽器を運ぶ運送費というのを50万ほど予定しておりました。それがちょっと半額であったというところが大きな要因ではございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。

ということは、ほかの事業の云々ではなくて、予定していた見積りの中で余剰金が出たということですか。余分出るならば、何かほかのことも考える必要があったのかなと思いますけれども、流用ということになるかもしれませんけれども、余らせることはなかったのではないかなというふうにこの数字を見ていて思いましたので、改めて伺いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの再質問にお答えいたします。

特に経費が使えなかったというところではなくて、想定していた予定していたとおりの事業のほうは

全て目的を達成したと考えております。あと今回中学生の参加を得てということで、またクラシック、地域の方に皆さんに触れる機会というところで、目的は達成されたと考えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 14番、根本剛君。

○14番（根本 剛君） 私からは1点であります。

歳入の9ページ、不動産売払収入の土地売払収入284万4,000円ですけれども、永井野の宅地という説明であったのですけれども、もっと詳しく場所はどの辺なのか、あと面積は幾らほどだったのか教えてください。よろしくお願いします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それではお答えいたします。

まず、ここの当該地の場所でございますが、永井野字東川原になります。詳しく住所を申し上げたほうがよろしいでしょうか。

○14番（根本 剛君） 分かりやすい場所と。

○総務課長（金子吉弘君） ちょっとご住所を申し上げますと、東川原2469番地の43になってございます。宅地でございます、地積のほうが255.26平米でございます。場所というのは住所でちょっと申し上げたところでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○14番（根本 剛君） この東川原2400は大分広いのです、あの場所。我々に分かりやすい場所というか、視点というか、目印等何かあったら教えてください。大まかな説明なもので、7号線から入ったところとか。

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時40分）

再 開 （午前10時41分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 大体の場所でございますが、旧さくら保育所の東側のところになります。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了し、議案第19号を終了いたします。

ここで、全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時42分）

再 開 (午前 1 1 時 0 0 分)

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

○同意第 1 号の議題、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第 5、同意第 1 号 会津美里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、同意第 1 号に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより同意第 1 号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○同意第 2 号の議題、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第 6、同意第 2 号 会津美里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、同意第2号に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより同意第2号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○同意第3号の議題、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第7、同意第3号 会津美里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、同意第3号に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより同意第3号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○総括質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第8、総括質疑を行います。

総括質疑については、まず質疑事項を告げ、その後質疑事項ごとに一問一答方式で行います。総括質疑は、所管ごとの議案順に一括して審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第5号 会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第6号 会津美里町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号 会津美里町営住宅管理条例の一部を改正する条例、議案第8号 会津美里町水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する条例を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号 会津美里町介護保険条例の一部を改正する条例を審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号 会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号 会津美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

を定める条例等の一部を改正する条例を審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号 会津美里町体育施設条例の一部を改正する条例、議案第13号 会津美里町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号 会津美里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第15号 会津美里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第20号 令和5年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、議案第21号 令和5年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第5号）、議案第22号 令和5年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第23号 令和5年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号 令和5年度会津美里町水道事業会計補正予算（第3号）、議案第25号 令和5年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第4号）を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号 令和6年度会津美里町国民健康保険特別会計予算、議案第28号 令和6年度会津美里町介護保険特別会計予算、議案第29号 令和6年度会津美里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第30号 令和6年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計予算を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

15番、根本謙一君。

○15番（根本謙一君） 議案第28号の令和6年度会津美里町介護保険特別会計予算の中で、3点ほど伺いたいと思います。

まず、1点目ですけれども、歳入、4ページ、3款国庫支出金のところで、6目介護保険保険者努力支援交付金について、2点目が15ページ、3款地域支援事業費の4目生活支援体制整備事業について、3点目が同じく15ページで、5目認知症総合支援事業について伺いたいと思います。

まず、1点目です。この介護保険保険者努力支援交付金、6年度予算額では200万になっております。前年度300万で100万の減、昨年の5年度の予算書を見ますと、また前年度から100万減らして、400万から300万にしております。その前はちょっと調べてなかったのですが、これは一定程度町の取組が評価されて、国から交付されてくるものだというふうに理解しておりますけれども、この減額してきているというのは何か理由があるのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 今ほどおただしの努力者支援交付金につきましてですが、まずこの制度につきましては、当初町のほうでも金額上がっていました。それなりに県内の自治体の中で、率先していろんな取組をしてきたということが評価されております。県のほうでも、各自治体の各町村のほうにも取り組むようにということが流れております。全体のパイが決まっておりますので、そうするとほかの町村もやってくれば、パイの配分になってしまいますので、金額が減ってくるということで、若干目減りしてきているということでございます。評価の仕方が優、良、可、不可とかそういうものではないので、取り組んでいるか取り組んでいないかという形になってくるので、内容の細かい評価で点数が、金額が上がるのかといったらば、そういうものでもないものなので、全体のパイの分け合いといった形で減ってきているということでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） そこまで詳しい説明は初めてだったと思います。分かりました。

では、2点目に参ります。生活支援体制整備事業についてですけれども、実施計画を見ますと、この集いの場を設置して、そして交流、情報交換できる環境整備に努め、地域の活性化を図るというふうになっております。確かに、集いの場は50か所というふうに増えてきておりますので、地域の方々が、それぞれの集まる場所を持っていくというのは、大変すばらしいことだなというふうに思います。そういう中で、交流、情報交換、これもこれからは大事な取組になっていくのだろうというふうに想像しております。昨年10月の中澤まゆみさんの講演会でも、今はもうアクションで地域間の交流がとても大事になってきますよという、もうそこに入っていくべきだということも講演の中でおっしゃっていました。これ印象的に残っておりますけれども、具体的にどんなことまで考えているのか伺いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） この事業につきましては、令和3年から5年まで、コロナ禍の中で集いの場等についても、若干休止状態といったところも出てきております。令和5年5月から5類に変わって、若干動き出してはいるのですが、まだ感染というものがあって、やはり以前とは同じような形にはいっていないというのが現状です。やはり前の状態にまで戻していくということをまず考えて行動していくということ、あとその集いの場を運営していただいている代表者会議、意見交換というものもやっております。今年度1回実施しました。そういった運営をしていただける方々に集ま

っていただいて、いろんな情報を交換していただく、新たにやってみたいという地区の方もそこに来ていただいて、こういうことをやっているのかということを知っていただいて、取り組んでいただけるよう、そういったことを新年度も引き続いて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 期待しております。

もう一点伺いたいのは、地域の住民組織や関係団体との連携というふうにありますけれども、この住民組織とか、関係団体というのは、どういうことを想定していますか。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 例えば集いの場においてニュースポーツ、屋内でできるような、例えばクラブ衆とか、そういったところも協力していただいて、そうした集いの場にいろんな運動とかも取り入れながらやっていくということで関係団体、あとそういった団体があれば協力をいただいて、事業を実施していくということでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。

では、3点目に参ります。認知症支援対策総合支援事業についてです。先ほど申し上げた昨年10月の中澤さんの講演の中で、やっぱり印象的にすごく残っているのがサポーター養成講座からアクション講座へ移して行って、今この生活支援のほうでも出ましたこの交流、第三者的な立場で介護、認知症を見守るというのではなくて、当事者意識を持って関わっていく、これがこれから大事なことになるというふうに私は理解していますけれども、そういう取組が一応望ましい、ましてや福島県一認知症にやさしい町を目指しているわけですので、いつまでもいつまでもサポートをしっかりとやっている町ですよということも乗り越えて、それを越えて当事者意識を持った、自分もいつかはもうなり得ることも考えながら取り組んでいくというアクション講座がこれからは大事になってくるのではないかなと思いますけれども、その辺は前年の講演会を聞きながらの課長の感想、考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 昨年中澤先生においでいただきまして、講演会のほうを実施いたしました。確かに、住民意識の高まりで、そういったサポーター養成ではなく、自分たちからやはり取り組んでいかなければいけないという機運が高まって、そういうふうに言ったというふうに私は理解しております。町のほうにおいては、現在まだそこまでは至っていないというのが一つだと考えております。今後ステップアップ研修を受けて、オレンジの会というものでできております。そういった方々に行動していただく、こういうこと必要だよということを皆さんのほうに理解してもらおうということもまずやっていかなければいけないのかなと。育てるだけではなくて、さらにステップアップして、自分たちが住民自らがみんなに声をかけて、こういうこと必要だよというふうに動いてもら

えるような行動ができるよう、そういったオレンジの会とか、そういった方々に協力をいただいて、意識を高めていって、それが行動となって、自らがやはり必要だと思っていただけるようにしていくことがまず必要なのかなというふうに考えております。やはり先ほど申し上げましたが、3年間で思うように認知症の対策も進まなかったということがございます。これから9期の介護保険の事業計画の中で、改めてまたきちんと整備して取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（大竹 惣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

次に、議案第31号 令和6年度会津美里町水道事業会計予算、議案第32号 令和6年度会津美里町下水道事業会計予算を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号 令和6年度永井野財産区特別会計予算を審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

○議案の常任委員会付託について

○議長（大竹 惣君） 日程第9、議案の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

○発言の訂正

○議長（大竹 惣君） ここで、町民税務課長より発言の許可を求められております。

発言を許可します。

町民税務課長、猪俣利幸君。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 昨日の5番、長嶺議員のDXの推進についての一般質問に対する私

の答弁におきまして、マイナンバーカードの暗証番号を忘れた方に対する再設定の手数料について「有料」というふうにお答えしましたが、正しくは「無料」でございますので、ここで訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 了解。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午前 11 時 21 分）

予 算 特 別 委 員 会

(第 2 日)

令和6年会津美里町議会（予算特別委員会）

第2日

令和6年3月11日（月）午前10時00分開議

委員長 長 嶺 一 也 君

副委員長 小 島 裕 子 君

○出席委員（15名）

1 番 櫻 井 幹 夫 君
 2 番 小 柴 葉 月 君
 3 番 荒 川 佳 一 君
 4 番 山 内 豪 君
 5 番 長 嶺 一 也 君
 6 番 村 松 尚 君
 7 番 小 島 裕 子 君
 8 番 星 次 君

9 番 洪 井 清 隆 君
 10 番 堤 信 也 君
 11 番 鈴 木 繁 明 君
 12 番 横 山 知 世 志 君
 13 番 横 山 義 博 君
 14 番 根 本 剛 君
 15 番 根 本 謙 一 君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	杉 山 純 一 君
副 町 長	佐 々 木 吉 一 君
総 務 課 長	金 子 吉 弘 君
総務課課長補佐	渡 部 充 君
総 務 課 防災情報係長	齋 藤 優 君
政策財政課長	國 分 利 則 君
政策財政課 課長補佐	立 川 昇 君
政策財政課 政策企画係長	鈴 木 幸 信 君
政策財政課 人口減少対策係長	小 林 一 成 君
町民税務課長	猪 俣 利 幸 君

町民税務課 課長補佐	阿	部	満	枝	君
町民税務課 生活環境係長	遠	藤		香	君
健康ふくし課長	平	山	正	孝	君
健康ふくし課 課長補佐	渡	部	朋	宏	君
健康ふくし課 健康増進係長	栗	城	嘉	則	君
会計管理者	松	本	由佳	里	君
産業振興課長	小	林	隆	浩	君
産業振興課 課長補佐	宮	下		寛	君
産業振興課 課長補佐	佐	藤	文	彦	君
産業振興課 森林環境対策長	川	田	勝	博	君
産業振興課 農政係長	横	山	美代	子	君
産業振興課 農林土木係長	鈴	木	聖	崇	君
産業振興課 商工観光係長	鈴	木	俊	幸	君
建設水道課長	加	藤	定	行	君
建設水道課 課長補佐	佐	藤	勝	利	君
建設水道課 管理係長	小	林	正	裕	君
建設水道課 建設係長	松	本	健	一	君
教 育 長	歌	川	哲	由	君
こども教育課長	渡	部	雄	二	君
こども教育課 課長補佐	大	竹	淳	志	君
こども教育課 総務係長	菊	地	建	雄	君
こども教育課 こども教育係長	榎	森	正	典	君
農業委員会 事務局長(兼)	小	林	隆	浩	君

農 業 委 員 会 長	後	藤	淳	君
農 業 委 員 会 長	田	邊	実 千 代	君
代 表 監 査 委 員	小	島	隆 一	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	児	島	隆 昌	君
事 務 局 次 長	歌	川	和 仁	君

開 議 (午前10時00分)

○委員長（長嶺一也君） これから本日の会議を開きます。

本日の質疑は、政策ごとに7回に分けて行います。政策の切替え時には、その都度休憩を取り、説明員の入替えをいたします。

質疑順については、さきに配付いたしました予算書、施策・事務事業質疑表の順に質疑を進めます。

1 質疑に対し一問一答方式で行い、質疑回数は3回までとします。質疑時間の制限はいたしません。質疑、答弁とも要点をまとめて簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、これまでは政策名から事業名までを質疑の都度読み上げておりましたが、質疑数も多いことから、今回より質疑番号と氏名のみ読み上げることといたします。

それでは、これより予算書、施策・事務事業の質疑を行います。

それでは、政策名1、「自然に配慮した環境づくり」、質疑番号1、小柴葉月委員の質疑を行います。

2番、小柴葉月委員。

○2番（小柴葉月君） 質疑番号1番、小柴葉月です。座って失礼します。

アメシロ防除機器の貸出しは土日、祝日を希望する地区が多いとのことですが、貸出しの流れについて伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

アメシロ防除機の貸出しの流れにつきましては、高田地域においては4月に受付日を設けまして、先着順に貸出しの受付を行ってございます。本郷地区、新鶴地区におきましては、4月に開催されます区長会総会後に貸出しの申込み受付を行っておりまして、希望日に複数の地区から申込みが重なった場合につきましてはくじによる抽せんをさせていただいておりますが、特に混乱もなく受付ができております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 答弁ありがとうございました。機器を借りて自身で、自分たちで作業をする地区と作業を委託する地区があると思いますが、昨年からシルバーさんがアメシロ防除の作業を引き受けなくなったと思いますが、その際に作業を引き受けてくださる複数業者につき、案内はしているのでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） アメシロ消毒を受託していただける事業者、町内はございませんが、若松市内の農業法人、それから便利屋さん等、6社程度ご紹介させていただいております。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。昨年、突然シルバーさんがその作業、業務を受け付けません

よというふうに変わったと思うのですが、その際に今までシルバーさんをお願いしていた地区の方々が、ではどこに頼めばいいのとか、料金はどれくらい変わるのかということがなかなか分からなかったみたいで、結構な地区で混乱していたのです。その際に、何か結構当局から冷たい印象を受けたみたいで、要するにうちは貸出ししているだけだから、シルバーさん関係ないからみたいな印象を受けたという地区が、私たち地区別意見交換会も出て、同じようなことを言っていらっしゃる地区が結構多かったのです。当局では案内はしているということだったので、引き続き、例えば案内用紙を作っていくなりとか、窓口でちゃんと丁寧な説明ができるようにご準備をお願いしたいなと思います。答弁は結構です。

○委員長（長嶺一也君） これで小柴委員の質疑が終わりました。

次に、8番、星次委員。

○8番（星次君） それでは、質問いたします。

令和6年度は、高枝切りばさみの貸出し支援を行い、病虫害の被害蔓延防止を図るようですが、申込みには制限はないのか、貸出しの条件はどのようにするのか、また蛭ヶ窪墓地の松くい虫防除は令和6年度は実施しないのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

病虫害防除に係る高枝切りばさみの貸出しの支援につきましては、条件については町内自治区、それから町民の方が庭木等の病虫害防除を行う目的で使用される場合に二、三日程度の貸出しを行うこととしております。申込みの制限については、希望者が多数となる場合については制御をさせていただく場合がありますけれども、基本的にはそういうような制限は設けてございません。

また、蛭ヶ窪墓地の松くい虫防除につきましては、使用する薬剤が墓石に付着しますとシミができてしまうおそれがございます、地上散布というものは行ってございません。しかしながら、松くい虫被害木など、倒木等の危険がある支障木につきましては、毎年確認を行いまして伐倒を実施しておりますが、令和6年度におきましても枯れ松の伐倒を実施する計画でございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星次君） 高枝切りばさみの貸出しの要綱というのはつくっていないようですね。ただ、申込書とか誓約書ということで作っているようですが、それ以外の注意事項等を設けてあるのかどうかということと、この高枝切りばさみどのくらい保有しているのかちょっと分からないので、その辺を教えてください。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

要綱については、高枝切りばさみ用の特化した要綱はつくってございませんが、町の病虫害防除事

業実施要領の中でこの高枝切りばさみの貸出しの分についてこちらのほうに含めて実施しておるという状況でございます。

また、利用方法につきましては、実際にホームページのほうに実施の方法を詳細に掲載してございます。

なお、本数でございますが、3庁舎それぞれ5本ずつ設置してございまして、合計で15本準備してございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星 次君） 大体分かりましたが、総数で15本ということで、各庁舎5本ですが、この借り側のダブって使用するというふうなことが過去にあったのかどうか、その辺をお知らせください。

○委員長（長嶺一也君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 昨年度から実施した事業ですが、昨年度開始したのもやはり地区から、住民の方からのご要望を受けての実施でございまして、そもそも貸出し実績は数件しかございませんでしたので、重なったということはございませんでした。

○委員長（長嶺一也君） これで星委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号3番、根本委員の質疑を行います。

根本委員。

○15番（根本謙一君） 生活環境保全事業について伺います。

令和6年度は、地球温暖化対策を計画的に進めていくために、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に取り組むとしております。具体的にどのように進めていくのか。喫緊の地球的課題であることから、事前の取組喚起として町民、事業所などへの啓発活動はすぐにも始められると考えます。計画策定後のスタートになってしまうのか伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定につきましては、町内における分野別の温室効果ガスの排出量、森林等における二酸化炭素吸収量の実態、それから再生可能エネルギーの導入の可能性等を把握しながら、今後実施すべき施策、取組などを検討してまいり、計画策定を進めてまいる考えでございます。

また、町民、事業者などへの啓発活動につきましては、温室効果ガス排出量の現状等をしっかりと周知することによりまして、地球温暖化対策の必要性について多くの方にご理解いただくとともに、省エネ対策、それからごみの減量化、資源化など、家庭や事業所でできる身近な取組の周知について令和6年度から取り組んでまいる考えでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本委員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。6年度から周知活動はしていくというふうに認識しました。

具体的な……

○委員長（長嶺一也君） 根本委員、マイクつけてから。

○15番（根本謙一君） 具体的なことも含めて少し述べられておりましたけれども、特に事業所等へは事業所を通じて事業所の中で十分に周知はされていくと思うのですが、問題は町民向けの啓発活動だと思っています。個人の排出量、いわゆるカーボンフットプリントなんていう言い方されていまいすけれども、こういうものを随時機会を見つけて体験していただくということは特に有効だなというふうに思っております。特に個人の排出量どのくらいあるのかという、自分がですね、そういう確認の意味でも繰り返しやっていったほうがいいのではないかなと。そうすると計画策定後に一気に進められるという効果は大きいと思っています。その辺はどのように考えていますか。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 町民への啓発活動につきましては、やはりきめ細かに、本当に分かりやすい定量的な数値、可視化したものをお示ししながら推進、脱炭素化への取組の声を、そういう機運を高めていくというような必要があるというふうに考えてございます。まだ具体的にではございませんけれども、やはりこの美里町これだけ森林が豊かであるというところで、町民の方たちは町内の排出量が結構どのくらいの割合、今排水量と吸収量の割合というのがどのくらいなのだろうというのは本当に、そういうような疑問、もしかして吸収量が多いのではないかなというふうに考えている方も中にはいる可能性もございますので、そこら辺については実際に今現在の排出量と吸収量の関係、そういうものをきちっと、先ほども申し上げましたけれども、定量的に、定量化した、数値化した形でお示ししていくということが重要なのかなというふうに考えてございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本委員。

○15番（根本謙一君） その方向で、とにかく繰り返しぜひやっていただけたらいいなというふうに思っております。ご努力を期待します。

終わります。

○委員長（長嶺一也君） これで根本委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号4番、櫻井委員の質疑を行います。

1番、櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 4番の質問をします。

不法投棄監視員報酬は、何人に対し、どのような行為に対し支払うのでしょうか。その結果、不法投棄がどの程度削減できると見込まれるのでしょうか、お伺いします。

○委員長（長嶺一也君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

不法投棄監視員報酬につきましては、高田地域7人、本郷地域4人、新鶴地域4人の合計15人に対

して支払うものでございます。その主な業務といたしましては、不法投棄監視、地区内のパトロール、それから不法投棄に対する、見つけた場合ですね、町への通報等の業務でございます。

また、その結果、不法投棄がどの程度削減できているかにつきましては、数量でお示しすることはなかなか難しいところでございますが、これまでも不法投棄されやすい場所へのパトロール強化やカメラ、それから看板等の設置によりまして、その後不法投棄がなくなるなど、確実に成果として表れておりますので、今後も引き続き監視員とともに不法投棄防止対策に取り組んでまいる考えでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 町内には度々不法投棄をされて困っている住民がおります。警察に相談しますと、カメラ等で犯人が特定できないと捜査にならないという指導をされたと聞いております。カメラを設置する費用などを補助することは考えていないのでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） カメラ設置費用の補助ということでございますけれども、町ではやはり不法投棄されやすいような、そういう人目のつかない林道だとか河川だとかいろんなところ、10か所以上そういうようなカメラを設置しているわけでございますが、現在のところ、今委員おっしゃられたカメラの購入補助というものは設けてございません。今後につきましても、そちらについてはやはり検討課題というふうにさせていただきたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） これで櫻井委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号5番、村松委員の質疑を行います。

村松委員。

○6番（村松 尚君） 令和6年度は様々な廃棄物減量対策を行うことは理解できますが、適正な処分の促進などを図るにはリチウムイオン電池回収ボックスの設置なども必要と考えますが、新たな取組に対する予算はないのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

リチウムイオン電池につきましては、家庭ごみへの混入による収集車両、それから中間処理施設での火災事故等を防止するとともに、貴重な資源である電池のリサイクルを推進するために販売店、量販店等に持ち込み、リサイクルしていただくよう、ごみ分別ガイド、それから広報紙、出前講座等で住民の方への周知に努めているところでございます。町におきましては、回収ボックスを設置した場合、回収したリチウムイオン電池につきましては、電池メーカー等で組織いたします一般社団法人JBR C、ジャパン・バッテリー・リサイクル・センターというところの機関に回収及び再資源化を依頼するということになっておりますが、その会員企業以外の製品については対象外ということで、返却さ

れてしまうというようなことがございます。そのため、対象外のそういう電池が回収ボックスに持ち込まれた場合、現在、処理の方法がやっぱり困難だと、処理方法がやはり今のところちょっと困難な状況になってございまして、新たな取組としての予算計上というものは行ってございません。

なお、リチウムイオン電池回収につきましては、中間処理施設における火災等の事故防止の観点からも、広域圏市町村の環境センターでの取組が必要であると考えておりまして、環境センターへ要望事項として繰り返しお伝えしているところでございますが、今後もこのような電池、特に海外製の電池等、そういうのは、製品の増加等を踏まえまして、引き続きここは強く要望してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） 課題は分かっているんですけどね。互換性が悪いとそれは機構のほうでも回収しないという内容も分かっているんですけど。危険性も分かっているんですけど。確かに広域圏のほうにそういった話するのはいいことですが、やはり町としても当然早急に、そういう課題があることを認識されているのですから、そういった課題に対しての取組というものはやはり必要だと思うんですけども、その辺のお考え伺いたいです。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

リチウムイオン電池等の2次電池につきましては、こちらのほうを実際に処分できる、リサイクルするような事業者が実際近くでは県内にはございません。近隣の新潟県でもやはり北海道のほうまで運んでいるというところでございまして、本町で回収した場合、その量が限定的になるというところでございまして、やはりある程度の数量単位で、数量が必要だと、費用の面では。というふうに考えてございますので、ある程度まとまった数量を確保するには広域圏でのそのような収集、取りまとめが必要だというところでございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） やはり適正な処分の促進を図る上では、しっかり課題も見えているわけですから、引き続き取組のほうをお願いしたいと思います。答弁は結構です。

○委員長（長嶺一也君） これで村松委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号6番、星委員の質疑を行います。

星委員。

○8番（星 次君） 令和6年度も引き続き電動生ごみ処理機等の購入支援を実施するわけですが、減量化には役立っているというふうに理解はしています。大きな効果とは言い難い。徹底するには生ごみ等の水切りが効果的であり、全町的に取り組む考えはないのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

生ごみ等の減量対策につきましては、これまで電動生ごみ処理機92件、コンポスト124件、合計217件について購入費補助の支援を行ってまいりました。電動生ごみ処理機につきましては、その減容率が70%から90%と、バイオ式ですとほとんど100%と、非常に高いものもございます。このようにごみ減量化に対する効果が大きいというところから、令和4年度から電動生ごみ処理機の補助上限額を3万円から5万円に拡充したところでございます。また、電動生ごみ処理機は臭いや虫が発生しにくいことから、購入を検討されている世帯も増加しているというふうに認識をしてございまして、令和6年度につきましてはさらに補助件数を拡充して実施する予定でございます。

なお、ごみ減量化対策において水切りの取組というのは大変重要であるというふうに認識してございます。引き続き、やはり「使い切り・水切り・食べ切り」の3切りについて周知徹底に努めてまいりたいと考えてございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星 次君） 議会で、地区別委員会でもこのごみ処理について話合いやったときに、やっぱり地区からはごみの減量化というふうな声が叫ばれて、この水切りは非常に効果があるのだよというふうな話でしたので、これが集落ごと、そして全町的に取り組んでいけば町民が負担する広域圏の処理費用も軽減になるのではないかというふうな話も出されましたので、周知徹底する手段、これをやっぱり考えていかななくてはならないというふうに思っているのですが、周知の仕方をどのように考えているのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

確かに、生ごみの80%が水分ということ、大変水切りというのは重要だということでございますので、やはり広報紙、それからホームページにも実際にこの水切りの手法について具体的に写真を使いましてそのような水切りの実際の方法、あとはペットボトルなどを加工して、ネットとか載っている、できるような水切りの手法についても、その辺についてもやはり動画等を使いながら、ホームページ等しっかりと周知を図っていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星 次君） 大体分かりました。ホームページとか広報紙に随時掲載して周知を図るというふうなことでございます。やはりこの部分も地球温暖化対策ということで考えていかななくてはならないというふうに思っていますので、ひとつ実施計画のほうに盛り込んでいくのかどうか、その辺をお願いします。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

脱炭素、地球温暖化対策の中で、ごみ減量化、資源化の推進というのはやはり、いわゆる循環型社会の推進でございますので、ここはしっかり計画の中でも一つの大きな柱、施策として計画の中にし

っかりと盛り込んでいきたいというふうに考えてございます。

○委員長（長嶺一也君） これで星委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号7番、根本委員の質疑を行います。

根本委員。

○15番（根本謙一君） 廃棄物減量対策事業について伺います。

令和6年度は、子ども服リユースコーナーやスポーツ用品リユース展示場を設置するとしております。どこにと考えているのか、また収集方法と運営はどのように考えているのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

現在、子ども服リユースコーナーにつきましては、じげんプラザ談話コーナー前、それからスポーツ用品リユース展示場につきましては、現在、高田体育館工事中でございますので、本郷第2体育館のロビーに設置してございまして、令和6年度についても引き続き運用を実施してまいりたいと考えてございます。

また、周知方法と運営につきましては、子ども服リユースコーナーにつきましては、町民の方が直接対象品をリユースコーナーに持ち込んでいただいてご自身で展示していただくということを基本としておりますが、職員が預かるということもございます。管理については、直営、職員が行っているところでございます。スポーツ用品リユース展示場につきましては、運営業務を会津美里クラブ衆に委託してございまして、収集方法につきましては町民の方に体育館のほうにお持込みいただくか、じげんプラザ、それから本郷生涯学習センター、新鶴生涯学習センターに回収ボックスを設置してございますので、そちらのほうに持ち込んでいただくというようなこととしてございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本委員。

○15番（根本謙一君） この事業内容に令和6年度はってなっているのです。令和6年度もということですと今の説明で分かるのですけれども。だから、新たにつくるということでこういう書き方しているのではないのかなということは何った次第です。

そこで伺いたいのは、現状で何か課題等があって改善しようとしての取組なのか、まずそれが1点です。

それから、収集方法ですけれども、これも運営を含めて課題があって何か変えようとしているのか、その辺が説明の中に入っていないというのがとても残念なのです。もう少し丁寧に説明していただけないか。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 大変その文章、6年度はということですね。こちらについては、昨年度に引き続き、例年に引き続きの事業実施でございますので、こちらについては令和6年度も引き

続きということで記載することが適切だったというふうなことでございます。

そこで、利用者らの改善点とかというところでございますけれども、現在もかなりの実績を、子ども服につきましてもスポーツ用品につきましても特に問題もなく、相応の量进行处理いただいて引き渡しているという、そういうような回転ができていているというふうに認識してございますので、今後も引き続き今の施策を継続して実施してまいりたいという考えでございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本委員。

○15番（根本謙一君） そういうことであつたのですね。分かりました。

過去の町広報紙見ますと、令和1年度から令和2年度にかけてとんでもなく、10倍ぐらい収集量が上がっているのです。今日の実績としてどういう状態になっているのか、それを伺いたいのと、ただあの展示コーナーですけれども、当然量が増えればあそこだけでいいのかということも今後課題になっていくのではないかなというふうに思われます。有効活用していただく大切なことなので、その辺はどのように考えているか伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

令和4年度の実績、こちらスポーツ用品の実績でございますけれども、そちら223件。持ち込むものが223キロということです。件数につきましても389件ということで、かなりの量の持込みがございます。それを持ち出しということ、持っていかれた方についてはそのうち107キロというところでございます。

あと、場所のスペースの問題ですけれども、現在のところは今のスペースで間に合っておりますけれども、この後増えればきちっと別な場所をしっかりと確保してまいりたいというふうに考えてございます。

〔「委員長」「3回までだ」と言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） これで根本委員の質疑は終わりました。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 根本委員に申し上げます。

今は6年度の当初予算の特別委員会でございますので、過去の実績につきましては質問はNGということになりますので、ご理解願います。

これで根本委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号8番、根本委員の質疑を行います。

根本委員。

○15番（根本謙一君） 空き家利活用事業について伺います。

令和6年度は、今後も予想される空き家等への対策をより一層総合的かつ計画的に推進するとしております。総合的かつ計画的とは、今までとどのように違う取組なのか伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） それでは、お答えします。

総合的かつ計画的に推進する取組につきましては、第2期空き家等対策計画の基本方針といたしまして、まず空き家等の未然防止、空き家等の適切な管理の促進、空き家等の利活用の促進、特定空き家に対する措置、補助事業を活用した空き家等対策の推進の5つの対策により、空き家率抑制を目指しております。具体的に申しますが、まずセミナーの開催によりまして、空き家の管理者に対する意識の啓発、空き家バンクや空き家改修補助金による利活用の推進、除却推進補助金を活用した特定空き家の解消などを図ってまいります。

また、これらの情報を継続的に周知啓蒙することが重要と考えてございますので、移住サイトである「みさとぐらし」と移住定住ガイドブックを全面的にリニューアルいたしまして、デザイン面や機能面を一新し、空き家情報など発信力の強化を行うとともに、相談者への伴走対応により対応を進めてまいります。これまでも総合的かつ計画的に進めてきたわけですが、これらの取組をなお一層推進いたしまして、政策財政課を中心に関係課と連携しながら、総合的に空き家対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本委員。

○15番（根本謙一君） そうしますと、新たな取組としてはガイドブック作成が主になるということで理解していいですか。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） ガイドブックにつきましては、これまでも作ってございましたが、内容をさらに充実をするということでございますので、そういったことで今現在あるガイドブックをさらに充実するというものでございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本委員。

○15番（根本謙一君） では、それが主な、より一層というふうに言った内容ですか。より一層というのは、新たにというふうに、何か充実させるという意味合いに取れるのではないですか。だから、そこが今の説明では十分伝わってこないの、重ねて説明できることがあればお願いしたいと思えます。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

なお一層と申したのは、先ほどお答えしましたが、ホームページの全面的なリニューアル、さらにはガイドブックの全面的なリニューアル、それに伴いまして各課の連携をより強化をいたしまして、空き家対策を総合的にやっていきたいということでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで根本委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号9番、村松委員の質疑を行います。

村松委員。

○6番（村松 尚君） 令和6年度、あやめ苑については維持管理計画に基づき、公園管理指導員と一丸となって適切な栽培管理と施設環境整備を実施するとありますが、昨年度、あやめ祭り開催期間中の来場者からは多くの苦言を伺ったが、それを踏まえて限られる予算の中で具体的に何をどのように一丸となって取り組むのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

適切な栽培管理につきましては、町職員、公園管理指導員、NPO法人等の関係団体と情報を共有しながら、ハナショウブの生育状況等を確認し、育成不良箇所の捕植や、病気や害虫の予防等に速やかに対処してまいります。令和6年度の具体的な取組としましては、今までは殺虫剤、殺菌剤散布を業者へ委託しておりましたが、適正な時期に速やかに殺虫、殺菌が行えるよう、公園管理指導員が直接実施してまいります。肥料につきましても化成肥料から有機肥料へ変更するとともに、リサイクル堆肥においても病原菌や害虫のない、あやめ苑に使用できる堆肥となるよう取り組んでまいります。また、株分け、土壌改良につきましては、昨年度の反省点を踏まえ、あやめ苑内を3つの区画に分け、その区画ごとに3年間隔でローテーションを組み、4年目を迎える株をなくすことで、来苑した方々に咲き誇るハナショウブを楽しんでいただけるよう、維持管理に努めてまいります。

次の施設環境整備につきましては、これまで苑内の散策路の整備やスロープの改善により車椅子でも散策しやすい環境を整備してきたほか、橋の手すりの修繕など、安全面の強化を図ってまいりました。令和6年度の具体的な取組としましては、東側駐車場の防護柵の更新を行い、また必要な箇所の樹木の剪定、伐採することで、来苑者の安全と散策しやすい空間の形成に努めてまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） 栽培管理、殺虫剤の配布だったり、そういったものが大きく6年度は変えていくという内容をご説明いただきました。

最後に、施設環境整備の中で樹木の伐採という言葉があったのですが、樹木の伐採、現段階、6年度どの場所を伐採する計画でいらっしゃるのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

あやめ苑内の今現在ある樹木に対して枝払い等、環境に配慮した伐採等を行っていくものでございます。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） そうしますと、今回、令和6年度、そういったところを新たな手法でやることによって、維持管理計画どおりの内容で進んでいけるという確信の下ということでよろしいのか、最後に確認だけさせてください。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

樹木の伐採につきましても、区長等の要望等も新たな箇所等に出てきておりますので、その伐採を込みにした上での環境整備を配慮したように伐採等を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） これで村松委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号10番、根本委員の質疑を行います。

根本委員。

○15番（根本謙一君） 同じく公園管理事業について伺います。

あやめ苑について、令和6年度は維持管理計画に基づき、公園管理指導員と一丸になって適切な栽培管理と施設環境整備を実施するとしております。具体的な取組内容はどのようになっているのか改めて伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

答弁内容につきまして、先ほどの村松委員の答弁と一緒にすることについてご了承願います。それでは、お答えいたします。適切な栽培管理につきましては、町職員、公園管理指導員、NPO法人等の関係団体と情報を共有しながら、ハナショウブの育成状況等を確認し、育成不良箇所の捕植や、病気や害虫の予防等に速やかに対処してまいります。令和6年度の具体的な取組としましては、今までは殺虫剤、殺菌剤散布を業者へ委託しておりましたが、適正な時期に速やかに殺虫、殺菌が行えるよう、公園管理指導員が直接実施してまいります。肥料につきましても、化成肥料から有機肥料へ変更するとともに、リサイクル堆肥においても病原菌や害虫のない、あやめ苑に使用できる堆肥となるよう取り組んでまいります。また、株分け、土壌改良につきましては、昨年度の反省点を踏まえ、あやめ苑内を3つの区画に分け、その区画ごとに3年間隔でローテーションを組み、4年目を迎える株をなくすことで、来苑した方々に咲き誇るハナショウブを楽しんでいただけるよう、維持管理に努めてまいります。

次の施設環境整備につきましては、これまで苑内の散策路の整備やスロープの改善により車椅子でも散策しやすい環境を整備してきたほか、橋の手すりの修繕など、安全面の強化を図ってまいりました。令和6年度の具体的な取組としましては、東側駐車場の防護柵の更新を行い、また必要な箇所の樹木の剪定、伐採をすることで、来苑者の安全と散策しやすい空間の形成に努めてまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本委員。

○15番（根本謙一君） 令和5年8月にあやめ苑の維持管理計画が私どもに説明されました。それに基づいてしっかり対応されていくのだなということは今伺って分かりました。

その中で、2点ばかり伺わせてください。それで、今までの経験、5年のあの暑いさなかのあやめ開花については自然に、気候に左右されたということも理解できますけれども、常に何があっても臨機応変に対応するのは限界がありますけれども、一定程度の経験をこれだけ積んできたわけですので、しっかりそれはノウハウとして有効に使われるように整理していただきたい。ほかの自治体との交流もどこまであるのかよく分かりませんが、この計画の中にはあやめサミットに参加している自治体との交流も含めて勉強していきますよという項目が入っております。関係機関との意見交換とか情報共有も行って、今後も適正な管理方法を追求していきます。ぜひやっていただきたいのです。具体的な名前言って恐縮ですけれども、この公園を造られてきた、中核担ってきた馬場先生が亡くなられて、本当に今度は何うこともできない状況がこれから続きます。そういう中で、他自治体との交流は大変貴重なノウハウを習得する方法の一つだと思います。その辺はどのように考えているのか伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

令和6年度に関しましては、他自治体へ何うような計画は、申し訳ございませんが、立てておりませんでした。今委員がおっしゃったように、他自治体のノウハウ等を今後十分に取り入れていきたいと考えておりますので、今後につきましてはいろいろ他自治体を回った上で、お話等聞いた上であやめ苑に役立てていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本委員。

○15番（根本謙一君） デスクワークではないですけれども、他自治体との交流はするという話は伺ったつもりでしたので、もっとあやめサミットに参加しているところまで広げていくことも想定しているのかなと思って伺いました、6年度は。違うのですね。

○委員長（長嶺一也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

直接その場に何うのではなく、今パソコン等でモニター越しでもいろいろお話は聞けるかと思えます。そのような手法を利用した上でも行いたいとは考えておりますが、中には近いところ、山形県とかには参った上でお話等を聞きたいなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） これで根本委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号11番、根本委員の質疑を行います。

根本委員。

○15番（根本謙一君） 公共交通利用促進事業について伺います。

令和6年度は、会津坂下厚生病院便の実証事業を開始するとしております。会津西病院便は検討対象にならなかったのか。また、デマンド交通A Iシステムの利用を促進し、さらなる利便性の向上を図るとしております。何が課題で、どのように改善が図られるのか。さらに、令和8年度を始期とする新たな町公共交通網形成計画及び再編実施計画の策定のための調査、検討を開始するとしております。調査、検討の内容はどのようなことなのか伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

まず、1点目の会津西病院便への検討でございますが、今回実証実験を開始する坂下厚生病院につきましては、本町と会津坂下町との間にバス路線がないため、会津坂下町のタクシー事業者等と利害調整を行った上、町地域公共交通会議に諮りまして了承を得られたため、例外的に区域外の運行が可能になったものでございます。一方、会津西病院につきましては、現在、路線バスの運行ルートに入っているため、現状ではバス事業者の理解や路線バスの地域間交通維持の観点から町地域公共交通会議の承認を得るのは困難と考えてございます。

2点目のデマンド交通A Iシステムの課題とその改善につきましては、アプリによる予約の伸び悩みやフルデマンド方式に変わったことによりまして乗合率の低下などが課題として上げられておりますが、A Iシステムの普及啓発を図りながら、待ち時間の短縮や乗合率の向上等によりまして運行の効率化を図ってまいりたいと考えてございます。

3点目の新たな地域公共交通計画策定のための調査検討の内容でございますが、まず利用者のニーズはもちろんのこと、利用実績や傾向等を分析するとともに、併せて運転手、オペレーター等の人材確保や運行に係るコスト等の事業者側の課題も踏まえた検討を行いまして、将来的に持続可能な公共交通体系の構築を目指してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 1点目は分かりました。

2点目ですけれども、このA Iシステムですけれども、私もしょっちゅう使わせていただいて、確かに大変に感謝している町民の一人でありますけれども、A Iにはなかなか学習し切れなくて、現場の特に運転手の方が相当アクセスするのに四苦八苦されているという現状のお話を伺っております。その点はどうか改善されていくのか、その点だけ伺っておきたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

運転手の件でございます。まず、このＡＩのフルデマンド方式に変わった当初につきましては、やはり今委員おっしゃられたとおりなかなか運転手のほうも大変だったというお話は、毎月定例会やっておりますので、そういったお話は何ってございます。ただ、やはり１年以上今経過してございますので、まずそのＡＩシステムの改善、さらには運転手の慣れというのもございまして、最近では、全くないということではございませんが、以前の当初から比べたら大分そういった話はなくなっているかなと思ってございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 今に至っても現場の声としてはそういう話ではないように私は受け止めております。月１の会議やっているというので、そこは十分意思疎通は図られているかなとは思いますが、この乗合率の低さも含めてやはり考えていく課題としてひとつ６年度は踏まえる必要があるのではないかなと思っておりますけれども、再度の答弁をお願いします。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

まさに委員おっしゃるとおりだと思います。そこはやはり一番大きな課題の一つだと思っております。やはり今なかなか人材の確保というのが難しい状況になっておりますので、運転手へのそういった対応がやはり一番大きな課題の一つだと捉えております。それによりましてシステムの改修、さらにはやり方によって効率的かつ運転するかは、さらにオペレーターもよりよい仕組みになるよう、計画の中でもんでいきたいと考えてございます。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

ここで休憩いたします。

休 憩 （午前１１時０３分）

再 開 （午前１１時１５分）

○委員長（長嶺一也君） 再開します。

皆様に改めて申し上げます。本日、会議の冒頭、委員長のほうから注意事項を申し上げましたことを改めて申し上げます。質疑、答弁とも要点をまとめて簡潔明瞭にお願いします。

以上よろしく申し上げます。

それでは、質疑番号12、6番、村松尚委員の質疑を行います。

村松委員。

○6番（村松 尚君） それでは、街路灯設置工事についてお伺いします。

設置場所はどこなのかお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

街路灯の設置場所につきましては、県道会津若松会津高田線、本郷大橋通りと町道11003号線、あやめロードの2か所を予定し、ナトリウム灯からLED灯への更新を行うものでございます。

なお、本郷大橋通りにつきましては、単年度、今年度限りの工事となります。それで、あとあやめロードにつきましては、年次計画により工事を進めてまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） それでは、新設でつける基数の数というものは何基予定されているのかお伺いします。

○委員長（長嶺一也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

本郷大橋通りの街路灯更新工事につきましては、22灯のナトリウム灯からLED灯への更新を行ってまいります。あやめロードにつきましては、今現在、10灯から15灯で予定しておりますが、まだ正確な数は今の段階で確定しておりません。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで村松委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号13、10番、堤信也委員の質疑を行います。

堤委員。

○10番（堤 信也君） それでは、道路維持管理事業についてお伺いいたします。

令和6年度は、昨年引き続き町内各路線の舗装補修工事及び維持を行うとしておりますが、例年確認をしているわけですが、目に見えて進捗が分からない状況であると。計画性を持って行っているのは理解いたしますが、できれば路線別の計画等を示していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

路線別の計画につきましては、路面性状調査の結果により、破損状態の悪いところから計画的に舗装補修工事を実施しているところでございます。令和6年度の路線別の主な計画といたしましては、永井野地区の町道12008号線、通称7号線でございます。あと、高田地区の小山地区の町道12026号線、続きまして本郷地区の大石地区の町道21003号線、新鶴地区の根岸地区の町道30104号線の舗装補修工事を予定しているところでございます。

また、パッチング、水路補修工事につきましては、通行の安全確保のため、町内全域にわたり行っておるところです。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 堤委員。

○10番（堤 信也君） 今ほど課長のほうから計画路線お伺いしましたけれども、今年度全てそれをやるということですね。そのほかにも本当にここ10年くらいはまず亀裂だったり側溝が落ちていたり、マンホール箇所の周りとか、そういった部分をかなり見受けられる道路がございます。そういったのは当然パトロール等々を行いながら確認はしていると思うのですけれども、それについてはいかがな感じで思っていますか。

○委員長（長嶺一也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

先ほど申しました令和6年度の路線別の舗装補修計画につきましては、全て実行する計画でございます。

それで、あと今ほどパトロール等で危険箇所、舗装の破損箇所等、水路の破損箇所等におきましては、パトロール等を十分実施した上で、全てにおいて補修する計画であります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 堤委員。

○10番（堤 信也君） ちょっとその辺のパトロール結果等々を見ながら行っていくということで今後見守りたいと思いますけれども、例年春先に行っているパッチングとか何かでは収まらない部分というのはかなりあると思うのです。ご存じだと思いますけれども。その辺についてもある程度の予算をつけながらしっかりした盤からやっていかないと本当にいつ事故が起こるか分からない状態だと思いますので、その辺をしっかりと対処していただきたい。

○委員長（長嶺一也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

春先につきましては、除雪直後ということでありまして、舗装補修に一番重要な点を設けまして舗装の補修を行ってまいりたいと考えています。その後なのですけれども、どうしても水路補修等の工事等が、順次行ってまいりたいというふうを考えております。順次、全て危険箇所については順繰り、順繰り行っていくような考えでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで堤信也委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号14、3番、荒川佳一委員の質疑を行います。

3番、荒川委員。

○3番（荒川佳一君） それでは、道路の利便性や安全性を図るため、道路改良等の整備をしています。令和6年度の整備する路線は、どのような効果を想定していますか。また、公共交通との関連はあるのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

令和6年度に整備する路線の効果及び公共交通との関連性につきましては、主な路線でもある町道12009号線歩道整備において、児童生徒の通学における安全、安心の確保のためにも重要であると認識しておるところでございます。また、その他の整備におきましても、道路側溝、生活関連水路など、整備を実施することにより、良好な道路交通環境の確保だけでなく、地域の利便性、防災、安全面においても効果があると想定しており、公共交通との関連性も期待できるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） これ改良工事によりまして幅員が広くなることで、車が走りやすくなるかと思います。ここは通学路でもあることから、路線に対しての事故などの対策はやっているのかどうか伺います。

またさらに、今これ現在、改良しますと路線バスの公共交通が通行することになるかと思います。それに対する安全策についても伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

安全対策につきましては、先ほど道路改良することによって車、スピードが出しやすい状況になることにつきましてなのですけれども、家屋等に対する侵入防止柵等の設置を行う予定です。

また、あと路線バス等なのですけれども、残地を利活用した上で路線バスの駐車帯、道路敷外に設けて安全確保を図りたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 今ほど安全帯ということで一応考えているということであれば安心できるのかなと思います。ただ、今現在、雪等がないので、まだちょっとその辺が実感できないところがあるのですが、これ冬の道路の交通安全の確保をするために今の路線の雪対策は何か対策を取っているのか、最後にその点だけ確認させてください。お願いします。

○委員長（長嶺一也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

冬場の除雪対策なのですけれども、道路部については除雪のローダー等を使いまして万全を図りたいと考えております。それで、歩道におきましても小型のロータリーを使いまして、雪の置場なのですけれども、残地を利活用した上で雪捨て場等を設置するような考えでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで荒川佳一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号15、15番、根本謙一委員の質疑を行います。

根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 道路新設改良等事業について伺います。

令和6年度は、町道12009号線の歩道整備に向けた用地購入、物件移転補償を行うとともに、一部区間工事に着手するとしております。5年度の進捗と通行止めなどが生じるのか、工事内容の説明を求めたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

令和6年度の工事内容につきましては、用地購入、物件移転補償が必要な箇所の契約は、令和5年度中に完了し、令和5年度から令和6年度の継続費を設定したものにつきましても契約が完了しているところでございます。令和6年度の工事につきましては、物件移転などが完了した整備区間の西側区域、高田中学校側からでございます。から工事に着手してまいります。また、工事期間中におきましては、現場内の安全確保、早期完了に努める上でも交通規制は生じるものと想定してございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。

それで、重ねて伺いたいのは、交通規制は生じるという説明でしたけれども、私は通行止めが生じますかというふうに具体的に伺っております。結構交通量が多いところですので、片方通行とかいろいろ手法あるのでしょうかけれども、そこをつまびらかにしていただけますか。

○委員長（長嶺一也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

今現在まだ未発注の工事であり、契約時に業者と協議しながら、片側交互通行にするか、全面通行止めにするかは協議した上で今後進めてまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） もう一点確認ですけれども、今一部区間工事に着手ということで、西側区域からというふうに話ありました。高田中学校側ですね。あの交差点から順次という受け止め方でいいですか。

○委員長（長嶺一也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

高田中学校側から国道401号に向けて順次工事を進めてまいる予定でございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号16番、6番、村松尚委員の質疑を行います。

村松委員。

○6番（村松 尚君） それでは、公用車購入費についてお伺いいたします。

どのような車種を購入予定か、またそれに伴い廃車になる公用車もあるのかお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

公用車の購入の車種につきましては、2トンダンプトラック1台の購入を予定しております。また、購入に伴い、現在使用している2トンダンプトラックは経年劣化による損傷もあることから、廃車とする予定でございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） 確認ですけれども、そうしますと今回はダンプの入替えと、ダンプが壊れたことに対する入替えということの確認でよろしいのか、そこ1点確認だけさせていただきます。

○委員長（長嶺一也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

経年劣化したダンプトラックの、2トンダンプの購入でございます。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） これで村松尚委員の質疑は終わりました。

以上で政策名1、「自然に配慮した環境づくり」に関する質疑は終了しました。

説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時32分）

再 開 （午前11時33分）

○委員長（長嶺一也君） 再開します。

それでは、政策名2、「安心して安全な暮らしづくり」、質疑番号17、15番、根本謙一委員の質疑を行います。

根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 消防団員活動事業について伺います。

令和6年度は、引き続き地域防災力を維持するため、予防消防活動や各種訓練を行うとしております。消防団員の居住空白地区、特に集落、山間地域、旧山間地域ですけれども、勤務上の空白地区への対応はどのようにしているのか、また機能別消防団員の活動はどのようにしているのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

消防団員の居住空白地区、勤務上の空白地区があることは認識しておりますが、消防団員の担い手

の減少によりまして、町全体としても団員の確保に苦勞しているのが現状であります。そのような状況ですので、周りの地区と助け合っの対応という形になります。具体的な対応策といたしましては、現在、消防団と班の再編成に向けて協議を行っておりまして、その中で空白地区をカバーしてまいりたいと考えておるところでございます。

機能別消防団員につきましては、特定の消防活動に限定して従事する消防団員としまして、消防団の幹部OBを中心に任命されているところでありま。具体的には、正規の消防団員だけで消防活動を行う際に人員が足りないときなどに各分団長の指揮の下、消防団活動を行うこととなります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） それでは、もう少し伺わせてください。

まず、空白地区に対する対応ですけれども、今の話ですと当然周辺のほうから協力いただくということ、もう当然だとしても、協議中だということですが、急に浮かび上がってきた課題ではないと思いますので、協議中だというのはどういうことなのか。どうするかというのはもう出てきていてもいいと思います。そこは住民の安心、安全の確保から早急に対応が必要だと思いますけれども、そこが1点。

2点目の機能別消防団員ですけれども、年に1度は訓練的なことをやっているのかな、話し合いもやっているのかな、その辺がちょっと明らかでないので、ある地域住民の方からちょっと不安があるお声もいただいていますので、その辺しっかり説明いただけませんか。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

まず、1点目の空白地区に対する対応でございますが、これにつきましてはいわゆる空白地区といひますか、消防団員がいない自治区というのは現在存在します。ただ、消防団活動におきましては、分団単位で地域を割り振っておりますので、これは当然そういった空白地区も含めて対応しているというふうな状況になります。さらに、その中には機能別消防隊員も分団にしっかりといらっしやいますので、そういった方がいる空白地区もあるということでございますので、しっかり消防団員がいない地区であっても消防団、さらには自主防災組織もそうなのですが、機能別消防団員のほうでしっかりとカバーをしているというふうな現状がございます。先ほど私申し上げました再編成に向けてというのは、消防団そのものが今どんどん人数が減っておりまして、再編統合というふうな動きで進んでいるというふうなところでございますので、さらにそういった住民の安心、安全を守るためにどういふふうにしていったらよいかというところで協議をさせていただいているというふうな状況でございます。

次に、機能別消防団員の訓練等についてでございますが、基本的には消防団のほうに設置をさせていただいているものですから、町で訓練を直接実施するというふうなものではございませんが、その

中で消防団のほうを確認を取っておるわけですが、その中では訓練等は特に実施していないというふうなところでございます。ただ、あくまで機能別消防団の団員は消防団のOBの方とかが主でございますので、基本的なポンプの使い方等については十分熟知しておることでございます。あとは災害対策についても十分な知見を有している方が多くいらっしゃると思いますので、その辺については問題ないというか、心配はないのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 1点目は分かりました。

2点目ですけれども、確かに経験者ですので、そこは今の説明で分からなくないのですけれども、ただ年に1度ぐらいはしっかり、打合せということでもないけれども、話し合いをする機会はやっぱりあるのかなというふうに思っていました。当然あるべきではないかなというふうに思います。とにかくこれだけ人口がどんどん減っている中で地域環境はどんどん変わっているという現状からすると、その辺はしっかり踏まえておいたほうがいいかなというふうに思うので伺います。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおただしでございますが、ちょっと訓練は実施していないわけですが、当然その分団の中での話し合いというものは行われているというふうに認識しております。その中で、当然町としては消防団を通じまして分団のほうにその対応をお願いしているというふうなところでございますので、ちょっと機会があればそういった訓練の必要性などもお話しさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号18、3番、荒川佳一委員の質疑を行います。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 防災無線の老朽化等によりまして、防災情報が聞き取りにくくなっています。令和6年度に防災システムの整備を計画しているが、どのような手段で防災情報を町民の方へ伝達し充実をしていくのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

防災情報の伝達の手段についてでございますが、現在同様、屋外スピーカーによる伝達が主体となります。しかし、新たに整備する屋外スピーカーにつきましては、これまでよりも高性能のものを設置いたしますので、聞き取りやすくなるのかなというふうに考えております。また、それに加えましてメール配信システムやSNS配信、Jアラートを活用した個人のスマートフォンへの情報伝達、テレビのテロップへの伝達など、使える手段は全て活用いたしまして、いち早く伝達できる体制を構築

してまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 今の屋外スピーカーについて、高性能ということで、これは今現在あるスピーカー全てという考え方でよろしいかと思うのですが、ただ実際今までもなかなか屋内にいますと聞き取りにくいという方がいらっしゃる。先ほど説明にもありましたように、メールとか、ノパメール、SNS等々で通知が皆さんのほうにしてあるということで、それはすごく分かるのですが、ただ使えない人に対してどのような形で伝えていくのか。確かに高性能のスピーカーということでもかなりよくなるという期待は持っているのですが、その辺併せて総合的に考えてどのように対応するのか、その点確認します。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

いわゆる携帯電話とかを持っていない方への対応についてのお話かなというふうに思います。まず、災害が発生した場合いち早く伝達する手段といたしましては、一番分かりやすいのがテレビ、テレビの画面上にテロップを流すというふうな、そういった仕組みがございます。そういったものでテレビを通じて災害の情報を速やかに知っていただくというふうな手段がまず考えられます。あと、そのほかには、自主防災組織があるところに関しましてはしっかりと地域のいわゆる避難弱者の方にお声かけいただくような仕組みも構築しているところでございまして、自主防災組織がないような場所につきましては、自治区長様のほうへお願いをしてそういった対応を取っていただくように考えているところでございます。

○委員長（長嶺一也君） これで荒川佳一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号19、15番、根本謙一委員の質疑を行います。

根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 防災情報システム事業について伺います。

今ほども同等の質疑ありましたけれども、令和6年度は既存放送設備の老朽化に伴い、防災情報を迅速に住民へ伝えるため、音声だけでなく、ホームページやSNS等、様々な手段で情報伝達を可能とする新たな防災システムの構築を行うとしております。今までとはどのように課題が改善され、利便性が向上するのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員に申し上げます。

お話しするときはマイクに声が通るような形で対応をお願いします。

答弁、総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

防災情報システムにつきましては、以前から音声聞き取りづらいという課題がございました。今

回のシステム構築で高性能スピーカーへの切替えを実施いたしますので、聞き取りやすさという点は向上するというふうに考えております。また、様々な媒体へ情報伝達を行う際に、一つの作業で一斉に伝達できるようになることも利便性向上の一つというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 同僚議員も同じ質問していますので、一定程度理解は進みました。

それで、確認ですけれども、先ほどの同僚議員の質疑答弁に何かテレビのテロップ流しもあってという話出ました。これはどういうことですか。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

テレビのテロップに関しましては、災害が発生した場合ですとか発生するおそれがあるというふうなときに、町側が依頼をいたしまして避難勧告なりをさせていただくような仕組みになっております。当然町の対象地域のほうにその情報がテレビの画面を通して带状にといいますか、画面の一部に带状に流れるというふうな仕組みでございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） この情報は、以前に議会、我々に説明ありましたか。今初めて聞いたので、私びっくりしたのですけれども。只見町の仕組みはこういうことをやっていますけれども、本町ではまだ手についていないなというふうに思っていたのでびっくりしました。再度の丁寧な説明をお願いします。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

このテレビへのテロップを流すというふうな部分に関しましては、実は令和元年に台風による被害等がございました。その際のときかどうか一部ちょっと不確かなところではあるのですが、そういった災害があってから実際議会の皆様のほうにはそういうような仕組みがございますというふうな話はしてあるというふうに確認をしているところでございます。

すみません。あと、付け加えて申し上げますが、実際そのテレビテロップに流すというふうな実績もあるというふうなところでございますので、御覧になっていただいている方もいらっしゃるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号20、3番、荒川佳一委員の質疑を行います。

荒川佳一委員。

○3番（荒川佳一君） 高齢者等の運転事故を事前に防止するため、運転免許を自主返納しようとする

る方への対応及び支援をどのようにしていくのか伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

運転免許を自主返納しようとする方への対応及び支援策につきましては、運転免許を返納したいと考えている方が返納後も生活する上でなるべく不便を来さないよう配慮することが必要と考えております。その上で、運転免許を自主返納した方の日常生活への利便性を確保するため、これまで同様、運転免許自主返納者の方へあいあいタクシーの利用券50枚を交付する事業を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） そうしますと、高齢者等の運転免許を返納した方の利便性ということであいあいタクシーということなのですが、これ高齢者の事故を防止するための対策ということで、それが利便性を図るということにはつながらないのかなと思うのですが、その辺その防止する対策はどのようにしているのか……何か違います。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

この事業につきましては、基本的に、我々交通安全対策事業としてやらせていただいているものですから、事故防止対策というのが主眼であります。当然高齢者の方が免許を運転に自信のない方がご返納いただくことによって高齢者による事故が減っていくというふうなところを目指すものでございます。ただ、あくまで事故防止対策でありますので、そういった免許を返納するきっかけになっていただければというふうな思いで我々のほうで実施をさせている事業だというふうな認識でございまして、事故防止対策というふうな部分に関しましては、警察署をはじめ、交通安全協会、各それを実施する関係団体と協議をさせていただきながら、役割分担の中で進めているというふうな認識でございます。

○委員長（長嶺一也君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） そしたら運転免許証を自主返納するということで、町はどのような形でその方に対して推進していくのか、その辺確認します。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 先ほども申し上げましたが、あくまで免許を返納する方のきっかけとなっていていただくような、そういう部分の事業でございますので、実際交通事故を防止する役割としてはやはり警察なり安全協会さんなりとしっかり連携してやっていくというふうな部分が非常に重要かなというふうに考えておりますので、交通安全対策全般を通してしっかりと打合せをさせていただきながら、特に高齢者の交通事故防止に努めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○委員長（長嶺一也君） これで荒川佳一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号21、6番、村松尚委員の質疑を行います。

村松委員。

○6番（村松 尚君） それでは、防犯対策事業についてお伺いいたします。

令和6年度は、防犯灯に対しての各種助成制度で防犯対策の維持向上を図るとありますが、昨今様々な犯罪形態がある中において防犯カメラの必要性も高まってくると考えられますが、商店街や駅周辺、観光地などにおいて予算化されてはいないのかお伺いいたします。

また、助成制度の考えはないのか併せてお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

令和6年度におきまして、商店街や観光地等への防犯カメラの設置について予算化はしていないところでございます。助成制度につきましては、現在のところ予定はございませんが、防犯カメラの設置に関しまして犯罪予防の効果は一定程度あると考えますので、他市町村の例を調査研究してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） 事業自体、施策もそうですけれども、防犯体制の充実であったり防犯対策事業というふうな事業名を打っている以上、夜間のLEDで防犯対策をするというものはやはり限界があると思うのです。そういったところを考えると、やはり防犯に対してはカメラ等の設置というものは避けては通れないと思うのですけれども、所管としての防犯についての考え方をお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

カメラの設置に関しましては、先ほども申し上げましたとおり、一定程度の効果はあるのかなというふうに思っております。他自治体の例でも、各個人に対する助成制度があるというふうな部分に関しましては存じ上げているところでございます。ただし、一方では、犯罪を抑制する対策のほかにやはりプライバシーの問題等がございまして、かなりこの部分のクリアというのが難しいというふうな話も聞いているところでございます。助成する部分に関するのと、あとはプライバシーにどういった形で配慮していったらいいかというふうな部分をしっかり調査研究させていただきながら構築していくことが重要だというふうに考えているところでございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） 確かに今課長が述べたとおりだと思いますので、しっかりした判断をして防犯対策について取り組んでいただきたいと思います。答弁は結構です。

○委員長（長嶺一也君） これで村松尚委員の質疑は終わりました。

以上で政策名2、「安心して安全な暮らしづくり」に関する質疑は終了しました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時58分）

再 開 （午後 1時00分）

○委員長（長嶺一也君） 再開します。

それでは、政策名3、「健やかで人にやさしいまちづくり」、質疑番号22、8番、星次委員の質疑を行います。

8番、星次委員。

○8番（星 次君） それでは、健診等の事業について質問いたします。

令和6年度は、各種健診と健診結果に対する特定保健指導、特別保健指導、重症化予防、介護予防の一体的実施事業に取り組むとあるが、生活習慣病の早期発見に効果的な食生活指導を徹底して実施できないか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） それでは、健診等事業につきましてお答えさせていただきます。

まず、本町の令和4年度国民健康保険の健康医療状況としまして、医療費の約4割程度が生活習慣病が関連する疾病であると捉えております。そのため、生活習慣病への予防対策としての食生活指導は極めて重要であると考えているところであります。しかしながら、食生活の改善に向けた取組については、町民一人一人の意識改革が必要となっておりまして、一朝一夕に進むものではないと捉えているところでございます。町としまして、引き続き総合健診時の栄養士を中心とした対面による指導の充実をしていくとともに、食生活の見直しや適切な運動への取組を促す周知を努めてまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星 次君） ただいま課長が言われたとおりだと私も認識しております。

それで、我が町には管理栄養士1名ということで令和4年から正規の職員として採用し現在に至っておりますが、ただいま課長が言いました栄養士の対面指導、これは本当に大事だと思います。それで、一人一人の食生活について改革意識を持つということと言われましたが、やはり分かっているところをどういうふうにしたらいいいというのが、ヒント的な部分が分からないので、やはり管理栄養士さん、それから町の食生活改善推進員さん方がいるので、そういう方々で食事のメニューというか、減塩と伴ってそういうふうな高血圧にならない、それから糖尿病対策、それからコレステロールの過剰摂取等々、そういうふうな主導的な立場でパンフレット等を作って、やっぱり徹底して改善してほしいというふうなことを促す必要もあろうかと思うので、その辺の考え方ちょっとお願いします。

○委員長（長嶺一也君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） パンフレット等についてということでございますが、その点については検討させていただきます。

まず、健診時におきまして、今までですと2人体制で栄養指導を行ってまいりました。栄養士と保健師で。それを6年度については3名体制にして、1人当たりにかかる時間を多く取れるように改善していきたいと考えております。まず、健診自体については、国民健康保険に加入している方、後期高齢に加入している方がメインとなってまいります。全住民ではないというのが一つ条件となってまいります。健診を受けていただいて体のメンテナンスをしながら、そこに当たって栄養の重要性、食事の重要性というのをさらに徹底していきたいと考えております。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星 次君） 6年度は、やはり課題を解決するための改善ということで2人体制から3人体制、これはすごく大切だと、本当に体制づくり必要だと思いますので、それと併せてやっぱりこれをするによって医療費の抑制ということにつながるの、ぜひ食生活についてさらなる改善をするようにひとつ努力してほしいなというふうに思っております。その点でちょっと考え方。

○委員長（長嶺一也君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 委員おっしゃるとおりで、まず町民の皆さんに接する機会というのはなかなかないと考えております。広報紙等を活用して、住民の方に食生活の重要性というのを周知徹底してまいりたいと考えております。

○委員長（長嶺一也君） これで星委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号23、8番、星次委員の質疑を行います。

8番、星次委員。

○8番（星 次君） それでは、児童クラブ管理運営事業についてお伺いいたします。

令和6年度は、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を実施するとあるが、事業内容と、これを実施することで放課後児童支援員の確保と充実が図れるのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） お答えいたします。

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業につきましては、放課後児童支援員認定資格取得者や経験年数がおおむね5年以上の放課後児童支援員認定資格取得者で、資質向上のための研修を受講した場合など、支援員の経験年数や研修実績に応じた段階的な賃金改善を行っております。支援員の勤続年数や研修受講実績などに応じた賃金改善により、長く働き続けられる魅力的な勤務環境の整備による人材確保と指導員の学びに応じた処遇制度の構築により、保育の質の向上を図るものでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番(星 次君) そうすると、段階的に経験年数とか5年以上というふうなありますが、それに到達して賃金アップということになっているようなこの事業でありますけれども、それでそれを行うことによって、事業をやることによって、離職者もいなくて、そして人員も、その支援員の確保というのも待遇を改善することによって確保をできているのかということを知りたいのです。それは、離職しないで確保は、この事業があるから離職しないで継続して雇用につながっているというふうになっているのか、その辺分からないので示してください。

○委員長(長嶺一也君) こども教育課長。

○こども教育課長(渡部雄二君) ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、この支援員につきましては、宮川、本郷、新鶴の3つの児童クラブにつきまして四十数名の方がいらっしゃいます。高田につきましては、ちょっと今人数が正確な資料はあれなのですが、この制度、処遇改善事業を導入して以降、離職者が全くいないわけではございませんが、この処遇改善事業によって、やはり我々としては一定程度その支援員の方の処遇が改善されて働きやすい場が構築されているというふうに思っておりますので、この処遇改善事業によって経験年数によって金額も改善されるものでございますから、支援員の方におかれましては一定程度の目標といいますか、頑張れば賃金も上がるのだなというようなことで働いていただいているというふうに解釈しておりますので、必ずしもこの処遇改善事業を導入したから離職がゼロというわけではございませんが、一定程度の環境の改善にはつながっているというふうに理解しております。

○委員長(長嶺一也君) 星委員。

○8番(星 次君) 大体分かりましたが、四十数名の先生方がいらっしゃるということあります。先生方はこの制度は熟知していると思いますが、町から委託されている事業主というか、その委託先の経営されている方というか、その方もこの制度について熟知して、採用に際してもこういう制度があるのだよというふうな周知方法を取っているのかどうかお願いします。

○委員長(長嶺一也君) こども教育課長。

○こども教育課長(渡部雄二君) ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、先ほども少しお話ししましたが、宮川、本郷、新鶴の児童クラブにつきましては社会福祉協議会、高田につきましては社会福祉法人のひかり園のほうにお願いしているところでございますが、当然委託先の方々もこの制度については理解されておりますし、あと我々年に2回程度支援員の方にお集まりいただきまして、研修会または意見交換会なんということでやっておりますので、その辺の共通認識といいますか、制度の内容については細かく熟知していただいているというふうに理解しております。

以上でございます。

○委員長(長嶺一也君) これで星次委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号24、10番、堤信也委員の質疑を行います。

10番、堤信也委員。

○10番（堤 信也君） それでは、子どものための教育・保育給付事業についてお伺いいたします。

令和6年度は、幼小中教育の連携による次代を担う人材育成事業としてから人材紹介業者により保育士確保となった場合の紹介手数料分の補助金を交付するとしておりますが、実績を踏まえた上で6年度の計画を数字で示してください。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） お答えいたします。

人材紹介手数料分の補助金につきましては、令和5年度、民間認定こども園では3名の保育士を採用しておりますが、保育士の資質の問題や紹介手数料の費用が発生することから、人材紹介業者を通じた雇用はございません。また、令和5年度に新たな対策として実施しました保育士等宿舍の借り上げ補助を活用した雇用実績もございませんでした。そのような状況から、優良な保育士等を確保するため、厚生労働省の認定を受けている人材紹介業者を介し、保育士などを雇用した場合について、民間認定こども園が支払う紹介手数料を令和6年度新たに支援するものでございます。具体的には、各園1名分の初任者推定年俸250万円の30%分の紹介料としまして、75万円掛ける2名分の150万円の予算を民間認定こども園補助金の中で計上しております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 堤委員。

○10番（堤 信也君） ありがとうございます。今は確かに少子化の中で、以前より比べますと入園児等々がかなり減っていると思うのです。それで、減っている中でもゼロ歳児が、今現在ではなくて例えば6月、7月頃生まれますので、その頃お願いしますという、内々定なのでしょうけれども、申込みがあった場合、ゼロ歳児の場合は3名で1人ですか、そういった部分に今現在耐えられる状況にあるのか、その辺の確認はいかがです。なさっています。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先日の一般質問のときにもお答えしておりますけれども、昨年の秋に募集をしております、その際にいろいろゼロ歳児につきましても何月の入園を予定しておりますかなんていうことで状況の把握をしております。それで、もちろん第1希望ということでの取りまとめでもございますので、当然民間認定こども園におきまして保育士不足といえますか、ゼロ歳児においてそういった厳しい状況になるということは把握してございます。今後、そういった方々に第2希望の調整であったりとかそういったことの対応をまずしていきたいとは思いますが、あとはこういった人材紹介業者を活用した保育士の確保等というのは非常に有効ではないかというふうに思っておりますので、その辺につきましては民間の認定こども園さんとこれから協議をして、十分に保育士が確保できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（長嶺一也君） 堤委員。

○10番（堤 信也君） その辺はしっかりとやっていただきたいと思います。結局去年の秋方の話と、もう年明けてこの今の2月、3月の時点ではそういった部分が、ゼロ歳児の希望がある場合はそこら辺が変化しているはずなのです。増えて、来ていただければ一番いいことなのでしょうけれども、その辺はなかなかつかめないところだと思いますが、その辺もしっかりとケアしながらやっていただければと思います。本当になかなか人口が増えるまでにはいかないところではありますけれども、待機児童のないような、せっかくこちらでお子さんを産んで、待機児童になるような部分は極力なくしていただきたいと思いますので、それについて最後をお願いしたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに保育士不足といいますのは本町だけの問題ではありませんが、かなりいろいろ保育士不足になる背景としまして様々な問題がございます。ですので、本町独自にすぐに解決できるような問題ではございませんが、やはり若いお母さん方が安心してお子さんを産んで育てていけるような環境をつくっていくのは人口の増加ということでも非常に重要なものだと思っておりますので、我々としてできるだけ対策を取ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで堤信也委員の質疑は終わりました。

続きまして、質疑番号25、15番、根本謙一委員の質疑を行います。

根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） こども園管理運営事業について伺います。

令和6年度は、老朽化が進む本郷こども園の整備を進めるため、整備に係る基本構想を策定しております。整備場所の調査、検討はどのようになっているのか、基本構想策定に影響はないのか伺いたしたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） それでは、お答えいたします。

整備場所の調査、検討につきましては、これまで地域とともにある学校づくりと幼小中教育の連携による次代を担う人材育成プロジェクトにおいて、本郷小学校校庭に新築移転する計画で進めてきたところでございます。整備に当たりましては、本郷小中学校の施設整備と一体的に検討する必要があり、本郷小中学校の連結、本郷小学校体育館の社会体育施設としての効果的な利用、それらを実現する上での都市計画法上の手続などについて整理を進めているところでございます。令和5年度においては、都市計画法などの手続の内容や想定される工事の内容、概算事業費、現園舎と同じ場所に建て替えた場合などの費用比較や工事の工程など、メリット、デメリットについて調査をしております。整備場所の選定につきましては、様々な調査や手続など、前提となる条件整備の見通しを明確にした

上で、令和6年度の基本構想策定に影響のないよう決定していく考えでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） もう少し教えていただきたいと思います。

今の前段は大変丁寧な説明でありがたかった。後半ですけれども、場所がまだ整理が詰まっていないというふうに受け止めたのですけれども、現在の本郷小学校校庭跡以外に可能性が、あるとはなかなか言い難いところだと思いますけれども、そこら辺もうちょっとはっきり教えていただけませんか。あくまでも本郷小学校校庭跡を利用しての整備に向けて進んでいるのだということなのか、そこははっきり、ちょっと伝わってこなかったもので、お願いします。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、これまで地域とともにある学校づくりと幼小中教育の連携による次代を担う人材育成プロジェクトにおきまして、本郷小学校の校庭に移転するというところでこれまで説明をしてきたところでございます。ただ、いろいろ園の先生であったりとか様々な方から現園舎での整備というのをもう少し考慮に入れるべきというような声もございまして、この2つの場所が想定されるということで、いろいろ現在、法的なものであったりとか、費用の面であったりとかそういったところで協議をしているところでございます。基本的には本郷小学校の校庭が有効であるということで進めてまいりましたが、現有地、現園舎での場所もどうかなということで比較をして、それぞれのメリット、デメリットについて検討をしている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。いつ頃をめどにはっきりしてくるわけですか。そういう当然目標はあると思いますので、そこを伺っておきたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） お答えいたします。

現在、課内でおおむね原案をまとめまして、先日その原案に対して町長、副町長等に説明を差し上げたところでございますが、まだ内部でほかの職員というか、課長等においてまだ説明ができていない状況もございますので、そういった段階を踏んで、令和6年度になってできるだけ早い段階で議員の皆様にご説明ができるような状況になればそういったときにご説明をしたいと思いますが、今現在具体的にいつ頃というところはお答えできないのですが、庁内の課内ではおおむね考えがまとまったところでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

以上で政策名3、「健やかで人にやさしいまちづくり」に関する質疑は終了しました。

ここで、次の政策に移りますので、説明員入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 1時26分）

再 開 （午後 1時28分）

○委員長（長嶺一也君） 再開します。

それでは、政策名4、「元気と賑わいのある産業づくり」、質疑番号26、6番、村松尚委員の質疑を行います。

6番、村松尚委員。

○6番（村松 尚君） それでは、工事請負費についてお伺いいたします。

ため池工事、農業用水路整備工事、施設整備工事について、場所はどこで内容はどのような工事を予定しているのかお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ため池工事につきましては、出戸田沢地区の一の坊ため池廃止工事として、使用していないため池の貯水機能をなくすため堤体を開削し、豪雨等による決壊を防ぐものです。農業用水路整備工事につきましては、龍興寺西側水路の転落防止柵の設置工事として、延長100メートルのネットフェンスを設置するものです。

施設整備工事につきましては、高田工業団地内の農道454号線道路排水ポンプ遠隔監視制御システムの改修工事として89万1,000円及び橋爪地区の農道439号線村東橋塗装工事として1,247万4,000円を計上しております。工事の内容につきましては、道路排水ポンプ、遠隔監視制御システム改修工事は、現在設置しております排水ポンプの異常等を監視するシステムの改修を行い、適正な施設の維持管理を行うものです。また、村東橋塗装工事は、令和3年度に実施した調査で橋に使用されている塗料に低濃度のPCBが含まれていることが判明したため、剥離処分を行い、再塗装するものです。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） ありがとうございます。おおむね内容は理解できたのですが、1点だけお伺いいたします。

先ほどお話しになったPCB、令和3年度の調査で見つかった場所があったというお話でしたけれども、これはほかの橋、橋梁部とかでは見つかっていないのか、そこをお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 農道に架かっている橋については、ほかにはございません。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） それでは、内容的には了解しましたので、質問は終わります。

○委員長（長嶺一也君） これで村松尚委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号27、8番、星次委員の質疑を行います。

8番、星次委員。

○8番（星次君） 私は、耕作放棄地対策事業について質問いたします。

令和6年度は、遊休農地再生事業を行う農業者等に対し補助金を交付し、解消や有効利用を図るとあるが、他産業者にも枠を拡大することはできないか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小林隆浩君） お答えいたします。

遊休農地再生事業補助金の補助対象者の要件につきましては、補助金交付要綱において町内に住所を有する農業者及び農業法人等のうち本事業を実施する能力のある者で、当該農地を10年間耕作することが見込まれる者と規定しております。そのため、他産業者であってもそれらの補助金交付要綱の要件に加え、貸借契約に解除条件が付されていること、地域における適切な役割分担の下に農業を行うこと、業務執行役員または重要な使用人が1人以上農業に常時150日以上従事することといった一般法人が農業に参入するための要件を満たせば、補助金の交付を受けることは可能であります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星次君） 課長の答弁で一定程度分かりましたが、農業者に対してというのが通常町民の方が思っているわけです。その要綱をもっと町内に知らせる手段として、広報紙と、それからホームページ等でやっぱり周知する、図るべきだと思いますが、その辺の手だてはどう考えていますか。

○委員長（長嶺一也君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小林隆浩君） 町民の周知につきましては、確かにそういうことをちょっと理解していない方もいらっしゃると思いますので、周知等努めてまいりたいと考えております。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星次君） 最後になりますが、この遊休農地解消になった跡地の利用というのは、やはりその請け負った業者が必ず作付しなくてはならないのか、その辺教えてください。

○委員長（長嶺一也君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小林隆浩君） 跡地の利用につきましては、当該農地を10年間耕作することというふうにしておりますので、耕作していただくのは要件ということになります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで星次委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号28、6番、村松尚委員の質疑を行います。

6番、村松尚委員。

○6番（村松尚君） それでは、お伺いします。

令和6年度は、集落単位で農地や担い手などの地域農業の課題について話し合いを行い、関係機関と連携し地域計画策定を進めるとありますが、現在までの進捗状況を踏まえ、令和6年度中にはどの程度まで進める見通しで考えているのかをお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

地域計画の策定につきましては、農林業センサスにおける農業集落数119のうち、対象となる85集落で計画の策定を進めているところであります。令和5年度は、多面的機能支払交付金の活動組織がある集落及び集落で管理する農地の境が明確な集落を中心として、52集落において延べ74回の話し合いを実施し、現在、16の集落で話し合いが終了しております。今後は、話し合いが終了していない集落36か所に2回、3回と協議を重ねていく予定で、話し合いが終了し次第、順次関係機関に意見を聴取し、公告、縦覧を経て、9月を目途に地域計画を策定したいと考えております。話し合いが未実施の集落につきましては、山間地域や町場に位置し営農境が明確でない集落で課題も多いことから、会津坂下農業普及所、農地中間管理機構、町農業委員会の助言をいただきながら、今までの経験を踏まえ、全集落策定に向け、計画的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） ありがとうございます。実際これは集落単位によって課題というのが明確に違うと思うのです。今ほど課長のほうから答弁いただきましたけれども、やはり山間地域であったり、そういったところの作付の課題というのは担い手ですか、そういったものが非常に大きいとは思いますが、逆に関心順位的に中山間地域であったり山間地域、非常に後継者が、担い手が非常に厳しい、そういったところを優先しながらやっていく必要があると思うのですが、その辺の考えをお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 山間部の集落につきましては、やはり受け手がいないですとか、既に耕作放棄地になっているも営農意識が低いとか、そういったところもございます。ただし、課題に対してどのように取り組んでいくかで、集落の皆さんと話し合いまして、10年後の農地利用の姿、そういったことについてしっかり話し合っていきたいと考えております。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） 最後ですが、山間地域、山間部であったり中山間地域であったり、そういったところがやはり担い手不足というのは非常に厳しい。正直なところ、10年先の農業なんていうような理想論の話では立ち行かないと思います。そういったところは本当にもう今年の、来年でももうどんどん、どんどんそういった耕作放棄地が増えてくる可能性は十二分にあると思うので、やはりその中でも、地域策定計画をつくる上でもある程度優先順位を絞りながら、とにかく課題が多いと

ころからやはりやっていく、そういった姿勢が必要だと思うのですけれども、最後にその辺のお考えだけお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

本当に山間部、厳しいところを優先的にやっていくべきではないかということでございます。先ほども申し上げましたが、85集落の計画策定のうち52集落においては既に話し合いなども行っているということで、当然新年度入りしましたら速やかにこの山間部のほうもしっかりと入って行って、計画策定のための話し合いを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで村松尚委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号29、8番、星次委員の質疑を行います。

8番、星次委員。

○8番（星 次君） それでは、六次産業化支援事業について質問いたします。

令和6年度は、農産物加工から販売までの取組を支援し、マルシェの開催など、農業者等の販路拡大を支援するとしているが、販路拡大の方策はないのか。町内外の加工販売を行っている会社の訪問や商談会の開催等の計画は考えていないのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

販路拡大に向けた商談には、商品の紹介や実際に納品できる規格や量、納品の時期や価格など、様々な情報が必要であります。また、納品についても、確実に納品できる旨の信用を得ることも重要であることから、町が主導して事業所へ相談するということは考えておりません。ただし、例年実施しているトップセールスや農業者自らが自らの商品売り込むために参加する商談会の経費などについて引き続き支援してまいります。

また、農産物販路拡大につきましては、過去に緊急雇用事業や県の補助事業を活用し、首都圏で農産物の販売イベントを実施するなど取り組んでまいりましたが、補助事業が終わってしまうと流通や量産に課題があり、継続的な取引につながっていないのが現状であります。そのため、流通コストの低減や生産量の確保、さらに人材育成が必要であることから、地域おこし協力隊制度を活用した農産物等の販路拡大への取組について検討してまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星 次君） 課長は問題点、既に把握はしておりますので、把握した部分をもう一步踏み出せないのです。だから、トップセールスで20万とか、販路拡大でというふうに少しだけの予算、だけ評価しか出ないのです。やっぱり違うと思うのです、考え方。角度を変えて、視点を変えて、もっ

とこの豊富な農産物を、光を当てて量を、量がないってただいまお話ありましたが、生産量の確保に
してもやっぱりそうやって町が主導、JAと組んだりとかそういうふうにしてやらない限り確保はで
きないと思うのです。例えば一例言いますか。3月5日の新聞報道によると、高田梅漬けが文化庁の
認定になったのです。福島県で3つあったうちの一つなのです。こういうふうな名誉あるこの文化庁
からの指定ということ弾みによって町はやっぱりやっていくのだと、そういうふうなことで考えて
ほしいと思うので、課長の考え方を教えてください。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） この6次化商品という基本的な考えですが、やはりこちらにつきま
しては本当に6次化に取り組む人が本当に一生懸命活躍していただくということでないとなかなかい
い商品はつくれないと思いますので、そういう熱意のある6次化産品、製造、販売する方については
町も本当に一緒になって応援していきたいと考えております。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星 次君） だから、町が関与というのは、農林水産省からの補助事業を見つけて、そう
いう加工をする農家の方々、6次化に参入をする方々にやっぱり情報を提供してやって、申請のとき
には手伝ってやるとか、そういうフォローも必要だと思うのです。そうすれば、例えば消費者が望ん
でいるそういうふうな高田梅漬けとか、そういうのをもっと拡大、そして販売できると思うのです。
だから、そういう考えを、町は関与しないというけれども、関与すべきだと思うので、再度その辺の
考え方をお願いします。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 関与しないと言っているのは、あくまで本当に商談会、相手方の
人との商談会はやはり農家さん自分で、本当に作って販売する人に、その人がいなくては商談会にな
りませんから、そういうところはやっぱり町が行って町だけでやってくれということは、そこはちょ
っと困難ですという回答しているものでございます。それで、やはりその6次化商品に当たっては、
作るだけでなく、やはりパッケージなども含めて手に取ってもらえるような、本当にそういうデザイ
ンなりなんなり全て必要だと思いますので、そういうところについてはやはり観光などの視点も含め
ながら町としてもしっかり支援していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで星次委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号30、15番、根本謙一委員の質疑を行います。

15番、根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） ふくしま森林再生事業の中の業務委託料について伺いたいと思います。

予算書のページ74になっています。令和6年度においてはどこの場所で、どのような事業内容なの
かお教えいただきたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

ふくしま森林再生事業は、東日本大震災を起因とする放射性物質の影響から停滞した森林整備を、土砂、枝葉の流出防止対策のため、木柵設置等を講じる放射性物質対策と間伐等による森林の整備を同時に行うことにより森林整備の促進を図ることを目的とした事業で、本町では平成29年度から取り組んでおります。令和6年度の事業内容につきましては、高田地域、宮川地区、落合集落南側において約12ヘクタールの利用間伐、約2,400メートルの作業道整備及び約200メートルの木柵設置に取り組む予定です。また、高田地域、西本地区、大規模林道沿線上において約13ヘクタールの利用間伐、約1,900メートルの作業道整備及び約300メートルの木柵設置を計画しております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） この6年度の事業の中でこれだけの予算、8,000万近く上がっておりますから、当然現地もしっかり見られての積算だと思いますけれども、過去に実際入って見たら大変困難な地域だったということで、事業が実施困難に陥ったということがあったと思います。それが頭にあるので、今回これを伺いました。その点については、今回は何も問題なく事業を進めていけるというふうに理解してよろしいですか。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ほどの質問にお答えいたします。

このふくしま森林再生事業の実施に当たっては、事前に現地を確認して計画を立ててから行っておりますので、今まで困難になったといった地区はございません。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 2年ぐらい前、2年前だと思いますけれども、過去にそういう事例があったというふうに私は認識しているのですが、このいわゆるふくしま森林再生事業ではないところのことでしたか。再度確認したいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 1時51分）

再 開 （午後 1時51分）

○委員長（長嶺一也君） 再開します。

産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

この森林再生事業につきましては、今まで途中困難なことが起きて事業が何か影響が出たというこ

とは、今のところこの事業についてはございません。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 1 時 5 2 分）

再 開 （午後 1 時 5 3 分）

○委員長（長嶺一也君） 再開します。

産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えさせていただきます。

以前ちょっと事業に困難な状況になったという事業につきましては、この事業ではなくて林道整備事業で路線などが、整備に当たりまして困難な状況になったということがございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号31、1 番、櫻井幹夫委員の質疑を行います。

1 番、櫻井幹夫委員。

○1 番（櫻井幹夫君） 31番の質問をいたします。

ベレットストーブ等購入設置補助金は、1 件幾らの補助を何件見込んでいるのか、普及対策として十分なのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

ベレットストーブ等購入設置補助金につきましては、1 件 5 万円を限度として 2 件見込んでおります。過去 3 年間の申込み件数は毎年 2 件であったため、令和 6 年度予算においても同額としたところであります。普及対策といたしましては、福島県木材協同連合会においても同様の補助制度を実施していることから、申込み相談件数等を考慮し、連携を図りながら普及啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 櫻井委員。

○1 番（櫻井幹夫君） これは、県の 5 万円の補助と併せて受けられるのでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） これは、それぞれの助成制度ということになりまして、どちらかを選択していただくということになります。

〔何事か言う人あり〕

○産業振興課長（小林隆浩君） すみません、失礼いたしました。県の制度と町の制度を併せて利用できるということでございます。大変失礼いたしました。

○委員長（長嶺一也君） これで櫻井幹夫委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号32、8番、星次委員の質疑を行います。

8番、星次委員。

○8番（星次君） それでは、林業・木材産業循環成長対策補助金について質問いたします。

この補助金は、高性能林業機械を導入する林業事業主に補助するものなのか、内容をお示してください。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

林業・木材産業循環成長対策補助金は、木の伐採から運搬まで効率的な木材生産のため、高性能の林業機械を導入する林業事業主に対して、福島県林業・木材産業循環成長対策交付金制度に基づき、町を通してその費用の一部を補助するものです。内容につきましては、木材用アタッチメントが附属した油圧ショベル2台の導入に対する補助を予定しております。

説明は以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星次君） それでは、木材の伐採から運搬までということの補助でございますが、補助率と個人負担はあるのか、その辺をお聞かせください。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 補助率につきましては、3分の1以内ということになってございます。それ以外が個人負担ということになります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星次君） 了解いたしました。

○委員長（長嶺一也君） これで星次委員の質疑は終わりました。

ここで2時15分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 1時58分）

再 開 （午後 2時15分）

○委員長（長嶺一也君） 再開します。

引き続き、政策名4、「元気と賑わいのある産業づくり」、質疑番号33、3番、荒川佳一委員の質疑を行います。

3番、荒川佳一委員。

○3番（荒川佳一君） 日帰り温泉利用料を助成することによりまして、周辺整備も含めどのような観光の振興につなげていくのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

新鶴温泉周辺には、新鶴ワイナリー、スポーツ施設、中田観音や法用寺などの観光資源が存在しますので、それを結びつけるような旅行プランの構築に取り組みます。また、ワインフェスやふれあいウォークなどのイベントにおいても、出店などを通して、新鶴温泉をはじめとする周辺の事業者に経済効果が波及する仕組みづくりにより観光振興につなげてまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） そうしますと、今の観光との兼ね合いについては大筋理解したところでございます。

それと併せまして、今の町民の利用率、その今の温泉の利用率を上げるためには、今の利用料の助成もいいのですが、それと併せて何か新たな効果的なものについては考えているのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 町におきましては、町民の温泉施設の利用に当たりまして日帰り温泉利用料の助成を行っておりますが、広く町民の皆様に認知され、多くの方に温泉施設を利用していただけよう、町広報やホームページにより周知を行ってまいります。また、イベントなどの開催時には、イベントへの参加者や地域の皆さんにイベントの情報をしっかり周知しまして、多くの方に温泉を利用していただけよう取組を行ってまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 今の利用料もあるのですが、どのような形で、今言ったように助成するのであるけれども、助成する方法、ほかに何か利用する方法とか何かというのは、上げる方法は考えていることがありますか。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

新鶴温泉周辺の観光資源を活用し、ブドウの収穫や農業体験、神社仏閣を巡るツアーなど、そういったものに温泉入浴を組み入れることによって、滞在時間を延長し、地域にお金が落ちる取組を行ってまいりたいと考えております。

○委員長（長嶺一也君） これで荒川佳一委員の質疑は終わりました。

休憩します。

休 憩 （午後 2時19分）

再 開 （午後 2時21分）

○委員長（長嶺一也君） 再開します。

それでは次に、質疑番号34、15番、根本謙一委員の質疑を行います。

15番、根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 観光対策事業について伺います。

令和6年度、観光協会が主体実施するイベントのさらなる改善を図るとしております。具体的にどのようなことなのか。また、町民を対象とした日帰り温泉施設の利用料金の助成や移動制約者の送迎支援の実施により、観光の振興と町民の健康増進に寄与すると述べております。実態と実績の推移はどのようなのか。そもそもこの施策は福祉施策として捉え、所管を変えるべきではないのか伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

ワインフェスにおいては、主催者が全て準備するという形態を参加者が労力を持ち寄る形に形態を変えたことで、主催者に集中した労力を分散させることができました。また、多くの事業者が参加することで、地域経済への影響を拡大された成功事例であると分析しております。令和5年度より名称をリニューアルしました向羽黒山城まつりにおいては、山城にスポットを当て、山城ウォークを開催するなど形態を変えたことにより、山城ファンやウオーキングファンなど新しい客層の獲得につながっております。このようにアイデアと工夫を加えながら、参加者の満足度を向上させるための形態や手法の見直しを行ってまいります。

次の日帰り温泉施設利用料金助成の実績につきましては、令和6年1月末の時点での延べ人数は新鶴温泉が2万9,962人、本郷温泉が1万3,701人、合計4万3,663人が利用し、割引助成金の合計額は1,244万5,150円となっております。割引カードの登録者数は新鶴温泉が2,622人、本郷温泉が871人となっており、利用者の約70%が65歳以上の高齢者となっております。毎月の利用者は、今年度の上半期の約4,000人前後から増加傾向にあり、本年1月の利用者は約5,000人となっております。また、利用者からは、高齢者や家族の憩いの場になっているという声を聞いております。移動制約者の送迎支援の実績につきましては、令和6年1月末時点で新鶴温泉が556人、本郷温泉が624人、合計で1,180人となっており、支援額の合計は82万3,550円となっており、利用者からは好評を得ております。日帰り温泉施設利用料金助成等は福祉対策であり、所管を変えるべきとのご指摘につきましては、この施策が広く町民に周知され、施設の運営体制が整うまでは観光施設として所管してきた産業振興課が責任を持って所管するべきであると考えております。しかし、施策の性質が福祉対策である側面もありますので、今後、関係課と話し合いを進めてまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。詳しく教えていただいております。イベントの

改善点分かりました。確かにコロナ禍が一定程度収まったということもあって、今後に大きく期待できるところでありますので、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の日帰り温泉の点ですけれども、これもすばらしい成果として上がってきているなというふうに思います。現民間の温泉の努力もあるかなと思いますけれども、町民にそれだけ好かれているというその効果は大きいものがあるなって再認識いたしました。やっぱり福祉施策ですので、今までの経緯があるにしてもそこはきっちり分けてやったほうが私は事業推進の上でそれはあるべき姿だろうというふうに思って見ていました。それで、今の時代はやっぱり混在していて、過去がこうだったからというところで少しお話しされましたけれども、検討するということですので、やっぱり整理をすべきところは整理していったほうがいいというふうに思います。再度の受け止め、考え方を伺って終わります。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 考え方につきましては、やはり福祉施設という、そういう側面当然ございますので、そこにつきましては関係課と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号35、6番、村松尚委員の質疑を行います。

6番、村松尚委員。

○6番（村松 尚君） それでは、令和6年度は向羽黒山城跡や新鶴温泉、只見線を活用した事業を展開し継続的な誘客につなげるとありますが、継続的な誘客を図るための事業とはどのような内容なのかお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

継続的な誘客とは、一過性ではなく何度も足を運んでいただけるような本町のファンをつくっていくことを目標としております。観光誘客事業につきましては、5つの取組を予定してございます。初めに、観光クーポンの配布と、フォトコンテストの実施の取組につきましては、連動した企画でございます。観光資源の情報発信の促進と飲食や宿泊業者への経済波及を目的として実施します。只見線や神社仏閣、スポーツ施設などで撮った写真をインスタグラムに投稿することでクーポンを配布します。そのクーポンを飲食店や宿泊施設で使用していただき、おいしい食べ物や宿泊施設等で体験をさらに投稿していただくような取組にしていきたいと考えております。投稿が投稿を呼び、お得にクーポンを使用し、事業者にも経済効果が行き渡ることを見込んでおります。

次に、向羽黒山城まつりライブ配信、全国山城サミットPRブース設置、向羽黒山特別観光大使名刺印刷の3点につきましては、復興庁の福島再生加速化交付金を活用して実施します。向羽黒山城まつりライブ配信につきましては、5月に開催予定の向羽黒山城まつりにおいて人気ユーチューバーを

招聘したパネルディスカッションと戦国武将に扮した武将隊によるアトラクションを予定しており、その様子をユーチューバーのチャンネルでライブ配信し、全国にPRしてまいります。全国山城サミットPRブースの設置につきましては、11月に開催予定の全国山城サミットに初めて参加し、PRブースを設置し、本町と向羽黒山城跡の魅力を全国にアピールしてまいります。向羽黒山城特別観光大使名刺印刷につきましては、向羽黒山城まつりや全国山城サミットの様子などの動画を掲載した特別サイトへ誘導するQRコードをつけた特別でプレミアムな名刺を作成して、観光大使の皆様へ配布を依頼し、その人脈を生かしてPRしていただきます。このようにSNSを活用した情報発信とクーポンを組み合わせることで、地域の事業者にも経済的な恩恵が回るような仕組みを構築いたします。さらには、新鶴温泉をはじめとする宿泊施設と周辺のワイナリーや体育施設の利用を組み合わせた旅行プランを構築するなど、四季を通じた風景の移り変わりや季節ごとのイベントにより幾度も本町に訪れていただけるような継続的な誘客につながるよう、観光誘客事業の中で取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） いろいろご説明ありがとうございました。先ほど課長からお話しいただいたクーポンと、あとは写真コンテストの連動、またインスタに上げることによってクーポンをいただけるというような話、それを今度商店街のほうで活用できるという多分仕組みだと思うのですが、ちなみにそのクーポンというのはお幾らぐらいのクーポンになるのか、インスタに上げた場合。また、このクーポンに関しては当然商店街なり様々なショップとの契約も出てくると思うのですが、その辺は6年度どのような案内で考えているのかお願いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 初めに、クーポンの金額につきましては、これから事業者との協議もありますが、宿泊6,000円以上で1,000円程度、飲食など1,000円以上で300円程度の金額を想定しています。あと、使える商店につきましては、当然事前に説明して、使えるような段取りを踏まなければなりませんので、かなりプレミアム商品券の取扱店と似ているような形になると思いますので、そこはしっかり事前に利用可能な商店等を募集したりしまして進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） 大体分かりましたけれども、このクーポンについてもう少し伺いますが、クーポンは紙ベースで発行するものなのか、それとも電子マネーで発行できるものなのか。QR決済とか、そういったものでも発行ができるものなのかが1点。

もう一点は、業者さんのほうがそのクーポンを活用した場合の例えば換金手数料そのもの、換金するに当たっては手数料も役場さんのほうで全て負担した上で、協力店のほうには何もご迷惑をかけないような形でご協力をいただくような形で考えているのか、その2点最後にお伺いします。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

電子か紙かということにつきましては、今回の場合は紙ベースでやりたいと考えております。でも、いずれやはり電子の導入というのも必要だと考えております。

あと、もう一点の手数料につきましては、商店さんに負担かけることなく、町のほうで負担したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで村松尚委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号36であります、引き続き村松尚委員が質疑いたします。

6 番、村松尚委員。

○6 番（村松 尚君） それでは、観光誘客事業の委託料についてお伺いいたします。

業務委託の内容、委託先はどのような形で決めるのかをお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

観光誘客事業委託料の事業内容につきましては、今ほども述べましたとおり、観光クーポンの配布、フォトコンテストの実施、向羽黒山城まつりライブ配信、全国山城サミットPRブース設置、向羽黒山城特別観光大使名刺の5つの取組を予定しております。委託先は、過去に実績のあることを考慮した上で、地方自治法及び地方自治法施行令による随意契約として、実績がある事業者を予定してございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6 番（村松 尚君） そうしますと、今の段階では、随契にはなるのですが、委託先の確定にまでは至っていない。これから6年度に入って業者を選定しながら決めていくというようなご認識でよろしいのかが1点と、大体委託先はどのくらい、どの時期までに決める考えでいらっしゃるのか、その点と、2点お教えてください。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 委託する業者につきましては、まだ現段階でははっきり決めているわけではございません。

あと、これからの進め方につきましては、山城まつり5月ですので、4月ですか、なり次第早急に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6 番（村松 尚君） 最後になりますのでお伺いしますが、そうしますとスケジュール的にも非常

にタイトなスケジュールだと思うのです。それで、紙ベースのクーポン券までフォトコンテスト始めるとなると、実際これが稼働する時期ですよ、逆算しても。やりますよという部分はいいのですけれども、このクーポン券の発行がどういう形で発行されるのかも踏まえて、実際これが順調に稼働する目途はどの辺という捉え方でいるのか。また、県外の方々について紙ベースで例えばフォトコンテストとかに応募した場合、その紙ベースのクーポン券はどちらで頂くことになるのか。郵送なのか、それとも例えば観光協会さんとかに置いておくので取りに来てくださいますとかという形で案内を出すのか、最後にその2点お伺いします。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） クーポン券の配布とフォトコンテストの実施につきましては、山城まつりのときというわけではなくて、夏から秋にかけて行いたいと考えております。

あと、クーポン券の配布につきましては、商店のほうにあらかじめ置いておいてもらって、そこで配布するといったようなことを考えてございます。

○委員長（長嶺一也君） これで村松尚委員の質疑は終わりました。

ここで、東日本大震災黙祷のため休憩いたします。

休 憩 （午後 2時40分）

再 開 （午後 2時50分）

○委員長（長嶺一也君） 再開します。

質疑番号37、8番、星次委員の質疑を行います。

8番、星次委員。

○8番（星 次君） それでは、観光誘客事業について質問いたします。

なお、同僚議員が35番である程度質問しておりますので、向羽黒山城跡、それから新鶴温泉については内容的に分かりましたので、ただ私は只見線の活用の展開ということで、写真を撮ってフォトコンテスト提供してもらい掲示していただけないのか、それとも、私の聞きたいのは民間の活用という部分が非常に大事であるというふうに思っています。金山町の有志の方々が只見線を使って只見線沿線の駅伝大会を催して誘客を図るというふうなことが民間活用でされております。我が町もそういうふうに民間の活用方法をこの事業展開として視野に入れているのかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 星委員、向羽黒山城跡と新鶴温泉については……

○8番（星 次君） 温泉はいいです。

○委員長（長嶺一也君） 答弁は要らないですね。

○8番（星 次君） はい。

○委員長（長嶺一也君） 分かりました。

産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

只見線につきましては、令和５年度に実施した只見線撮影スポット講習会の成果を観光協会のホームページに掲載するとともに、フォトコンテストにおいて只見線部門を設け、グランプリの作品を看板にして、町内の絶景、只見線のスポットを紹介し、観光誘客に努めてまいります。なお、先ほど委員からお話しになられた民間の参加等につきましては、写真屋さんが入っていただいたり、またこの中には金山在住の一番只見線に乗っているという方もお願いしまして、そういった方で観光誘客を行っていくということでございます。只見線スポットや体験などをつなげる滞在型の観光の拠点として、新鶴温泉をはじめとする宿泊施設の活用を推進してまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○８番（星 次君） ある程度は分かったのですが、そのグランプリで撮った写真を掲示する、それだけで果たして観光誘客につながるのかということなのです。私聞いているのは。只見線の駅がうちのほうで４つあるのです。４つの駅をどれだけブラッシュアップして、ここに新鶴、高田、本郷に降りて、それからそれを足がかりにして町なかでお金を落としていくという仕組みを、これが観光誘客事業というふうにやっぱり捉えていかななくてはならないのだろうというふうに思っていますので、再度課長、民間活用も含めた今年度の誘客についてお願いしたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

只見線活用の具体策としまして、先ほども申し上げましたが、只見線の撮った写真、そういったものの撮影講習会ってやってございまして、ここだとかというような写真ができるとか、ここだとかというような写真が撮れるということで、民間の写真屋さんですとか、日本で一番只見線に乗った金山の方あたりからも講師になっていただいて、いろんな場所を整理しております。そういったところで、情報を発信することによって只見線利用する方が、ではここでこういったような写真を撮るとか、ここだと撮れるということで、そういう情報発信によって只見線から降りていただいて、実際に撮影ポイントで写真を撮っていただいて、そういったところで町のほうに誘導しまして、いろいろ滞在時間を長くしてお金を使っていただくような取組、そういったことを考えてございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○８番（星 次君） そのできている写真は分かりました。その活用するというのは分かったのですが、只見線をどのように利用して降りていただくかというのを、視点をもう少し変えてほしいのです。高田駅に行くと、新富座の何とかという団体が寅さんの、あそこに看板あるのです。こういう看板もあります、寅さんがここに降りてとか、根岸駅だったら野口英世がここに降りて、それで中田観音お参りしたとかという、そういう部分をもう少し視点を変えて、それをＰＲするというのがやっぱ

り大事だろうというふうに思っていますので、その辺は、答弁は要らないので、少し考えていただきたいというふうに思います。

終わります。

○委員長（長嶺一也君） これで星次委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号38、10番、堤信也委員の質疑を行います。

10番、堤信也委員。

○10番（堤 信也君） それでは、福島県観光物産交流協会負担金について、昨年提案いたしました物産協会設立における現在の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

福島県観光物産交流協会の負担金につきましては、広域連携の取組の一つでありまして、町が福島県観光物産交流協会に毎年支払っている負担金でございます。福島県観光物産交流協会の主な業務としましては、観光事業者などを対象とした観光推進事業や福島県観光物産館及び日本橋ふくしま館の運営事業などを行っております。物産協会設立における進捗状況につきましては、本町物産協会の設立に対する支援ではなく、物産協会に代わる機能を観光物産プロモーション業務委託によつての代替を考えております。観光物産プロモーション業務につきましては、観光イベントの参加、事業者の取りまとめを主な業務としております。現在、友好都市などから依頼のある物産品の販売イベントに対して、参加事業者の取りまとめる組織がない状態が続いております。この状況に対応するため、事業者の積極的な参加意欲を都市交流や観光プロモーションに役立て、なおかつ物産品の販売にも活路を見いだすことを目的としております。

説明は以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 堤委員。

○10番（堤 信也君） 物産プロモーションに委託すると、民間のね。それはそれなのでしょうけれども、去年も私伝えたかと思うのですけれども、要はうちの町もいろいろイベントやっておりますね。大きいイベントから小さいイベントまで。それをどういった形で誘客するのだ、それを誰がやるのだというところで、要はよそでやっているのはやっぱり観光物産協会とかというところ、主になってそういう部分をやっているわけです。それをどこでやるのだという部分でお伺いしたいのです。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） この観光物産プロモーションの業務委託ですが、こちらにつきましては地元の事業者を予定してございまして、もともと物産協会がやっていたような役割を地元の事業者へ委託をしまして、観光物産協会の代替といいますか、やっていたようなことを代わりにやっただく。そして、プロモーションですので、当然観光地に集客を集める方法ですとか広告ですとかイベント企画、そういったものも業務として委託するということで考えてございます。

○委員長（長嶺一也君） 堤委員。

○10番（堤 信也君） それメインはどこでやるのですか。それで、結局そういった形で民間の事業者にそれを委託する。その委託料というのも見ているわけですね、では当然ね。どのくらいの予算を使って、それがどのくらいの効果があるのかという、そこまで推定して今回予算組んでいるのかどうかと、今課長おっしゃったのは、以前の物産協会というのはまた本当にその物産、物を売るというか、イベントで物を売るとかそういった部分ありました。今はそうではなくて、地元のお祭りだったりそういった部分をもっと盛り上げようとしている。結局観光と物産と両方一体とならないと、例えば今年1月の大俵引き、隣の坂下町やっていますね。どちらが誘客あります。そういった部分盛り上げているのは、坂下町の観光物産協会なのですよ。盛り上げているのが。そういうのはもう当然ご存じだと思いますけれども、そういった部分をしっかりとやっていかないと、幾ら伝統あるお祭りが美里町にあるといってもそれもう負けてしまっているのですよ、今。その辺をもう早急に本当に回復していかなければならないと思うのです。ですから、その辺を民間事業を主とするのか、それともある程度回るまでは町のほうでしっかりとやっていくのか、その辺だけ教えてください。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ほどの質問にお答えさせていただきます。

まず、委託先につきましては、当然観光協会というのも候補に上がっております。あとは、それがなかなか困難な場合は地域商社とかそういったところもありますので、そういったところに委託をしまして、いきなりは大きくはできないと思いますので、本当に小さなところから始めて、町としても当然今までどおり役割、今まで物産の役割などもできるところから担っていくというふうに考えていますので、本当にそういった組織、あとは商工会なり観光協会なり地域商社なりタッグを組んでこういったプロモーション活動をやっていくということで考えてございます。

○委員長（長嶺一也君） これで堤委員の質疑は終わりました。

引き続き、質疑番号39番につきましては堤委員の質疑を行います。

10番、堤信也委員。

○10番（堤 信也君） それでは、後期観光振興計画に基づき、福島県や近隣市町村等と連携して町の特産品や観光資源を活用し誘客促進を図るとしております。令和4年度より外国人観光客が増加しているが、アフターコロナのインバウンド観光をどのように取り組んでいくのか、現在の外国人観光客の動向をどのように捉えているのか、6年度の外国人観光客に対する取組についてお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

アフターコロナ後のインバウンド観光につきましては、広域的に取り組んでいくのが効果的であると考えておりますので、会津若松市や周辺市町村と連携した極上の会津プロジェクトにおいて対応し

てまいります。現在の外国人観光客の動向につきましては、福島空港にチャーター便が乗り入れるなど、台湾やタイ、アジア系のインバウンド需要が高まり、会津の観光地にも多数の訪問があるという動向はつかんでおります。また、本町におきましても、数の把握まではしてはおりませんが、本郷インフォメーションセンターに伊佐須美神社や向羽黒山城の問合せをする欧米やアジア系の観光客が訪れていることも把握しております。令和6年度の外国人に対する取組としましては、極上の会津プロジェクトや那須白河会津観光推進協議会などの広域連携の取組の中、外国語のパンフレットを作成いたします。インバウンド対策は全てを一度に満足にさせるような対応は難しいと考えておりますので、周辺地域と連携し、実施可能なところから取り組んでまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 堤委員。

○10番（堤 信也君） 去年はどのくらい、数字はつかんでいないのですね。外国人旅行客ね。去年も博士トンネル開通しましたね。それ以降って外国人がレンタカーで結構来ているのです。その辺の情報つかんでいないのはあれなのですけども。今広域圏でやると言っていましたね。今もう例えば昭和村、結構観光客も増えていますね。それはご存じですよ。今奥会津、南会津、あちらも要は只見線絡みのやつで結構やっぱり来ています。そちらのほうも当然近隣のあれですから、そちらのほうとの連携もしなければならぬ。極上の会津云々はいいですけれども、若松は来ているのですよ、以前からそれはね。それを今度その観光客をどうやってこちらに、美里町に持ってくるのだという部分も一つなのです。広域連携でやりますといっても、美里町独自でどういった形でやっていくかというのを発信しなければこれ絶対来ませんよ。去年だって博士峠の開通式の後、本当に台湾の方々だったり、レンタカー借りて来ているのです。伊佐須美神にも結構来ていましたよ。やっぱり課としてはその辺も押さえておくべきなのですよ。その辺どう思います。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） インバウンドの取組としまして、やはり観光協会のホームページの多言語化を進めるですとか、本当に飲食店さんとかにもインバウンドの受入れが可能か、そういったことの調査も含めながら受入れ態勢の整備に努めていきたいと考えております。

○委員長（長嶺一也君） 堤委員。

○10番（堤 信也君） 課長、そのインバウンドのやつはコロナ禍前にもそういったのをやっているのですよ。ご存じありませんか。町なかでそういった部分はやっているのですよ。それやっていたのが要はコロナ禍によってそういう部分がちょっとできなくなったという部分だけであって、そういった取組やっていたのです。それをまた復活させればいいだけの話なのですよ。これからやりますって、それでは遅いのですよ。しっかりとアンテナを高くして、今の状況というのは新聞でもテレビでも報道で見れば分かると思うのです、どのくらいの人間が動いてどうだというのは。この春の春節の時期だったり、そういった部分も見れば分かると思うのです。だから、その辺はしっかりとその情報を確

認取りながらやっていていただきたいと思いますので、お願いしたいと思いますが。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 委員おっしゃるとおり、確かにインバウンド、会津若松なり大内宿等、確かに来ております。うちの町、本町につきましてもインバウンド、受け入れられるようしっかり取り組んでまいります。

○委員長（長嶺一也君） これで堤信也委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号40、15番、根本謙一委員の質疑を行います。

15番、根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 観光誘客事業について伺います。

35番目の質問と同一的なところはあるのですが、一応読み上げてまいります。答弁も重なる部分多いかなとは思いますが、一応承っておきたいと思います。令和6年度は、広域連携の取組である日本遺産サミットに参画するとともに、向羽黒山城跡や新鶴温泉、只見線を活用した事業を展開し、継続的な誘客につなげると述べております。具体的にどのようなビジョンなのか、詳細な説明を求めたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

日本遺産サミットにつきましては、広域連携の極上の会津プロジェクトにおいて取り組む事業であります。平成28年度認定された日本遺産会津三十三観音めぐりが中心となります。本町には番外編を含めて11の観音堂が存在しますので、サミット中に開催されるモニターツアーなどで本町の魅力をPRしてまいります。向羽黒山城跡につきましては、令和6年度も復興庁の財源を活用し向羽黒山城まつりを盛り上げる企画を準備し、山城ファンや歴史ファンの取り込みを行います。只見線などを対象としたフォトコンテストを実施し、観光協会のホームページやInstagramを充実させ、新鶴温泉をはじめとする宿泊施設に滞在していただくようなプランなどの情報を積極的に発信し、誘客につなげてまいります。このような多彩な観光資源を生かして、本町に幾度も足を運んでいただけるようなファンをつくっていくことを継続的な観光ビジョンとしてまいります。

説明は以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） もう少し詳しく伺いたいことがございますので、2点。

まず、いろいろな観光資源が磨きがかかってきているということは認めていきたいと思います。そういう中で、個別最適化ではなくて全体最適化を、つなげて効果を最大化していくという取組をまずしていただきたいなというふうに思いますので、この考え方。

それから、2点目は山城サミットへの参加です。第31回が令和6年11月に開催されますね、島根県の益田市。ここで初めて参加するというふうになったようですけれども、どういう経緯でそういうふ

うになったのか伺いたいと思います。これは過去にもこういう情報あったのですけれども、なかなかそこに踏み出していけなかったという経緯がございますので、そこを教えてください。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） まず、1 問目の個別の最適化が大事か、全体的な最適化が大事かということにつきまして、そこにつきましてはどちらも大切だという認識を持っております。

あと、山城サミットの出席につきましては、桑折町がサミットをやっていたということがありまして、そういった情報を使いまして、うちの町もそこに参加して、いずれサミットみたいなものをやりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 1 点目ですけれども、全体最適化が大事だというふうに、そう思っていますではなくて、どういうことで全体最適化が大事だということを考えているのですかって、そこまで言うていただければ理解が進むと思います。

2 点目ですけれども、桑折町に参加したという話ですけれども、それはたまたまそこに行って状況を見てきたということなのですか。私も桑折町知っていますけれども。重ねて、参加した場合に、参加するわけですよ、6 年度。ブースも設けるというお話でした。その時点では、11月ですから、予定は。6 年度の向羽黒山城まつり、お茶会、このPRもこのネットワークを使ってぜひアピールしていただきたいなと。誘客につながるようにぜひ働きかけをやっていくべきではないかなというふうに思います。せっかくのネットワークに入るわけですので。108団体ですよ。これは有効に向かい合ってほしいなと思いますけれども、考え方を伺います。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 1 点目の個別最適化、全体最適化に関しましては、やはり観光資源等をブラッシュアップするに当たりましては当然個別のところのブラッシュアップも必要ですし、でも実際は観光資源といいますとやっぱり面で捉えなくてはいけないと思います。そういったところで、全体の中でうちの町の観光のブラッシュアップ、磨き方、そういったものを考えていかなければならないと考えております。受入れ態勢の整備も含めてということになります。

また、山城サミットにつきましては、桑折町で大会を実際に行ったということで、そのところは見に行ったわけではないのですが、本当にすごい山城ファン、お客様が来ているということで、取りあえず今年度は山城サミットに参加をさせていただいて、できれば来年、できるのであれば来年度に美里町でこの山城サミットをやりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号41、2 番、小柴葉月委員の質疑を行います。

2 番、小柴葉月委員。

○2 番（小柴葉月君） 観光物産プロモーション事業委託料についてです。具体的にどのような業務委託なのか、またどのような目的なのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

観光物産プロモーション業務につきましては、友好都市などから依頼のある物産イベントの参加事業者の取りまとめを主な業務とし、受託先が参加事業者と連携して本町の農産物や加工品などを販売することで、本町の魅力を広く認知していただくことを目的としております。現在、物産系のイベントに対して参加事業者を取りまとめる組織がない状態が続いており、交流のある友好都市や姉妹都市からオファーに十分応えられない状態が続いておりました。また、一方で町内の物産を取り扱う事業者同士のつながりが希薄化しており、新たな商品開発などのリノベーションが起きにくい状況が続いておりました。この状況を打開するために、本事業によって意欲ある事業者同士を結びつけ、積極的に観光や物産の魅力を広く知らしめるプロモーションに携わっていくことで、本町の物産面での強化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2 番（小柴葉月君） 分かりました。多分新たな商品の開発というところで、6 次化等も含まれている話なのかなと思います。あと、6 次化等に関しまして補助事業をつくるなど現在も行っておりますが、使う人を待っているだけではなく、みんなで取り組めるように、町内でそういう雰囲気づくりをするのはとてもいい取組なのかなと思います。

そこで、もう一点伺いますが、今の具体的な説明の中でもう一点ちょっと聞きたいのが、例えば既に加工品とか作物がある中で、町内の飲食店ですとか商品製造会社とをつなげて新しい商品を生み出したり、町内イベント限定フードなどの開発も有効と考えますが、そのような視点からもプロモーションサポートは可能なのでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ほどの質問にお答えいたします。

今ほどおっしゃったような新しい商品の開発とかそういったことも十分できると考えております。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2 番（小柴葉月君） 最後になりますが、恐らくこれを成功させるには結構高いモチベーションが必要なのかなというふうに思います。委託先にこういう内容でお願いしますというふうに投げてそのままほっぽり放しだと多分うまくはいかないのかなというふうな印象を受けますが、こればかりはもうやってみなければ分からないと思いますので、当局の熱意が結果を左右させるのかなと思います。当事業の結果を期待しております。答弁結構です。

○委員長（長嶺一也君） これで小柴葉月委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号42、6番、村松尚委員の質疑を行います。

6番、村松尚委員。

○6番（村松 尚君） それでは、観光物産プロモーション業務委託料についてお伺いいたします。

業務委託の内容、委託先はどのような形で決めるのかお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

観光物産プロモーション業務につきましては、物産を通して本町の魅力を広く知らしめることを目的とし、物産イベントの参加を希望する意欲ある事業者の取りまとめを主な業務としております。物産イベントへの参加を通して事業者同士のつながりや新しいお土産の開発につながっていくなど、リノベーションが起きることを期待しております。委託先につきましては、地方自治法及び地方自治法施行令による随意契約とし、地域商社などで実績がある事業者を予定してございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） 地域商社とある程度具体的なところも出たのですけれども、物産イベントを取りまとめする業務というお話されました。町にあるそういった農産品であったり、そういった物産なんかもPRすることも当然プロモーションですので入っていると思うのですけれども、これは例えばホームページを新たに立ち上げるとか、そういった情報発信の仕方、プロモーション、ほかに外部に対してアプローチしていくに対してそういったことも行っていく考え方なのか、それとも純粋に物産イベントに対しての取りまとめをするというところだけを目的として考えているのかお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ほどの質問にお答えいたします。

当然今ほどおっしゃられた、2点ございましたが、どちらも必要だというふうに考えております。あと、当然地域商社、委託先ではなくて、この事業につきましては商工会なり観光協会なりも連携してやはり情報発信もしていくというようなことを考えております。スクラムを組んでこのようなプロモーションを行っていくということを考えてございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） そうしますと、最後にお尋ねしますけれども、非常にこのプロモーション業務委託料に対しては50万円という予算なのですから、それに見合うような内容ということが果たして今お話を伺った中でできるのかちょっと甚だ疑問なのですから、この積算に当たって根拠とした部分何かあるのであればそちらのほうを最後にお伺いしたいのですけれども。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） まずは本当にできるところから取り組んでいくということでして、それを多少大きく育てていきたいというようなことでスタートを切っていききたいということで予算は算定しました。なお、予算の算定に当たりましては、やはり友好都市等のほうの物販に行く場合の旅費とかそういったものを考えて予算を算定しております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで村松尚委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号43、15番、根本謙一委員の質疑を行います。

15番、根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 観光まちづくり推進事業について伺います。

令和6年度は、観光物産プロモーション業務を実施し、物産面の取組を強化するとともに、県のサポート事業を活用し、基本計画及び後期アクションプランに基づく云々と述べております。具体的にどのような取組なのか、またDMOへの取組はどうなっているのか伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

観光プロモーション業務につきましては、物産を通して本町の魅力を広く知らしめることを目的とし、物産イベントへの参加を希望する意欲ある事業者の取りまとめを主な業務としております。本町の観光において、物産によって利益を得ることができる事業者を支援し、観光の中心を担っていくことを期待しております。新しいお土産品の開発やプロモーションへの提言など、観光プレーヤー同士の連携強化も図ってまいります。

また、観光まちづくり推進事業補助金につきましては、1件の応募予定があります。内容につきましては、会津本郷駅から2次交通を小回りの利く電気自動車で担い、本郷焼の窯元や向羽黒山城跡を巡る新たな足を構築するという内容でございます。路地の多い本郷地域において、クリーンなモビリティである電気自動車は新たな観光資源に十分になれると考えております。

DMOの取組につきましては、観光による地域づくりを目指しておりますが、道半ばの状態であると考えております。後期振興計画に掲げているビジョンに向け、各分野のプレーヤーがそれぞれの場所で奮闘している状態であると分析しております。情報の一元化やコンテンツの洗い出しなど、少しずつではありますが、進んでいる分野もありますので、引き続き観光協会と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） もう少し分けてお聞かせください。

観光物産プロモーション業務ですけれども、先ほど同僚議員の質疑の中にも出てきましたが、50万

円の予算で今の業務内容を伺うと結構大変なといいますが、いろんな取組が必要な内容として受け止めざるを得ないのですけれども、これは継続的に進める中で本年度はまず取っかかりをという、そんな言い回しにも聞こえたのですけれども、そこのところはどんなふう考えているのか。

2つ目ですけれども、これ初めて聞きました。本郷駅から電気自動車で、電気自動車1台を使って、それ民間の方からの申込みがあってということですか。これもう少し具体的に、差し支えない程度に内容をお話しできれば伺っておきたいと思います。

3点目のDMOの取組ですけれども、これは当初、平成30年にはもうつくりたいという計画がつくられていましたよね。コロナ禍もありましたけれども、なかなか遅々として進まない。そういうことを割り引いて考えたとしても、常にDMOが組織化されれば業務内容はもう多岐にわたって可能ですし、今ここで審議している各種委託料も含めてそこで十分に使いこなせていけるというふうに私は私の勉強した中では認知しているのですけれども、まだまだ道半ばという言い方ですけれども、緒に就いているようには受け止められないのですけれども、どのような認識でいますか。

この3点お願いしたいのです。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

まず、1点目の観光物産プロモーション50万につきましては、物産を通して本町の魅力を知らしめるということで、まずは物産イベントへの参加を希望する方など、意欲ある事業者を取りまとめるということは、やはりそういった方の横のつながりをまず最初につくっていきたいと考えております。そういうことで、物産イベント、そういったものに出展して行ってということで、あと来年以降どんどん大きくしていきたいというふうに考えております。

あと、2点目につきましては、これは町内の事業者の方ですが、地域づくりサポート事業に申請中ということで、ちょっと内容的には、まだその申請中の話なものですから、詳しいことまではなかなか話しにくいのですが、とにかく電気自動車ということで、今例えばトゥクトゥクというのですか、2人乗りとか3人乗りとか、そういったようなモビリティ、そういったものを導入して本郷のまちの中の2次交通というのですか、こういったものでお客さん、それこそ只見線を降りた方なんかもこういったものを使って町内を回ってほしいと、そういったようなことで申請中の事業でございます。

それから、DMOにつきましては、やはりDMOにつきましては当然目指すところが非常に高いということで、本当にまだ道半ばというふうには考えてございます。ただし、この観光振興計画の中でもDMO的な機能の構築ということは言うてはいるのですが、やはりここは一步一步ずつDMO機能を持った組織、観光協会がなるように取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長に聞きますが、1番目の答弁で来年度以降という答弁があったのですけれども、今から来年だと6年度になるのだけれども、何年度ですか。その辺ちょっとはっ

きり言ってください。

産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 失礼いたしました。来年度、再来年度ということで、こういった組織も大きくして、横のつながりをしっかりつくっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 一定程度分かりました。

では、3点目だけもう一度伺います。今道半ばというので、道半ばにも私は入っていないと思っています。そこで、肝要なのは私は人材だと思っています。これはもう10年前から言っています。人材、当然核になる人が必要ですし、プレーヤーと言いますが、プレーヤーになる前の体制づくり、そこがやっぱり大事な核になる人材がないとなかなか動きませんよということはもう10年前から言っています。その点で、人材育成と、それから職員の拡充、これは必須になりますけれども、考え方だけ伺っておきます。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの発言どおりですが、やはりプロデューサーですか、核となる人材の確保というのは私も絶対条件だと思っています。そういった中で、プロデューサーとなる人材をどういうふうに求めていくのか、そういったことなども今後もやっぱり取り組んでいかなくてはいけないというふうに考えております。

あとは、やはり観光協会、DMO的な機能というところの中で、やっぱり観光協会の下部組織的なものもしっかり整備が必要ではないかというふうに考えております。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号44、2番、小柴葉月委員の質疑を行います。

2番、小柴葉月委員。

○2番（小柴葉月君） 各種計画策定支援業務委託料につき、どのような計画で、計画策定までにどのような協議をしてきたのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

観光計画策定支援業務委託料につきましては、高田地域の中心市街地エリアに新たににぎわいを創出し、住民の満足度向上を目的として取り組んでいる高田地域まちなか賑わい創出ビジョンの実施計画の策定支援業務となります。令和5年度は、5回の協議会と2回のワークショップ、2回のアンケートを実施し、住民のニーズの把握に努め、大まかな方針を決定してまいりました。話合いの中で、7割以上の方がにぎわいは必要だと答えており、多くの人が居心地のよい場所、居場所を求めていることが分かりました。また、求めている機能として、友人や家族とくつろげるスペースを望んでおり、

その手段として飲食やカフェ、コミュニティスペースなどが上げられておりますので、それらの意見を踏まえながら実施計画を策定してまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 予算書を昨年と比べてみますと、あやめの湯の協議会がなくなっていたりとか、あと今日もらった3月6日の産教の資料を見ますと、（3）の今後の検討事項についてのところを見ますと、高田まちなか賑わい創出関連と併せて関係課と協議していくなんて言葉がありましたが、あやめの湯の件もこちらに含まれているのでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

あやめの湯の検討委員会につきましては、こういった施設に活用すべきだということで提言はいただいております。その中で、あやめの湯の提言につきましても、観光施設とかですか、憩いの場所ですとか、あとはスポーツ施設というような提言はあったのですが、実は高田地域のまちなか賑わいプロジェクトのほうでもアンケートを取りますと同様の答えが返ってきているような状態です。今年はちょっとあやめの検討委員会と高田地域のまちなかの協議会ばらばらにやったのですが、6年度につきましてはそれをやはりまとめまして、どの場所にこういった機能を持たせるかということで検討、協議を行っていくということで、あやめの湯のところも含んだ形でこのまちなか賑わいプロジェクトの議論を行っていくということで進めてまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 2つの事業を一本化したということで承知しました。私自身も、このまちなか賑わいの話とあやめの湯の利活用の話ってやっぱり切り離すと二度手間というか、要するに協議会でみんな話すことってああいう施設が欲しいとか、こういう施設があったらいいのになとかという話をするわけではないですか。それって現実的なお金のことを考えるとあれもこれもやってられないというのが正直なところで、やっぱりそこを2つ合わせて考えることによって無駄も省けますし、町全体としてのストーリーが生まれてきて、自分たちの町がどういう方向性を持ってやっていっているのかなというのが分かってくると思いますので、ぜひ一本化というところで、この2つだけではなくてほかの地域の事業もそうですけれども、商店街だったりとかもそうですけれども、一つのストーリーとして見る見方をぜひ取り入れていていただきたいなと思いました。これ今後も注視していきたいと思います。答弁結構です。

○委員長（長嶺一也君） これで小柴葉月委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号45、6番、村松尚委員の質疑を行います。

6番、村松尚委員。

○6 番（村松 尚君） 商工業活性化対策振興事業補助金についてお伺いいたします。

事業補助金の具体的な中身はどのようなものなのか、また予算に対して活性化対策の達成数値はどのように表されるのかお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

商工業活性化対策等新振興事業補助金につきましては、中小企業の振興を図る目的として会津美里町商工会に対し交付する補助金で、経営改善普及事業に700万円、地域総合振興事業に640万円となっております。経営改善普及事業につきましては、指導委員や支援員の人件費のほか、会員事業者の申告支援や経営改善に貢献する事業を実施しております。地域総合振興事業につきましては、昨年実施したマチミセマルシェなど、にぎわい創出事業や青年部、女性部事業、D X導入支援などの研修支援などになります。活性化対策の独自の達成数値の目標は設定しておりませんが、第3次総合計画の中で商工業の振興を図る成果として、商工業者数と創業者数を掲げて方向性と目標値を設定しております。これからも商工業の振興の成果指標の達成に向け取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6 番（村松 尚君） おおむね中身は了解いたしました。いわゆる商店街の要は廃業であったり事業者数の減少、これはなかなか新規創業と比較しても廃業者数のほうが年々上昇していっています。それで様々な今対策をやっていると思うのですが、なかなか活性化という数値、数字で表すものというのは非常に難しいと思います。やはり商工会だけではなかなかやり切れない。さらには、ほかの団体の協力であったり様々なものを駆使しないと商店街の、商工業の活性化というものは望めないのではないかなと思うのですが、その辺のお考えをお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） やはり商店街の活性化は今おっしゃるとおりだと思います。商工会だけではやはり本当になかなか、それでにぎわいを持たすということは本当に大変だと思います。そういうところやっぱり町とか、あとまちづくりを行う方とか、そういった方が協力して事業などを行っていく必要があると思います。昨年、商工会でもマチミセマルシェということで開催しましたが、そこにつきましても地域おこし、地域づくりの方たちも一緒に入りまして、それでかなりにぎわいなども、そしてあと商店街の方も協力していただいて、単発イベントではありますが、にぎわいなども取り戻すことができたと思っておりますので、やはりいろんな人の協力をいただきながら活性化に取り組んでいくということが大切だというふうに考えてございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6 番（村松 尚君） まちなかマルシェについては前回も一般質問しましたが、やはりお客様が下ろしていくお金の先、これがやはり商店街のほうに向いていないとどんなにすばらしいイベン

トをしても、集客の人数という数字の中では確かにすばらしいイベントだったと言われますけれども、では実際消費額としてどんな程度まで波及効果が出たのかという数字の中では非常に厳しい数字になるのだと思います。それも踏まえて、やはり今ある商店街、商工業の事業者さんがやはり廃業しなくていいような、一か所でもそういった廃業する方が出てくるとやはりその部分が空きますし、その後の活用であったり、様々なことも考えられますので、しっかりと商工会の支援をしていただいて、少しでもやはり企業さんを次の世代まで担っていけるような支援をしていただきたいなと思うのですけれども、しっかりした商工会さんとの話合い、所管として伝えていくべきだと思うのですけれども、その辺伺います。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 商工会との連携につきましては、情報交換とかも行っておりますし、いろんな事業なども一緒にやっている部分もあつたりしますので、あと特に大事なところが事業継承ですか、承継ですか、そういったところなどは本当に情報をきちっとお互いに持ち寄って、金融機関なども入れながらやっぱり取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで村松尚委員の質疑は終わりました。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 3時46分）

再 開 （午後 3時47分）

○委員長（長嶺一也君） 再開します。

質疑番号46、15番、根本謙一委員の質疑を行います。

15番、根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 商工活性化事業について伺います。

高田地域まちなか賑わい創出ビジョンの実施計画を作成するとしております。令和6年度は、具体的なスケジュールはどのようにしているのか。会議録を見る限り、歴史や知見の活用の話があまり見受けられておりません。先進事例地などの見聞学習はないのか伺いたと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

高田地域まちなか賑わい創出ビジョンの実施計画の策定につきましては、4月に公募委員を募り、5月から12月において5回程度の協議会を開催し、実施計画に対するアンケートも実施した上で、最終的に3月までの計画策定を目指しております。また、協議会メンバーによる先進地視察も1回予定しており、課題解決に向けた取組などを計画に反映してまいります。歴史や知見の活用につきましては、協議会やアンケートの中に歴史的知見の活用を望む声も一定程度ありました。また、旧高田公民

館跡地には天海大僧正の石像や生誕の地も近いことから、歴史的な知見の活用も可能性の一つとして計画策定に向け、検討してまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） もう少し伺いたいと思います。

まず1点目、スケジュールですけれども、回数が限られて云々ではないのですけれども、いわゆる先進事例も行く予定になっていますから、それを踏まえてどう考えるとか結構、この会議を4つ予定するのはいいのですけれども、会議をあまり窮屈にしないでやってほしい。議論が大事だということをぜひ念頭に置いてやっていただきたいなというふうに思います。ワークショップも当然出てくるかなと思いますけれども、その辺も含めてまず1点伺っておきたいと思います。

それから、歴史と知見の活用ですけれども、いわゆる5年度の会議を見る限りはあまりやり取りはなかった。資料も用意しますよという町長答弁も一般質問でいただいておりますけれども、先進事例も含めてね、それもやっぱり手薄だったかなというふうに見受けられます。これそこを基盤にしておかないとやはり後で問題になってきます。やっぱり地に足ついた、歴史に根づいた取組をぜひやっていくべきではないかなと。もう少し具体的なことを言えればお願いしたいなというふうに思います。

もう一点は、先進事例ですけれども、予定しているところあるならば出していただきたい。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） まず、1点目の会議につきましては、5回ということで予定はしてございます。もちろんそのほかにも当然ワークショップなども開催も予定しております。確かに委員おっしゃるとおり、本当に窮屈に、5回って窮屈にならないよう、いろいろちょっと考えながらやっていきたいと思います。

あと、来年につきましては、策定支援ということで、民間事業者の支援もいただきながら、ワークショップなども丁寧に行っていきたいと考えております。

あと、歴史の知見の活用などについても、確かに今年はそんなに活発な議論まではいかなかったのですが、次年度はこういったものも少し深掘りして議論していきたいと考えております。

あと、先進地視察の予定につきましては、あくまで予定なのですが、現段階では栃木県大田原市、空き家を利用した住民コミュニティというところの視点で大田原市を予定しております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号47、8番、星次委員の質疑を行います。

8番、星次委員。

○8番（星次君） それでは、企業誘致促進支援事業で伺います。

令和6年度は、町内企業等への支援事業を主に見学しているが、町外からの企業誘致は実施しない

のか、また新たな工業団地指定の作業はいつから実施するのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

町外からの企業誘致につきましては、空き工場処分等支援事業を受皿として、今後も誘致活動を行ってまいります。

また、新たな工業団地指定につきましては、福島県に確認したところ、現在、工業団地の造成を進めているのは、会津若松市、郡山などの市のみであり、町村レベルで進めているところはないということでした。まずは、県内外の状況や効果などを含め全体的にも調査する必要があると考えておりますので、福島県と情報を共有し、企業誘致の効果的な取組について検討してまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星 次君） 毎回これ聞くのですが、美里町は空き工場になぜこだわるのかなって思うのです。空き工場というのは持ち主がいたわけですよね。その人に処分させるべきなのです。それを町が空き工場だからということで処分費まで出して。そういうふうなやり方でなくて新たなやっぱり、今郡山と若松だけ、今あと新たな工業団地の策定はやっていないというのですが、若松は河東に約16ヘクタールの工業団地造ろうとしているのです。我が町は遅れてしまったのですよ、やる気がないから。そうなのです。やっぱり県が言われたからって、町が造るのですよ。県は造った土地に協議するだけなのです、土地利用の見直しということで。だから、その辺の考え方を再度お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 工業団地の造成につきましては、高田工業団地につきましては本当に30年近くかけてやっと売却したという状況でございます。今企業の話聞きますと、雇用というのですか、人がなかなかいないということで、今後人口減少が進む中で本当に工業団地を造って大丈夫なのかというような考え方もあります。あと、いろいろ調査というか、いろんなところを聞いてみますと、工業団地って需要あるところはあるのですけれども、今物流基地の物流倉庫みたいなものが大きな需要になっているということも確認しています。そういう中で、本当に工業団地がいいのかどうかということで、一回造ると大変なお金もかかりますし、販売するのに時間もかかりますので、しっかりと調査をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星 次君） 何回言っても分からないのだな。造るのではないのですよ。造成するのではなくて、土地の指定をしないと新たに事業が来た場合にどこに誘導するのですかということですよ。虫食い状態になって、その土地の、そこの近くに住んでいる人なんて、また企業と住民が対立して、

そこに操業できなくなってしまうのです。だから、そういう観点からもやっぱり造るべきなのです。策定という。策定するべきですよ。造成でなくて策定するべきです。だから、これは町長はじめ、やっぱり町当局でそれぞれの担当する課が集まって、造る検討会きちんとやってもらって、その結果やっぱりやらないというふうな結論出るのか、まずは産業振興課ばかりでなくてそこをやるべきだと思うのです。そして、今美里町に張りついている企業の訪問なんてやったことありますか。企業の動向調査、今企業は本当に課長が言ったみたいに人口減少で雇用のほうが困難、あと支障を来しているのかって。企業の訪問もやらないで結論を出すなんていうことはあり得ないと思うのです。その辺の考え方再度お願いします。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 企業訪問につきましては、担当職員が毎年行っておりますし、あと工業団地の組合の会議などにも参加して、社長さんたちといろんな話をしています。また、あとはここ数年間の間に工業団地を売却した社長さんたちとも話をして、なかなかやっぱり雇用とかが大変だということも聞いております。また、工業団地ではなくて工業用地の指定についても、やはりちょっと近隣自治体等いろいろ調査してみますと、工業団地の造成よりは何かやっぱり魅力がないというのが現実的なところだということで、あまりオファーが来ないというようなことも聞いておりますので、そういったものも含めて調査をさせていただきたいと考えております。

○委員長（長嶺一也君） これで星次委員の質疑は終わりました。

次も、質疑番号48番も星次委員の質疑になります。

8番、星次委員。

○8番（星次君） それでは、企業誘致促進支援事業のうちの施設管理委託料について伺います。

特別会計の廃止によって新たに施設管理が生じたのか、場所を示していただきたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

高田工業団地及び流通工業団地の維持管理に係る経費につきましては、主なものとして、10節需用費のうち高田工業団地分になりますが、水道や電気料の光熱水費が14万4,000円、ポンプ修繕料が116万5,000円、次に12節の委託料になりますが、新鶴工業団地の除雪委託料が236万円、高田工業団地と新鶴工業団地内の施設管理委託料72万4,000円となっております。内容といたしましては、高田工業団地内のトイレ清掃や高田、新鶴工業団地内の草刈りなどであります。

説明は以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星次君） 了解いたしました。

○委員長（長嶺一也君） これで質疑番号48番の星次委員の質疑は終わりました。

引き続き、質疑番号49番につきましては星次委員の質疑になります。

8 番、星次委員。

○8 番（星 次君） それでは、中小企業等六次産業化支援補助金について質問いたします。

令和 5 年度においても同額の補助金を支出していますが、どんな事業が 6 次産業化に取り組んでいるのか、またそれが製品となって出荷されているのかを教えてください。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 中小企業等六次産業化支援補助金につきましては、町内の農産物を活用し、加工品の製造を行う事業者に対し補助金を交付する事業であります。令和 5 年度については、町内の製造、小売を営む事業者が果樹の加工に要する備品購入への補助の希望がありましたが、諸事情により補助申請までは至りませんでしたので、実績はありませんでした。

また、6 次産業化製品の実績につきましては、令和 3 年度に町内の酒造メーカーが補助金を活用し、会津美里町産の有機酒米を使用して製造した日本酒が販売されている実績がございます。

説明は以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8 番（星 次君） それでは、中小企業が 6 次化産業に携わっているね。今課長が農産物等の加工ということでやっているのだということですが、実際に企業は何社該当になっていますか、これ。加工をやっている企業というのは。あまりにも少ないのではないかと思います。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） この事業につきましては、令和 3 年度から新規に始めた事業ということでございますので、今のところ先ほどの実績、日本酒を製品化したということで 1 件だけでございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8 番（星 次君） 企業が加工しているのでしょうか。加工業者。加工業者というのは、だから町当局では何社って把握はしていないのですか。町内の加工業者というのは。していなくて、申請があった時点だけで処理しているのですか。その辺がちょっと内容的に分からないので。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 加工業者の数につきましては、ちょっと今のところ把握はしてございません。

なお、この事業の周知につきましては、広報やホームページ、あとは企業組合とか、そういったところに情報を出して周知はして行っております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで星次委員の質疑は終わりました。

お諮りします。本日はこれにて延会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

延 会 （午後 4時06分）

予 算 特 別 委 員 会

(第 3 日)

令和6年会津美里町議会（予算特別委員会）

第3日

令和6年3月12日（火）午前10時00分開議

委員長 長 嶺 一 也 君

副委員長 小 島 裕 子 君

○出席委員（15名）

1 番 櫻 井 幹 夫 君
 2 番 小 柴 葉 月 君
 3 番 荒 川 佳 一 君
 4 番 山 内 豪 君
 5 番 長 嶺 一 也 君
 6 番 村 松 尚 君
 7 番 小 島 裕 子 君
 8 番 星 次 君

9 番 洪 井 清 隆 君
 10 番 堤 信 也 君
 11 番 鈴 木 繁 明 君
 12 番 横 山 知 世 志 君
 13 番 横 山 義 博 君
 14 番 根 本 剛 君
 15 番 根 本 謙 一 君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	杉 山 純 一 君
副 町 長	佐 々 木 吉 一 君
総 務 課 長	金 子 吉 弘 君
総務課課長補佐	高 橋 力 也 君
総務課課長補佐	渡 部 充 君
総務課総務係長	國 分 政 和 君
総 務 課 管財契約係長	大 竹 克 昌 君
総 務 課 防災情報係長	齋 藤 優 君
政策財政課長	國 分 利 則 君
政策財政課 課長補佐	立 川 昇 君

政策財政課 課長補佐	目	黒	裕	樹	君
政策財政課 政策企画係長	鈴	木	幸	信	君
政策財政課 財政係長	川	田	浩	泰	君
政策財政課 人口減少対策係長	小	林	一	成	君
町民税務課長	猪	俣	利	幸	君
町民税務課 課長補佐	長	峯	啓	之	君
健康ふくし課長	平	山	正	孝	君
会計管理者	松	本	由佳	里	君
産業振興課長	小	林	隆	浩	君
産業振興課 課長補佐	宮	下		寛	君
産業振興課 商工観光係長	鈴	木	俊	幸	君
建設水道課長	加	藤	定	行	君
教 育 長	歌	川	哲	由	君
こども教育課長	渡	部	雄	二	君
こども教育課 指導主事	小	野	泰	弘	君
こども教育課 課長補佐	大	竹	淳	志	君
こども教育課 総務係長	菊	地	建	雄	君
こども教育課 こども教育係長	榎	森	正	典	君
生涯学習課長	福	田	富美	代	君
生涯学習課 課長補佐	鵜	川		晃	君
生涯学習課 文化係長	梶	原	圭	介	君
生涯学習課 生涯学習センター	新	國	一	弥	君
代表監査委員	小	島	隆	一	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	児 島 隆 昌 君
事 務 局 次 長 兼 総 務 係 長	歌 川 和 仁 君

開 議 (午前10時00分)

○委員長（長嶺一也君） これから本日の会議を開きます。

予算特別委員会3日目の質疑を行います。

改めまして、注意事項を申し上げます。質疑時間の制限はいたしません、時間が長くなるときは最後に質疑事項をまとめて話しますようにお願いします。

また、質疑、答弁とも要点をまとめて簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、政策名5、「学びあい未来を拓く人づくり」、質疑番号50、15番、根本謙一委員の質疑を行います。

15番、根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） それでは、義務教育学校管理運営事業について伺います。

令和6年度は、学校設備の保守委託、施設管理に係る修繕工事を実施し、児童生徒が安心、安全な状態で教育を受けられる環境を整えるとしております。プール解体工事のほかは何があるのか、万全ではなかったということなのか伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） それでは、お答えいたします。

義務教育学校の保守委託、修繕、工事につきましては、令和5年度までは小学校管理運営事業及び中学校管理運営事業としてそれぞれ計上しておりました現本郷小学校、本郷中学校分の予算を令和6年度においては義務教育学校管理運営事業として事業を新設し、新たに計上し直したものでございます。内容としましては、小学校管理運営事業及び中学校管理運営事業と同様、安心、安全な校舎の維持管理に係る経費を計上しております。

なお、本郷中学校のプール解体工事は、義務教育学校整備事業に予算を計上しておりますが、この事業ではプール解体工事のほか、両校舎の内線電話整備、現小中学校の図書室を前期課程の児童、後期課程の生徒が自由に利用できるよう、図書システムの改修等を予定しております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） もう少し聞かせてください。教えてください。

まず、プール解体工事ですけれども、これはいつ頃始まってどのような整備を考えておられるのかと、それから2点目は、内線工事、それから図書室の改修というお話でした。これ当然6年度に入ってからやらざるを得ないのしょうけれども、子どもたちの学校生活上、それから先生方の業務遂行上、問題なく進めるようにはされるのしょうけれども、その点の懸念はこちらとしてはちょっと心配するところあるのですけれども、どのようになるのか教えていただきたい。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） まず1点目のご質問でございますが、中学校のプール解体工事の

日程といたしますか、工程でございますが、現時点では5月から12月ぐらいまでをめどとして考えてございます。

2点目の図書データの移行改修業務と、あと小中間の内線システムの導入についての学校、先生方子どもたちへの影響等につきましては、こちらについてはまず図書データの移行改修につきましてはできるだけ早く、4月1日からといたしますか、新年度になりましたらできるだけ速やかに準備を進めてまいりたいと考えておりまして、こちらも10月ぐらいまでをめどに進めてまいりたいと思います。こちらにつきましても、小学校、中学校の児童生徒が一緒になることで、それぞれの今まで別個に利用していた、小学校なら小学校、中学校なら中学校という枠を取って使えるようにするような中身でございますが、こちらでもできるだけ子どもたちに影響がないように進めてまいりたいというふうに考えております。内線システムにつきましても、これまでも事前に先生方と協議をして準備を進めておりますので、こちらも極力先生方の授業等々に支障がないように、先生方と協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） まず、1点目のプール解体工事の件ですけれども、私はどういうふうな整備を考えているのですかということもお尋ねしたはずですが。この質疑3回しかできないのです。終わってしまうと、改めて要請するというとまた余計な時間取ってしまうし、委員長の厳しい采配もありますから、そこは丁寧に質疑にお答えしていただきたいと思います。

2点目ですけれども、この内線工事も、それから図書室の改修も含めて5年度にやっておけなかったのかというのが一つ初めに頭に浮かんだことなのです。6年度から予算取らないとできないということありますから、5年度にどうしてこういう計画もできなかったのかという点だけ伺っておきたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） 再度のご質問でございますが、まず中学校のプール解体工事の中身でございます。こちらにつきましては、義務教育学校本郷学園の開校に当たりましてできるだけ中学校の校庭を有効に活用するというようなところがまずございまして、ですのでプールを解体すれば大体1,300平米ほど広がりますので、そういった校庭の有効活用というのが一番の大きな目的になりますけれども、あとは今年度予算を取って繰越しにはなりますが、そういった基礎調査の中でやはり校庭にあります土俵であったりとか、あと先生方の駐車スペース、そういったところも全体的に調査、検討しまして、校庭を有効に活用するために解体工事を進めるものでございます。

2点目の図書データの移行と内線システムにつきましては、やはり令和5年度におきましてはなかなか詳細といたしますか、どういうふうに改修していったらいいのかというのが詰め切れておりませんでしたので、令和6年度になってしまいましたが、できるだけ早く対応してまいりたいというふうに

考えてございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長、どのような整備についての答弁がなされておられませんので、もう一度お願いします。

こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） 具体的な内容につきましては、先ほども少しお答えしたのですが、令和5年度において予算を計上しておりまして、令和6年度に繰越しをいたします調査設計業務委託の中で細かく検討して、それによって対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号51、1番、櫻井幹夫委員の質疑を行います。

1番、櫻井幹夫委員。

○1番（櫻井幹夫君） 51番の質問をいたします。

登校できない場合における遠隔学習が可能な体制強化を図るとしているが、どのような体制が行われており、どのように強化するのか。児童に代わるロボットが教室にいるなど、長期間登校できなくとも十分な教育が受けられる体制になっているのかお伺いします。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） お答えいたします。

登校できない場合における遠隔学習が可能な体制強化につきましては、現在まで1人1台のタブレット端末の配備やデジタルドリルの導入、モバイルルーターの貸与など、遠隔学習に必要なハード的な環境整備は完了し、教員のICT活用力を高める研修についても取組を行ってきたところでございます。令和6年度は、教員の遠隔学習等に対する研修や小中学校間での遠隔による教科担任制を充実させ、ICTの活用による家庭学習やオンラインによる遠隔学習の強化に取り組み、不登校のみならず、感染症対策へも対応しましたレジリエンスの高い学校を目指してまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 長期間登校できないということになりますと、生徒さんはもとより、教職員や周囲の方々の負担も相当なものになってくると思います。ここでロボットというのを出したのは、先日テレビで見たときに、自分の分身が教室にいて、みんなと一緒に授業を受けるような体制がそこは取られていました。それを行うことによって、教職員の方も1回の授業で、特別な、個別な指導、授業を行う必要がないので、多分教職員の負担というのも増えることはないのではないかというふうに考えました。当然子どもさんたちに対する取組というのは重要なのですが、やはりそれに携わる教員や職員、あるいはご家族のことも考えた取組というのが重要だと思うのですが、そういった部分もなされているのでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに委員のおただしのとおりロボットの活用ということで、私もいろいろ熊本県の事例であったりとか、千葉県の事例なんかを参考にというか、見させていただいたところがございます。ただ、このロボットも確かに有効かとは思いますが、現在、美里町でも児童生徒へ1人1台タブレット端末を実施しておりまして、オンラインによる学習とかそういったものでかなり熟度も増しておりますので、このタブレット端末を有効に活用していくことで、そういった先生方の負担、児童生徒への学習の効果なんかも図っていけるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 今の答弁をいただきますと、現行の体制で十分に教育は受けられるし、それぞれの負担も決して大きなものではないというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かにタブレット端末の利用が完璧かといういろいろな課題はあるかとは思いますが、現時点で我々としましても様々な先生方への研修であったりいろいろと対応を練っておりますので、現時点ではかなり有効に活用しているというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで櫻井幹夫委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号52、議員番号15番、根本謙一委員の質疑を行います。

15番、根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 小学校のICT教育環境整備事業について伺いたいと思います。

令和6年度は、全児童に配布しているタブレット端末の持ち帰りを推進し、家庭学習においてもICTを活用する機会を増やすとともに、登校できない場合における遠隔学習が可能な体制の強化を図るとしております。以前に説明を受けた際に課題等がいろいろ述べられてきておりました。その部分を解消されてのことなのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） お答えいたします。

以前に説明された課題につきましては、タブレットの持ち帰りによるデジタルドリルなどを活用した家庭学習や登校できない場合の遠隔学習体制を推進する上で必要となります通信環境が整っていないご家庭の対応が課題でありましたが、現段階においては全ての家庭で通信環境が整っていることを確認しております。令和6年度におきましても、引き続きタブレット端末の持ち帰り機会を増やし、家庭学習のICT化を推進するとともに、遠隔学習体制の構築を進めてまいります。また、持ち帰り

を推進することにより、家庭環境の中でタブレット端末が破損するケースも増加すると考えられます。児童が端末を使用できなくなるという事態を避けるため、令和５年度より端末修繕に係る予算を計上しております。故意に破損した場合でない限りは破損端末を速やかに修繕し、全児童がいつでも端末を利用し学習できる環境構築に万全を期してまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） もう少し伺います。

全家庭で受け入れられるというふうになったということで、大変望ましいことで、よかったなというふうに受け止めました。そこで心配になるのが、持ち帰りですから、不測の破損等、当然想定しておかなければならないかなというふうに思います。やはり大人でもあることですし、なおさら子どもだとなかなかその辺は幾ら言い聞かせてもという、たまたまなことや、想定しておかないとならない。その点と、もしも破損した場合の経費負担はどのように考えておられるか伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど少しお答えはしたのですが、故意に壊したという場合以外は修繕費ということで令和５年度から予算を計上しておりまして、令和５年度につきましては既に小学校で１校、中学校で１校、それぞれ１台ずつ修繕をしておりまして、これからまだそれぞれ各小中１校の修繕を予定してございます。令和６年度につきましても同様に予算を計上しているところでございますが、あくまで学校との協議といたしますか、現状を確認した上で、故意でない場合はそういった修繕をしてまいります、故意の場合はやはり自己責任ということで対応していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。

令和５年度の話もされましたけれども、それは多分学校内でのことだと思います。持ち帰りによっての修繕発生する事案だったのか、その辺が不明なので、私は学校内というふうに受け止めました。持ち帰りになるとリスクはやっぱり高くなるというふうに思います。その点をちょっと懸念したわけです。でも、故意でない限りということなので、そこはしっかり、あくまでも子どもですからというところで柔軟に対応していただきたいなと思いますけれども、再度そこを確認させていただきたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） 再度のご質問でございます。先ほど私既に小学校１台、中学校１台の修繕ということでお答えしましたけれども、令和５年度中に各校１台ずつ、７台修繕する予定になってございまして、こちらは委員おただしのとおり持ち帰りによっての、持ち帰り時点での故障か、

あと通常の授業内での故障かというのはちょっと今資料がなくてははっきりとはお答えできないのですが、あくまで自己責任によるもの以外であれば町のほうで修繕をさせていただくというようなことでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号53番、1番、櫻井幹夫委員の質疑を行います。

1番、櫻井幹夫委員。

○1番（櫻井幹夫君） それでは、53番の質問をさせていただきます。

登校できない場合における遠隔学習が可能な体制強化を図るとしているが、どのような体制が行われており、どのように強化するのか。生徒に代わるロボットが教室にいるなど、長期間登校できなくとも十分な教育が受けられる体制になっているのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） それでは、お答えいたしますが、先ほどの質問ナンバー51番と答弁要旨が同じようになってしまっていますが、ご了承いただきたいと思います。

お答えいたします。登校できない場合における遠隔学習が可能な体制強化につきましては、現在まで1人1台のタブレット端末の配備やデジタルドリルの導入、モバイルルーターの貸与など、遠隔学習に必要なハード的な環境整備は完了し、教員のICT活用力を高める研修についても取組を行ってきたところでございます。令和6年度は、教員の遠隔学習等に対する研修や小中学校間での遠隔による教科担任制を充実させ、ICTの活用による家庭学習やオンラインによる遠隔学習の強化に取り組み、不登校のみならず、感染症対策へも対応したレジリエンスの高い学校を目指してまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 51番と同じ質問にはなるのですが、中学生は高校受験を控えて、登校できないとなれば授業の遅れや学力の低下など、生徒の不安というのは大きくなると思います。

そこで、小学校とは違う中学校独自の取組などがあればお示しいただけませんか。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） お答えいたします。

中学校に特化してといいますか、小学校と違って中学校で特別な対策等々をやっているかということでございますが、特にはございませんが、やはり小学校の先生とかよりも若干研修の頻度を増やしていたりということで対応はしておりますが、特別変わった対応というのはしていないところでございます。

○委員長（長嶺一也君） 櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 今現在はしていないと。今後取り組むようなお考えはあるのでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

不登校児童生徒の学力の保障というふうな多分切り口でのご質問と思うのですが、ニーズがあれば、ＩＣＴを活用しないまでも、様々なプリントであったり学習教材であったり、そういうものを例えばご家庭への連絡の際に担任が持って行ってやっていただいたり、あるいはそれを回収して見てあげて、採点してまた返したり、そういう小まめな対応が各学校で一定程度できているものというふうに思っています。ただ、なかなか不登校児童生徒、学習へのニーズが少ないケースもございますから、そこについてはＩＣＴなどの機器を活用した、より子どもたちが取りつきやすい、取り組みやすい学習環境を提供していくことも必要だというふうに思いますので、今後、今例えば教育相談室、本郷生涯学習センターにございますけれども、そういうところでのＩＣＴ機器の活用によるデジタル教材の勉強だったり、あるいは不登校児童生徒であっても、例えば時々学校に来るような子どもについてはタブレット端末を家庭に持ち帰らせて、それで気が向いたときにデジタル用の学習教材で学習するとか、そういう様々な手当てはできるものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで櫻井幹夫委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号54、引き続き櫻井幹夫委員の質疑を行います。

1 番、櫻井幹夫委員。

○1 番（櫻井幹夫君） 54番の質問をさせていただきます。

これまで町は、生涯学習センター分館の廃止後、無償譲渡、貸与をするとし、以前の一般質問の際には安全確保の面に関して修繕を行うとしておりましたが、今現在まで全く行われておりません。どの程度の修繕を予定しているのかお伺いします。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 1 番、櫻井委員の質疑にお答えいたします。

安全確保の面に関しての修繕予定については、令和5年度末をもって廃止する分館の修繕は予定しておりません。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 櫻井委員。

○1 番（櫻井幹夫君） 安全確保の面に関しても修繕は行わないという回答でしたが、障子戸は安全面には当てはまらないということで貼らないのでしょうか、そもそも戻すお考えもないのでしょうか、お伺いします。

○委員長（長嶺一也君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） これまで分館については大規模改修は行わないとしてきておりまして、これまで駐車場舗装の整備、修繕等は行ってまいりました。しかしながら、今おただしのよう

な障子戸については、既に切れているというところに関しては速やか……この廃止目の前にしましてということで、そこまで行き届いてなかったということは大変申し訳なかったと思っております。年度末に向けて修繕のほうは行わない考えでございます。

〔委員長、かみ合っていないので〕という人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 答弁、今しました。障子のことについて答弁しました。

櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 大規模な修繕をしないというのは初めにお聞きしていたので、特に大きなものを望んではいなかったのですが、春先の時点で障子貼ってくれませんかという話をして、障子戸そのものを引き揚げて、いまだに障子の貼り替えはしていただけませんし、障子戸自体を施設に戻していただくことすらできていないのはなぜなのでしょう。大規模なものではないと思いますし、それこそ障子戸なんて自分たちでも貼れるので、別に貼りたくなければ貼らないで、せめて戻してはいただけませんか。

○委員長（長嶺一也君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 令和6年度の予算の中ではそういった経費は上げてはいないところなのですが、今ほどのおただしを受けて、持ち帰らせていただきます。現状のほうを把握していなかったということもありますので、その辺は確認してまいりたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 生涯学習課長、今の答弁でやるやらないが明確でないので、はっきりきちっとした答弁にしてください。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 障子戸が戻されていないという現状を把握しまして、もしそのようなことあれば戻してまいります。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） これで櫻井幹夫委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号55、10番、堤信也委員の質疑を行います。

10番、堤信也委員。

○10番（堤 信也君） それでは、スポーツ活動推進事業についてお伺いいたします。

町民や各種団体、実行委員会等のスポーツ活動を支援するため、大会運営や補助金の交付を行うとしておりますが、対象になる団体等現在何団体あるのか、新規に支援すべき団体はあるのか、各団体への予算配分の積算根拠をお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 10番、堤委員の質疑にお答えいたします。

1つ目の対象になる団体数につきましては、現在、体育協会が11団体、スポーツ少年団が14団体あります。このほか、市町村対抗スポーツ大会へ派遣するための補助団体が3団体、ふれあいウォー

クの実行委員会が1団体でありまして、合計29団体であります。

2つ目の新規に支援すべき団体につきましては、中学校部活動の地域移行を推進するため、中学生を対象としたスポーツ少年団等を想定しております。

3つ目の各団体への予算配分の積算根拠につきましては、市町村対抗スポーツ大会への派遣やふれあいウォーク開催に対する補助金につきましては、派遣費や大会運営費などの必要経費を補助対象としまして、補助率100%の補助金を交付しております。そのほかの体育協会やスポーツ少年団、中学校部活動の地域移行に関する補助金は、主に大会運営や審判等の資格取得、指導者育成に要する経費を対象経費といたしまして、補助率50%の補助金を交付を予定しております。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 堤委員。

○10番（堤 信也君） 新規に支援すべき団体もお伺いしたのですけれども。その辺あれだったのですけれども。

それで、新規団体ということになるのかどうかですけれども、今年1月からクラブチームのすみれプロジェクトが設立されましたね。拠点を会津若松市と美里町で、できれば美里町新鶴地区の陸上競技場で行いたいというような流れなのですけれども、そういった新規の団体なんかにはどういったお考えでいますか。

○委員長（長嶺一也君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 実際こちらのほう、すみれプロジェクトというお名前が出ましたが、新たなそういった、新聞報道によりますと企業を立ち上げてというところでありましたので、今回、6年度に当初予算で予定しております補助金対象団体としては考えてはいなかったところでございます。

以上です。

〔「あと、新規団体何件。さっき1問目にも言っているんだ。今年の新規のやつは何団体あるのか」と言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 生涯学習課長、もう一度答弁してください。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの新規の団体につきましては、今現在、申出というのはございません。ただし、この後、地域部活動移行に関してのそういったいろんな各部活においての想定する団体としては、5団体を見込んで予算計上しているところでございます。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 堤委員。

○10番（堤 信也君） 結局今年から部活動関係のものでそういった部分も出てくるかと思えますけれども、そういった部分は4月以降、当然6年度の予算ですから、4月以降そういったものあれば随時行

っていくというお考えでよろしいですね。

○委員長（長嶺一也君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほど堤委員が言われたとおり、申請がありまして、こちらのほうで対象団体かどうかというところの審査も踏まえて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） これで堤委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号56、引き続き10番、堤信也委員の質疑を行います。

10番、堤信也委員。

○10番（堤 信也君） それでは、体育施設管理運営事業についてお伺いいたします。

ふれあいの森陸上競技場については、利用者や競技者のニーズ等を踏まえながら整備へ向けた検討を進め、令和7年度の着手を目指すとしております。ふれあいの森陸上競技場整備の現在の進捗状況、今後の検討内容及びタイムスケジュールについてお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 10番、堤委員の質疑にお答えいたします。

1 点目の陸上競技場整備の現在の進捗状況につきましては、現在、令和6年度に向け、陸上競技場整備の方向性を定める検討委員会を設立するよう準備を進めているところではございます。

2 点目の今後の検討内容及びタイムスケジュールについてであります。年度当初に設立する検討委員会において今後のふれあいの森の利活用を検討するとともに、現在、施設を利用しております体育協会やスポーツ少年団、利用団体の代表から成る整備検討グループを立ち上げ、具体的な施設整備の方針を検討してまいります。今後のタイムスケジュールについてであります。先ほどの検討委員会及び整備検討グループにおける検討状況にもよりませんが、令和6年度内にも実施設計に取り組みたいと考えております。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 堤委員。

○10番（堤 信也君） 分かりました。

それで、その検討委員会のメンバーなんかはここで、まだまだ決まらないのしょうけれども、検討委員会の中にどういった内容で、要は今現在はアンツーカかな、それを、よく今、通常ですね、新たにできている人工芝とかそういった部分のところまでの予算まで上げていくのか。そういった部分についても内容なんかも当然検討されていくのだらうと思いますけれども、1年前、過去のあれになります。あそこの拠点をとにかくスポーツ観光の、スポーツの拠点とするというお話ございましたね。そのスポーツの拠点とするという流れからいっても去年も全然動いていない。令和6年度になってようやくどういった形にするかという動きになっているというのがちょっと遅いのではないかと、動きがね、それについてどうお考えになっておられるのか。

あと、先ほどのすみれプロジェクトの話にもなりますけれども、彼らも拠点はそこの新鶴の練習場で週3回くらい行いたいというような考えで今動いているようですけれども、それについてのちょっとした……どうなのでしょう。今そういったのは連絡はまだないのでしょうけれども、その辺について、今考えている範囲で結構ですので、お答え願いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 堤委員、当初予算の特別委員会なので、6年度以降の考えを述べてもらえばよろしいですか。

○10番（堤 信也君） そうということです。そうです。

○委員長（長嶺一也君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） まず初めに、今回、整備利活用検討委員会を立ち上げるということで今現在、関係課と協議を進めているところでございます。仮称ではありますが、ふれあいの森公園等整備利活用基本構想というものを策定するために、それぞれ利活用検討グループとしまして地元代表または指定管理者、観光協会等も含む利活用検討グループを1つ、さらに生涯学習課が主となって担当します陸上競技場整備検討グループというものに関しましては、町のスポーツ審議委員会、また体育協会、スポーツ少年団等々から委員を選任いたしまして、それぞれの分野で検討してまいりたいと考えております。その後、それぞれがこちらの、教育委員会としましては長寿命化計画の補完計画としまして、町の社会体育施設整理計画というものを令和4年1月に策定しておりますので、その中でしっかり見直しを図りながら、ふれあいの森公園整備を含めた計画のほうを盛り込んでまいりたいと考えているところでございます。

それで、実際具体的な陸上競技場の中身の整備なのですが、これに踏まえては、これからの委員の意見を聞きながらというところで、先ほど芝生等というようなお話もいただきましたが、その検討委員の意見を踏まえて整備の方針を決めてまいりたいと考えております。

また、すみれプロジェクトさんが令和6年度からふれあいの森を拠点にということで活動するという意向に踏まえましては、今現在、指定管理の中で施設のほうを管理していただいておりますが、そういった活動に支障のないような整備を図りながら、こちらの基本構想策定、さらには今後の検討委員会の中でしっかりそれにつながるような形で整備をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 堤委員。

○10番（堤 信也君） それで、せっかく整備考えるのであれば、今400メートルトラックですよ、あそこね。公の大会も開催できるような、それだけの規模の陸上競技場にしてほしいと思うのです。ですから、今後、検討委員会等々でいろいろお話しされていくのでしょうかけれども、そういった部分も考えながらやっていただきたいなと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（長嶺一也君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 実際今のふれあいの森公園の中の陸上競技場については、正式大

会等のできない施設となっております。今現在、町の小学校の記録会であったり、また町民の運動会であったりというところの利用にとどまっているところではありますが、今後、正式大会は難しいにしても、やはりある程度の競技が行える施設のほうの整備ということを考えてまいります。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） これで堤信也委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号57、15番、根本謙一委員の質疑を行います。

15番、根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 私も10番議員と同じような問いかけしていますけれども、今のやり取り聞いていてもう少し何う必要があるということで再度お願いしたいと思います。

体育施設管理運営事業について伺います。ふれあいの森陸上競技場については、利用者や競技者のニーズ等を踏まえながら整備へ向けた検討を進め、令和7年度に着手を目指すとしております。実情と具体的な取組はどのように進めるのか伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 先ほど56番の質疑と答弁のほうがダブる部分もございますが、答弁させていただきます。

陸上競技場整備の実情と具体的な取組につきましては、現在、令和6年度に向け、陸上競技場整備の方向性を定める検討委員会を設立するよう準備を進めておるところでございます。具体的な取組としまして、年度当初に設立する検討委員会において今後のふれあいの森の利活用を検討するとともに、現在、施設を利用しております体育協会やスポーツ少年団、利用団体の代表から成る整備検討グループを立ち上げまして、具体的な施設整備の方針を検討するとともに、利用者や競技者のニーズ等を把握し、令和6年度にも実施設計に取り組みたいと考えております。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） ありがとうございます。

先ほどの同僚議員との質疑のやり取り聞いていて、確認しておきたいことが1点あります。町長の考え方として、一般質問でも私取り上げましたので、単にあの陸上競技場をきれいに整備するだけで済ませてはいけないと思いますということを申し上げました。それから、考え方として、スポーツ、健康、観光の拠点にするとまで、豪語とは言いませんけれども、述べておられます。いわゆる外から人を呼ぶということも想定している構想だというふうに私は受け止めたので、相当腹をくぐられたなというふうに受け止めました。それはそれで私はすばらしいと思って聞いていましたけれども、今のやり取り聞いていますと、ただ単に地元の人たちに使い勝手をよくする、きれいにする整備等で終わりはしないかという懸念が改めて出てまいりました。そこはどのように考えるか。つまり町長が言っている構想はしっかり共有しているのかどうなのかというところの私は問題提起です。そこをお

願いたいと思います。

それから、実施計画は7年度ということだったと思いますけれども、これじっくり、昨日も述べましたけれども、個別最適化ではなくて全体最適化の考え方で取り組まないと元の本阿弥になりませんかということです。再度の答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） まず、1点の陸上競技場だけの整備ではなくというところですが、こちら今回ふれあいの森整備利活用基本構想に基づく陸上競技場の整備については、陸上競技場というところに特化するような形の表現ではございますが、町全体の公共施設整備計画、長寿命化計画の中でもふれあいの森公園の管理棟、またトイレ等々の改修も当然そちらのほうを予定しております。また、体育施設においては、テニスコート、またナイター設備等においてもまだLED化がされていませので、そういったところの全体的な整備が必要と考えているところでございます。また、観光、健康の視点というところにおきましては、これから検討委員会の一つである利活用検討グループにおいては観光協会、また産業振興課のほうも委員となって検討してまいる町の観光振興計画に沿ったような形の計画も進められます。ですので、町スポーツ事業に特化するだけでなく、しっかり町の重点施策として全体的な利活用を図りながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（長嶺一也君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時52分）

再 開 （午前10時54分）

○委員長（長嶺一也君） 再開いたします。

ただいまの根本謙一委員への再質問でございますが、この政策名に限った質問ではなかったわけなのですけれども、質疑の中で町全体の計画についての質問内容もありましたので、生涯学習課長ではなくて政策財政課長のほうから答弁をいただくことにいたします。

政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） それでは、お答えさせていただきます。

本来次の政策に移りますけれども、先ほど全体計画というお話がございますので、今委員長の許可が下りましたので、私のほうから全体的な考え方なりを説明させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

この計画につきましては、大きく分けて、先ほど生涯学習課長のほうから説明ありましたが、2つの委員会で構成を考えてございます。1つは、ここを拠点としました全体的な利活用。当然その中には観光も含んでいるということでございます。今回、この体育施設管理運営事業の中では、主に陸上競技場の改修というのをメインに取り組む事業でございます。その中で、全体の利活用の中で先

ほど委員から提案がありました観光面、さらにはいろいろ一般質問もございましたが、そういったホスピタリティといいますか、そういったことを観光部門のほうで、利活用部門のほうで検討するという内容でございますので、ご理解をいただければと思います。

私からは以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 引き続き、町長より答弁の意向がありますので、町長よりも答弁をいただきたいと思います。

町長。

○町長（杉山純一君） 今政策財政課長からお話をさせていただきました。今までの計画の中で、このふれあいの森公園の整備というのございました。その中で、私も一般質問の中で申し上げましたが、陸上競技場、あれだけの施設が利用されていない、非常に残念、もったいないと、あそこを核というわけでありませんが、あそこをどういうふうに整備していくかというのはこれから、先ほど生涯学習課長が申し上げたように、いろんな方も入っていただいて、また専門家にもちょっとアドバイスをいただきながら、そこの構想をまとめて、あそこをいろんな方が利用でき、またあそこを整備することによって、高田の観光も含めてですけれども、利用していただけるような、そのようなあそこの競技場はできないかということで、これからしっかり、短期間の中ですけれども、そういった構想を煮詰めて実施計画までいきたいという思いでございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 町長まで丁寧な答弁いただきましたので、方向性はそれでしっかり取り組んでいただきたいということで、私の質問終わりたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号58、引き続き15番、根本謙一委員の質疑を行います。

15番、根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） それでは、地域文化振興事業について伺いたいと思います。

令和6年度は、複合文化施設において一財、地域創造の支援を受け、公共ホール音楽活性化支援事業により、町民が一流の音楽家の演奏に触れる機会を創出しております。ほかに演芸や観劇など考えていることはないのか伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 15番、根本委員の質疑にお答えいたします。

他の演芸や観劇などの考え方につきましては、令和5年度に開催しました会津出身の落語家を招いた落語会が多くの来場者から大変好評をいただいたことから、令和6年度におきましても落語会の開催を計画しているところでございます。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 予算書を見ましても、いわゆるほかのことを考えているような計上等見受けられなかったの、ここ何度か、3年ぐらい続けてこの音楽関係進めてきておりますけれども、これいろんな補助事業、いろんなのを探せばメニュー取りができるのかもしれませんが。そういうことも含めていろいろ考えて、これで充実しているとは言い難いところがありますので、いろんなこういう選択肢を持ちながら、ある意味計画的にいろんな分野の一流の文化に触れる機会をつくっていくべきではないかというふうに思うわけです。この地域創造の支援を受けていというところは、当然いろいろメニューあると思うのです。その辺のところ、もっとメニュー広く考えていることはなかったのですかという問いかけです。分かりますか。

○委員長（長嶺一也君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 再度のご質問にお答えいたします。

実際地域文化振興事業における公共ホール音楽活性化支援事業についてはこちらの事業で見ているところなのですが、令和5年度にも実施しました落語会につきましては、公民館活動事業の予算のほうに計上しておりますじげんホールの活用イベントとして20万、令和6年度については計上しているところでございます。この公共ホール活性化事業につきましては、地域創造のほうから5年間助成、支援を受けられるということから、これまで令和6年度に行う公共ホール事業、4年、4回目になります。ですので、こういった事業が活用できる令和7年度まで、こちらの地域文化振興事業において公共ホール音楽活性化事業のほうを実施してまいりたいと考えているところでございます。

また、そのほかの観劇、またいろんな文化に触れる機会としましては、今後におきましてはやはり県の補助事業であったりということも視野に入れながら、いろんな形で町民への芸術文化に触れる機会の創出はしていきたいと考えております。しかしながら、じげんホールにつきましても、これまでいろんな町民の方、またいろんなダンス発表会、ピアノ発表会、いろんな形で使われるようになってきておりますので、そういったところの、例えば演劇だとすれば会津西陵高校の演劇部がございまして、そちらのほうに発表の場で使っていただくとか、そういうことから広く多くの方にそういった使い方もできるのだということもお示ししながら、活用のほうを図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 現在の考え方は分かりました。要は一流で刺激してほしいのです。すべきだと思います。一流が強いはずですよ。地元のそういう活動団体、それを生かしていくのも当然併せて必要だと思いますけれども、一流に触れる機会をもっともっと考えていくべきではないかということでの問いただしでした。最後にそこだけ伺っておきます。

○委員長（長嶺一也君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 一流のところで再度のおただしにおいては、やはりそうい

ったところで一流の方に使っていただくとか、あとこちらのほうとしても、契機としましては実は7年度に町合併の20周年を迎えるというところもありますので、そういったところも視野に入れながら、いろんな形でそういった一流の方を呼んでの芸術文化の触れる機会というところの創出に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） これで根本委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号59、6番、村松尚委員の質疑を行います。

6番、村松尚委員。

○6番（村松 尚君） それでは、設計委託料についてお伺いいたします。

何に対しての設計委託業務なのかお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 6番、村松委員の質疑にお答えいたします。

設計委託料の内容につきましては、考古資料室として利用しておりました旧赤沢幼稚園並びに赤沢分館の解体設計業務委託でございます。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） そうしますと、こちら実施計画書のほう等を見れば、次年度に向けて予算が3倍程度ぐんと上がります、1億円程度まで。そうすると、そこに向けての設計業務と、設計委託料という考え方でよろしいでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 大変失礼いたしました。今ほどの質疑にお答えいたします。

実はこちらの文化財保存活用事業の中では、郷土資料館運営というところがございます。さらには、6年度から新鶴庁舎の管理というところを踏まえて教育委員会が所管するようになりまして、こちら新鶴庁舎のほうの維持管理費、大きなものが光熱水費等になりますが、そういったところの予算を計上しての増額になっているものでございます。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時08分）

再 開 （午前11時08分）

○委員長（長嶺一也君） 再開します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 大変失礼いたしました。6年度の設計委託料455万1,000円を計上

しておりますが、7年度の解体、実際解体については7年度実施を計画しておりますので、そういったところでの7年度増額というところにつながるものでございます。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） これで村松尚委員の質疑は終わりました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時09分）

再 開 （午前11時20分）

○委員長（長嶺一也君） 再開します。

それでは、政策名6、「魅力と個性のある地域づくり」、質疑番号60、1番、櫻井幹夫委員の質疑を行います。

1番、櫻井幹夫委員。

○1番（櫻井幹夫君） 60番の質問をさせていただきます。

地域コミュニティの活性化に資する活動に対し助成金を交付するとしておりますが、具体的にどのような活動に対し幾らの助成をするのでしょうか。これまで地域で活動していても何ら助成金を受けてはおりません。人材の育成ではなく、活動に対する助成をする考えはないのでしょうか、お願いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

助成金の交付につきましては、自主的かつ継続的なコミュニティ活動を支援するため、積極的に地域の課題解決に取り組む団体に対しまして、町はまちづくり団体活動支援事業補助金を現在交付してございます。交付の対象となる事業につきましては、まずコミュニティビジネスにつながる事業、次に地域の人材及び資源を活用いたしまして地域の課題解決につながる事業、また事業の効果が地域に還元され、地域の課題解決につながる事業、実現性及び継続性が見込まれる事業などとなってございます。また、この補助金につきましては3年まで継続して活用ができ、補助の上限は50万円で、補助率につきましては1年目が10分の8以内、2年目が10分の6以内、3年目が10分の5以内となっております。

これまでの実績といたしましては、この事業は令和3年4月1日にスタートいたしまして、本年度3年目となりますが、各年度1件ずつの交付となっております。本制度は、交付対象の要件が少し厳しいため、地域からもう少し活用しやすい補助制度を望む声があるのも承知してございますので、今後、現行制度の改正、さらには新制度の創設についても調査、検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 答弁をいただきまして、やはり要件が厳しいという声があるということなので、もう少し本当に地域のコミュニティを活性化させようとするのであれば違った取組や緩い補助、大きな金額は必要ないと思うので、動けるだけの何か対策を考えてほしいなということで終わります。

○委員長（長嶺一也君） 櫻井委員、今のことに對しての答弁は求めなくていいのですか。

○1番（櫻井幹夫君） 求めません。

○委員長（長嶺一也君） これで櫻井幹夫委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号61、2番、小柴葉月委員の質疑を行います。

2番、小柴葉月委員。

○2番（小柴葉月君） 地域おこし協力隊事業につき、どの分野を何人増やして、全体としてどのような体制になるのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

地域おこし協力隊の体制でございますが、令和6年度の募集分野と採用予定人数につきまして、まず新鶴ワイナリーをはじめとする新鶴地域の観光資源を生かすミッションに2名、会津本郷焼の歴史と技術、技法を継承するミッションに2名、農業の担い手の確保、育成を行うミッションに2名を募集いたしまして、計6名の採用を予定してございます。現役隊員の総数は12名となり、ミッションの内訳といたしましては、まずグリーンクラフトツーリズムが1名、鳥獣被害対策が2名、会津本郷焼の継承が5名、新鶴地域の振興が2名、新規就農が2名となります。引き続き隊員の活動や日々のサポート、支援を行いながら、卒隊後の定住、定着につながる体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 卒隊後のということあったのですけれども、そこもう少し聞きたくて、協力隊の受入れにつき、卒隊を見据えた指導や教育などの工夫はしているのでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

卒隊へ向けた工夫と申しますか、その件についてでございますが、まず現在、協力隊の生活、当然ほかのところから来ますので、まずは日々の生活をサポートというのがまず1つ大きな重要なことだと思っております。それと併せまして、卒隊後どうするのだというようなことでございますが、これもそのサポートの中で、3年後、いわゆる4年目以降どうするのかという中で、民間のNPO法人も交えましてそういったサポートも現在しているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 答弁ありがとうございました。NPOなんかのサポートを入れているということで、そこで予算も取っていますし、昨年度から現役の協力隊の、カウンセリングではないですけども、そういう相談に乗ってくれる方がついたということで少しは安心しているのですが、一番私が心配しているのは観光という分野なのです。例えば本郷焼と、焼き物とか、あと農業とかというのは手に職ですし、鳥獣被害なんかも例えば資格を取って現場に立つ仕事なので、やはり終わったときに何かしら残るという状態にはなると思うのですけれども、観光に関してはなかなかそこがやっぱり難しいという部分で、理由はいろいろあると思うのですけれども、今年度1人途中で辞めてしまっていますし、観光分野で来てもらって、その任期中に活躍してもらって、我々としてはすごく利益なのだけれども、その人たちのその後を考えたときに、やっぱり観光分野で来てもらうというところはそれなりに責任があるのかなというふうに思います。引き続きサポートのほうを強化していただいて、来てよかったと、定住につながるように努めていただきたいと思います。答弁は結構です。

○委員長（長嶺一也君） これで小柴葉月委員の質疑は終わりました。

それでは、質疑番号62、引き続き小柴委員の質疑を行います。

2番、小柴葉月委員。

○2番（小柴葉月君） 移住定住支援事業委託料につき、令和5年度から約200万円増加していますが、理由を伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

移住定住支援業務委託料の増加についてでございますが、主な増額の理由といたしまして、まず高田地域の商店街の空き店舗を活用いたしました移住、定住業務に関する情報収集、発信を行うための拠点を整備する費用によるものでございます。その他、視察研修費など、前年比で175万8,000円の増額となっている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 拠点を整備するということだったのですが、そこにかかってくるお金の内訳をちょっと聞きたくて、例えば家賃のみの話なのか、それとも内装をちゃんと改装してやっていくのか、その辺もう少し詳しく教えてください。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 少し具体的な細かい数字は控えさせていただきますが、当然家賃も含んでございます。中身の改装につきましても、必要最小限の改修にとどまるということでご理解いただければと思います。

なお、家賃につきましては、県の補助事業がございます。要は街なかの商店を、いわゆる空き店舗

を活用するという事業がございますので、そこの県の補助事業も活用した中で、そういった事業ということで家賃も対応したいということでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長、内訳の詳細が説明できない理由を述べてください。

政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 予算につきましては、先ほど申しましたが、詳細な見積り等は、これから一応契約とかしますので、金額は今後、新年度に入ってからになりますので、そこはちょっと控えさせていただきたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員、よろしいですか。

○2番（小柴葉月君） はい。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 私たち議会で昨年、総務厚生常任委員会のほうで行政視察に、富山県の氷見市というところに行きました。そこも同じように商店街の空き店舗を利用して移住支援センターを設置しているような自治体でした。しかし、氷見市では、どんな移住者に来てもらって、その市でどんな働きをしてほしいのかという明確なビジョンを持っている。つまり受け身ではなくて、市でターゲットを定めて、活躍してくれる人を募集するような体制を取っていました。移住支援センターを中心に、空き店舗を利用する若者を集めて商店街全体の活気を取り戻したという自治体なのです。せっかく今回お金をかけてその移住支援センター、拠点を街なかに設置するということであれば、ぜひこのような事例を参考にすることで、課をまたぐことにはなるとは思います。進行中の街なかにぎわいの話とつながってくるとは思います。今回のその投資をこのような視点からも価値を生み出せるように工夫していただきたいなと思います。答弁結構です。

○委員長（長嶺一也君） これで小柴葉月委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号63、8番、星次委員の質疑を行います。

8番、星次委員。

○8番（星次君） それでは、移住定住支援業務委託料について伺います。

移住定住支援業務委託は、業務委託だけでなく、活動拠点の整備もするのか、活動拠点はどこにするのかというふうなことでありますが、前の62番である程度分かったのでその点についてももう少しお願いしたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

移住定住支援業務委託につきましては、活動拠点の整備を含めた業務の委託を予定しております。活動拠点につきましては、高田地域商店街の空き店舗を活用することを想定しております。整備に関しましては、移住、定住相談業務の委託先や近隣の商店経営者の方々をはじめ、地域住民の方々を含

めたワークショップなどを行いまして、関係者や地域の方々の意見を取り入れながら、拠点の開設に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星 次君） それでは、活動拠点の場所について高田地域というふうにありました。その中で、活動拠点の中に常駐するというふうなことはやっぱりあると思うのですが、その点の内容的にもう少し、人件費が発生するのか、それとも先ほど言った地域おこし協力隊でうまく運営させていくのか、その辺もう少しお願いします。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

その活動拠点の運営方法についてでございますが、今の活動、移住、定住の業務を委託してございますので、当然その委託先がその運営をするということで今想定をしてございます。そこに常駐するのかというようなことでございますが、当然そこを事務所としても活用いたしますので、常駐するというようなことで今交渉を進めてございます。ただ、それがいつから、何日から、例えば1週間のうちのどの程度いるのか、どの時間帯いるのかというようなことで、今、現体制の法人の中でまずはスタートするというところでございますので、例えば1週間ずっといるのかとか、そういうことはなかなか厳しいのかなと思っております。それにつきましては、今後開設し利用状況、さらにはどういった運営形態がいいのかを含めて、先ほど地域おこし協力隊の活用というようなこともございましたが、そういった形も含めまして今後検討したいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星 次君） この予算が高田地域の活性化につながるように、ひとつ町としてはフォロー的にやっていただきたいというふうに考えております。答弁は要らないです。

○委員長（長嶺一也君） これで星次委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号64、15番、根本謙一委員の質疑を行います。

15番、根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 私も移住促進事業について伺いたいと思います。同僚議員の質疑と同質的ですけれども、違った視点からお願いしたいと思います。

令和6年度において、移住定住支援業務の活動拠点を整備し、空き家や移住に関する情報収集、発信に努めるとしております。何か課題があったのか、また活動拠点の整備としてどこに考えているのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

移住定住支援業務の課題につきましては、現在、この業務は法人に委託してございます。移住、定住の相談場所である委託先の事務所がいわゆる中心市街地より離れていることなどが問題となっているということでございます。移住する希望者が相談しやすい環境づくりの構築が課題の一つと考えてございます。

次の活動拠点の整備につきましては、高田地域商店街の空き店舗を活用することを現在想定しております。相談場所の立地的な課題が解決され、さらには空き家の情報収集、発信にも利用できるものと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。現委託先であるNPO法人で街なかに拠点を設けるということだというふうに理解できました。それは大変望ましいことですし、活動しやすくなるであろうというふうには想像できます。確かに街なか活性化に寄与するかどうかという部分はまたちょっと違う視点かなとは思いますが、今同僚議員から氷見市の例もありました。結局やっぱりしっかりしたビジョンが大事だというふうに私も思っております。これだけの予算化したというのは、ある意味しっかり取り組む姿勢として受け止めたいと思いますので、今後の活動に期待をしたいと思いますが、そこで地域おこし協力隊の活動拠点としてもあるやの印象も受けたのですが、それは考えなくていいというふうに受け止めていいのか、あくまでも今回、移住定住支援業務の拠点だということとしてしまう考え方でいいのか、そこだけ確認しておきたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） あくまでもこの事業につきましては移住の推進事業ということで今答弁させていただきました。今委員からおたのしの協力隊の利用ということでございますが、当然それも想定はしてございます。当然同じ法人の中で委託業務やっておりますので、その中で現の、今の隊員がそこで若干話し合いなりもできます。相談もできます。これまではこの役場の庁舎の会議室等も利用しておりましたが、今度は実際街なかに協力隊が出向いて、その事務所でそういった相談だったりミーティング、様々な活動ができと思っています。さらに、移住でございますが、当然協力隊も大きな意味では移住者でございますので、そういった協力隊の今後になりたい人、ちょっと考えがある人もこの拠点に寄っていただいて、いろいろそういった、協力隊になりたいのだけれどもと、そういうのも想定はしている内容でございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。そこまで答弁されたので、とにかく地域おこし協力隊の拠点を設けるという話も以前から出ていました。それも併せて柔軟に対応できる拠点として整備するのだという受け止め方でいいですか。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） そのとおりでございます。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号65、8番、星次委員の質疑を行います。

8番、星次委員。

○8番（星 次君） それでは、都市交流推進事業について伺います。

令和6年度も継続して姉妹友好都市のイベント参加と交流ツアーの実施ですが、イベントにもっと多くの町民が参加できるように、また交流できるようにバスの借り上げ補助や事業内容の見直し、検討はしないのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

都市交流については、行政主導ではなく、住民レベルでの交流が進んでいくことは理想だと考えております。その意味で、民間主体によるバスの借り上げなど、助成制度の充実については一つの方法として有効だと思われますので、まずは参加者にアンケートを取るなど、ニーズの調査から進めてまいります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星 次君） 予算的には取ってはいるのですが、都市交流の予算でね。それで、今課長はやっぱり都市交流は住民同士、それから民間主体によるそういうふうな交流ということで考えているということですが、私聞いているのは、バスの借り上げ補助や事業の内容の見直しということを知っているのか、少しかみ合っていないのですが、その辺再度お願いします。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） バスの借り上げですとか助成制度の充実ということで、今年度の予算におきましてはバスの借り上げの助成などの予算までは見ていないのですけれども、今後またこういった住民レベルで交流が盛んになっていくような取組について検討していくということで考えてございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星 次君） これで最後ですので。検討していくでなくて、6年度のを知っているのですよ、実施計画の中でね。そこを課長、ちゃんと整理して答えていただきたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 6年度につきましては、まず交流のバスツアーとしまして、栃木県那須町を想定したツアーを予定してございます。あと、それ以外にもこの予算の中には会津美里会へ

の表敬訪問というのですか、そういったような予算も含んでおります。あとまた、今年度から独自に始まるものとしまして、檜葉町との間で宿泊施設の利用についた相互助成というのも実施していく予定でございまして、それぞれの宿泊施設に泊まった場合は宿泊の助成をするといったようなことを今年度の予算については計上しているところでございます。

説明については以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで星次委員の質疑は終わりました。

ここで次の政策に移ることと昼食のため、あと説明員入替えのため午後１時まで休憩いたします。

休 憩 （午前１１時４５分）

再 開 （午後 １時００分）

○委員長（長嶺一也君） 再開します。

それでは、政策名７、「町民に信頼される行政の推進」、質疑番号66、15番、根本謙一委員の質疑を行います。

15番、根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 財政管理事業について伺います。

長期財政計画に基づいた持続可能な財政運営を実施するとしております。令和６年度予算書等を見て、やむを得ない予算編成もありますが、長期財政計画の見直しは必須であります。現状を把握、確認するためにも地方公会計財務書類作成支援委託料が計上されていることから、研修会などを計画はされているのか伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

まず、長期財政計画の見直しにつきましては、令和６年度当初予算を長期財政計画と比較いたしまして、事業費の総額におきましては約６億８,０００万円の増額としたところでございます。なお、その分析につきましては、経常一般財源の比較においては、物価高騰等の中にありまして可能な限り経常経費を抑制いたしまして、また令和４年度及び５年度における起債借入額の繰上償還の実施によりまして、計画値６億８,０００万円に対しまして２億９,０００万円の減少としたところでございます。次に、基金残高や地方債残高についてもいずれも計画値の範囲内としておりまして、財政の健全性を維持しているものと判断していることから、現時点においては長期財政計画の見直しを行う考えはございません。

次に、地方公会計研修会の計画についてでございますが、令和２年度、３年度に職員向けの研修会を実施いたしました。地方公会計を所管する総務省におきましては、財務書類を公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活用してほしいとしていることから、令和４年度からは統一的な基準による財務書類の研修会ではなく、個別に分析を行いまして予算編成過程の補足の資料と

して活用している状況でございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 再度お聞かせください。

長期財政計画の見直しは述べて、必須でしょうということで前提として書いておきましたけれども、その見直しやるのかやらないのかはここで聞くつもりはありませんでした。でも、見直しはするつもりはないって言いますけれども、あえて言わせてもらおうと、あれは7年度までですよ、今できているのは。ですから、もう当然のこと、次の長期財政計画づくりに着手しなければならない年度に6年度はなりますよね。だから、それも踏まえればいいというふうに私は思っていますけれども、当然そこらにはいろいろ細かいこと押さえていると、今の答弁の内容を見ますと計画値の範囲内で収めてあるということですよ。これは後で私もチェックします。それはそのまま受け止めておきます。

いわゆる研修会の計画はないということですが、令和2年度、3年度やっていますよね。それぞれ11月にやっていますよね。せっかくこういう取組始めているところですので、これは経年的に私はやっていくことでこの委託料も入っているのだらうというふうに想定しました。4年、5年やっていませんから、2年間やっていません。私そのときの資料もここに持っていますけれども、これすごく丁寧に書かれているのです。これを職員の皆さん、それから議会の我々も含めてしっかり、1年置きでもいいです。経年的に押さえるということが大事だということは申し上げたいし、その辺の認識はどのようにお持ちかなと。

それから、個別分析を4年度からやっているとありますが、これはこれでまた大事ですが、それはそっち等でやればいい話で、全体的な押さえ方はやっぱり議会共々しっかり研修会を設けて私はやるべきだというふうに思うのですけれども、6年度予算の中に入っていないというのですから仕方ないのですけれども、基本的にその認識はどうですか。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

まず、研修会の考え方でございます。確かに委員おっしゃるとおり定期的な研修会が必要だろうということでございます。令和2年、3年と2か年度にわたりやってきましたが、ここ3年程度はやっていない、2年程度やってございませんので、もう一回振り返りで必要という認識だと思っております。確かに今後、現在、来年度予定はしてございませんが、まだ2年、3年でございますので、これから5年、10年たったら、何年とは言いませんけれども、そういった場面がやはり必要となっていく場合があるということは想定してございます。ただ、やはり来年度、再来年度あたりは国も、今総務省のほうでも言っておりますが、研修会なりを踏まえて、ではその財務書類をどう予算に反映するのか、どう活用していくかというシフトに今移ってございます。ただ、それを分かるためには当然基礎的な研修も必要だとは認識してございますので、やらないとは申しましたが、これからずっとやらな

いということではございません。その辺はご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 私の拙い経験ではありますが、これ経年的にやるから意味があるのであって、現在の所管が十分に理解していればいいと、押さえていけばいいという話ではなくて、職員全体で、議会も併せてですけれども、やっぱり同時にしっかりした共通認識的に研修は続けていかないと私はいけないと思います。今の考え方は了とはし難いところあります。少なくとも来年度予算化されていなかったら再来年度はやる方向でしっかり認識をお持ちいただきたいなというふうに思いますけれども、お金そんなにかかるはずではないですよ、これ。再度の認識を伺います。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えいたします。

今後ずっとやらないのだということではございません。研修会をやらないというのは、あくまでも予算化をしてそういった専門業者のほうからの研修はしないということでございますので、冒頭私申し上げましたが、今、予算編成時にこういった財務書類を見て、そこである程度説明も財政担当がしてございますので、委員おっしゃるような経緯の全体的な研修ではございませんが、個別の財務書類の見方なりそういった考え方を研修はしているということでございますので、ですから来年度、再来年度というようなことでございますが、具体的な年数は申し訳ございませんが、当分こういった実際の財務書類を用いてその中で職員同士の研修と、その後全体的な研修が必要であれば再度また令和2年、3年度に行ったような全体的な研修をするという考えでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号67につきましても根本謙一委員が質疑を行います。

15番、根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 臨時財政対策債について伺いたいと思います。

令和6年度は1,000万円の計上額です。発行可能額は幾らだったのか、なぜに1,000万円の計上としたのかを伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

臨時財政対策債につきましては、国が地方公共団体に交付する地方交付税の財源不足に対処するものでございまして、地方交付税の振替として発行する起債であることから、令和6年度の臨時財政対策債の発行可能額は、例年8月頃普通交付税の額が決定いたしますので、そのときに決定するということで、現在、確定はしてございません。

次に、1,000万円の予算計上の額につきましては、今年2月に総務省より示されました令和6年度

の地方財政計画のポイントにおきまして、前年度比54.3%の減と見込んでおることから、令和5年度発行可能額3,297万円に対しまして約2,000万円の減とし、1,000万円と予算計上をしたところでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 私は、基本的にわざわざ使う必要ないと思っています。1億、2億ならまた話は別です。それで財源不足だというのは説得力ありますよ。1,000万円計上しない、したで財政上9億となるとかという、こんな話は私はないと思っています。なぜならば、あれだけの財調を持っているのですから。ですから、これが物すごく不思議なのです。令和5年度の予算では3,000万円でしたよね。それが決算上どうのこうのではなくて、減ってきている。基本的に使わなくてもいいものは使う必要ないでしょうということです。後から交付税で補填されるという、そういう話ではないと思っています。それ10年前だったらその理屈は成り立ちますけれども、今はそこまで考えている必要がないのにどうしてこんな少額をわざわざ設定しなければならないのだろうかというのがどうしても説明を聞く必要があるということで再度お尋ねします。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

なぜ1,000万円の臨時財政対策債を借りるのかという件でございますが、まず先ほど私申し上げましたが、この臨時財政対策債につきましては本来であれば普通交付税として交付されるものが財源がないということで、その代わり臨時財政対策債を発行してその分を埋め合わせしてくださいという制度でございますので、例えば額が1億だから、額が1,000万だから借りる借りないの話ではないのかなと思っています。本来であればこの1,000万円分は普通交付税として措置されるべきものでございますので、当然交付税として措置される金額でございますので、町としては当然その分については借りるのが基本だと思っております。

さらに、もう一つ、1点、これは昨年度も申し上げておりましたが、町としましてはやはり1,000万であっても非常にキャッシュ、いわゆる現金が必要な場合がございます。やはりちょうど今頃、年度末から年末にかけていわゆる現金がないことから借入れも行っておりますので、そういったものを含めまして1,000万だからということで、貴重な財源でございますので、財政サイドといたしましては1,000万であっても借りたいということで考えてございます。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 発行可能額、満額毎年使っていたわけではないでしょう。では、その考え方からすれば、満額、発行可能額全額使っているというのならばまだ今の話は説得力ありますよ。発行可能額ではない、全額は使っていないでしょう。ですから、今の理屈は私はちょっと論理的に説

得力がないというふうに思います。いずれにしても、では使わないデメリットは今の考え方だという。デメリット。使わないでしまった場合の、起債しなかった場合のデメリットは今の考え方があるからということですか。そこを確認して私の質問終わります。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

デメリットといいまして、私先ほど現金、いわゆるキャッシュの話をさせていただきました。もう一度繰り返しますが、本来であればこれは普通交付税として交付されるべき金額でございますので、発行額の大小にかかわらず、これは当然町としては必要な財源ということで認識してございます。ただ、先ほど委員おっしゃるとおり、ではこれまで全て全額、満額借りていたのかというおたしでございますが、確かに満額借りていない場合もございます。それは例えば端数、いわゆる何十万単位、そういったことで、そういった端数は切って、1,000万単位で今借りているという状況ではございません。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで質疑番号67番の質疑を終わります。

引き続き、質疑番号68番につきまして、15番、根本謙一委員の質疑を行います。

15番、根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 次、ふるさと納税寄附金について伺いたいと思います。

令和6年度のふるさと納税寄附金について、予算書の計上額は5年度と同じ3,000万円であります。新たなクラウドファンディング型のふるさと納税にも取り組むと理解しておりましたけれども、検討はしたのかしなかったのか伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

令和5年度のふるさと納税寄附金額の予算計上額は、いわゆる高額寄附を見込んで算定しておりますが、令和6年度のふるさと納税寄附金額につきましては高額寄附を見込まず、新たな返礼品の掘り起こしやクラウドファンディング型ふるさと納税の活用等によりまして、前年度と同額の3,000万円を見込んだところでございます。クラウドファンディング型のふるさと納税の取組につきましては、昨年10月からの令和6年度当初予算編成時より、庁内において具体的な検討を行ってまいりました。その結果、まず初めに令和6年、来年度でございますが、4月からふるさと納税のポータルサイトでございますふるさとチョイスのガバメントクラウドファンディングを活用いたしまして、向羽黒山城の景観整備、さらには道の復元を目的として、歴代の名将たちが歩いた道の復元、さらには支障木の伐採による景観整備、さらに向羽黒山城保存活用計画の策定に要する経費に対する寄附の募集手続を現在進めているところでございます。今後は、さらに本町が抱える様々な課題の解決を目的といたしまして、事業の内容や使い道を明確にいたしまして、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用

してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 約束どおりといたしますか、やるという話でしたので、今の話聞いてなるほどと思いました。ぜひこれを強力に推進して、アピールしながら、応援をいただけるような内容にしていっていただきたいなというふうに思います。差し支えなければ、想定額どのぐらい予想しているのか。差し支えなかったら話できますか。説明できますか。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

〔「それから、議会に対しての説明はどういう形になってしますか。これだけで情報提供しましたということではないと思いますけれども」と言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 改めまして、政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） まず、金額につきましては、300万円を予定してございます。ただし、今現在、今お話しさせていただきましたのは、向羽黒山城関係の事業でございます。今後、来年度中にまた新たな事業を構築いたしまして、具体的な件数、さらには内容をちょっと現在申し上げることはできませんが、1年間として約300万程度を目標としている……大変失礼しました。数字間違っていました。すみません。100万円でした。申し訳ございません。300万から100万のほうに訂正をお願いいたします。100万円を予定しているということでございます。さらに来年度新たな事業の構築をいたしまして、さらに別のクラウドファンディング型ふるさと納税にも取り組んでまいりたいと思っております。

あと、議会に対する質問でございますが、今回、新たにこの場で説明をさせていただきましたが、機会あるごとにこういったふるさと納税の取組なども議会のほうにお示ししたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで質疑番号68番、根本謙一委員の質疑は終わりました。

引き続き、質疑番号69、15番、根本謙一委員の質疑を行います。

15番、根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 次に、ふるさと納税の謝礼について伺いたいと思います。

令和6年度のふるさと納税寄附金について、歳入では前年度と同額の3,000万円を計上しております。4年度のふるさと納税寄附金決算額は3,356万円となっていて、報償費は4年度の決算額が582万円であったのですが、5年度予算額は800万円であるのに対して、6年度予算額は861万2,000円としていることについてまず説明を求めたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。先ほどの少しダブる点もありますが、ご了承いただきたいと思います。

ふるさと納税寄附金額の予算計上額につきましては、先ほどの質問でもお答えいたしました。令和5年度のふるさと納税寄附金額の予算計上額につきましては、高額寄附を見込んで算定しておりました。令和6年度のふるさと納税寄附金額につきましては、この高額納税寄附を見込まずに、新たな返礼品の掘り起こしやクラウドファンディング型のふるさと納税の活用等を見込んで、前年と同様の3,000万円を見込んだところでございます。ふるさと納税謝礼の予算計上の額につきましては、地方税法により、返礼品の返礼割合を3割以下とするということが規定されております。令和5年度の当初予算におきましては、ふるさと納税の報償費は令和4年度の実績見込額を基に、返礼品なしの寄附等を考慮し算定しておりました。この分がいわゆる高額寄附者ということでございます。それから、令和6年度の報償費につきましては、返礼品なしの寄附等を考慮せず算定したところであります。

なお、寄附金額の3,000万円の3割以下にすると900万円以下となりますが、現時点における返礼品の返礼割合の平均等を考慮いたしまして、861万2,000円としたところでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 一定程度理解が進みました。なるほど、そういうことでねということが分かりました。

その今の説明の中で、返礼品なしに部分があるという話でした。これはクラウドファンディングの、いわゆる向羽黒山城絡みのことを想定しての返礼品なしなのか。これどういうことですか。質疑3回で終わるのです。ですから、丁寧に細かく説明してもらったほうが余計な質疑しなくて済むということをお願いできればありがたいなというふうに思います。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） まず、私先ほど答弁でご説明いたしましたが、今回の予算額につきましては高額寄附者が、いわゆる返礼品を求めない高額寄附者でございますので、その分が予算に見込んでいないということでありますので、報償費のほうがその分高くなるということでございます。クラウドファンディング型ふるさと納税の話でございますが、これにつきましては、基本的には返礼品ありでもなしでもどちらでも構いませんが、予算計上は返礼品ありの予算で計上してございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） ということは、クラウドファンディングによる寄附の場合はどういうふうにするか、見返りというか、お礼の形どうするかというのもまだ決めていないということですか。これはもう当然決めてかからなければならないと思いますし、その後どういうお礼の仕方をするかといういろいろありますよね、パターンはね。全国で今すごいですから。ですから、どんな形にするかというの

も当然決めていると思うのですが、そこを伺っておきます。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

まず、自治体のクラウドファンディング型のふるさと納税でございますが、これにつきましては返礼品ありでもなしでもどちらでもいけます。町としましてもそれは両方選べるようなことで考えてございます。なので、例えばこの事業に、先ほど申し上げました向羽黒山城の事業に賛同して寄附するよと、でも返礼品は要らないよという場合もございます。ただ、返礼品はこういった例えば地元の焼き物を選ぶよと、そういう選択もできますので、両方選択できますので、予算的にはやはり返礼品ありの金額で予算は計上させていただいているということでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで質疑番号69番の質疑は終わりました。

次に、質疑番号70番につきましても引き続き根本謙一委員が質疑を行います。

15番、根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） それでは、普通財産管理事業について伺います。

令和6年度は、民間活用が可能な遊休財産の条件付一括売却（公募型）を実施するとしております。条件付とは想定箇所も含めて詳細に説明を求めたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

令和6年度の普通財産のうち、民間活用が可能な遊休財産の条件付一括売却（公募型）につきましては、土地の売却に当たりまして、一般的な価格競争に加え、売却後の土地利用等につきましても公共の福祉の優先や自然的、社会的、経済的などの諸条件のほか、行政課題の解決につながる土地利用を条件に付すことにより、町国土利用計画等の各種計画の推進及び民間の活力や創意工夫を生かしたまちづくりの促進を図ることを目的に、民間事業者へ公開型プロポーザル方式により土地を売却するものでございます。

なお、想定箇所につきましては、旧高田庁舎跡地、旧外川原団地跡地、旧新町団地跡地の売却を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 一定程度分かってまいりました。条件付の部分は全く異論ございません。大事な観点だと思っております。想定場所も旧高田庁舎跡から含めて3か所だということで分かりました。ただ、今の条件付の趣旨からすると、この箇所全部がとは言いませんけれども、それぞれの箇所にこの条件付で果たしてどれだけの整備、開発が望まれるかなというのはちょっと今のところ私は心配するところあるのですけれども、当然いろいろ調査した上で計画されたのでしょうか。これ6年度に

もうここに応募にかけるということで、それはいつ頃なのか。差し支えなかったら。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

この公募型プロポーザルのスケジュール的なお話でございますが、これにつきましては、なるべく速やかにということは考えておりまして、それでもちょっと準備等ございますので、7月から大体9月くらいにかけて実施をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 再度お伺いしたいのですけれども、当然そんな広大な土地では、広さではないところですよ。今想定、頭に浮かべていますけれども、そうしたときに、それぞれ今条件いろいろ述べられました、公共の福祉に云々。いろいろありますよね。心配なのは、恣意的に、この部分に合致するからこの部分は多少仕方ないねとか、そういう恣意的な見方、選び方すると、私は後々やはり問題が起きやすい心配を今しております。その考え方はしっかり聞いておく必要があるなというふうに思います。いかがでしょう。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおただしでございます。町のほうではプロポーザル方式を行うに当たりまして、基本的に、原則的な話でございますが、地域課題、いわゆる行政課題の解決につながるように民間の知見を生かして実施をしていきたいというふうなところでございます。ですので、条件はそういったことで付させていただきますが、ここの土地については条件を変えるというふうなことではなくて、一律この3か所については同じような条件をやっぱり付して公募をしていきたいなというふうなのが基本的な考え方でございますので、そのような形で対応してまいるというふうな考え方でございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号71、8番、星次委員の質疑を行います。

8番、星次委員。

○8番（星次君） 入札契約管理システム導入委託料、入札契約システム管理業務委託料について質問いたします。

導入委託料と業務委託料は、昨年度のシステム保守委託料とどのような違いがあるのか。新規事業として捉えてよいのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

令和6年度の入札契約管理システムの導入委託料につきましては、委員おただしのとおり、新規事業となります。この入札契約管理システムでございますが、既存の電子入札システムと入札参加資格

申請受付システムを連携させまして、入札から契約までの一連の事務を総合的に管理するシステムでございます。これによりまして入札契約事務のデジタル化を確立いたしまして、透明性、公平性の確保及び事務負担の軽減並びに効率化を図るものでございます。

なお、入札契約管理システム、管理業務委託料につきましては、既存の電子入札システム、さらには入札参加資格申請受付システム及び新たに導入いたします入札契約管理システムの保守委託料となります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星 次君） それで、契約管理システム導入は新規だということであります。これを導入することによって、職員の事務量について軽減になるために委託出すと思うのですが、その辺の、どの程度と言うとおかしいけれども、これが先ほど言った職員の仕事の量の軽減に、なおかつ公平性、透明性ということであるので、それが1人の職員で担当するのか、それとも総務課の管財の担当何人かでこのシステムを操作できるのか、その辺伺っておきます。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、この事務量の軽減につきましては、新たにシステムを導入するものですから、どのくらい業務量が軽減されるかというのはこれからのお話になるかなというふうに思っております。ただ、言えることといたしましては、今その入札参加システムのほうに登録といいますか、する場合に関しましては、入札資格があるかどうかを紙ベースの書類で確認をする必要がございます。これが連携するシステムでございますので、当然そういった業務が省かれるというふうなところがまずメリットとしてございます。間違いがなく資格を有している事業者の方が入札参加できるということが可能になりますので、こういったかなりの事務負担の軽減にはなるのかなというふうに考えているところでございます。

あと、担当者の部分に関しましては、管財契約係の中で複数、当然それを操作できる人員を確保して、1人に固定しないような形でやらせていただくような考え方でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで星委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号72、15番、根本謙一委員の質疑を行います。

15番、根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 町税賦課・徴収事業について伺います。

令和6年度は所得税、個人住民税の定額減税が実施されることを踏まえまして、本町としてはどのように積算をしたのか伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

個人住民税の定額減税を含む地方税法等の一部を改正する法律案の年度内の成立に向けまして、今現在、国会で審議が行われております。今後、この改正法案が可決、それから関係の法律が制定された後、町税条例の改正案と、併せまして定額減税の実施に伴う影響額を組み入れた補正予算を計上する予定であります。

なお、個人住民税の減収見込額の算定に当たりましては、令和5年度、昨年度の課税状況調の数値をベースに積算を行う考えであります。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 国の予算通らないうちは数字言えないということかなというふうに受け止めましたけれども、いわゆるよその自治体といいますか、調べた限りでは若松と新潟市なのですけども、もう若松市は新聞で報道されていますね。市長が説明していますから。2.7%減になると。でも、それは後で特例交付金で補填されますよ、新潟市は2.2%だったかな、よそはそうやってもうネットに載せているし、新聞報道でも明らかになっていると。当然本町でもそれは想定はされているのではないかなと思いますけれども、数字は言うにはやっぱりはばかることがあるのですか。

○委員長（長嶺一也君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

今ほどの答弁の中で、令和5年度の課税状況調をベースに積算するというふうに申しあげましたけれども、こちらについては、この資料、調査表を基に試算程度の、試算においての数字の把握というものは行ってございますが、ここでお答えするのはいかがかなと。控えさせていただきます。

〔「答えられないなら答えられない理由お願いします」

と言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 数字のほう、ちょっと参考までの数字ということで思っていたきたいと思いますが、約7,000万程度というふうに試算してございます。

〔「パーセント出たからね。パーセントで」と言う人あり〕

○町民税務課長（猪俣利幸君） 影響額ということですね。影響額が、減収が七千……

〔「再度そこをちゃんとはっきり」と言う人あり〕

○町民税務課長（猪俣利幸君） こちらの今回の個人住民税の定額減税による減収額ですね、減収見込額が7,000万円程度というふうにお答えを申し上げます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 後にまた補正でしっかり確実なところ出てくるということですよ。分かりました。やっぱりこれは押さえておく必要があると思います。ありがとうございました。結構です。

○委員長（長嶺一也君） これで質疑番号72番の質疑は終わりました。

続きまして、質疑番号73につきましても引き続き根本謙一委員が質疑を行います。

15番、根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 引き続き町税賦課・徴収事業について伺います。

減収補填特例交付金についてです。令和6年度の定額減税分が含まれての計上額なのか。前段のことと関連しますけれども、よろしくお願いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

今ほどのような質問でお答えしましたとおり、定額減税の実施に伴う影響額につきましては法改正後に補正予算で措置する考えでありますので、当初予算への計上は行っておりません。

なお、個人住民税の減収分については全額国費で補填されることから、歳入全体としての影響はないというふうに考えております。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 了解しました。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号74、6番、村松尚委員の質疑を行います。

6番、村松尚委員。

○6番（村松 尚君） 公用車購入費について伺います。

どのような車種を購入予定か、またそれに伴い廃車になる公用車もあるのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

令和6年度に購入予定の公用車につきましては、電気自動車3台を予定しているところでございます。なお、車種につきましては軽バンを予定しているところでございます。

なお、購入に合わせまして、3台の今現在使っております公用車を廃車予定でございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） そうしますと、軽バンを3台電気自動車に入れ替えるとした選定のその理由ですけれども、古くなったから入替えという形なのか。また、同じ車種を3台購入予定で積算で上げてきているのか、その積算内訳分かるのであればお教えてください。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

車種の、いわゆる軽バンの購入予定でございますが、その積算内訳でございまして、金額につきましては入札等に影響がございますので申し上げることはちょっとできないということで、ご了解のほうをお願いしたいというふうに思います。

なお、電気自動車の軽バンを3台購入予定というふうなところでございます。

〔「積算理由は言えないというような……」と言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 積算の根拠になっておりますのは、公用車の入替えにつきましては基本的に13年使用、さらにはもしくは15万キロ以上のいわゆる走行がある車種について定期的に更新をしていくというふうなところになってございます。それに照らし合わせて3台というふうな積算を、該当している車種が3台ございますので、それに合わせて3台を更新するというふうな積算の考え方でございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） 一応最後に確認ですけれども、そうしますと今回は同じ軽バンを3台入替えするという内容で、しかもそれはもう販売済みの車で、当然納車に対しても十分に対応できるという考えでの予算計上というお考えでよろしいのかどうか最後確認いたします。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 委員おただしのとおりでございまして、当然今現在発売されている車種でございまして、納期につきましても年度内の納入が可能というふうな確認を取っている車両でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで村松尚委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号75、15番、根本謙一委員の質疑を行います。

15番、根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 職員研修事業について伺います。

令和6年度は、職員研修計画の重点項目である管理職の養成・育成、職員の企画力向上、若手職員の育成を中心に取り組み、職員の人材育成を推進するとしております。それぞれに具体的なテーマがあつての研修なのか、また予算計上額からして職員自らの希望申請研修はないのか伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

職員研修計画の重点項目といたしまして、管理職の養成・育成に関しましては、管理職に求められるスキルを習得しまして実践につなげるため、管理職研修を実施予定でございます。また、若手職員の育成に関しましては、ふくしま自治研修センターへの派遣を軸にいたしまして基本的な知識やスキル、職員としての心構え等の習得に注力しまして、他の自治体職員との交流による幅広い視野の涵養も図ってまいります。さらに、職員の企画力向上に関しましては、職員自らの希望によりまして企画、運営等を行い、行政運営上の課題、その他の喫緊の行政課題の解決を図るため、行政課題調査研究研

修を活用することで、新たな課題に挑戦する職員の育成を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） より分かりました。

若手職員の研修、まず育成ですけれども、県の自治研修センター、よく分かるのですけれども、私も1度だけ行ったことがありますけれども、全国レベルに出してください。全国レベルに出してやってください、県内ではなくて。それやるべきだと思います。もっと広く、すごい人材がいっぱいいますから。課長も説明の中で言われましたほかの職員との交流、そこで生まれる。全くそのとおり。これが宝になります。これ全国レベルに持っていけないと、もっともっと友好化は広がらないと思います。その考え方を伺いたいものが1点。

もう一つですけれども、職員自らが自主研修、これにしっかり後押しできる職場環境、文化、これをつくるべきだと思います。せっかくこう上げているのですから、しっかり希望に沿う、背中押しをやるような環境整備ぜひやっていただきたい。当然自分がいないとほかの方がその仕事穴埋めということがあります。ちょっと長くなりましたけれども、以前聞いたときに、あなたがいなくなった後誰がその仕事やるのだって言われてちゅうちょしたという話を私2回聞いているのです。以前ですけれども。こういうことはなしにして、もう行きたいという方どんどん出してやるという、そういう環境、文化をつくっていくべきだというふうに思いますけれども、6年度もうこれも上がっていますから、ぜひそういうところに行ってほしいなと思いますけれども、考え方、認識を伺います。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 委員おっしゃるとおりでありまして、職員一人一人が自ら考えてやはり自己研鑽のために自主研修に率先して参加するという視点は非常に大事だというふうに思っております。これにつきましては、当然職場内の状況といいますか、協力がなければなし得ないというふうに重々承知しております。その分に関しましては、我々管理職自らがそういった職場内の環境を整えるということは一番大切なことだというふうに思っておりますので、その辺につきましてもしっかりとそういう環境をよくして研修に出かけていただけるような、そういう環境の構築に向けてしっかりと進めてまいりたいというふうに思います。

〔「全国レベルに職員を出すということに対しての考え方」と言う人あり〕

○総務課長（金子吉弘君） 失礼しました。職員を全国的に、いろんな自治体に出すべきだろうというふうな話につきましても、行政課題調査研究研修につきましては職員が場所から、いわゆる行政課題を含めまして自らが企画するような研修になってございます。これは県内、県外を問わずに、その目的がしっかりとこの研修にマッチしているものであれば全国各地、ある程度予算の都合でございます

が、出ていけるというふうなものになっておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

続きまして、質疑番号76、2番、小柴葉月委員の質疑を行います。

2番、小柴葉月委員。

○2番（小柴葉月君） 窓口業務委託料につき、前年度から約360万円増加している理由を伺います。

また、どこに何人配置して、業務内容はどのようなものか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

窓口業務委託料の増額理由につきましては、近年の賃金引上げに伴います人件費の増加及び法定福利費の増加を見込んだものでございます。この事業につきましては、令和4年度から3年間の債務負担行為を設定しておりまして、その時点の積算から差異が生じているところでございます。令和4年度、令和5年度は賃金上昇分等は考慮しませんでした。令和6年度分について賃金上昇等を見込んだものでございます。

次の人数配置につきましては、令和6年度におきまして本庁舎5名、本郷支所4名、新鶴支所3名を配置することとしております。また、業務内容につきましては、主に各種申請受付、住民票等の交付業務、さらには総合案内等を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 今年からマイナンバーでのコンビニ交付がスタートして、効果がこれから現れてくるのかなと思います。そういうのが出てくるとその見直しができるのかなと思うのですが、1つ疑問が残るのが、本庁舎以外にそんなに人員配置が必要なのかどうかというのがちょっと素朴な疑問であります。これについては、合併してから随分たちますから、本庁舎以外の稼働状況というのは分かっているのかなと思います。

そこで伺いますが、どのような基準で配置人数を決めているのでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

人員配置に対する基準でございますが、これにつきましてはあくまでその依頼する、委託する業務内容の、いわゆる業務量ですね、これに対して人数の張りつけが決まってくるというか、決めているというふうな状況でございます。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 先ほども申し上げましたが、今後、そのコンビニ交付の効果が期待される中、見直しが必要になってくるのかなと思います。また、本庁舎以外に窓口業務の人を配置する場合は、

職員数と併せて見直しをすることでより効果的な見直しができると思いますので、ぜひこの1年そのような視点で情報収集なり分析をして、今後の費用削減を期待したいなと思っております。答弁結構です。

○委員長（長嶺一也君） これで質疑番号76番の質疑は終わりました。

引き続き、質疑番号77番については小柴委員が質疑を行います。

2番、小柴葉月委員。

○2番（小柴葉月君） 公開型地図システムとは、どのようなシステムなのでしょう。また、そのシステムの具体的な活用方法を伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

現在、本町が保有する各種地図情報につきましては、一部のデータを除き、誰もが活用できるデータとして管理されておりません。必要な情報を必要なときに取得できないことが課題となっていてございまして、この状況を解決するため、地図情報を一元管理できる公開型及び統合型地図情報システムを構築しまして、各種情報を誰もがいつでも取得できる環境を整備し、行政サービスの向上と行政事務の効率化、高度化を図ってまいりたいというふうに考えております。

具体的な活用方法につきましては、町民がいつでも地図情報を閲覧することができるようになるとともに、町民から地図情報システムを活用して様々な情報を問合せすることができるようになりまして、対応の迅速化及び利便性の向上につながるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 再質問させていただきます。

その地図はウェブ上だけなのか、それともアプリになるのかどうかというのが1点と、もう一点、地図というだけではグーグルマップですとか、そういった一般的なサービスを使えばいいのかなと思うのですが、そういう地図にない特典をその地図につけなければつくっても意味がないのかなと思います。それについてなのですが、例えば移住者に対して、集落の名前とかがなかなか分かりにくいと。グーグルマップとかですと集落名って出てこないのです。そういった情報を載せることが可能なのかどうかお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

まず1点目のウェブ上なのか、アプリでも使えるのかというふうな部分でございまして、これにつきましてはウェブ上でのみ活用ができるものというふうなものになってございます。

2点目のいわゆる市販のグーグルマップ等との違いでございまして、基本的に町で考えている活用の仕方としましては、その地図画面を出していただいて、その地図をクリックしていただくとそこに

ある程度の地番が表示されるというふうなところがグーグル等との大きな違いになっているかなというふうに思います。それをするによりまして、一つの例で申し上げますと、例えば道路に破損箇所があるというふうなシーンがあるかなというふうに思います。その場所を地図に照らし合わせて大体の場所をクリックしていただくと、ある程度その地番が見えてくるというふうな状況になります。それを写真とともに載せて、町側のほうに速やかにお伝えすることによって速やかな修繕が可能になるというふうな使い方が可能になってくるというふうな特徴でございます。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（金子吉弘君） あと、集落等の位置図も、つくってかぶせてその地図上に載せるということは可能であります。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長、あとアプリとウェブでの対応はできるのかという質問があったのですけれども……

○総務課長（金子吉弘君） それはウェブだけですというふうに最初に言いました。

○委員長（長嶺一也君） 失礼しました。

2番、小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 承知しました。私も実際にこの公開型地図をやっている自治体のウェブ上での地図を見ていたのですけれども、なかなかそれで例えばここに穴ぼこが空いてましたとかというアップをするのって結構作業的に大変だったりとか、結構重かったりとかするのです。Wi-Fiつないでいても重かったりとか。だとすると、実用的にするのであればアプリ、ちょっとお金かかりますけれども、開発してみたりだとかというのを視野に入れてもいいのかなと思いますし、あとは集落の名前とかもデータかぶせることはできるという話だったので、みんなで作る地図ではないのですけれども、そういうことやっている自治体あるのですけれども、その地区でやっているお祭り事とか行事をクリックすると見れたりとかという、その応用の仕方は結構あるのかなと思っていて、これだと情報システムだと、今のままだと多分水道管がどこに埋まっているかを見たりとか、穴がどこに空いているとかという結構業務的な話になってきてしまうのですけれども、地図という観点からではそういう移住者支援につながってきたりもすると思うので、ぜひ幅広い見方で活用していったらいいのかなと思います。今後の動きに期待しております。答弁は結構です。

○委員長（長嶺一也君） これで小柴葉月委員の質疑は終わりました。

ここで2時15分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 2時03分）

再 開 （午後 2時15分）

○委員長（長嶺一也君） 再開します。

質疑番号78、15番、根本謙一委員の質疑を行います。

15番、根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 情報システム構築委託料について伺います。

予算書40ページに記載の情報システム構築委託料は、2億2,833万円となっております。実施計画24ページに記載されている支出内訳では、1億8,988万6,000円とあります。この違いはどういうことなのか、まず説明を求めたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

予算書40ページに記載の情報システム構築委託料2億2,833万円と実施計画書24ページ、ナンバー85の支出内訳に記載の同じく情報システム構築委託料1億8,988万6,000円の金額の相違につきまして、予算書には事務事業名、総合行政システム運用事業とOA機器維持管理事業の2つの事業の情報システム構築委託料の合計額が計上されております。内訳を申し上げますと、総合行政システム運用事業の情報システム構築委託料が1億8,988万6,000円、OA機器維持管理事業の情報システム構築委託料が3,844万4,000円でありまして、合計で2億2,833万円となります。実施計画につきましては、あくまで事務事業に関わる総合行政システム運用事業の情報システム構築委託料の1億8,988万6,000円の1事業のみを計上していることが相違の理由でございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。計算、私もしていますので、ぴったしなのですけれども。つまりそちらは分かっている、実施計画のつくり方もこうだからということで理解はしたいと思いますが、もう少し分かりやすく、言葉が同じ部分と似て非なるものとありますよね。まして、今OA機器のことをおっしゃいましたが、ではそれをどこ見るのだということになってきますし、もう少し分かりやすい書き方は可能なのかどうなのか、一応教えてください。デスクワークに行けなかったのが残念だったのですけれども、そこをもう一度確認したいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） それでは、お答えいたします。

予算書に記載されている説明をもう少し分かりやすくできないのかというおただしでございますが、今回、予算書の書き方なりを少し見直しさせていただきました。本日、昨日の質問の中でもそういった質問がございました。要は例えば一つ一つの委託、一つ一つの工事、いわゆる例えば何々工事費、どこどこの何々委託料と、全てそれを詳細にやった場合、その金額がおのおのの金額で分かっていますので、いわゆる町が計上している予算額の全てがそこで予算書で分かるようになります。ということで、そういう懸念もありますので、今回より少し委員おっしゃるとおり見づらくなったよねというのは確かにその点はあると思います。そういった意味、今回整理をさせていただいたという

内容でございますので、その辺は少しご理解いただければなと思います。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） それでは、そちらのいろいろな都合といいますか、状況でやらざるを得ないという、こういうふうに出し方せざるを得ないというところを理解はします。私は、一応この時点では可能な限り分かりやすくおつくりいただきたいなということは申し上げたいと思います。全て数字が合うようにびったんこに出せて、そんな暴論を言うつもりありません。なお、当然質問通告制ですので、この部分についてはこうかなということで、もっと分かりやすい情報提供の仕方というのはやっぱり今後の在り方として考慮していただきたいなというふうに思いますけれども、確認させてください。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

委員おっしゃるとおりでございます。今回、初めて通告制ということで実施計画の記載、今回予算書と連動するように金額、さらには内容、ページ数も記載させていただきました。その辺をもう少し工夫をいたしまして、今のおただしにあったもう少し分かりやすくできないか、内部でよく検討したいと思います。ご理解いただきたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） これで質疑番号78番の質疑は終わりました。

続きまして、質疑番号79番につきまして同じく根本謙一委員の質疑を行います。

15番、根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 地域振興事業について伺いたいと思います。

一般質問でも伺っているところでもありますけれども、一部詳細を知る必要があるので伺います。令和6年度は、社会体育施設の再編・整備と周辺施設と連携した拠点づくりの推進事業として、新鶴地域健康・スポーツ・観光の拠点の再構築について、関係機関とも連携しながら、今後の整備方針や具体的な振興策に関する基本構想を策定するとしております。策定組織などどのようにしていくのか伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

まず、基本構想の策定に当たりましては、新たに検討委員会を設置いたしまして、スポーツ、観光、健康、さらにはまちづくりなどの分野から関係者や有識者を募りまして検討を行ってまいりたいと考えてございます。組織の運営方法でございますが、まず陸上競技などのハード整備を検討する部会と観光や周辺施設との連携による地域振興など、いわゆるソフトの施策を検討する部会の2部制と考えてございます。さらに、その2つの会が相互に連携しながら検討を進めるというふうに考えてございます。

なお、委員の人数及び会議の回数でございますが、今後若干変更あるとは思いますが、現在、予算

で積算しておりますのは、委員は10名程度で、会議はそれぞれ5回程度を予定しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 再確認の意味で、分かりやすくなりました。この検討会の会議メンバーも大事だと思っております。人数が今何うと10名で5回、ということは5名ずつ部会に分けて5回の会議の想定ということなののでしょうか。私は、明らかに人数は、1部会10名ならいざ知らず、いや、もっと私は多いほうがいいと思っていますけれども、もしも5名ずつなんていうことでしたらとんでもないことだなというふうに今聞いていて思いました。そこを確認したいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

今の件ごもっともです。すみません、これは予算特別委員会の予算の話でございましたので、あくまでも予算として、いわゆる報償費などの計上された、計上する委員の数を申し上げました。委員の数でございますが、当然内部、さらにはそういった報償費等が必要でない方もいらっしゃいますので、1部会10名がいいのではないかという委員の今おたかしではございましたが、そこまでは想定ちょっとしておりませんが、当然これが10名以上になるということでは想定してございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 一般質問でないのであまり広げませんが、いわゆるエリアの構想です。大きい構想になると私想定しています。また、そうあるべきだと思います。そのときに、10名そこそこでという発想自体が私はとても懸念しますし、心配になります。地域を巻き込んで、これも我が事として一緒に考えていくということ大事です。いや、専門的な知識も十分必要なこともあるでしょう。ですからソフトとハードって分けたのかなと思いますけれども、それにしても全体で10名というのはあまりにも少な過ぎる。これ多ければ多いほど収れんされていますから。そういう道筋で収れんされたほうが住民が納得しますから。これ行政が納得する話でないのです。やっぱり地域と一体になってつくった計画だというふうに私はするべきだと思いますので、せっかくこういう大きな構想ですので、そこはしっかり認識を共有しておきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

人数どの程度がいいのかということで、もう少し増やしたらどうかというご提案だと思います。確かにそういった大勢の方が参加していただいて、いろんな議論を活発にするということは非常に有効な手段かと思っております。予算計上につきましては先ほど述べたとおりではございますので、ちょっと今後立ち上げの際にさらにそういった専門家もいろいろ交えながら、委員のメンバー、さらに

は人数等も検討しながら進めてまいりたいと考えてございます。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号80、2番、小柴葉月委員の質疑を行います。

2番、小柴葉月委員。

○2番（小柴葉月君） 昨年の倍の額が計上されていますが、登録企業の数が増加したのでしょうか。

また、雇用状況はどのようになっているのでしょうか、伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

まず、この地域づくり事業協同組合制度でございますが、人口減少に直面している地域におきまして、農業、商工業などの地域産業の担い手を確保するために制定された制度でございます。本町におきましては、昨年6月、5つの事業者が組合員となりまして、会津美里地域づくり事業協同組合が設立され、現在4名を派遣職員として雇用しているという状況でございます。予算額が倍増した要因でございますが、来年度予定しております派遣職員数の増加によるものでございまして、雇用人数、予定する人数は11名を予定しております。組合員となる企業数も来年度中に3社程度増加する見込みですが、補助金の額につきましては主に派遣労働者の人数で積算いたしますので、組合員数増加で予算が増加したものではございません。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。もともとの目的として事業継承みたいなことを言っていたのですけれども、その目的の中に移住、定住という部分も含まれていたと思うのですけれども、その目標を達成できてきているのかどうかを確認するにはどうすればいいのですか。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 確かに国としましてはこの制度の、私先ほど概要を申し上げましたが、当然移住される方、例えば移住されて仕事をどうするのか、やはりこれが一番大きな課題でございますので、その一端を担うのがこの制度というふうには理解はしてございます。ただ、本町におきましてはまだそういった移住者関係が、直接雇用なり派遣するという実績はまだ確認されておりませんので、当然今後移住される方についてもこういう制度がございまして、こういう仕事がございますというのは周知をしたいと思います。ただ、ここで、先ほど述べましたが、今組合員数が5つ、さらには来年度3つで8社になりますので、そうしますとやはり移住される方の希望する職種というのがございまして、この組合員数が増加できればいろんな職種に対してのマルチワーカー、1年間で複数の事業所をいわゆる仕事しなければいけないので、そういうの増えますので、確かに雇用人数の増加も必要ですけれども、組合員数の増加というのも大きなポイントの一つかなと思ってございます。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） まさに私もそのとおりだと思います。

最後に確認なのですが、現段階ではあまりしていないけれども、今後という話だったと思うのですが、こっちに来てこういう働き方があるのだよ、1年間のうちに夏は農業、冬はスキー場のお手伝いとか、1年を通してこういう働き方あるよ、うちの町に来たらこういうふうに働けるのだよという、そういうモデルを提示してあげて、うちの町に来やすいよみたいなことをアピール今後していければなと思っているみたいなことだったのかなって思うので、ぜひそれを私もやっていただきたいなと思うので、そういう気があるのかどうかをもう一回確認と、企業さん、登録企業をもっと増やさなければならないなというところで、私もそう思っていて、やっぱり来たときに職業の幅というのがやはりその満足度というか、実際に来てくれる可能性につながってくると思うので、その登録企業を間違いなく増やそうとしなければならないと思います。増やすに当たって、組合任せなのか、それとも現在なり今後なり町も関わっていくつもりなのか、そこだけ最後確認させていただいて終わりにしたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） まず、最初のそういったアピールなりをしていくのかということでございます。ただ、今の職種なり5つ、さらには今後8になりますけれども、なかなかそういったご紹介できる内容のワークローテーションができるかというのを少し確認する必要がありますので、ただし一つの目安としてはご提示できるのかなと。当然それは、先ほどお答えしましたが、今度移住なり拠点を整備しますので、そこの中で移住者の相談の中でこういった情報も提供できるものと思っております。

あと、企業数の組合員数の増加でございますが、当然これは組合でやっておりますので組合が行う事業ではございますけれども、町としても補助金なり交付当然絡んでいきますので、町としてもそういった働きかけはしたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで小柴葉月委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号81、1番、櫻井幹夫委員の質疑を行います。

1番、櫻井幹夫委員。

○1番（櫻井幹夫君） 東尾岐総持財産区議会議員一般選挙費負担金について伺います。

なぜ町が負担金を支出しているのか伺います。また、その負担金の内容とは何か伺います。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

当該事業につきましては、令和6年6月10日に任期満了を迎えます東尾岐総持財産区議会議員一般選挙を行うための事業でございます。財産区選挙につきましては、公職選挙法第268条及び同施行令第141条の規定によりまして、町選挙管理委員会が管理するため、町の一般会計で歳入予算を計上し

ているものでございます。財産区に係る選挙となりますので、財産区がその経費を負担するものでございます。このことから、財産区において負担金を支出し、町は歳入で選挙費負担金として受けまして当該事業に充当するものでございまして、町が負担金を支出するものではございません。事業の内容につきましては、選挙長、投票管理者及び立会人の報酬、さらには選挙管理委員会開催時委員の費用弁償、需用費及び委託料等で予算を計上しておりまして、町選挙に準じた内容となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） よく分かりました。差し支えなければ議員定数と有権者数だけ教えていただけないか。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

まず、議員定数につきましては5名でございます。もう一点の有権者数につきましては、大変申し訳ございません。今手持ちに資料がございませんので、ちょっと分かりかねるところでございます。

○委員長（長嶺一也君） これで櫻井幹夫委員の質疑は終わりました。

以上で通告された質疑は全部終了いたしました。

以上をもちまして議案第26号 令和6年度会津美里町一般会計予算の質疑を終了いたします。

執行部の全課長が入りますので、暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 2時36分）

再 開 （午後 2時38分）

○委員長（長嶺一也君） 再開します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第26号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各委員投票〕

○委員長（長嶺一也君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本委員会に付託されました議案の審議が終了しました。

○副委員長（小島裕子君） これで令和6年会津美里町議会定例会3月会議予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 （午後 2時39分）

定 例 会 3 月 会 議

(第 5 号)

令和6年会津美里町議会定例会3月会議

議事日程 第5号

令和6年3月15日（金）午前10時00分開議

- 第 1 常任委員会委員長の報告
- 第 2 予算特別委員会委員長の報告
- 第 3 議案第 5号 会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 6号 会津美里町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 7号 会津美里町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 8号 会津美里町水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 9号 会津美里町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第10号 会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第11号 会津美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 第10 議案第12号 会津美里町体育施設条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第13号 会津美里町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第14号 会津美里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第15号 会津美里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第19号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第12号）
- 第15 議案第20号 令和5年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 第16 議案第21号 令和5年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 第17 議案第22号 令和5年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第23号 令和5年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第24号 令和5年度会津美里町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第25号 令和5年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 第21 議案第26号 令和6年度会津美里町一般会計予算
- 第22 議案第27号 令和6年度会津美里町国民健康保険特別会計予算
- 第23 議案第28号 令和6年度会津美里町介護保険特別会計予算

- 第 2 4 議案第 2 9 号 令和 6 年度会津美里町後期高齢者医療特別会計予算
第 2 5 議案第 3 0 号 令和 6 年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計予算
第 2 6 議案第 3 1 号 令和 6 年度会津美里町水道事業会計予算
第 2 7 議案第 3 2 号 令和 6 年度会津美里町下水道事業会計予算
第 2 8 議案第 3 3 号 令和 6 年度永井野財産区特別会計予算
第 2 9 陳情第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について
-

本日の会議に付した事件

第 2 9 まで同じ

- 追加日程第 1 報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
追加日程第 2 報告第 3 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
追加日程第 3 議案第 3 4 号 令和 6 年度会津美里町一般会計補正予算（第 1 3 号）
追加日程第 4 議案第 3 5 号 小学校教員用教科書・指導書等購入契約について
追加日程第 5 同意第 4 号 会津美里町教育長の任命につき同意を求めることについて
追加日程第 6 発議第 1 号 国民の命と健康を守るため、政府の責任ですべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書
追加日程第 7 発議第 2 号 健康保険証廃止の中止を求める意見書
追加日程第 8 発議第 3 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

○出席議員（１６名）

１番	櫻井幹夫	君	９番	洪井清隆	君
２番	小柴葉月	君	１０番	堤信也	君
３番	荒川佳一	君	１１番	鈴木繁明	君
４番	山内豪	君	１２番	横山知世	志君
５番	長嶺一也	君	１３番	横山義博	君
６番	村松尚	君	１４番	根本剛	君
７番	小島裕子	君	１５番	根本謙一	君
８番	星次	君	１６番	大竹惣	君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一	君
副町長	佐々木吉一	君
総務課長	金子弘	君
政策財政課長補佐	目黒裕樹	君
会計管理者	松本由佳里	君
町民税務課長	猪俣利幸	君
健康ふくし課長	平山正孝	君
産業振興課長	小林隆浩	君
建設水道課長	加藤定行	君
教育長	歌川哲由	君
こども教育課長	渡部雄二	君
生涯学習課長	福田富美代	君
代表監査委員	小島隆一	君

○事務局職員出席者

事務局長	児島隆昌	君
事務局次長兼総務係長	歌川和仁	君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○常任委員会委員長の報告

○議長（大竹 惣君） 日程第1、常任委員会委員長の報告を議題といたします。

まず初めに、総務厚生常任委員会委員長、長嶺一也君、報告願います。

〔総務厚生常任委員長（長嶺一也君）登壇〕

○総務厚生常任委員長（長嶺一也君） おはようございます。それでは、令和6年3月会議総務厚生常任委員会委員長の報告を申し上げます。

本委員会は、2月28日に論点抽出を行いました。論点はありませんでした。さらに、3月5日の総括質疑応答後にも論点整理書は提出されませんでした。よって、論点はなしとしました。

令和6年3月6日午前10時より、本庁舎議場において、委員全員、所管課、議会事務局同席の下、総務厚生常任委員会を開催しました。本委員会に付託された案件は、議案15件と陳情1件の合計16件であります。審査の結果はお手元に配付されているとおりでありますので、件名を省略し、議案番号にて報告いたします。なお、報告にあつては審議順にて報告いたしますので、議案番号が前後することを了承願います。

議案第5号は、委員より、経過措置の「令和6年度以降の年度分」において、「年度」の文言が重なる表現について、会計年度と納期限の年度が異なるからと解釈してよいかとの問いに、当局より、委員の解釈のとおりであるとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

議案第6号は、委員より、法律第10条第1項が第10条第1項と第10条の2と改正されたが、第1項の規定が2つに分かれたのか、それとも追加されたのかとの問いに、当局より、もともとは一本の規定であったが、法改正により条項が追加されたとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、全員賛成により本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号は、委員より、介護保険料の段階を増やして低所得者の保険料を抑制する改正かとの問いに、当局より、9段階から4段階増やし13段階とすることで、階層の高い方はより多くの保険料を負担し、階層の低い方の負担を減らすこととしたとの答弁がありました。さらに、委員より、介護保険特別会計はマイナスにはならないのかとの問いに、当局より、第9期の介護保険料は増額せず、基本額は6,800円のままとした。コロナ禍で給付費の支出が抑えられたため、介護給付費準備基金の積み増しがなされ、財源的に問題ないと判断しているとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員で可決されました。

議案第11号は、委員より、介護支援専門員（ケアマネジャー）1人当たりの利用者の数が35人から44人になることでサービス低下にはならないかとの問いに、当局より、従来利用者一人一人訪問していたが、ズーム等のテレビ電話装置等を活用することにより、ケアマネジャーが訪問する回数が軽減される。また、ケアマネジャーの員数も若干減ることから介護職の員数が増え、本来の介護サービスが増えるものと考えているとの答弁がありました。さらに、委員より、身体拘束等の適正化のための措置として委員会設置が義務づけられるが、構成員は誰かとの問いに、当局より、町が設置するものではなく、各法人が設置するもので、構成されるメンバーや人数の規定はないとの答弁がありました。また、委員会を設置したとき報告義務はあるのかの問いに、当局より、現段階では法改正の細かい運用に係る通知は来ていないので、はっきりしたことは申し上げられない。施設で問題が生じたときは報告する必要があるとの答弁がありました。さらに、委員より、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないとあるが、誰が確認するのかとの問いに、当局より、地域密着型サービスであれば町が確認し、それ以外は県が確認する。定期的な指導検査のときに確認しているとの答弁がありました。次に、身体的拘束等の態様及び時間等の記録は誰が確認するのか。町に報告しなければならないのかとの問いに、当局より、一義的には当該施設が実際に起こった記録を確認し、さらに身体的拘束があった場合は報告することと、実際の記録提出を義務づけているとの答弁がありました。次に、テレビ電話によるモニタリングの具体的運用を確認したいとの問いに、当局より、特殊なテレビは想定していないと思う。パソコンやスマートフォンによるテレビ電話通話が可能になったので、そういったものを使って顔と声が確認できてモニタリングができる規定となっている。また、ケアマネジャー1人当たりの利用者が44人に増えることによるサービス低下にはならないかとの問いに、当局より、テレビ電話によるモニタリングが可能になったので、上限の利用者数が44名に増えたと思う。しかし、必要なときは訪問して対応するものと考えているとの答弁がありました。次に、町の指導監査を実施する基準はあるのかとの問いに、町は1年に3事業所ずつ順番に入っているとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により本案は原案のとおり可決されました。

がん疾患による医療費を抑える必要があるとの問いに……

〔何事か言う人あり〕

○総務厚生常任委員長（長嶺一也君）　ちょっと中断お願いします。

○議長（大竹　惣君）　休憩します。

休　憩　　（午前10時08分）

再　開　　（午前10時09分）

○議長（大竹　惣君）　再開します。

長嶺委員長。

○総務厚生常任委員長（長嶺一也君）　議案第20号は、委員より、退職被保険者等健康保険税の滞納

繰越分の人数と時効の関係と不納欠損もあるので、何年度分なのかの問いに、当局より、平成29年度から令和元年度までで4名分が納まった金額を増額補正した。残った滞納繰越者は2名で、どちらも平成30年度分の方である。2人とも分納していることから、将来的に完納する見込みがあるとの答弁がありました。また、委員より、出産育児一時金の当初予定人数は何人かとの問いに、当局より、当初の見込みは8人であった。あくまでも国保加入者の範囲である。母子手帳を交付した人数で確定し、その他は推計している。今回の補正は3人分であるとの答弁がありました。がん疾患による医療費を抑える必要があるとの問いに、当局より、令和4年度から県と連携して未受診者対策を実施しています。未受診者と持病で通院している療養中のため健診は不要と主張している方に対して、持病の疾患以外の状態を確かめる健診の重要性を説明し、受診を促進してまいりますとの答弁がありました。さらに、委員より、過年度保険税還付金90万円の増額と理由と人数はとの問いに、当局より、修正申告増によるものであります。人数は把握していませんとの答弁がありました。さらに、委員より、過年度分の確定人数と今後の見込額はとの問いに、当局より、人数ではなく、世帯数で管理しております。確定は58世帯で124万2,000円、見込みは165万円の60世帯程度との答弁がありました。ほかに若干質問がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

議案第21号は、委員より、18節負担金補助及び交付金の成年後見人報酬助成について、弁護士等に対する助成かとの問いに、当局より、成年後見を依頼した人が自己の資金を持っていないときに町へ助成申請をした方に町が助成するとの答弁がありました。さらに、委員より、後見人の人数と助成を受けた人の人数はどのようになっているのかとの問いに、当局より、後見人全体の人数は把握していない。令和5年度で助成を受けた人は、町長申立てが3件、補助申請も3件でした。年間分まとめた件数との答弁がありました。さらに、委員より、裁判所で認めた申立人が町に対して助成金を請求するというシステムと理解してよいのかとの問いに、当局より、町が助成申請を受け、町が審査し、助成金を支払うものであるとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号は、委員より、2目普通徴収保険料の2節滞納繰越分の7万3,000円減額する理由はとの問いに、当局より、当初予算編成時期が12月であり、その後年度末の3月までに収納して未納額が少なくなったため、また死亡等の理由で徴収不能となる場合もあるとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号は、委員より、歳入の現年度課税分の均等割、所得割等の割合を聞きたいとの問いに、当局より、医療給付費分は応能割が47.08%、応益割が52.92%、後期高齢者支援分は応能割が47.51%、応能割が52.49%、介護給付費分は応能割が47.49%、応益割が52.51%である。全体で申し上げるが、応能割については所得割であり、47.23%、応益割については人数割、均等割であり、52.77%であるとの答弁がありました。また、委員より、特定健康診査等事業費における特定保健指導業務委託料に係る業務なのか聞きたいとの問いに、当局より、1回目の健康診査で不具合のあった方に対して、血

液検査、尿の微量アルブミン検査等を行うなど、２次指導を行うための検査であるとの答弁がありました。また、受診勧奨通知を行っているにもかかわらず受診者が少ないが、業務内容を聞きたいとの問いに、当局より、国保連合会の医療データを活用し、全国的に保健指導を行っているキャンサーズキャンという業者と連携して、対象者全員に集団健診前後に受診勧奨を通知している。受診率を上げるために３年間で１度も受診していない人をＡＩで検索し、健診を受診できる３週間前に勧奨の通知を行っている。さらに、受診率向上と医療費の減少に係る考え方の問いに、当局より、予算は受診の実績に基づき計上していたものであり、医療費との相関については調査していないとの答弁がありました。ほかにも質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成により本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号は、質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決されました。

議案第29号は、質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決されました。

議案第14号は、質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決されました。

議案第15号は、質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決されました。

議案第33号は、委員より、存目で財産売払収入で立木売払収入が計上されているが、場所の箇所数の問いに、合計で12筆あることと地番の答弁がありました。また、委員より、伐木する時期はいつ頃か、樹種は杉かとの問いに、当局より、伐採の適齢期は樹齢50年以上としている。森林組合等と協議しているが、まだ適齢期には至っていないと聞いている。樹種は杉であるとの答弁がありました。さらに、委員より、伐採した後、植栽等の管理は考えているのかとの問いに、当局より、伐採する時期になったときに関係者と伐採後の管理を協議する考えであるとの答弁がありました。ほかにも質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決されました。

議案第23号は、委員より、吹上台分譲地の２区画分の場所はどこかとの問いに、当局より、委員が言う住宅団地の北側の区画ではなく、東側の区画を予定しているとの答弁がありました。また、委員より、売れ残っている区画を前向きに販売する努力をしてほしいとの問いに、当局より、売れ残っているものは全部で11区画である。引き続き完売できるように取り組んでまいるとの答弁がありました。ほかにも質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号は、委員より、不動産売払収入は２区画との説明であったが、販売促進につなげるということかとの問いに、当局より、11区画のうちの２区画を予定しているとの答弁がありました。ほかにも質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により本案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第１号について、委員より意見を聞いた結果、平均株価が４万円を超え、日本の景気が上向くのではないかと想定されていることから、賃上げはよしと判断します。また、賃上げを反対するものではないが、中小企業では賃上げは厳しい状況にあることを理解する必要があるなどの意見がありました。採決に入り、反対討論はなく、賛成全員で採択となりました。

以上で本委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（大竹 惣君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

続いて、産業教育常任委員会委員長、櫻井幹夫君、報告願います。

〔産業教育常任委員長（櫻井幹夫君）登壇〕

○産業教育常任委員長（櫻井幹夫君） おはようございます。それでは、産業教育常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月6日午前10時より、委員会室において、委員7名、所管課、議会事務局出席の下、委員会を開催いたしました。本委員会に付託されましたのは議案9件です。なお、今回の付託案件には論点なかったことを報告いたします。審議の結果についてはお手元に配付されているとおりでございますので、件名を省略し、議案番号にて報告いたします。

まず、議案第7号について、委員より、新屋敷団地は築年数の新しいほうから用途廃止しているが、古いほうから廃止すべきではとの問いに、当局より、新しいとはいっても全て耐用年数は過ぎており、退去が完了した棟から用途廃止するものですとの答弁がありました。ほかに幾つか質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

次に、議案第8号について、委員より、なぜ水道事業の所管が厚生労働省から国土交通省、環境省に移管されたのかとの問いに、当局より、国の機構改革によるもので、施設管理は国土交通省に、水質保持に関しては環境省の所管へ移ったものですとの答弁がありました。ほかに幾つか質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員で可決されました。

次に、議案第10号について、委員より、改正により新たに閲覧できる事項が増えるのかとの問いに、当局より、これまでは書面掲示だけだったものが、今後は加えてインターネットを利用したの掲示も必要になるということですとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員で本案は可決されました。

次に、議案第12号について、委員より、屋外施設において休業期間中の利用申請はなかったのか、使いたいときには対応するのかとの問いに、当局より、これまでは休業期間中の申請はありませんでしたが、今後施設が利用できる状態になれば、必要に応じニーズに合った対応をしますとの答弁がありました。ほかに幾つか質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員で本案は可決されました。

次に、議案第13号について、委員より、組織体制の見直しに伴う今回の改正によって、子ども・子育て会議で審議する各種子ども・子育て支援施策の移行に当たり、利用者や保護者が戸惑うことはないのかとの問いに、当局より、1年をかけて事務協議してきたところであり、問題はないと考えますとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員で本案は可決されました。

次に、議案第24号について、委員より、宮瀬橋水管橋耐震化工事負担金のトータルの事業費と町負担割合はとの問いに、当局より、全体事業費は3,493万8,200円、負担割合は33.3%ですとの答弁がありました。ほかに幾つかの質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員で本案は可決されました。

次に、議案第25号について、委員より、後づけ公共ます設置工事費の減額は予定したものより少なかったということかとの問いに、当局より、そのとおり、予定よりなかったためですとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員で本案は可決されました。

次に、議案第31号について、委員より、新設水道遠距離給水管布設工事費補助金の要件について、どのような場合に対象となるのかとの問いに、当局より、給水区域内の未普及地域で水道本管より宅内まで最低で20メートルを超えるなどの条件がありますとの答弁があり、次に委員より、老朽管更新は計画どおり進んでいるのかとの問いに、当局より、予定どおり進んでいますとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員で本案は可決されました。

次に、議案第32号について、委員より、下水道事業は計画どおり進んでいるのかとの問いに、当局より、計画どおり順調に進んでいますとの答弁がありました。ほかに幾つか質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員で本案は可決されました。

以上をもって産業教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（大竹 惣君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

以上で常任委員会委員長の報告を終わります。

○予算特別委員会委員長の報告

○議長（大竹 惣君） 日程第2、予算特別委員会委員長の報告を議題といたします。

本件についての委員長報告は、別紙報告書のとおりであります。

お諮りいたします。委員長の報告は、会議規則第41条第3項の規定により省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会委員長の報告は省略することに決しました。

○議案第5号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第3、議案第5号 会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第6号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第4、議案第6号 会津美里町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第6号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第7号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第5、議案第7号 会津美里町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第7号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第8号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第6、議案第8号 会津美里町水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第8号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第 9 号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第 7、議案第 9 号 会津美里町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 9 号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第 10 号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第 8、議案第 10 号 会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第10号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第11号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第9、議案第11号 会津美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第11号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第12号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第10、議案第12号 会津美里町体育施設条例の一部を改正する条例を議

題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第12号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第13号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第11、議案第13号 会津美里町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第13号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第14号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第12、議案第14号 会津美里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第14号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第15号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第13、議案第15号 会津美里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第15号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第19号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第14、議案第19号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第19号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第20号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第15、議案第20号 令和5年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第20号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第21号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第16、議案第21号 令和5年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第21号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第22号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第17、議案第22号 令和5年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第22号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第23号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第18、議案第23号 令和5年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第23号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第24号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第19、議案第24号 令和5年度会津美里町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第24号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第25号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第20、議案第25号 令和5年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第25号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押

してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第26号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第21、議案第26号 令和6年度会津美里町一般会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

9番、渋井清隆君。

○9番（渋井清隆君） 私は、議案第26号 令和6年度一般会計予算について、反対の立場から意見を開陳いたします。

その理由について、議員各位におかれましては既にご承知のとおり、去る2月29日、公の場である一般質問通告の中で、新鶴温泉等の売買契約に係る事件について当局から説明のあったとおり、本件事件は契約の趣旨に関わる内容に関し、不要な記載であったことを認めた。これは他事記載に当たり、無効である。

その変更された内容については次のとおりである。なお書き以下の「及び新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴を廃止する議決」については不要な記載であったと述べられたが、その趣旨に記載された内容は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、会津美里町議会の議決を得たときに何らの手続を要することなく本契約となり、当該議決日を当該本契約の成立日とする。なお、当該議決及び新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴を廃止する議決が得られなかったときはこの契約は無効とすると明記されている。

また、第2条、承諾事項には、前条の売買は、令和5年4月1日以降、新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴の行政財産としての用途を廃止し、普通財産とした上で行うものとする。と売買特約事項が明記されている。そして、そのように用途廃止の施行日は令和5年4月1日である。したがって、令和5年4月1日以降に議会の議決に付さなければならないこと。

この事件は、先行行為に当たる譲渡公募の公告等に関し、一連の行為である事務手続に瑕疵あることは外観上一見明白で、後行行為に違法性を承継している。そうすると、地方自治法第238条の4第

1 項に違反し、同法同条第 6 項の規定により無効である。そもそも地方自治法第238条の 4 第 1 項の規定は、行政財産のままでは売却できず、廃止条例が確定し、普通財産に切り替えた上で売り払う内容の契約であって、解釈と判断に誤りがあること。

そこで、総務省が述べる技術的助言について、総務省は次のように述べられている。平成30年 3 月 26日付、総行経第67号、行政財産の用途廃止前の処分についての趣旨は、①、将来における行政財産としての用途廃止後に普通財産に切り替えた上で売り払う内容の契約であること。②、契約締結後の事情変更にも支障なく対応できること。上記、①、②どちらも担保されている場合に、行政財産として供用している間に契約を締結することは可能であるものとするを周知するものですと回答されている。

また、平成30年 3 月28日付、29市町村第1957号の県通知における総務省自治行政局行政課長からの地方自治法第238条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言の解釈について、結論からいうと P F I 事業契約に限らず適用されると県から回答されていること。総務省の通知は、廃止条例が確定した上で、普通財産に切り替えた上、売り払う内容の契約をするものである。

したがって、本契約はその担保が既に失効していること。つまり本廃止条例は、令和 4 年12月 9 日に確定している内容のまま仮契約から本契約として移行され、賛成多数により令和 4 年12月15日議決され、成立しているものであり、契約成立当初から法律の定め違反し、裁量権の行使を誤っている。それにより法治行政の原理に違反する違法状態がつくり出されていることから、その効力を維持し続けるものではない。瑕疵ある行政行為は無効である。すなわち、その効力については初めからなかったことで、取り消すことが当然であると「行政法要論」に述べられている。

また、議会の議決を得た事項の変更については、全て議会の議決を経なければならない。ただし、軽易な事項については、地方自治法第180条議会の委任による専決処分により措置しておくことが適当であろうと、地方自治制度研究会編集「地方自治関係実例判例集 普及版 第15次改訂版（ぎょうせい）」に述べられている。

そこで、町議会関係例規集によると、町長の専決事項にはその点については措置されていない。したがって、町民の代表である会津美里町議会として到底看過できない。今どきこんな町長の放漫な専横を町民は理解も納得もしない。

よって、本予算の一部である款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 観光費、節12委託料、日帰り温泉利用者送迎委託料117万4,000円、同じく節18負担金補助及び交付金、日帰り温泉利用料助成事業補助金 1,454万5,000円について修正を求め、反対するものである。

趣旨ご理解の上、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（大竹 惣君） 賛成の討論はありませんか。

3 番、荒川佳一君。

○3番（荒川佳一君） 議案第26号の令和6年度一般会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

3日間の予算特別委員会で審議した予算書に対し、十分質疑を行い、回答、説明が既に終了しており、予算特別委員会での結果を踏まえ、この議案第26号の令和6年度一般会計予算に賛成いたします。皆様におかれましても賛同いただけるよう、よろしくお願いいたします。

以上により賛成討論を終わります。

○議長（大竹 惣君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第26号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第27号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第22、議案第27号 令和6年度会津美里町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第27号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第28号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第23、議案第28号 令和6年度会津美里町介護保険特別会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第28号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第29号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第24、議案第29号 令和6年度会津美里町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第29号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第30号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第25、議案第30号 令和6年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第30号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第31号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第26、議案第31号 令和6年度会津美里町水道事業会計予算を議題とい

たします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第31号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第32号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第27、議案第32号 令和6年度会津美里町下水道事業会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第32号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第33号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第28、議案第33号 令和6年度永井野財産区特別会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第33号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○陳情第1号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第29、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、この陳情に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第1号を電子採決システムにより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、陳情第1号は原案のとおり採択されました。

ただいま町長、杉山純一君、5番、長嶺一也君、15番、根本謙一君より追加議案提出の申出がありました。

ここで、議会運営委員会及び全員協議会開催のため、暫時休憩します。

休 憩 （午前11時10分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（大竹 惣君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○日程の追加

○議長（大竹 惣君） ただいま追加送達された事件は、町長、杉山純一君より報告第2号、報告第3号、議案第34号、議案第35号、同意第4号、5番、長嶺一也君より発議第1号、発議第3号、15番、根本謙一君より発議第2号の計8議案であります。

お諮りいたします。本日はこれを日程に追加し、議案を別紙追加付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求め、その後逐次議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

○報告第2号、報告第3号、議案第34号、議案第35号、同意第4号の議題及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 提案者からの提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） それでは、追加提案いたします報告2件、議案2件、同意1件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第2号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和6年1月16日、町内旭

寺入字中谷地地内において、除雪作業中、排土板が水路の縞鋼板に接触し、そのはずみでカーポートの支柱を破損させる物損事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金24万7,900円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第3号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和6年1月26日、町内字北川原地内において、除雪作業中に後退した際、後方に駐車してある車両に接触する物損事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金12万5,939円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の議案第34号は、令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第13号）であります。今回の補正予算では、総合福祉支援事業について繰越明許費の増額を行うものです。

次の議案第35号は、小学校教員用教科書・指導書等購入契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次の同意第4号は、会津美里町教育長の任命につき同意を求めることについてであります。本案は、現教育長である歌川哲由氏が本年5月24日をもって任期満了となりますが、引き続き教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。歌川氏は、令和3年5月より本町の教育長としてこれまでの学校教育や教育行政の経験を遺憾なく発揮され、幼小中教育の連携による次代を担う人材育成プロジェクトを掲げ、コミュニティ・スクールの導入による地域とともにある学校づくりの推進や小中一貫教育による学習環境の改善に取り組み、令和6年度からの義務教育学校、小中一貫教育校の開設に尽力されました。今後におきましても本町の教育行政の推進には欠かせない人材であり、本町の教育長として適任であると判断するものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○報告第2号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 追加日程第1、報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

〔建設水道課長（加藤定行君）登壇〕

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、報告第2号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書1ページ、2ページです。提出案件資料1ページ上段も併せて御覧ください。提出案件説明

資料にてご説明させていただきます。本件、損害賠償の額を定めることにつきましては、令和6年1月16日午前5時頃、町内旭寺入字中谷地地内において、除雪作業中、排土板が水路に架けられた縞鋼板に接触し、そのはずみでカーポートの支柱を破損させる対物事故が発生いたしました。

その後、令和6年2月15日、相手方B氏と対物事故に係る損害賠償金について、24万7,900円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第2号を終了いたします。

○報告第3号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 追加日程第2、報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

〔建設水道課長（加藤定行君）登壇〕

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、報告第3号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書3ページ、4ページです。提出案件資料1ページ中段も併せて御覧ください。提出案件資料にてご説明させていただきます。本件、損害賠償の額を定めることにつきましては、令和6年1月26日午前6時30分頃、町内字北川原地内において、除雪作業中に後退した際、後方に駐車してある車両に接触する対物事故が発生いたしました。

その後、令和6年2月26日、相手方A組合と対物事故に係る損害賠償金について、12万5,939円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第3号を終了いたします。

○議案第34号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第3、議案第34号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課課長補佐、目黒裕樹君。

〔政策財政課課長補佐（目黒裕樹君）登壇〕

○政策財政課課長補佐（目黒裕樹君） 議案第34号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第13号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして提出案件資料3ページを御覧願います。今回の補正予算でございますが、国の交付金を財源として実施する総合福祉支援事業の低所得世帯物価高騰支援給付金に係る経費につきまして繰越明許費を設定し、さきの2月会議において議決をいただきましたが、年度内の申請件数が想定数を下回る見込みとなることから、増額の補正をするものです。

それでは、予算書の説明に移ります。表紙を御覧願います。第1条におきまして、繰越明許費の補正でございます。

裏面を御覧ください。第1表、繰越明許費補正でございます。変更でございますが、総合福祉支援事業について、設定金額を627万円から1,754万7,000円に増額するものです。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第34号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第35号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第4、議案第35号 小学校教員用教科書・指導書等購入契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

こども教育課長、渡部雄二君。

〔こども教育課長（渡部雄二君）登壇〕

○こども教育課長（渡部雄二君） 議案第35号 小学校教員用教科書・指導書等購入契約についてご説明いたします。

議案書5ページ、提出案件資料1ページ下段を御覧ください。本案は、小学校教員用教科書・指導書等購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

契約の目的は、令和6年度から令和9年度まで使用する小学校教科書の改訂に伴い、学習指導の準備のため、令和5年度中に改訂に対応した教員用の教科書及び指導書を購入するものであります。契約の内容といたしましては、町立小学校及び義務教育学校で必要な教員用教科書・指導書等一式を購入するものであります。

契約の方法は、随意契約であります。

契約の金額は、1,343万9,724円です。

契約の相手方は、福島県会津若松市南千石町3番16号、株式会社なにわ会津若松本店、代表取締役、猪俣博之であります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

9番、渋井清隆君。

○9番（渋井清隆君） 今ほど事務局から説明があったわけなのですが、そこで若干お聞きいたします。

契約の方法が随意契約となっておりますけれども、この随意契約にするに当たってそれなりの理由

があると思うのです。いわゆる随意契約するには、ここのなにわさんですか、株式会社の。ここ1件しかこの書籍の取扱いはしていないということでしょうか。どうなのでしょう、これ。そこをまずお願いします。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

教科書及び教材等につきましては、非常に特殊といいますか、教科書の発行に関する臨時措置法というのがございまして、まず文部科学省において定価の最高額なんていうのも定められておりまして、契約の相手につきましても都道府県におおむね1か所あります教科書供給会社というのと契約をしている教科書取扱書店でしか購入できないということになってございまして、町内にも以前はその教科書取扱書店があったわけですが、令和2年度に辞退をされて、その後教科書取扱書店が、株式会社なにわ会津若松本店というのが本町の担当といいますか、そういうことになってございまして、それで随意契約をするものでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 今、説明を受けたのですけれども、高田にはないけれども、若松にある。すると、若松には1件しかそれはないということ。そればかりでなく、福島県全体にはあると思うのです、今言ったように。なぜここに特化するのかと。入札をすればもっと安くできるのではないかと。それを随意契約って、それ以外にないの。随意契約するに当たっては、理由があると思うのです。そこが、理由がまだ明確になっていないのですよ、これ今しゃべるように。もっと広くやればもっと安く入るのではないかと。パテントでも持っているのなら分かりますよ、パテント料払ってやるなんていう仕事であれば。そうでなければもう少し公開性を、それこそ公開、公開ってやっているわけですから。何も随意契約でやらなくてもいい理由があると思うのです。もう少しそこら辺ちゃんと教えていただきたい。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） 再度のご質問でございます。

少し長くなりますけれども、先ほど教科書の発行に関する臨時措置法ということで、条例がありますということでお話ししたのですけれども、まず教科書発行会社、東京書籍とか光村図書とかそういった教科書発行会社がまず教科書供給業務というのを請け負っておりまして、それによって各学校へ教科書を提供することになりますけれども、その教科書発行会社と教科書供給契約ということで全国に53社ほどある教科書供給会社と契約をします。それが福島県には1か所だけの教科書供給会社というのがございまして、今度はそこと、あと全国の書店とさらに契約をしますので、そこ以外では買えないということになってございます。美里町では、令和2年度まで町内の業者さんその取扱供給所ということで、教科書供給会社と……

〔「取扱書店」と言う人あり〕

○こども教育課長（渡部雄二君） 失礼いたしました。取扱書店があったのですが、そこが福島県に1社ある教科書供給会社と契約をしておりましたが、令和2年度をもってその書店さんが辞退をされて、その後令和2年度にこれは辞退されましたので、今度はまた福島県で唯一の教科書供給会社が教科書の発行に関する臨時措置法というのに基づきまして教科書取次供給所選定会なるものを開催しまして、そこで教科書取次供給所選定規定に基づきまして審議されて、そこで株式会社なにわ会津若松本店が教科書取次供給所で決定しておりますので……

〔「書店」と言う人あり〕

○こども教育課長（渡部雄二君） 書店に決定しておりますので、随意契約をしているものでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 今までそういうふうにちゃんと言えばある程度分かるのですが、今も聞いてみますとこれ独占なのだよな、そこしかないということは。全国津々浦々あっても。すると、代理店を持つと、代理店と契約してしまえばもう動かされぬことになってしまうのだよ、これ。独禁法にも引っかかる可能性だって出てくるのですよ、こういうのは。以前に消防の関係で・・・を買った。あれ独禁法で引っかかっているのです、町も。私注意したのだけれども、前の課長に。最後には独禁法でやられましたって報告がありました。我々は、やっては悪いのではないのだ。そういうところを踏まえながらちゃんとした理由を求めてやれば、我々だって反対も何もしないのです。そういう舌足らずの答弁をするから聞かなくてはならないのです。もう少し丁寧にそこら辺を、言われたからやるのではなく、分かっているのですよ、みんなそれは。役場のほうは何でもそうですが、書類というのは持っているのですよ、我々以上に。隠すことばかりがいいものではないです。ですから、つまびらかにちゃんと言った上で同意なり議会の議決をもらうと、そういうことの姿勢をしていただきたい。よろしくお願いします。

○議長（大竹 惣君） 答弁を求めます。

こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまのおただしのとおり、できるだけ早い段階から詳しい説明をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

〔「すみません、休憩してください」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 1 時 2 3 分）

再 開 （午後 1 時 2 4 分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

それでは、これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第35号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○同意第4号の議題、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第5、同意第4号 会津美里町教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案件については、教育長、歌川哲由君の一身上に関わる事件ですので、教育長、歌川哲由君の退場を求めます。

〔教育長（歌川哲由君）退席〕

○議長（大竹 惣君） これより質疑に入ります。質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

9番、渋井清隆君。

○9番（渋井清隆君） それでは、反対討論をさせていただきます。

私は、同意第4号 会津美里町教育長の任命につき同意を求めることについて、反対の立場から意見を開陳する。

その理由について、①、当議会は通年議会であり、緊急性もなく、時期的にも早いこと。

そして、②、我が町は教育文化の発祥の地であり、町には教育長としてふさわしい人材が多くいること。

よって、反対する。

趣旨ご理解の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上。

○議長（大竹 惣君） 賛成の討論はありませんか。

12番、横山知世志君。

○12番（横山知世志君） 私は、この同意人事案に賛成するものであります。

現教育長にあっては、就任以来積極的に町教育行政に取り組んでこられたことを高く評価しております。また、義務教育学校、小中一貫校制度に熱い思いを持って取り組んでいることも承知しております。制度確立へ向かうこの時点での交代は適切とは言えない。町外からの招聘については他自治体でもよくあることで、何ら問題はありません。よって、本案に賛成の意を持つものであります。

各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより同意第4号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、教育長、歌川哲由君の入場を許します。

〔教育長（歌川哲由君）入場〕

○議長（大竹 惣君） 教育長、歌川哲由君に申し上げます。

ただいま教育長人事案件については、賛成多数をもって同意いたしましたので、申し上げます。

○発議第1号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第6、発議第1号 国民の命と健康を守るため、政府の責任ですべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

5番、長嶺一也君。

〔5番（長嶺一也君）登壇〕

○5番（長嶺一也君） 発議第1号 国民の命と健康を守るため、政府の責任ですべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書の趣旨の説明を申し上げます。

政府は、看護師や介護職員などの労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、診療報酬と介護報酬の臨時改定を行いました。賃上げ対象者は限定され、対象施設数はわずか1.5%程度にすぎません。コロナ禍において国民の命や健康を守るため必死に奮闘してきたのは、一部の施設や職種ではありません。また、毎年のように発生している自然災害時の対応や新たな感染症に備えるため、必要な人員体制の確保が求められています。

以上のことから、医療、介護従事者の賃金引上げなどの処遇の改善で人材を確保し、安全、安心の医療体制を築くため、診療報酬、介護報酬の大幅引上げを行うよう求め、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものです。

どうぞ趣旨ご理解の上、議員各位のご賛同をお願いしまして趣旨説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第1号を電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○発議第2号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第7、発議第2号 健康保険証廃止の中止を求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

15番、根本謙一君。

〔15番（根本謙一君）登壇〕

○15番（根本謙一君） 発議第2号 健康保険証廃止の中止を求める意見書の趣旨の説明を申し上げます。

政府は、現行の健康保険証を令和6年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を成立させましたが、個人情報等の誤入力や情報漏えいに対し、多くの国民が危惧しておるところでございます。現在、多くの医療機関では、マイナンバーカードと健康保険証との両方を困難を回避しているのが実情であります。国民も患者も医療機関も望んでいない健康保険証の廃止は、中止を含め見直しが強く求められております。

以上のことから、全ての国民に健康保険証の交付を続けるよう求め、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものであります。

提出先は、御覧のように、内閣総理大臣、岸田文雄様はじめ関係3大臣様宛てです。

どうぞご趣旨ご理解の上、議員各位のご賛同をお願いいたしまして趣旨説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第2号を電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○発議第3号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第8、発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

5番、長嶺一也君。

〔5番（長嶺一也君）登壇〕

○5番（長嶺一也君） 発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の趣旨の説明を申し上げます。

令和5年春闘結果での賃上げ率はほぼ30年ぶりの高水準での賃上げとなったものの、急激な物価上昇に迫いつかず、経済、物価上昇に見合った継続的な賃上げが喫緊の課題となっています。また、人手不足を補うための外国人労働者の増加や雇用形態の多様化も依然として存在し、重層的なセーフティネットの強化と福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策であります。

以上のことから、賃金の経済政策として、最低賃金引上げの重要性を強く要望し、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものです。

どうぞ趣旨ご理解の上、議員各位のご賛同をお願いしまして趣旨説明といたします。よろしくお願

いたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第3号を電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上をもちまして本定例会3月会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和6年会津美里町議会定例会3月会議を散会いたします。

散 会 （午後 1時42分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

議 長 大 竹 惣

議 員 小 島 裕 子

議 員 星 次